

令和6年2月  
令和6年3月

# 指宿市議会会議録

第1回臨時会  
第1回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 令和6年第1回市議会臨時会

会期日程	1
------	---

#### 2月13日

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定による出席者	3
職務のため出席した事務局職員	4
開会及び開議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議員の辞職許可の件	5
議長辞職の件	5
議長の選挙	6
副議長辞職の件	8
副議長の選挙	9
議席の一部変更	10
常任委員の選任	11
議会運営委員の選任	11
広報特別委員の選任	11
指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙	12
指宿南九州消防組合議会議員の選挙	13
議案第1号～議案第5号一括上程	14
提案理由説明	14
議案第1号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	16
議案第2号～議案第5号（質疑，委員会付託省略，表決）	17
議案第6号上程	18
提案理由説明	18
議案第6号（質疑，委員会付託省略，表決）	18
議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件	19
閉議及び閉会	19

令和6年第1回市議会定例会

会期日程	21
2月21日	
議事日程	23
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第121条の規定による出席者	25
職務のため出席した事務局職員	26
開会及び開議	27
会議録署名議員の指名	27
会期の決定	27
議案第7号～議案第54号上程	27
提案理由説明	27
議案第55号及び議案第56号上程	53
提案理由説明	53
議案第55号及び議案第56号（質疑，委員会付託省略，表決）	54
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	55
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	55
散 会	57
2月26日	
議事日程	58
本日の会議に付した事件	60
出席議員	60
欠席議員	60
地方自治法第121条の規定による出席者	60
職務のため出席した事務局職員	60
開 議	62
会議録署名議員の指名	62
議案第7号～議案第15号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	62
議案第16号～議案第54号（質疑，委員会付託）	63

散 会 .....	63
-----------	----

3月14日

議事日程 .....	64
本日の会議に付した事件 .....	64
出席議員 .....	64
欠席議員 .....	64
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	64
職務のため出席した事務局職員 .....	65
開 議 .....	66
会議録署名議員の指名 .....	66
一般質問 .....	66
松 下 知 恵 議員 .....	66
1. 防災について	
2. 消防団の活性化について	
新川床 金 春 議員 .....	78
1. 指宿温泉まちづくり公社への関与について	
2. うなぎの里再生事業について	
3. ヘルシーランド大規模改修時の利用者への対応について	
前 原 五 男 議員 .....	91
1. 新年度予算について	
東 勝 義 議員 .....	100
1. 職員提案制度について	
2. いぶすき観光デザインへの関与について	
3. かいもん荘跡地について	
恒 吉 太 吾 議員 .....	114
1. 通学路の安全確保について	
議案第46号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	121
延 会 .....	123

3月15日

議事日程 .....	125
本日の会議に付した事件 .....	125
出席議員 .....	125

欠席議員	125
地方自治法第121条の規定による出席者	125
職務のため出席した事務局職員	126
開 議	127
会議録署名議員の指名	127
一般質問	127
吉 村 重 則 議員	127
1. 不登校問題について	
2. 市税について	
3. たまた箱温泉について	
4. 山川砂むし保養施設について	
井 元 伸 明 議員	143
1. 財政改革について	
2. 災害対策について	
3. 市道整備について	
4. 中学校再編について	
5. 池田湖周辺の整備状況について	
前之園 正 和 議員	155
1. 当初予算編成について	
2. 温泉問題について	
3. 自衛隊への名簿提供問題について	
散 会	170

3月25日

議事日程	171
本日の会議に付した事件	172
出席議員	173
欠席議員	173
地方自治法第121条の規定による出席者	173
職務のため出席した事務局職員	173
開 議	174
会議録署名議員の指名	174
議案第16号～議案第22号（委員長報告，質疑，討論，表決）	174
議案第23号～議案第30号（委員長報告，質疑，討論，表決）	177

議案第31号～議案第45号（委員長報告，質疑，討論，表決）	183
議案第47号（委員長報告）	186
議案第47号（修正案説明）	201
議案第47号（質疑，討論，表決）	204
議案第52号～議案第54号（委員長報告，質疑，討論，表決）	212
議案第48号～議案第50号（委員長報告，質疑，討論，表決）	214
議案第51号（委員長報告，質疑，討論，表決）	217
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	218
議案第57号～議案第59号一括上程	223
提案理由説明	223
議案第57号及び議案第58号（質疑，委員会付託省略，表決）	224
議案第59号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	225
議案第60号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	227
閉会中の継続調査について	227
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	227
議長挨拶	228
市長挨拶	229
閉議及び閉会	229

# 第 1 回 臨 時 会

令和 6 年 2 月 議 会

令和6年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（2月13日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月13日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議員の辞職許可の件</li> <li>・議長辞職の件</li> <li>・議長の選挙</li> <li>・副議長辞職の件</li> <li>・副議長の選挙</li> <li>・議席の一部変更</li> <li>・常任委員の選任</li> <li>・議会運営委員の選任</li> <li>・広報特別委員の選任</li> <li>・指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙</li> <li>・指宿南九州消防組合議会議員の選挙</li> <li>・議案第1号～議案第5号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第1号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第2号～議案第5号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第6号上程（議案説明，質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件</li> </ul>

# 第 1 回 臨 時 会

令和6年2月13日

(第1日)

## 第1回指宿市議会臨時会会議録

令和6年2月13日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員の辞職許可の件
- 日程第4 議長辞職の件
- 日程第5 副議長辞職の件
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 広報特別委員の選任
- 日程第9 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第10 指宿南九州消防組合議会議員の選挙
- 日程第11 議案第1号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第6号 監査委員の選任について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員の辞職許可の件
- 日程第4 議長辞職の件
- 追加日程第1 議長の選挙
- 日程第5 副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙

- 追加日程第3 議席の一部変更
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 広報特別委員の選任
- 日程第9 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第10 指宿南九州消防組合議会議員の選挙
- 日程第11 議案第1号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第6号 監査委員の選任について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 15 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 16 番 議 員 | 前之園 正 和 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 西 森 三 義 |          |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 坂 元 一 博 |
| 市民生活部長 | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 産業振興部長    | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長   | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長   | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長   | 紺 屋 聖 一 |
| 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一 | 開 闢 支 所 長 | 山 下 秀 一 |
| 市 長 公 室 長 | 渡 部 徹 也 | 総 務 課 長   | 濱 上 和 也 |
| 経営改善推進室長  | 木 下 英 城 | 財 政 課 長   | 東 忠 孝   |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長   | 池 水 拓 也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

**△ 開会及び開議**

午前10時00分

**○議長（下川床泉）** ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和6年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

**○議長（下川床泉）** まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

**△ 議員の辞職許可の件**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議員の辞職許可の件を議題といたします。

去る1月23日、中村昭二議員から、一身上の都合により、1月31日をもって議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、これを許可しましたから御報告いたします。

**△ 議長辞職の件**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第4、議長辞職の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、副議長と交替いたします。

[下川床泉議長退席、前原五男副議長議長席に着席]

**○副議長（前原五男）** それでは、私が議長職を務め、議事を進めてまいります。

職員に議長の辞職願を朗読いたさせます。

**○議会事務局長（鮎川富男）** それでは、朗読いたします。

辞職願。指宿市議会議長、下川床泉。このたび、一身上の都合により、令和6年2月13日をもって議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。指宿市議会副議長殿。

以上でございます。

**○副議長（前原五男）** お諮りいたします。

下川床泉議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（前原五男）** 御異議なしと認めます。

よって、下川床泉議長の辞職を許可することに決定いたしました。

下川床泉議員の除斥を解除いたします。

〔下川床泉議員着席〕

**○副議長（前原五男）** ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長選挙を行う必要がありますので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（前原五男）** 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

#### △ 議長の選挙

**○副議長（前原五男）** 追加日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙は、投票をもって行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（前原五男）** 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は、投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

**○副議長（前原五男）** ただいまの出席議員は、17人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

**○副議長（前原五男）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（前原五男）** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱確認]

○副議長（前原五男） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効票として取り扱います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

[投票]

○副議長（前原五男） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（前原五男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開場]

○副議長（前原五男） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に前之園正和議員、松下知恵議員、山本敏勝議員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○副議長（前原五男） 選挙結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票1票であります。

有効投票中、西森三義議員9票、新宮領實議員7票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、西森三義議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました西森三義議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

西森三義議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長（西森三義） 一言、議長当選承諾及び就任の御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私が議員の皆様方の御推挙によりまして、市議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄であり、また、その責任の重大さに身の引き締まる思いで、衷心から感謝感激をいたしております。ここに皆様方の御推挙を受けましたからには、皆様方の温かい御支援と御鞭撻によりまして、市政の発展と市民福祉の向上に誠心誠意努力をい

たす覚悟でございます。また、円滑な議会運営のために公平無私、不偏不党の基本の下に、分かりやすい議会、開かれた議会を念頭に、努力を傾注してまいりたいと固く覚悟している次第でございます。何とぞ、倍旧の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、議長当選承諾と就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○副議長（前原五男） それでは、新議長西森三義議員、議長席にお着き願います。

これで、私の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

〔西森三義議長、議長席着席〕

#### △ 副議長辞職の件

○議長（西森三義） 次は、日程第5、副議長辞職の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、前原五男副議長の除斥を求めます。

〔前原五男副議長退席〕

○議長（西森三義） 職員に副議長の辞職願を朗読いたさせます。

○議会事務局長（鮎川富男） それでは、朗読いたします。

辞職願。指宿市議会副議長、前原五男。このたび、一身上の都合により、令和6年2月13日をもって副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。指宿市議会議長殿。

以上でございます。

○議長（西森三義） お諮りいたします。

前原五男副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、前原五男副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

前原五男議員の除斥を解除いたします。

〔前原五男議員着席〕

○議長（西森三義） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長選挙を行う必要がありますので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに副議長の選挙を行う

ことに決定いたしました。

### △ 副議長の選挙

○議長（西森三義） 追加日程第2，副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙は，投票をもって行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって，副議長の選挙は，投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（西森三義） ただいまの出席議員は，17人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（西森三義） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱確認〕

○議長（西森三義） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います，念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

なお，白票は無効票として取り扱います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので，投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上，順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（西森三義） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開場〕

○議長（西森三義） これより，開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により，議長において，開票立会人に東勝義議員，西田義哲

議員，新宮領實議員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

**○議長（西森三義）** 選挙結果を報告いたします。

投票総数17票，これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち，有効投票17票，無効投票0票であります。

有効投票中，山本敏勝議員9票，井元伸明議員8票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって，山本敏勝議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山本敏勝議員が議場におられますので，会議規則第32条第2項の規定により，本席から当選の告知をいたします。

山本敏勝議員，副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

**○副議長（山本敏勝）** 副議長就任の挨拶を一言，お礼の言葉と併せて申し上げます。議員の皆様方の御推挙により，副議長の要職に就くことになりました。身に余る光栄と存じ，感激しておりますと同時に，その職務の重大さを痛感するものであります。幸いにして，人格，識見ともに卓越された議長の下，同僚議員各位の絶大な御指導と御鞭撻を賜りまして，副議長という職責に向かって全知全能を傾注いたしたいと思っております。誠に簡単ではございますが，副議長当選承諾及び就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

**○議長（西森三義）** 新議長の就任により，議席の変更を行う必要がありますので，議席の一部変更を日程に追加し，追加日程第3として行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって，議席の一部変更を日程に追加し，追加日程第3として議席の一部変更を行うことに決定いたしました。

#### △ 議席の一部変更

**○議長（西森三義）** 下川床泉議員の議席を17番に，西森三義議員の議席を18番に，これまでの13番から17番の議席を順番に繰り上げて，それに変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって，下川床泉議員の議席を17番に，西森三義議員の議席を18番に，これまでの13番か

ら17番の議席を順番に繰り上げて、それに変更することに決定いたしました。

ただいま決定いたしました議席にお着きを願います。

[変更議員着席]

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時14分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 常任委員の選任

○議長（西森三義） 次は、日程第6、常任委員の選任を議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務水道委員に松下知恵議員、前原五男議員、恒吉太吾議員、吉村重則議員、東伸行議員、西森三義議員を、文教厚生委員に山本敏勝議員、東勝義議員、田中健一議員、前之園正和議員、下川床泉議員、産業建設委員に西田義哲議員、新宮領實議員、井元伸明議員、新川床金春議員、福永徳郎議員、高田チヨ子議員をそれぞれ指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午後0時58分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

総務水道委員長に松下知恵議員、副委員長に恒吉太吾議員、文教厚生委員長に東勝義議員、副委員長に前之園正和議員、産業建設委員長に新川床金春議員、副委員長に井元伸明議員がそれぞれ互選されました。

#### △ 議会運営委員の選任

○議長（西森三義） 次は、日程第7、議会運営委員の選任を議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、松下知恵議員、東勝義議員、新宮領實議員、田中健一議員、吉村重則議員、新川床金春議員、福永徳郎議員、前之園正和議員、以上8人を議会運営委員会の委員に指名いたします。

#### △ 広報特別委員の選任

○議長（西森三義） 次は、日程第8、広報特別委員の選任を議題といたします。

広報特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長におい

て、山本敏勝議員，前原五男議員，東勝義議員，新宮領實議員，吉村重則議員，高田チヨ子議員，以上6人を広報特別委員の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 2時18分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので，御報告いたします。

議会運営委員長に新宮領實議員，副委員長に吉村重則議員がそれぞれ互選されました。

次に，広報特別委員会の正副委員長が互選されましたので，御報告いたします。

広報特別委員長に高田チヨ子議員，副委員長に山本敏勝議員がそれぞれ互選されました。

#### △ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（西森三義） 次は，日程第9，指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては，地方自治法第118条第2項の規定により，指名推選によりたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって，選挙の方法は，指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては，議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって，議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

指宿広域市町村圏組合議会議員に山本敏勝議員，東勝義議員，新宮領實議員，井元伸明議員，高田チヨ子議員，前之園正和議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山本敏勝議員，東勝義議員，新宮領實議員，井元伸明議員，高田チヨ子議員，前之園正和議員が指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました山本敏勝議員，東勝義議員，新宮領實議員，井元伸明議員，高田チヨ子議員，前之園正和議員が議場におられますので，本席から当選の告知をいたします。

### △ 指宿南九州消防組合議会議員の選挙

○議長（西森三義） 次は，日程第10，指宿南九州消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては，地方自治法第118条第2項の規定により，指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって，選挙の方法は，指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては，議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって，議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

指宿南九州消防組合議会議員に前原五男議員，田中健一議員，新川床金春議員，西森三義議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって，ただいま指名いたしました前原五男議員，田中健一議員，新川床金春議員，西森三義議員が指宿南九州消防組合議会議員に当選されました。

ただいま指宿南九州消防組合議会議員に当選されました前原五男議員，田中健一議員，新川床金春議員，西森三義議員が議場におられますので，本席から当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時23分 |
| 再開 | 午後 | 2時24分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第1号～議案第5号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第11、議案第1号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第15、議案第5号、教育委員会委員の任命について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 提案理由の説明に入ります前に、この場を借りまして、本年元旦に発生いたしました能登半島地震でお亡くなりになられた皆様、御遺族や被害に遭われました皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。また、自然災害の脅威を目の当たりにして、本市におきましても防災、減災、あるいは避難や備蓄など、各種災害対策を改めてしっかり点検をし、もしもの場合にしっかりとした備えをしておかなければならないと、改めて強く思ったところであります。

さて、今回、第1回指宿市議会臨時会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、人事に関する案件5件の計6件であります。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、議案第1号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、令和6年1月15日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、提出議案の3ページを御覧ください。

議案第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

本案は、現委員であります濱田悟氏が令和6年2月22日をもって任期満了となりますことから、新たに高野重夫氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

次に、4ページを御覧ください。

議案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

本案は、現委員であります森和美氏が令和6年2月22日をもって任期満了となりますことから、新たに鶴窪昭一氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

次に、5ページを御覧ください、

議案第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

本案は、現委員であります徳留博昭氏が令和6年2月22日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、今回、新たに委員の候補といたしました高野氏と鶴窪氏につきましては、指宿市職員として税務課での勤務経験もあり、土地及び家屋の課税事務等に精通しており、公平・公正な税務行政を推進してきた経験も豊富でありますことから、当該委員として適任であると考えているところであります。

次に、6ページを御覧ください。

議案第5号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員であります七夕利久氏が令和6年2月22日をもって任期満了となることから、新たに瀨崎健児氏を委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

同氏は、開聞小学校PTA会長及び学校運営協議会委員として、PTA活動等に積極的に取り組むとともに、指宿市PTA連合会の会長を務めるなど、児童生徒の健全育成に長年携わり、教育振興に大きく貢献されていることから、当該委員として適任であると考えているところであります。

何とぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案第1号の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第1号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本補正は、物価高騰に伴う低所得世帯への支援事業に伴う費用などであり、急を要しましたことから、令和6年1月15日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいた

しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億984万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を284億1,906万7千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節3職員手当等から節19扶助費までの合計2億984万5千円の補正につきましては、住民税均等割のみの課税世帯を対象に、1世帯当たり10万円を、また、こども加算として非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の18歳以下の子供1人当たり5万円を給付する、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業に係る扶助費等を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款15国庫支出金2億984万5千円の補正につきましては、説明欄にお示しの国庫補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時33分 |
| 再開 | 午後 | 2時34分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第1号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

まず、議案第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、承認することに決定いたしました。

#### △ 議案第2号～議案第5号(質疑, 委員会付託省略, 表決)

**○議長(西森三義)** 次に、議案第2号から議案第5号までの4議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第2号から議案第5号までの4議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第5号までの4議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第2号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。

**○議長(西森三義)** 次に、議案第3号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、同意することに決定いたしました。

**○議長(西森三義)** 次に、議案第4号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、同意することに決定いたしました。

○議長(西森三義) 次に、議案第5号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第6号上程

○議長(西森三義) 次は、日程第16、議案第6号、監査委員の選任について、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西田義哲議員の除斥を求めます。

[西田義哲議員退席]

○議長(西森三義) 提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(打越明司) 提出議案の7ページを御覧ください。

議案第6号、監査委員の選任について、であります。

本案は、議員のうちから選任された監査委員であります高田チヨ子氏から、令和6年1月23日付けの辞職願が提出されましたことから、地方自治法第198条の規定によりこれを承認するとともに、後任の委員に西田義哲氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日につきましては、お示しのとおりであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。何とぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

#### △ 議案第6号(質疑, 委員会付託省略, 表決)

○議長(西森三義) これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、同意することに決定いたしました。

西田義哲議員の除斥を解除いたします。

[西田義哲議員着席]

#### **△ 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び 広報特別委員会の閉会中の継続調査の件**

**○議長(西森三義)** 次は、日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件、を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査の申出があります。また、広報特別委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、委員会の委員の任期中、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び広報特別委員長からの申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び広報特別委員長からの申出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続審査及び閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

#### **△ 閉議及び閉会**

**○議長(西森三義)** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、あわせて、令和6年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

(旧) 議 長 下川床 泉

議 長 西 森 三 義

議 員 福 永 徳 郎

議 員 高 田 チヨ子

# 第 1 回 定 例 会

令和 6 年 3 月 議 会

令和6年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 34日間（2月21日～3月25日）

2. 会期日程

| 月 日   | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                                                                  |
|-------|---|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月21日 | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第7号～議案第54号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第55号及び議案第56号上程<br/>（議案説明，質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙</li> </ul> |
| 22日   | 木 | 休 会 | 一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）                                                                                                                                                                                   |
| 23日   | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 24日   | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 25日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 26日   | 月 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第7号～議案第15号<br/>（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第16号～議案第54号（質疑，委員会付託）</li> </ul>                                                                                   |
| 27日   | 火 | 休 会 | 総務水道委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                             |
| 28日   | 水 | 〃   | 総務水道委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                             |
| 29日   | 木 | 〃   | 文教厚生委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                             |
| 3月1日  | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 2日    | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 3日    | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 4日    | 月 | 〃   | 文教厚生委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                             |
| 5日    | 火 | 〃   | 産業建設委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                             |
| 6日    | 水 | 〃   | 産業建設委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                             |
| 7日    | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 8日    | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 9日    | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 10日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 11日   | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 12日   | 火 | 〃   | 委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）※14日表決分                                                                                                                                                                             |
| 13日   | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                                                            |
| 14日   | 木 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・議案第46号（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> </ul>                                                                                                                   |

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15日 | 金 | 本会議 | ・ 一般質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 16日 | 土 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 17日 | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 18日 | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 19日 | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 20日 | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 21日 | 木 | 〃   | 委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 22日 | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 23日 | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 24日 | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 25日 | 月 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第16号～議案第45号及び議案第47号～議案第54号<br/>（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・ 審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・ 議案第57号～議案第59号一括上程（議案説明）</li> <li>・ 議案第57号及び議案第58号<br/>（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・ 議案第59号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・ 議案第60号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）</li> <li>・ 閉会中の継続調査について</li> <li>・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果</li> </ul> |

# 第 1 回 定 例 会

令和6年2月21日

(第1日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和6年2月21日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第7号 指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第8号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第5 議案第9号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第10号 令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第11号 令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第12号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第13号 令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第14号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第15号 令和5年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第16号 指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第13 議案第17号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第18号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第19号 指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第20号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第21号 指宿市山川庁舎会議室等の市民使用に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について

て

- 日程第19 議案第23号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
  - 日程第20 議案第24号 指宿市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について
- て
- 日程第21 議案第25号 指宿市介護保険条例の一部改正について
  - 日程第22 議案第26号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
  - 日程第23 議案第27号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
  - 日程第24 議案第28号 指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
  - 日程第25 議案第29号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 日程第26 議案第30号 指宿市立公民館条例等の一部改正について
  - 日程第27 議案第31号 指宿市漁港管理条例の一部改正について
  - 日程第28 議案第32号 指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例等の一部改正について
- て
- 日程第29 議案第33号 指宿市体育施設条例の一部改正について
  - 日程第30 議案第34号 指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について
  - 日程第31 議案第35号 指宿市開聞農村環境改善センター条例及び指宿市開聞農業用かんがい用水施設条例の一部改正について
  - 日程第32 議案第36号 市道の廃止及び認定について
  - 日程第33 議案第37号 市道の廃止及び認定について
  - 日程第34 議案第38号 市道の廃止及び認定について
  - 日程第35 議案第39号 市道の認定について
  - 日程第36 議案第40号 市道の認定について
  - 日程第37 議案第41号 市道の認定について
  - 日程第38 議案第42号 市道の認定について
  - 日程第39 議案第43号 市道の認定について
  - 日程第40 議案第44号 市道の認定について
  - 日程第41 議案第45号 市道の認定について
  - 日程第42 議案第46号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
  - 日程第43 議案第47号 令和6年度指宿市一般会計予算について
  - 日程第44 議案第48号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
  - 日程第45 議案第49号 令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
  - 日程第46 議案第50号 令和6年度指宿市介護保険特別会計予算について

- 日程第47 議案第51号 令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第48 議案第52号 令和6年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第49 議案第53号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第50 議案第54号 令和6年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第51 議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第52 議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第53 新たに受理した陳情上程  
陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書  
陳情第2号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情
- 日程第54 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	坂 元 一 博
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	嶋 崎 一 郎

建設部長	高田博憲	教育部長	紺屋聖一
山川支所長	中島裕一	開聞支所長	山下秀一
市長公室長	渡部徹也	総務課長	濱上和也
経営改善推進室長	木下英城	水道課長	湯ノ口繁生

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川富男	次長兼議事係長	池水拓也
主幹兼調査管理係長	川畑裕二	議事係主査	古川浩仁

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和6年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、恒吉太吾議員及び田中健一議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（西森三義） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの34日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの34日間と決定いたしました。

### △ 議案第7号～議案第54号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第7号、指宿市手数料条例の一部改正について、から、日程第50、議案第54号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの48議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） おはようございます。この2日間降り続いた雨で、市内各地で少し小規模な崖崩れ等が起きておりまして、現在、各地で復旧に直接当たっている最中でありまして、御報告をしておきたいと思えます。

それでは、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し上げる前に、この場をお借りいたしまして、まず初めに、先に発生いたしました令和6年能登半島地震により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に改めて心からお見舞い申し上げたいと思えます。一昨日までで241名もの尊い命が失われました。今なお9人の方の安否がまだ分かっていない状況であります。家屋の倒壊や土砂災害、津波などによってインフラやラ

イフラインも壊滅的な被害を受けており、被災地では厳しい寒さの中、1万2,524人の方々が避難生活を余儀なくされているところでもあります。また、被災者の救援と被災地の復興支援のために御尽力されている方々に深く敬意を表するとともに、被災地域の皆様の安全と一日も早い復興を願うばかりであります。本市といたしましても、被災地への職員派遣について、鹿児島県と調整をしながら、準備をしているところでございます。県から要請があり次第、職員派遣も含め、できる限りの支援をしてみたいというふうに考えているところでもあります。

次に、先の定例会以降に実施しました主な行事等について報告させていただきます。

昨年12月の25日には、地域における人手不足の解消や仕事のマッチングをより強化するために、公益財団法人産業雇用安定センター鹿児島事務所と連携協定を締結いたしました。同センターは、60歳から70歳までの方の再就職や本市への移住を予定されている方の就職支援、事業所の求人の支援などの取組を行っており、特に就職支援についてはマンツーマンで応援をさせていただきます。なお、移住を予定している方々への再就職支援については、全国初の取組となるところであります。同センターと連携を密にしながら、住みやすく、働きやすいまちの実現に取り組んでまいりたいと思います。

本年1月4日には、二十歳の節目を迎えた423名を対象とした二十歳を祝う式を開催いたしました。学生時代コロナ禍を経験した皆さんが、失敗を恐れず夢に向かって果敢に挑戦することを願うとともに、ふるさと指宿への誇りと愛着を持ち、ふるさととのつながりを大切にしながら、指宿を応援して下さることを期待したいと思います。

1月14日に開催されました第41回いぶすき菜の花マラソンには、約7,500人のランナーが参加をされ、続いて1月27日から28日にかけて開催されました第32回いぶすき菜の花マーチには、3,600人を超えるウォーカーが参加をされました。菜の花マラソンにつきましては、気軽に短い距離を走ってみたい、体力的にちょっと自信がないという御意見もあったことから、初めての試みとして、池田湖をゴールとした約12kmのファンランニングも開催したところであります。いずれの大会においても、多くの方々に菜の花が咲きほこる早春の指宿路を楽しんでいただいたのではないかと思います。

1月31日には、本市においてオクラやスナップえんどうの栽培をしております株式会社オリエンタルアグリと立地協定に係る調印式を行いました。オリエンタルアグリは、商品になりにくい野菜の高付加価値化を図るため、冷凍野菜の製造販売を実施するための加工工場を新設する計画となっています。生産農家の収入増につながることや、雇用機会の創出にも大いに貢献していただけるものと期待しています。令和6年度におきましても、昨年以上に指宿の元気を取り戻すべく、大胆に各種のイベント等も開催をし、また様々な機会を捉えて、引き続き本市の魅力を積極的に発信してみたいと考えております。

それでは、令和6年第1回市議会定例会の開会に際し、令和6年度予算並びに諸案件の審議

をお願いするにあたりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと存じます。

私が市長に就任して、任期の折り返し地点である早2年が経過いたしました。将来が楽しみになる町になれるよう、令和5年度も自分なりに精一杯、市政運営に取り組んでまいりました。議員の皆様方には、市政を運営するにあたり、様々な御指導、御助言をいただきましたことについて、心から御礼を申し上げる次第です。私は、常々、市民をはじめ、地域、市役所、そして市議会がワンチームとなって、同じ目標に向かって努力していくことこそが、市政運営の一番の要だと考えております。今後もチームの結束力を強めながら、その輪を更に大きく広げていく努力を、職員ともども一丸となって全力で頑張ったいと思っております。引き続き、議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和5年度は、財政再建を着実に実施してゆくために、基本的な指針と具体的な目標を定めました。収入の範囲内で支出する、借金はこれ以上増やさない、という基本原則を守りながら、次の世代の負担をできる限り軽くし、柔軟に財源を活用できるまちになることを目指して、昨年9月に指宿市経営改善計画を策定したところであります。この計画では、将来負担比率をゼロにすることを基本目標に、令和12年度までに、貯金を20億円以上増やす、借金は43億円以上減らす、そして、人件費や公債費、扶助費など、毎年支出が必要な経費に対し、市税や地方交付税などの毎年入ってくる収入が、どの程度使われているかを示す経常収支比率については、90%以下に抑える、この3つの目標を掲げました。本計画に基づき、将来に負担ではなく楽しみを残せるよう、市民の理解を求めながら、着実に財政再建も進めてまいります。その一環として、新たな歳入の確保に向け、公用車への有料広告の実証事業をスタートさせるとともに、有料で公共施設への愛称を募集する、ネーミングライツ事業を実施いたしました。指宿市営野球場については、ネーミングライツ・パートナーが決まり、本年4月から新川床マリン球場という新たな名称になるところであります。一日でも早く、市民や利用者の方に、親しみを込めて呼ばれることを願っているところであります。また、新たな試みの一つとして、市役所の全職員を対象とした稼ぐ市役所職員提案制度も実施をし、250件を超える応募の中から、6つの提案を選びました。これ以外の提案にも実現可能なものが数多くあり、令和6年度は、歳入確保につながるこれらの提案の事業化に向け、順次、準備に入る予定でございます。歳入確保策につきましては、引き続き、様々な角度から検討を続けてまいりたいと考えております。

まちづくりの分野では、令和4年度から、人口減少社会に対応してゆくために、住まいや医療・福祉・商業、公共交通等の様々なまちにとって必要な施設や機能が、今後どうあるべきか、庁内はもちろん、有識者を交えた外部の検討委員会においても議論を続けてまいりました。本年度末に、目指すべき指宿の将来の姿を、立地適正化計画（案）としてまとめる予定でございます。令和6年度には、この計画案について、パブリックコメントを行った上

で、正式に立地適正化計画として策定いたしたいと考えております。

また、小規模な集落の人口維持や持続可能な集落づくりを更に進めていくために、指宿市うなぎの里再生プロジェクト協議会を設置をし、鰻地区の現状や課題等の共有、住民との地域再生に向けた対話集会を実施してまいりました。令和6年度においては、鰻地区の課題解決のための対話の場づくりや、イベント・行事等の運營業務、環境保全業務などを担っていただける地域おこし協力隊員を募集し、地域再生に向けた取組を実施してまいります。このプロジェクトは、今後、少子高齢化がかなり進んでいる集落を、どうすれば持続可能な集落に再生できるのか、その方法を実践してゆく取組になるものと考えております。

ひとに関わる分野につきましては、令和5年度から、人口減少、少子高齢化、またそれらに伴う地域の活力低下等の課題解決に向け、様々な切り口から、新たな取組をスタートさせました。人口減少に少しでも歯止めをかけ、人をメインとした施策をワンパッケージで実施していく部署を立ち上げ、移住の支援制度等の充実を図った結果、市の制度を利用して移住された方の数は、本年1月末日現在で26世帯57人となっており、令和4年度全体と比べても、約36%の増となったところであります。空き家活用の推進と合わせて、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

子育て支援に関しましては、市民の様々なニーズに対応するため、昨年、子育て中の市職員を集め、子どもの遊び場ワーキンググループを立ち上げました。ワーキンググループでは、先進地視察を基に、どのような施設や場所づくりが必要であるのか、子供を持つ親として、また、市職員として、様々な視点から本市に必要な子どもの遊び場の在り方について考え、議論をした内容を提言書としてとりまとめていただきました。令和6年度には、この提言書を基に、市民はもちろん、交流人口の増加にもつながる、魅力ある子どもの遊び場の整備のための準備をスタートさせたいと考えております。

小中学校の給食費につきましては、令和6年度から、物価高騰分の200円を保護者に御負担いただく予定としておりましたが、子育て支援の観点から、物価高騰分については、市が補助することといたしました。今後は、敬老祝い金の見直しなどによって生み出された財源などを活用し、これ以上の新たな保護者負担は求めないものと考えているところであります。

中学校の再編に関しましては、令和5年度に、再編を望む回答が多かった西指宿中学校と北指宿中学校の統合について、具体的な再編内容に関するアンケートを実施いたしました。本市の子供たちのために、本当に大切なことは何か、そのことを念頭におきながら、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針に基づき、今後、西指宿中学校と北指宿中学校の統合を目指してまいります。

生活環境の分野では、令和5年度に実施したプラスチック製品の資源ごみ回収に係るモデル事業の結果を踏まえ、令和6年度から、回収するごみの種類を増やすこととしました。本年6月からは、容器包装以外のプラスチック製品、例えば、プラスチック製のスプーンやハ

ンガーなどを資源ごみの対象に加え、それらを回収して、再び商品にすることで、資源ごみのリサイクルをさらに推進し、同時に、燃えるごみの減量化にも取り組み、持続可能な資源循環型のまちづくりを目指してまいります。

さて、昨年は、本市の基幹産業である農業にとっては、非常に厳しいスタートでありました。令和5年1月24日から25日にかけて発生した積雪・低温により、約510haのほ場が被害を受け、被害金額は約19億円にも上りました。市では、国や県等と連携を図り、現場の声に耳を傾けながら、より効果的な生産方法の検討や、経営回復に向けた農家の支援に取り組んだほか、長引く肥料原料や畜産飼料等の高騰対策についても、国や県と一緒に支援を行ってきたところであります。

本市の更なる農業振興を図るためにも、令和6年中には、国が改正を目指している食料・農業・農村基本法に掲げられた食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少化における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持、この3つの方向性を見据えながら、本市の農業振興に生かせる施策や事業の導入を図ってまいります。

さらには、本市の農業の持続的な発展や農業の持つ多面的な機能を発揮していくために、新たに環境保全型農業直接支払対策事業の取組をはじめてまいります。また、指宿市農業環境負荷低減対策プロジェクトや棚田資源を有効活用した食と農の拠点づくりも、更に推進してまいります。あわせて、本市の農業の未来設計図となる地域計画づくりを地域の皆さんと一緒に進めてまいりたいと考えております。

観光の分野では、昨年4月に指宿市観光・経済戦略会議を設立するとともに、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、アウトドアコンテンツ・インバウンド誘客の戦略策定や、新しい指宿の魅力をPRするためのキャッチコピーやロゴマーク、動画等を制作し、本年1月に記者発表を行いました。官民一体となって観光施策に取り組むことを目的に、昨年3月に策定した指宿市観光ビジョンでは、本市の観光消費額を令和9年までに、基準年である令和元年の消費額380億円を20%増とすることを目標に掲げ、その達成に一丸となって取り組んでまいります。今後も、本市が持続可能な観光地として成長していくために、令和6年度も国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した観光DX実現に向けた諸施策を継続して実施してまいります。平行して、指宿市観光・経済戦略会議を中心に議論を重ね、各産業間が連携し、観光資源や食材等の高付加価値化を図り、域内の消費活動を促進することで、経済波及効果が様々な分野に及んでいくよう努力してまいりたいと考えております。

IT化と情報発信の分野におきましては、国が募集する自治体の窓口改革のモデルプロジェクトにおいて、数多くの応募自治体の中から、本市の提案が全国で12のモデル自治体の一つとして採択されることとなりました。令和6年度は、市役所に行かない、市役所で迷わない、市役所で待たない、市役所で書かない、そうした窓口業務の改善を図るモデル事業を実施し、市民に、便利になったと実感をしていただけるような、デジタルを活用した窓口サー

ビスの工夫に取り組んでまいります。

私たちの生活、そして、各種産業においても、少しずつ活気を取り戻しつつありますが、その一方で、あらゆる業種で人手不足、また、後継者がいなくて事業承継ができない、跡取りがない、といったことが深刻化しており、この問題は、医療や介護、保育など、生活に欠かせない分野にまで及んでおります。今後、あらゆる業種、分野で人材を確保してゆく、きちんと事業承継ができるようサポートしてゆく、あるいは、跡取りを探すお手伝いをしてゆく、こうした取組が、このまちの将来を支える大きな柱になっていくと考えております。ヒトを制する者こそが地域間の競争に生き残り、産業や企業の戦いにも勝ち残れると考えております。令和6年度は、指宿にとって一番大切な、将来を支えてくれる人を見つける、育てる、支援する、次の世代につながる活動を充実してゆく一年にしたいと考えているところであります。

それでは、ここからは、令和6年度の主要施策について御説明申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。

持続可能な地域社会を形成していくためには、市民全体で自助・共助・公助の補完性の原則に基づく地域活動等の重要性の認識を高めていかなければなりません。そのため、地域担い手の支援や育成、自治会への加入促進に力を入れるとともに、デジタルを活用した地域内の連携等を目指し、デジタルボランティアの育成・活用に取り組み、地域におけるデジタル講習会等の充実を図ります。また、多様な生き方や価値観を認め合い、一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現を目指した男女共同参画や人権に関する啓発活動を推進し、自治体間におけるパートナーシップ宣誓制度の連携協定を進めながら、誰もが人権を尊重され、多様性を認め合えるまちの実現を目指し、引き続き、理解促進と支援に取り組んでまいります。

市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進し、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきり予防に引き続き取り組んでまいります。また、国のデジタル田園都市国家構想交付金の対象事業であるICTを活用した広域連携SIB事業において取り組んできた健幸ポイントプロジェクトにつきましては、一定の医療費・介護給付費の抑制が確認されたことから、引き続き、運動の習慣化を推進するとともに、加えて、豊富な地域食材を使用した健幸食等の普及に努め、健幸のまちづくりを推進してまいります。

高齢者の福祉につきましては、第9期高齢者福祉計画に基づき、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、シルバー人材センターや社会福祉協議会等とも連携し、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりの推進など、高齢者福祉の充実に努めてまいります。また、各種介護予防事業を通して地域との交流を図ることにより、高齢者の引きこもり予防や高齢者を地域で見守る体制を充実させ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心

して生活できるよう推進してまいります。

介護保険につきましては、第9期介護保険事業計画に基づいた介護サービス基盤の計画的な整備を見据え、介護人材の確保や職場環境の整備に取り組み、介護現場の生産性の向上を推進してまいります。

障害者等の福祉につきましては、障害福祉計画等に基づき、障害福祉サービスの積極的な推進と、障害児に対する支援体制の充実を図り、障害者等が自らの意志により地域で自立した生活を送れる社会づくりに努めてまいります。また、認知症高齢者や障害者の財産及び権利を保護するため、第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、中核機関による相談や制度の利用促進を図り、安心して暮らせるよう支援してまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、第二期子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブでの障害児受入事業に取り組むなど、多様な保育サービスの充実を図り、子どもを育む環境を整備してまいります。本年は、令和7年度からの第三期子ども・子育て支援事業計画策定年となっており、更なる子育て支援のための施策を計画してまいります。また、虐待・貧困等によって支援が必要な子どもや、その家庭に対する包括的な支援に努めてまいります。

保健、医療につきましては、第二次健康増進計画に基づき、自主的な健康づくりを支える健幸のまちづくりを基本方針に、医師会や歯科医師会、薬剤師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、乳幼児健診・予防接種・各種がん検診等を実施し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。また、子どもを産み育てやすい地域づくりの推進に向け、産科医の確保、産後ケア等を継続するとともに、妊娠期から子育て期にある家庭への支援について、子育て世代包括支援センターいぶここを中心に、注力してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、昨年5月に、法律上の位置付けが2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類へと移行されましたが、今後とも医師会との連携を図り、各種感染症の防止対策の周知・啓発に努めてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づいて、引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収及び保健事業を行ってまいります。また、国保財政の健全化を図るため、第3期指宿市データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率向上対策の実施及び生活改善指導や疾病の重症化予防など、きめ細かな保健事業に取り組むとともに、現状の分析や、取組に当たった課題の整理・検証を行い、医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の安

定的な運営を図ります。また、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や認知症の早期支援体制、在宅における医療と介護の連携体制の構築等を一体的に推進してまいります。

地球温暖化対策につきましては、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目標とするゼロカーボンシティの実現に向けて、市民、事業者、市等が一体となって、総合的かつ計画的に取り組めるよう検討を進めてまいります。

地域環境の保全対策につきましては、環境基本計画に基づき、河川・海域の水質状況の監視を行い、悪臭・騒音・大気汚染・不法投棄などの公害に迅速に対応し、原因の把握・指導及び未然防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携し、公害防止に努めてまいります。また、鰻池の水質改善対策につきましては、水質改善装置の運転を継続するとともに、定期的な水質検査を実施し、水質保全に努めてまいります。

生活排水対策につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽や汲取便槽を合併処理浄化槽に設置換えした方々に対し補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設の維持管理を適切に行い、安全で安心できる飲料水の供給に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、第二次指宿市一般廃棄物処理基本計画に基づき、更なるごみの減量化を図るために、プラスチック製品の再資源化対象を拡充するとともに、一般廃棄物監視員による資源ごみへの誘導強化をはじめ、環境教育や出前講座の充実、指宿市環境衛生協力会との連携などを図りながら、今後も事業者や市民の皆様と協働し、循環型社会の実現を目指してまいります。

廃棄物処理施設につきましては、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携し、指宿広域クリーンセンターをはじめ、指宿広域管理型最終処分場、指宿広域汚泥リサイクルセンターの適正な運営管理を着実に推進してまいります。

次に、産業振興についてであります。

農業につきましては、国際的な食料需給問題や気候変動による食料生産の不安定化、我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小等が進む中で、国の食料・農業・農村基本法も見直しが進められており、食料安定供給の取組強化や、次世代につなぐ環境にやさしい農業への転換、新たな技術を活用した更なる生産性の向上、農村・農業に関わる人の増加などが求められています。

本市は、南の食料供給基地として、持続可能な農業振興・産地づくりを図っていくため、国・県との連携を密にし、多様な主体からなる産業連携、農産物の新たな価値創出と需要開拓、食・農のつながりを更に強める取組を推進していくほか、農業経営の安定化や産地体制

の強化、担い手農家の育成支援、新規就農者や後継者の育成、労働力の確保支援等の各種事業に取り組んでまいります。また、農地利用の未来設計図となる目標地図の作成と今後の地域農業の在り方を示す地域計画の策定に取り組み、担い手への農地の集積・集約化を加速させるとともに、遊休農地の発生防止・解消等、農地利用の最適化に努めてまいります。さらに、中山間地域の機能維持・保全を推進するほか、つなぐ棚田遺産の新永吉、尾下の棚田を核に、指定棚田地域振興協議会等と連携しながら、市外からの関係人口を増やすための環境づくり等を推進してまいります。

農業生産振興につきましては、耕種部門における生産性向上や農作業省力化、コスト低減対策、自然災害への備えと事後対応、環境負荷低減につながる技術の普及促進、サツマイモ基腐病、有害鳥獣・病害虫の被害防止・軽減対策に取り組んでまいります。また、畜産部門につきましては、各種家畜伝染病の侵入防止対策の徹底や環境保全対策の推進のほか、耕畜連携や畜産基盤再編・整備等による自給粗飼料の確保対策に取り組んでまいります。

耕地事業につきましては、農業生産性・経営向上を図るため、農地や農道の整備・保全に努めるとともに、畑かん施設の更新事業や農村地域防災減災事業など、今後も国や県、南薩土地改良区などの関係機関と連携を図りながら、農業生産基盤の整備や防災減災に取り組んでまいります。また、地域住民共同で行う農業・農村の環境整備活動及び施設の長寿命化のための活動支援を拡充してまいります。

林業につきましては、森林整備の促進・効率化を図るために、県や地元林業者と連携し、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を推進し、公共施設への木材利用、児童生徒を対象とした森林環境教育を実施してまいります。また、松くい虫被害対策として、薬剤散布による防除や植林した抵抗性クロマツの保育による松林の再生に取り組んでまいります。そのほか、イノシシやヒヨドリなどの有害鳥獣の捕獲・駆除を実施し、有害鳥獣による被害の防止、軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、本市の基幹産業であるかつおぶし加工業の原料確保のため、海外まき網船の誘致に向けた施策を実施するとともに、補助事業を活用した漁業共同利用施設の整備を支援してまいります。また、漁港につきましては、県の漁港整備長期計画に基づいて、県と連携しながら維持管理に努めてまいります。

商工業につきましては、喫緊の課題である人手不足の解消のため、地元企業の雇用創出に向けた取り組みとして、高校生地元企業ガイダンス事業、いぶすき魅力発見！Jobツアーの実施や外国人材の受入れに係る支援の在り方について、関係機関や団体等と連携を図りながら取り組んでまいります。また、指宿駅前を中心とする商店街活性化につきましては、一軒一軒の商店の魅力を高めることでエリア全体に観光客や地元客が訪れるような取組を進めてまいります。

地域公共交通につきましては、山川・根占航路の安定的な運航に努めるとともに、指宿市

地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通体系を維持してまいります。

特産品の振興につきましては、特産品の国内外への販路開拓・拡大を支援するため、都市部での大型商談会出展事業や、南薩広域での輸出事業を展開するとともに、指宿鰹節をはじめとする特産品の認知度向上を図ってまいります。また、道の駅いぶすき彩花菜館及び道の駅山川港活お海道につきましては、指定管理者と連携を図りながら、本市の新鮮な農産物や魚介類、かつおぶしなどの加工品等の宣伝、販売に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、市内事業者と連携して返礼品の魅力を高めるとともに、市の魅力を全国にPRし、指宿ファンの拡大を図りながら、ふるさと納税寄附金の増額を目指してまいります。あわせて、多くの寄附者に賛同いただけるクラウドファンディングに取り組んでまいります。

観光につきましては、令和5年3月に策定した指宿市観光ビジョンを実現していくため、市内の各団体で構成される指宿市観光・経済戦略会議を中心に、官民一体となった観光振興に取り組むことで、誘客・滞在時間の延長と観光消費額の増加につなげてまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、経営改善検討委員会の答申を踏まえ、経費の削減に努め、収益の改善を図ります。また、訪れるお客様が快適に御利用いただけるよう、施設的环境整備やサービスの向上に努めてまいります。

砂むし会館砂楽などの観光施設につきましては、施設の維持管理に努めながら、より一層のサービス向上を図ってまいります。

ヘルシーランドにつきましては、本年6月頃より約1年間の大規模改修工事に着手します。より一層、市民や観光客等に親しまれる魅力ある施設となるよう改修に努めてまいります。また、山川砂むし保養施設につきましては、本年10月に再開できる見通しとなり、準備に努めているところであります。

スポーツ振興につきましては、官民一体型のスポーツコミッションいぶすきと連携をし、スポーツ施設の更なる活用と、スポーツ大会やキャンプ・合宿などを通して、交流・関係人口の拡大と地域・経済の活性化を推進してまいります。また、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しむことができるようスポーツ推進委員と連携して市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流の促進に努め、市民一人1スポーツを目指してまいります。あわせて、スポーツ団体や指導者の育成に努め、スポーツ実践人口の増加と競技力の向上を図ってまいります。

スポーツ施設につきましては、指宿市公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約化等を推進し、老朽化した施設の整備を行うとともに、ネーミングライツ事業に取り組み、財源確保に努めてまいります。また、関係団体と連携し、市民をはじめとする利用される方々が利用しやすい環境整備に努めてまいります。

次に、土木行政についてであります。

本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえ、市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路を整備し、市民の利便性向上を図るとともに、安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善、河川・海岸等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。また、国の事業であります国道226号北十町地区の歩道整備と交差点改良を推進していくとともに、県の事業であります指宿鹿児島インター線池田工区道路改良事業の整備促進により、市内の道路のアクセス向上に努めてまいります。そのほか、薩摩半島横断道路の早期実現に向け、引き続き協議を継続してまいります。

生活道路の整備につきましては、継続路線として、丹波校上通り線、松ヶ迫線、川尻利永線等の改良舗装工事を実施してまいります。また、老朽化したインフラ対策として、引き続き橋梁補修工事を実施し、交通の安全性向上を図ってまいります。

指宿港海岸の整備につきましては、国の直轄海岸保全施設整備事業が、鋭意進められております。また、その背後の港湾緑地につきましては、太平次公園から逆瀬川区間の工事を行ってまいります。引き続き、防災機能の強化はもとより、魅力ある海辺空間としての海岸整備を目指し、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。

海岸・港湾事業につきましては、指宿港の浮棧橋補修及び長崎鼻海岸の高波・高潮対策が県営事業で実施されます。

土地区画整理事業につきましては、整備が進められております十町地区において、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者の御理解と御協力をいただきながら、事業を推進してまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理してまいります。また、住宅建設事業につきましては、川尻3号団地3号棟から5号棟の外壁等改修工事の実施や敷領団地建替事業の第二期新築工事に向けた設計業務委託及び地質調査業務委託等を実施し、市営住宅の安全性の確保と建物の耐久性及び利便性の向上による環境改善を図り、今後も市営住宅の整備・改善を計画的に推進しながら、良好な居住環境づくりを図ってまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、建築物の耐震化促進事業に該当する大規模建築物や木造住宅の耐震改修等に補助を行い、建築物の耐震化を促進してまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道事業につきましては、水道管の新設、更新を実施するほか、令和2年度から実施しています基幹管路である池田水源地石嶺配水池系送水管や配水管の更新、水源地や配水池の設備更新を実施し、水質管理の徹底を含めた水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業の污水整備につきましては、十町土地区画整理事業の進捗に合わせた污水管の新設整備を進めてまいります。令和3年度から実施している浄水苑の改築更新や污水管の改築更新事業等につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づいて実施してまいります。浄水苑、雨水ポンプ場等の下水道施設の維持管理に万全を期すとともに、公共下水道への排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境を形成してまいります。

温泉供給事業につきましては、引き続き温泉供給施設等の維持管理を実施し、市営温泉の安定供給に努めてまいります。

次に、教育行政についてであります。

本市では、指宿市教育大綱と第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）に基づいて、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から全面实施された新学習指導要領にのっとった指導の充実を図りながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために、小中一貫教育の推進、人権教育の充実及びGIGAスクール構想の充実・推進に努めてまいります。

小中一貫教育では、児童生徒の交流活動や教員の乗り入れ授業、指宿まるごと博物館構想に基づいた指宿を学ぶ、いぶ好きふるさと学を核とした郷土教育、小学校低学年からの外国語教育等を実施し、9年間の切れ目ない系統的・体系的な学びの中で子どもたちの課題解決を目指してまいります。

生徒指導上の課題につきましては、生徒指導体制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実にも努めてまいります。また、スクールソーシャルワーカーを学校、家庭、地域に派遣し、関係機関とも情報をより一層共有することで、様々な課題の解決を図ってまいります。

キャリア教育の推進につきましては、志や夢を持つ子どもを育成するため、小学生による地域の事業所への訪問や中学生による職場体験学習キャリア・スタート・ウィークを引き続き推進してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、家庭、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安全で安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

教育の情報化の推進につきましては、子供たちが情報モラルを身に付け、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることで、社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでまいります。

中学校の部活動につきましては、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進め、生徒にとって望ましい、持続可能な部活動の推進に取り組んでまいります。

学校規模の適正化につきましては、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針の望ましい教育環境への短期的な取組である中学校再編に向けた協議を進めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消を推進し、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、施設設備等の改修を進めてまいります。また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、各学年で3学科体制となることで学科再編の効果を更に充実させ、より専門的で魅力ある学校づくりを進めて入学志望者の増加を図ります。また、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めるとともに、ICP活動（いぶすき茶いっぺプロジェクト活動）を継続させ、おもてなしの心を発信してまいります。さらに、通学が困難な地区から入学したスポーツ活動において優れた資質や実績がある生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行ってまいります。韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組むとともに、韓国の永化国際観光高等学校との間でホームステイ事業を実施し、語学力と国際感覚の向上を図ってまいります。さらに、全国商業高等学校協会主催簿記実務検定試験1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、オンライン公務員講座の継続など、的確な進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、自ら立つ自立、自ら律する自律した市民を自ら育てていくという生涯学習の理念に照らし、住民自身のニーズに基づく要求課題、そして市民として必ず学習してほしい必要課題についても学ぶ生涯学習講座等の充実を図ってまいります。また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関係団体の再興・活性化や指導・助言に取り組んでまいります。

青少年教育につきましては、青少年期における体験活動の重要性に鑑み、地域で主体的に行われる青少年体験活動への助成等を行うとともに、青少年育成推進員をはじめとした指導者の育成や活躍の場づくりを行います。さらに、学校応援団や放課後子ども教室など、地域と学校が相互に連携・協働して行う地域学校協働活動事業を推進することにより、ふるさとを自慢できる子どもの育成に努めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図るとともに、家庭教育学級等の研修に係る講師を市が派遣する家庭教育講座等支援事業を推進し、学

校や幼稚園・保育園・こども園，その他関係機関等と連携した家庭教育及び子育て支援の充実に努めてまいります。

子どもの読書活動の推進につきましては，市立図書館や学校図書室を活用しながら，家庭・地域・学校における読書の習慣化と読書環境づくりを図るため，第3次指宿市子ども読書活動推進計画に基づき，読書を通じた子どもの育成に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては，文化祭やいぶすきシルバー美術展等への支援を通して，市民による芸術文化の発表と鑑賞の機会を設けます。また，令和4年7月にオープンした市民会館を活用した文化公演の開催など，自主文化事業に引き続き取り組み，市民をはじめとする多くの方々に利用されるような管理運営に努めてまいります。

地域文化の継承・発展につきましては，市郷土芸能保存会等と連携し，市民がやりがいをもって各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に取り組めるよう，指宿市伝統文化フェスティバルの開催や研修の機会を設け，人材育成に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては，国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所をはじめとする，地域に所在する指定文化財等の保護と活用に努めるとともに，地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み，郷土愛と誇りの醸成を図るため，指宿市文化財保存活用地域計画の作成を進めてまいります。

時遊館COCCOはしむれでは，指宿橋牟礼川遺跡が国指定史跡となって100年目を迎えることから，記念シンポジウムを開催をして，同遺跡の重要性や最新情報を広く周知するとともに，身近な課題である火山災害について考える機会を提供することで，市民の防災意識の向上に努めてまいります。また，同遺跡のこれまでの歴史と長年の調査により判明した新たな発見などに焦点を当てた企画展，指宿橋牟礼川遺跡国指定100年～日本の歴史を変えた先史時代のポンペイ～や各種講座，体験学習等の開催を通して，新たな学びの機会の提供に努めてまいります。

次に，令和6年度の当初予算の大綱について申し上げます。

令和6年度当初予算は，昨年9月の指宿市経営改善計画策定後初めての予算編成となります。この計画では，冒頭申し上げましたとおり，将来負担比率ゼロを目指し，令和4年度対比で令和12年度に将来負担額を43億円以上抑制するとともに，基金残高を20億円以上増やす目標を立てております。

本市の財政構造の特徴として，義務的経費が主体となった経常的な経費がかさんでおり，結果として経常収支比率が高止まりしている現状となっております。

したがって，経営改善計画の目標を達成するためには，中長期視点に立って，人件費を含めた経常的な支出をいかに抑制していくかが重要なポイントとなります。

それらを念頭におきつつ，今回の予算編成にあたっては，DX等を活用した事務の効率化に主眼を置き，公用自動車の一元管理の他，窓口のデジタル化を目指す総務省委託事業，自

治体フロントヤード改革モデルプロジェクト事業に取り組むこととしております。

また、将来に負担を先送りしないためにも、B&G海洋センター施設を含む周辺の施設解体に係る経費なども公共施設等総合管理計画に基づき取り組むこととしております。

一方、人口減少対策は喫緊の課題であります。仮称ではありますが、協働のまちづくり事業支援補助金の創設や移住・定住の促進、空き家活用、工場等設置補助など、人口減少対策や経済対策に積極的に取り組むとともに、市民の安全・安心を守るための防災無線の更新事業に取り組むこととしております。

次に、歳入面についてであります。歳入確保につきましても、経営改善計画に掲げる広告事業や使用料の適正化、ふるさと納税、企業版ふるさと納税等に対して積極果敢にチャレンジする予算編成としたところであります。

令和6年度の当初予算は、一般会計268億2,700万円、国民健康保険特別会計67億4,352万円、後期高齢者医療特別会計8億7,837万7千円、介護保険特別会計61億810万7千円、唐船峡そうめん流し事業特別会計2億6,007万3千円、水道事業会計、収益的収入7億400万6千円、収益的支出6億8,841万6千円、資本的収入3億198万円、資本的支出6億5,358万1千円、公共下水道事業会計、収益的収入7億7,350万1千円、収益的支出7億4,757万8千円、資本的収入3億7,333万5千円、資本的支出5億2,168万3千円、温泉供給事業会計、収益的収入3,403万9千円、収益的支出2,951万7千円、資本的支出436万5千円を計上したところであります。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入歳出予算の概要等につきましては、お示しのとおりとなっております。

以上、令和6年度の施政方針について、基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりました。本市にとって喫緊の課題は、人手不足の解消であります。世界的な経済活動が活発化し、海外からの観光客も増えつつある中、働き手がない、これまでこの指宿を背負ってきた先輩方を継ぐ跡取りがない、これらの課題を解決しなければなりません。令和6年度はこの状況を逆手に取り、この機会に雇用の門戸を広げたり、若者の育成に力を入れたりするなど、未来へ躍進する力を蓄えるチャンスに変えていかなければならないと考えております。私は、市長就任の最初の施政方針で、市長の仕事を駅伝ランナーに例えました。悠久に続く指宿の歴史のほんの1区間を任された私は、次のランナーにたすきを届けるまで、全力疾走することをお約束しました。また併せて、つなぐたすきは少しでも負担が軽く、明るい未来の希望が持てるものになりたいと申し上げてまいりました。日々の仕事の中では、今日、明日の問題もたくさんあり、毎日いろんな御意見をいただきます。永遠に続く指宿の歴史の中で、10年後、20年後に、あのときに苦労したかいがあったねとか、子供や孫が安心して暮らせる指宿になったねと言ってもらえるような未来を目指し、これからも全力で走り続けていく所存であります。今後とも、市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様の積極的な市政への御参加と、たくさんの御意見を賜りますようお願い申し上げまして、令和6年度施政方針

と予算の大綱の説明とさせていただきます。

続きまして、提出議案の提案理由について、御説明いたします。

今次、第1回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算に関する案件9件、過疎地域持続的発展計画に関する案件1件、条例に関する案件20件、市道の廃止及び認定に関する案件3件、市道の認定に関する案件7件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件2件の計50件であります。

このうち、議案第7号、指宿市手数料条例の一部改正について、から、議案第54号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの48議案につきまして、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○総務部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の4ページを御覧ください。

まず、議案第8号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

一般会計補正予算（第10号）が掲載された補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10億9,182万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を273億2,724万2千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましても、10ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の追加をするものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましても、11ページの第3表、債務負担行為補正でお示しの各事項について、事業費の確定に伴い期間及び限度額の変更をするものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましても、12ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と各起債事業費の確定等に伴い限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、令和5年度の事業費の確定や支出見込に対する予算の不足額又は不用額の整理等であります。

なお、今回の補正の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。なお、各目の人件費につきましては、61ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

また、一般会計、各特別会計の補正予算については、別冊、令和5年度指宿市各会計3月補正予算の概要を配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の12ページを御覧ください。

議案第16号、指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について、であります。

本案は、指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更を行うため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容について御説明申し上げますので、13ページを御覧ください。

過疎計画につきましては、毎年度見直しを行い計画を変更しておりますが、国が示す計画全体に及ぼす影響が大きいものに該当する事業名を追加する場合は、県と協議を行い、議会の議決を経て、国へ変更後の計画を提出することになっております。

今後、過疎債の活用もできるよう、今回、第3章、産業の振興に関し必要な事項に、企業誘致に関する事項を追加したいことから、当該計画を変更しようとするものであります。

次は、提出議案の14ページを御覧ください。

議案第17号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、日額又は回数で定める報酬の支給期日並びに介護認定審査会会長、合議体の長及び介護認定審査会委員の日額報酬を変更するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

15ページを御覧ください。

改正の主な内容は、日額又は回数で定める報酬について、職務に従事した日から30日以内に支給するよう改正するものであります。ただし、同一月において2日又は2回以上職務に従事することが明らかな場合は、翌月の月末まで一括して支給することができることといたします。

次に、日額1万6,500円である介護認定審査会会長及び合議体の長の日額報酬について、審査会にあっては1万6,500円に、審査会以外にあっては4,700円に改定するとともに、日額1万5千円である介護認定審査会委員の日額報酬を、審査会にあっては1万5千円に、審査会以外にあっては4,700円に改定するものであります。

なお、施行日は、令和6年4月1日としているところであります。

次は、提出議案の17ページを御覧ください。

議案第18号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、職位の見直しに伴い、級別標準職務表を整理するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

18ページを御覧ください。

改正の主な内容は、級別標準職務表の6級の標準的な職務のうち、部長、参与及び次長を削除し、7級の標準的な職務のうち、支所長、会計管理者及び事務局長を削除するものであります。

なお、施行日は、令和6年4月1日としているところであります。

次は、提出議案の19ページを御覧ください。

議案第19号、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

20ページを御覧ください。

改正の主な内容は、第12条の2として、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定を追加するものであります。

なお、附則におきまして、施行日を令和6年4月1日とし、あわせて、指宿市職員の育児休業等に関する条例について、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給できるよう改正しようとするものであります。

次は、提出議案の22ページを御覧ください。

議案第20号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、ふれあいプラザなのはな館の1時間当たりの使用料につきまして、23ページの別表にお示しのとおり改正しようとするものであります。

なお、施行日は令和6年10月1日とし、改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用することとし、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることといたします。

次は、提出議案の113ページを御覧ください。

議案第46号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。

一般会計補正予算（第11号）が掲載された補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,762万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を274億8,487万円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を補正するものであります。内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の追加及び変更をするものであります。

第3条で、地方債を補正するものであります。内容につきましては、7ページの第3表、地

方債補正でお示しの事業債を変更するものであります。

本補正予算につきましては、総務省が募集する自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト事業に選定されたことに伴う事業費、及び令和5年度の過疎対策事業債を有効に活用するため、令和6年度に実施予定の事業費を前倒しして計上しようとするものであります。

なお、いずれの事業も令和6年度に全額繰り越して実施するものであります。

概要につきましては、別冊の提出議案の概要35ページに記載しておりますので、御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の114ページを御覧ください。

議案第47号、令和6年度指宿市一般会計予算について、から、議案第54号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの8議案につきましては、別冊の令和6年度施政方針と予算の大綱の中で、一般会計及び各特別会計等の歳入歳出の概要をお示しし、また、別冊の令和6年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配布させていただいておりますので、御参照していただきますようお願い申し上げます。説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長提（富永敏尚）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第7号、指宿市手数料条例の一部改正について、でございます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律の公布及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容につきまして御説明いたしますので、2ページを御覧ください。

改正の主な内容は、手数料を徴収する事項に、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行の項目を追加するものであります。

なお、施行日は、令和6年3月1日としているところであります。

提出議案の36ページを御覧ください。

議案第23号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、国民健康保険特別会計の安定的な財政運営及び健全化並びに受益者負担の適正化を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容につきまして御説明いたしますので、37ページを御覧ください。

第3条から第9条の3までは、基礎課税額等の所得割額、均等割額及び平等割額について、県が示す令和6年度標準保険料率を参考に改正を行うものでございます。

第23条は、低所得者に対する7割、5割及び2割軽減の軽減額並びに未就学児に対する軽減額の改正を行うものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の39ページを御覧ください。

議案第24号、指宿市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について、であります。

本案は、医療機関等が出産育児一時金の申請及び受領を行う直接支払制度が開始されたことに伴い、出産費資金貸付の需要がなくなったため、この条例を廃止しようとするものであります。

なお、施行日は、令和6年4月1日としているところであります。

提出議案の41ページを御覧ください。

議案第25号、指宿市介護保険条例の一部改正について、であります。

本案は、第9期介護保険事業計画における保険料率の改定並びに市町村特別給付及び保健福祉事業を新たに実施することに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

42ページを御覧ください。

改正の主な内容は、第3条の2に市町村特別給付として、訪問理容・美容サービス費を追加するとともに、第3条の3に保健福祉事業として、紙おむつ事業を追加するものであります。

次に、介護保険法施行令の改正に準じ、第4条第1項の改正において、保険料率の区分を9段階から13段階に変更するとともに、保険料率の期間を第9期介護保険事業計画の令和6年度から令和8年度に改め、同項各号に掲げる第1号被保険者の保険料についても、介護給付費等見込額に基づき算出された保険料率に改めるものであります。

なお、附則において、この条例は、令和6年4月1日から施行することとし、改正後の第4条の規定は、令和6年分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、改正前の例によることとしております。

提出議案の44ページを御覧ください。

議案第26号、指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、であります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

45ページを御覧ください。

改正は、指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例のほか、2条例の改正を行うもので、主な改正内容は、書面掲示規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、協力医療機関との連携体制の構築及び引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則において、施行日を令和6年4月1日とし、重要事項の掲示、身体的拘束等の適正化、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び協力医療機関との連携に関する経過措置を規定するものであります。

提出議案の63ページを御覧ください。

議案第27号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

64ページを御覧ください。

改正の主な内容は、開聞老人福祉センターの1時間当たりの使用料につきまして、会議室の使用料を190円から240円に、生活相談室及び健康相談室の使用料を90円から110円に改正しようとするものであります。

なお、施行日は、令和6年10月1日とし、経過措置として、改正後の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につきましては、なお従前の例によることといたします。

提出議案の65ページを御覧ください。

議案第28号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、鹿児島県の重度心身障害者医療費助成事業の制度変更が行われることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

66ページを御覧ください。

改正の主な内容は、支給対象者に、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加し、所得制限の導入、支給方式を償還払い方式から自動償還払い方式への変更及び助成に係る条項の字句の整理を行うものであります。

なお、施行日は、令和6年7月1日とし、改正後の規定は、施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によることとしますが、受給資格の登録及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前でも行うことができることといたします。

提出議案の69ページを御覧ください。

議案第29号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について、であります。

本案は、こども家庭庁成育局長通知により、放課後児童健全育成事業実施要綱における放課後児童支援員の資格要件が一部変更されたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

70ページを御覧ください。

改正の主な内容は、原則、都道府県知事等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者とされている放課後児童支援員について、研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含むこととするものであります。

なお、施行日は、公布の日からとしているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の76ページを御覧ください。

議案第31号、指宿市漁港管理条例の一部改正について、であります。

本案は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が公布され、漁港漁場整備法が一部改正されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

77ページを御覧ください。

改正の主な内容は、引用する法律の名称を改めるとともに、漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収に関する規定を追加するものであります。

なお、施行日は、令和6年4月1日とし、改正後の規定は、この条例の施行の日以後の届出に係る土砂採取料又は占用料について適用し、同日前の届出に係る土砂採取料又は占用料については、なお従前の例によることといたします。

提出議案の78ページを御覧ください。

議案第32号、指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例等の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、79ページを御覧ください。

指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例の一部改正では、かいもん山麓ふれあい公園のログハウスの宿泊料や休憩料、フリーキャンプ場の使用料及びオートキャンプ場の宿泊料やデイキャンプ料並びにパターゴルフ、パークゴルフ、レクリエーション広場、ゴーカートの使用料の改正を、80ページを御覧ください、指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正で

は、レジャーセンターかいもの温泉保健保養館、多目的広場の使用料の改正を、81ページを御覧ください、指宿市そばの館皆楽来及び親水池条例の一部改正では、そばの館皆楽来及び親水池のそば打ち体験及び親水池の1回当たりの使用料の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和6年10月1日とし、経過措置として、改正後の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につきましては、なお従前の例によることといたします。

提出議案の83ページを御覧ください。

議案第33号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、いぶすきフットボールパークの使用料を改定しようとするもので、詳細につきましては、議案の概要25ページ及び26ページにお示しのとおりであります。

なお、施行日は、令和6年10月1日とし、経過措置として、改正後の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につきましては、なお従前の例によることといたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農政部長（鴨崎一郎）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の87ページを御覧ください。

議案第34号、指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

88ページを御覧ください。

改正の主な内容は、山川多目的研修館、開聞営農研修センター、開聞加工センター及び開聞農業構造改善センターの使用料につきまして、別表にお示しのとおり改正しようとするものであります。

なお、施行日は、令和6年10月1日とし、経過措置として、改正後の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につきましては、なお従前の例によることといたします。

続きまして、提出議案の91ページを御覧ください。

議案第35号、指宿市開聞農村環境改善センター条例及び指宿市開聞農業用かんがい用水施設条例の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、開聞農村環境改善センター及びかんがい用水施設の使用料を改定しようとするもので、詳細につきましては、議案の概要30ページにお示しのとおりであります。

なお、施行日は、令和6年10月1日とし、経過措置として、改正後の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につきましては、なお従前の例によることといたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（高田博憲）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の93ページを御覧ください。

議案第36号、市道の廃止及び認定について、から、議案第38号、市道の廃止及び認定について、までの3議案について、一括して御説明申し上げます。

本案は、市道の廃止及び認定のため、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

廃止路線概要図及び認定路線概要図を提出議案の概要別冊にまとめてありますので、併せて御覧ください。

まず、別冊の1ページと2ページを御覧ください。

観音崎小牧線は、小牧地内の小牧字磯から字屋敷添までのうち、彩花菜館敷地内の区間を廃止し、新たに市道認定しようとするものであります。

3ページ、4ページを御覧ください。

矢石桁線は、十町土地区画整理事業の整備に伴い、市道を廃止し、新たに市道認定しようとするものであります。

5ページ、6ページを御覧ください。

大牟礼1号線は、湊土地区画整理事業の整備に伴い、市道を廃止し、新たに市道認定しようとするものであります。

続きまして、議案第39号、市道の認定について、から、議案第45号、市道の認定について、までの7議案について、一括して御説明申し上げます。

本案は、市道の認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

別冊の7ページを御覧ください。

下吹越中通り線は、西方字下吹越から字下吹越までの延長221.5mの区間を市道認定しようとするものであります。

8ページを御覧ください。

外村線は、十二町字外村から字外村までの延長266.0mの区間を市道認定しようとするものであります。

9ページを御覧ください。

湊中通り線は、湊一丁目から湊一丁目までの延長197.9mの区間を市道認定しようとするものであります。

10ページを御覧ください。

湊中央公園前通り線は、湊一丁目から湊一丁目までの延長104.6mの区間を市道認定しようとするものであります。

11ページを御覧ください。

湊上歩道線は、湊二丁目から湊二丁目までの延長37.4mの区間を市道認定しようとするものであります。

12ページを御覧ください。

稲荷前通り支線は、湊四丁目から湊四丁目までの延長87.3mの区間を市道認定しようとするものであります。

13ページを御覧ください。

利永池底支線2号線は、山川利永字中嶽道下から字中迫までの延長316.7mの区間を市道認定しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○山川支所長（中島裕一）** それでは、命によりまして、山川支所所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の26ページを御覧ください。

議案第21号、指宿市山川庁舎会議室等の市民使用に関する条例の制定について、であります。

本案は、これまで教育委員会部局で管理していた山川文化ホールを山川庁舎として管理することとなったことから、ホールや会議室等を市の事務・事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについて必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容について御説明いたしますので、提出議案の27ページを御覧ください。

まず、第3条において、会議室を使用できるものについて規定いたします。

第4条において、会議室等を使用できない日は、12月29日から翌年の1月3日までといたします。

第5条において、会議室等の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとします。

第6条において、会議室の使用許可について規定いたします。

28ページを御覧ください。

第8条において、使用料を別表で定めることといたします。

第11条において、使用許可の取消しについて規定いたします。

29ページを御覧ください。

第16条において、行為の制限について規定いたします。

なお、30ページの附則において、施行日を令和6年4月1日といたしますが、経過措置といたしまして、使用料につきましては、これまで山川文化ホールとして定めていた使用料を令和6年9月末日まで適用し、あわせて、指宿市立市民会館条例の山川文化ホールに関する規定を削除する改正を行うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（紺屋聖一）** それでは、命によりまして、教育部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の71ページを御覧ください。

議案第30号、指宿市立公民館条例等の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

72ページを御覧ください。

改正の主な内容は、校区公民館、山川図書館及び時遊館COCO橋牟礼の使用料等につきまして、別表にお示しのとおり改正しようとするものであります。また、併せて、指宿市立公民館条例中、中央公民館、山川校区公民館、大成校区公民館、開聞校区公民館及び川尻校区公民館に関する規定を別表として整理するものであります。

なお、施行日は、令和6年10月1日としておりますが、指宿市立公民館条例のうち、中央公民館等を別表に整理する改正につきましては、令和6年4月1日からの施行としているところであります。

また、附則において、経過措置として、改正後の使用料等の規定は、令和6年10月1日以後の使用料等について適用し、同日前の使用料等につきましては、なお従前の例によることといたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（湯ノ口繁生）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の34ページを御覧ください。

議案第22号、指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、水道法の一部が改正されたこと、及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

35ページを御覧ください。

改正の主な内容につきましては、指宿市公営企業の設置等に関する条例及び指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例中、厚生労働大臣を国土交通大臣に改め、指宿市水道給水条例中、厚生労働省令を国土交通省令に改正するものであります。

また、法改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

なお、施行日は、令和6年4月1日としているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西森三義）** ただいま議題となっております、議案第7号から議案第54号までの48議案に対する質疑等は、2月26日に行います。

#### △ 議案第55号及び議案第56号上程

**○議長（西森三義）** 次は、日程第51、議案第55号、人権擁護委員候補者の推薦について、及び、日程第52、議案第56号、人権擁護委員候補者の推薦について、の2議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（打越明司）** それでは、御説明申し上げます。

提出議案の122ページを御覧ください。

議案第55号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の現委員であります牟田浩一氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに富永吉昭氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、同氏は、鹿児島県職員として40年間勤務し、その経験を生かして、平成23年9月からは行政書士として活動されております。また、その活動の一環である無料相談会等において、市民の様々な相談に応じ、高齢者や障害のある方の人権問題などにも関わって来られた経験を持っており、人権擁護委員としての活躍が期待されますことから、当該委員として適

任者であると思っっているところであります。

次に、提出議案の123ページを御覧ください。

議案第56号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

開聞地域の現委員であります上村悦子氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、同氏は、本市の民生委員や児童委員、男女共同参画推進懇話会など、長年にわたり人権に携わる経験をされておられました。また、令和3年から人権擁護委員として委嘱を受け、熱心に活動されていることから、当該委員として適任者であると思っっているところであります。

何とぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時00分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△ 議案第55号及び議案第56号（質疑、委員会付託省略、表決）**

**○議長（西森三義）** これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第55号及び議案第56号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号及び議案第56号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第55号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第56号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（西森三義） 次は、日程第53，新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情2件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、総務水道委員会に付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（西森三義） 次は、日程第54，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ、県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を選出することとなっておりますが、現在、2人の欠員が生じております。令和6年1月11日に告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、候補者の届出数が選出すべき議員の2人を超えたことから、同規約第8条第2項及び第9条第3項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会期規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（西森三義） ただいまの出席議員は、17人であります。

候補者名簿を配布いたします。

[候補者名簿配布]

○議長（西森三義） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

○議長（西森三義） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱確認]

○議長（西森三義） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効票として取り扱います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（西森三義） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開場]

○議長（西森三義） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に吉村重則議員、東伸行議員、井元伸明議員を指名いたします。

開票の立会をお願いいたします。

[開票]

○議長（西森三義） 選挙結果を報告いたします。

投票総数17票，これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち，有効投票17票，無効投票0票であります。

有効投票中，松元正明議員2票，迫杉雄議員12票，柴立豊子議員3票。

以上のとおりであります。

### △ 散 会

○議長（西森三義） 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午後 2時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 恒 吉 太 吾

議 員 田 中 健 一

# 第 1 回 定 例 会

令和6年2月26日

(第2日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和6年2月26日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第7号 指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第3 議案第8号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第4 議案第9号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第10号 令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第11号 令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第12号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第13号 令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第14号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第15号 令和5年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第16号 指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第12 議案第17号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 指宿市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第16 議案第21号 指宿市山川庁舎会議室等の市民使用に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第22号 指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について

- 日程第18 議案第23号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 指宿市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について
- 日程第20 議案第25号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第24 議案第29号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第30号 指宿市立公民館条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第31号 指宿市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第27 議案第32号 指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例等の一部改正について
- 日程第28 議案第33号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第29 議案第34号 指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について
- 日程第30 議案第35号 指宿市開聞農村環境改善センター条例及び指宿市開聞農業用かんがい用水施設条例の一部改正について
- 日程第31 議案第36号 市道の廃止及び認定について
- 日程第32 議案第37号 市道の廃止及び認定について
- 日程第33 議案第38号 市道の廃止及び認定について
- 日程第34 議案第39号 市道の認定について
- 日程第35 議案第40号 市道の認定について
- 日程第36 議案第41号 市道の認定について
- 日程第37 議案第42号 市道の認定について
- 日程第38 議案第43号 市道の認定について
- 日程第39 議案第44号 市道の認定について
- 日程第40 議案第45号 市道の認定について
- 日程第41 議案第46号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第42 議案第47号 令和6年度指宿市一般会計予算について
- 日程第43 議案第48号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第44 議案第49号 令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第45 議案第50号 令和6年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第46 議案第51号 令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算に

ついて

- 日程第47 議案第52号 令和6年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第48 議案第53号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第49 議案第54号 令和6年度指宿市温泉供給事業会計予算について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 16 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 西 森 三 義 |

---

1. 欠席議員

|          |         |
|----------|---------|
| 15 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
|----------|---------|

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|          |         |           |         |
|----------|---------|-----------|---------|
| 市 長      | 打 越 明 司 | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長    | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 坂 元 一 博 |
| 市民生活部長   | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長    | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長   | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長   | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長  | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長   | 紺 屋 聖 一 |
| 山川支所長    | 中 島 裕 一 | 開 聞 支 所 長 | 山 下 秀 一 |
| 市長公室長    | 渡 部 徹 也 | 総 務 課 長   | 濱 上 和 也 |
| 経営改善推進室長 | 木 下 英 城 | 財 政 課 長   | 東 忠 孝   |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長 | 池 水 拓 也 |
|---------|---------|---------|---------|

主幹兼調査管理係長

川 畑 裕 二

議事係主査

古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

△ 議案第7号～議案第15号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第2、議案第7号、指宿市手数料条例の一部改正について、から、日程第10、議案第15号、令和5年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第7号から議案第15号までの9議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第15号までの9議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号から議案第15号までの9議案を一括して採決いたします。

9議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第15号までの9議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第16号～議案第54号（質疑、委員会付託）

○議長（西森三義） 次は、日程第11、議案第16号、指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について、から、日程第49、議案第54号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの39議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第16号から議案第45号まで及び議案第48号から議案第54号までの37議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第46号及び議案第47号の2議案については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（西森三義） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 新川床 金 春

議 員 福 永 徳 郎

# 第 1 回 定 例 会

令和6年3月14日

(第3日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和6年3月14日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第46号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	16 番 議 員	前之園 正 和
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	西 森 三 義

---

1. 欠席議員

- 15 番 議 員 高 田 チヨ子

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	坂 元 一 博
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
山川支所長	中 島 裕 一	開 聞 支 所 長	山 下 秀 一

市長公室長	渡部 徹也	総務課長	濱上 和也
経営改善推進室長	木下 英城	危機管理課長	竹山 修一
財政課長	東 忠孝	長寿支援課長	上川床 聡
商工水産課長	宮地 主税	観光課長	山下 浩二
観光施設管理課長	廣森 政宏	農産技術課長	前 蘭 洋一
土木課長	東 恵一	学校教育課長	山下 信久

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川 富男	次長兼議事係長	池水 拓也
主幹兼調査管理係長	川畑 裕二	議事係主査	古川 浩仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び下川床泉議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） みなさん、おはようございます。2番、幸福実現党、松下知恵です。

私も議員として折り返し地点を過ぎました。これからも初心を忘れず勉強を重ね、市民の皆様になんかことが聞きたかったとかゆいところに手が届くような、そんな一般質問をしていきたいと思っております。

では、さっそく質問に入ります。

本年1月1日、最大震度7の揺れを観測した能登半島地震が起きました。倒壊や津波など大きな被害が確認されており、多数の方がお亡くなりになり、今も多くの被災者の方が苦しんでおられます。亡くなられた方の御冥福と被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げます。

能登半島地震を受けまして、本市においても被災した自治体への支援に尽力されているかと思えます。そうした支援を継続していくのと同時に、今回の震災を通じた教訓を一つでも多く学び取り、今後の自然災害を少しでも抑えていくことが非常に重要だと考えております。そこで、この能登半島地震の教訓を生かした本市の防災計画の見直しについて伺います。

1回目として、能登半島地震では孤立する集落が多く発生し、本市も同じ条件下にあり、私の地元である旧山川町も孤立するおそれのある地域が幾つかあります。市は今回の能登半島地震でどのような教訓を得たのか、伺います。

二つ目の質問は、消防団の活性化についてです。消防団は、火災だけでなく、台風や今回の能登半島地震のような災害への出動、また、市民への防災意識の醸成など、大変大きな役割を担っていただいております。総務省消防庁の発表によると、令和5年4月1日現在で、全国の消防団員数は76万2,670人、前年比マイナス2万908人と、年々減少が続いております。本市におきましても同様に減少していると思われまます。団員の確保は、本市の安心安全のま

ちづくりにとって極めて重要な課題の一つと考えます。そこで、本市の消防団の現状として、団員数と充足率、平均年齢の推移を過去3年で教えてください。

以上で、私の1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** おはようございます。松下議員より、防災についての質問をいただきました。

冒頭に、現在、指宿市でも環境省の要請によって職員2人を石川県志賀町に派遣をしております。2人の職員が、現在、現地で一生懸命活動しているということですので、御報告をしておきたいと思えます。

さて、今回の能登半島地震は、土砂災害、あるいは地殻変動などにより幹線道路が寸断され、発災直後、各地から駆けつけた応援消防隊が被災現場に向かうも辿り着けない状況、あるいは救援物資を届けるまでに時間を要する事態が生じました。また、排水管の損傷に加え、浄水場や配水池などの水道施設も大本が大きな被害を受け、大規模、長期的な断水が生じたほか、停電が続き、情報網が途絶するなど、大規模なインフラへの被害が発生したところでもあります。九州の南端に位置する本市も例外ではなく、市外から本市を結ぶ主要道である国道、県道等が寸断をされ、本市も孤立する可能性は十分にありますので、今後、国・県と連携をし、孤立対策を講じる必要があると感じたほか、市内インフラ設備の強化に引き続き努めるとともに、災害発生後は近隣市の支援が必要不可欠ですので、常日頃より情報を共有し、協力関係の構築を図る必要があると感じているところであります。

残余の質問については、関係部長から答弁をいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 消防団の現状について。消防団の現在の状況はどうなっているのかという御質問でございます。

令和6年3月1日現在、条例定数564人に対して、実団員数524人となっており、充足率92.9%、平均年齢43.3歳となっております。なお、過去3年間の充足率と平均年齢につきましては、令和2年度は88.2%で40.8歳、令和3年度は92.1%で41.5歳、令和4年度は92.7%で41.9歳となっているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、2回目以降の質問に入ります。

新聞等の報道によりますと、石川県が災害度は低いとした26年前の地震被害の想定は更新されておらず、厳しい寒さをしのぐ暖房器具などが不足し、備蓄物資が初日に底をついた自治体もあったそうですが、本市の防災計画の災害想定はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 市地域防災計画は、市町村合併後の平成19年に新たに策定し、暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、火山災害、高潮、地震、津波、大規模な火災などについて、本市の災害救助法の適用基準である市内で60世帯以上の住家が滅失するおそれのある災害を想定し、策定しているところでございます。なお、市地域防災計画は、随時、見直

しを行い、直近では昨年11月に見直しを行っております。また、南海トラフ地震は、震度5強、最大4.5mの津波により、本市で最大の人的被害が想定されており、市地域防災計画の中に南海トラフ地震防災対策推進計画編を策定しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。それでは、市地域防災計画はどのような内容が定められているのでしょうか。また、市防災計画以外にも、防災に関する計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（竹山修一）** 市地域防災計画は、一般災害対策編、開聞岳火山災害対策編、南海トラフ地震防災対策推進計画編、資料編で構成しております。平時からの備えを示す災害予防、災害発生時の市関係機関等の対応を示す災害応急対策、海上災害等の特殊災害、災害復旧・復興について示しています。なお、市地域防災計画を補完するため、災害に備えた目標、災害対応の手順等を定めた計画として津波時の初動、情報伝達方法などを示した津波避難計画、市役所の機能維持、災害時の各課が行うべき業務を示した業務継続計画、災害時他市・関係団体からの人的支援を円滑に受け入れるための受援計画、避難所運営・管理マニュアルのほか、災害時に備え、強靱なまちづくりを推進するための指針・目標を定めた市強靱化地域計画などを作成しているところであります。

**○2番議員（松下知恵）** ただいまの答弁をお聞きいたしまして、様々に、そして綿密に防災計画を立てていることはよく理解できました。その上で、今回の能登半島地震を受けて、得た教訓を生かした市地域防災計画の見直しが必要だと思いますが、見直しについてはどう考えているのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 地域防災計画は、災害対策基本法にて、毎年、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとしており、この場合においては、国の防災業務計画、又は県地域防災計画に抵触するものであってはならないと定められております。大規模な災害発生時には、国・県・市が連携しながら対応し、これらの対応は、国の防災基本計画、県地域防災計画、市地域防災計画に基づき実施することから、市地域防災計画は、平成19年に策定後、国・県地域防災計画等を見直しに合わせ、随時、見直しを行い、直近では昨年11月に見直しを行っているところでございます。国は、これまでも国内で大規模災害が発生した際は、防災基本計画等を見直しており、今回の能登半島地震につきましても、今後、課題等が検討され、見直しされることが予想されますので、その際は、国と県の計画の見直しに合わせ、市地域防災計画を見直す考えでございます。

**○2番議員（松下知恵）** そうなんですね。国・県の計画を受けてということですが、災害はいつ起こるか分かりませんので、市としてのシミュレーションはしっかりと持っていたきたいと思います。

では、ハザードマップの見直しについてお伺いいたします。ハザードマップの見直しはどのように行っているのでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 本市は、これまで県の津波災害浸水域の調査結果、土砂災害警戒区域等の新規指定など、新たに危険な箇所が示された際にハザードマップの更新を行っており、直近では令和3年度に更新をしております。今回のハザードマップ更新につきましては、今後、県は指宿地域内の二反田川、開聞地域内の新川流域の洪水浸水リスクについて調査を行い、新たに洪水浸水想定区域を作成・公表すると聞いておりますので、これに併せて更新する考えでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 能登半島地震では、太陽光発電施設の斜面崩壊が発生いたしました。大規模地震が発生した場合、本市においても同様な事態が想定されるので、ハザードマップに崩落の危険がある場所として、太陽光発電施設の場所を記載することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（竹山修一）** 大規模な太陽光発電の建設は、建設にあたり施工方法が示され、建設地の土地形状、規模に応じ許可申請が必要と認識しております。災害のリスクのある土地については、不許可、又は災害防止策を講じた上で許可を受け、建設されているものと認識しております。また、ハザードマップは、国・県の測量調査の結果を基に国の指針に基づき作成しており、現時点では、危険と思われる太陽光発電施設を判断するための調査資料、指針・基準がないことから、危険箇所として掲載することは難しく、他自治体においても大規模な太陽光発電施設に関するハザードマップは把握していないところであります。しかしながら、土石流、崖崩れなどは、地震発生後、発生リスクが高まり、太陽光発電施設に限らず、土砂災害警戒区域以外でも発生するおそれがありますので、異常な状況を確認した場合はすぐに避難し、身の安全を守る行動をお願いしたいところであります。

**○2番議員（松下知恵）** そうなんですね。太陽光パネルは、災害時に飛散した場合でも、日光や火事の光を受けて発電を続けるので、感電リスクもあるという報告もあったそうです。太陽光などは大規模なものは自然災害の際への影響を慎重に見極める必要もあると思いますので、今回の能登半島地震の教訓の一つとして、是非、今後に生かしていただけたらとお願いいたします。

次に、孤立したときのシミュレーションについてお伺いいたします。1回目の質問に引き続き、詳しくお伺いいたします。能登半島地震では道路が寸断され、孤立した集落が発生しましたが、本市には孤立するおそれのある集落は幾つあると考えられますか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 能登半島地震と同規模の地震が発生した場合、シラス大地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長いという地域性もあり、市内の至る場所で崖崩れ、津波等により道路が寸断される可能性がございます。そのため、孤立する集落の予想は難しく、具体的に数を示すことができませんが、市外から本市を結ぶ主要道路である国道、県道等が寸断された場合には、市全体が孤立するおそれがあると認識しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** では、孤立集落が発生した場合の対応はどのようにお考えでしょうか。孤立集落が発生した際の対応として、物資支援等を行うためのヘリポートの確保、住民の避難訓練内容のほか、災害時は自衛隊の支援は不可欠だと思いますが、自衛隊との連携について、伺いたいします。

**○危機管理課長（竹山修一）** 本市では、孤立集落対策としまして、一部地区については、地区内に設置された防災行政無線屋外拡声子局に携帯電話等が通じない場合でも、防災行政無線電波を使用し、危機管理課と直接通話が可能な機能を付与し、通信の確保を図っているところでもあります。また、道路等の寸断により陸路での避難、物資輸送が不可能な場合に備え、自衛隊のヘリコプターによる航空輸送用のヘリポートを市内に21か所確保しているところがあります。なお、孤立集落訓練として、平成30年に本市で実施しました県総合防災訓練では、自衛隊の輸送ヘリ、船舶による住民の救助、輸送訓練を行ったほか、令和3年には、尾下地区が孤立した際、池田湖対岸の中浜地区までボートによる救助を想定した訓練を指宿消防署と実施したところでもあります。自衛隊につきましては、万が一の要請に備え、市総合防災訓練に参加いただき、訓練を通じ、平時から連携の強化を図っているところでもあります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。

災害発生時は、道路が寸断され、災害対応に当たる市職員が参集できないことが想定されますが、職員の参集体制はどのようになっているのでしょうか、伺いたいします。

**○総務部長（坂元一博）** 大規模な災害が発生した場合は、被災道路が寸断され、職員が登庁できない、又は職員も被災している可能性もございます。市地域防災計画には職員の参集について示されており、職員は、災害発生時は、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努めますが、登庁できない場合には、最寄りの庁舎などの関係機関に参集し、被災者の救助など応急活動に従事するか、又は地域に残り、被害情報の収集に当たるとしているところがございます。

**○2番議員（松下知恵）** 今回の地震においても、職員の方が御自分の家など被災されていても、いち早く地域の住民の方々のために動いてくださっている姿など報道されていて涙が出ましたが、地域の方々にとっては不安なとき、そうやって寄り添っていただけるのはとても心強く、ありがたいことだと思います。なので、職員の参集体制のしっかりとしたシミュレーションもお願いいたします。

次に、インフラの老朽化対策についてお聞きいたします。災害時で道路が崩れたときはどのような対応になりますか、教えてください。

**○建設部長（高田博憲）** 大規模災害等により道路が崩れて通行ができない状況、また、そのような事態が想定される状況におきましては、被災状況を速やかに把握するためのパトロールを実施するとともに、ライフラインの占有者、建設業者等からの情報も含め、まずは情報収集を行います。収集した情報に基づき応急措置を講ずるとともに、必要に応じては迂回路の

選定を行うこととなります。本市におきましては、指宿市地域防災計画に基づき、関係機関と連携を取りながら対応することになるかと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 道路の老朽化について、どのような対策をしているのでしょうか、お伺いいたします。

**○土木課長（東恵一）** 道路パトロールを定期的を実施し、併せて市民などからの通報などを受け、現場確認をした上で、職員やまちづくり公社により迅速に補修対応を行っております。道路の改良工事が必要な箇所につきましては、道路状態や交通状況、拡幅の必要性などの諸条件を総合的に評価基準を運用して整備の優先順位を判断し、過疎債などの有利な起債を活用しながら、年次的な整備により安全性・快適性の向上を図っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 2月3日付けの読売新聞で、道路が老朽化した上、地震が大規模で壊滅的な被害となったという記事もありました。道路などが老朽化していれば支援の物資は滞ってしまいますので、市の財源は限られておりますが、必要な老朽化対策が遅れないようお願いいたします。

次に、木造住宅密集地域の対策について、お伺いいたします。阪神淡路大震災、今回の能登半島地震では、木造住宅密集地域で火災が発生し、多くの家屋が焼失いたしました。市内には大火災のおそれがある木造住宅密集地域がどのくらいあるのか、お聞きいたします。

**○危機管理課長（竹山修一）** 本市では、木造建築物が等間隔11m未満で200棟以上が連なり、火災が発生すると延焼のおそれがある地域として、市全域で30地区ほど把握しているところであります。

**○2番議員（松下知恵）** 本市では、木造住宅密集地域内の火災に対し、どのような対策を取っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（竹山修一）** 本市では、昨年度、木造住宅密集地内での火災が発生した際の対策といたしまして、道路幅員の狭い場所でも消火活動を行えるよう、小型動力ポンプ軽積載車9台を新規導入し、市消防団、指宿・山川・開聞方面隊にそれぞれ3台配置し、火災に備えているところであります。また、火災が発生した際、地元で迅速な消火活動を担う消防団員の確保、自主防災組織の育成に努めているところであります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。消防団員の確保については、後ほど詳しく質問させていただきます。

今回の地震は元旦に起き、帰省客や観光客もこの地震に巻き込まれました。観光地指宿も人ごとではないと考えられます。そこで、帰省客や旅行者への対応について、お伺いいたします。近年における本市、観光客の入り込みのピークとなる時期はいつ頃となっているのか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 本市への入込観光客数が多くなる時期につきましては、例年、1月、5月及び8月が多い傾向にあり、令和5年におきましては、1月が39万5千人、8月が35万2

千人、5月が32万5千人の順となっております。また、コロナ禍直前となる令和元年におきましては、1月が46万7千人、5月が37万5千人、8月が36万1千人となっているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、帰省客や旅行者への避難計画はどのようになっているのでしょうか。時期によって多くの宿泊者等が考えられますが、そうした際に災害が発生した場合の避難計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 宿泊者等の避難につきましては、災害発生時、市地域防災計画に基づき、防災行政無線、緊急速報メール、防災アプリ、消防団等による広報等により市民同様に災害の発生、避難情報を周知するほか、観光協会及び関係機関、JR、バス会社と連絡調整を行い、宿泊者等への災害情報、交通機関の運行状況などの情報提供を行い、宿泊客が避難所に避難された場合には、市民と同様に受入れを行います。また、収容人員が30名以上の宿泊施設につきましては、消防法施行規則に基づく消防計画を策定しており、消防計画に基づいて、宿泊者等の安全確保、避難誘導等が実施されるところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 是非、宿泊施設等と連携した避難計画なども強化していただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、自立避難が難しい高齢者等の対応についてお伺いいたします。日中は、若い世代は働きに出て、集落内は高齢者ばかりになると考えられます。そのようなときに災害が発生した場合、高齢者が自力で避難することが困難であると予想されますが、高齢者等の避難が困難な方の対応はどのようにしているのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 本市では、自力での避難が難しい高齢者等を把握するため、市避難行動要支援者名簿登録実施要綱を定め、昨年度、関係課、指宿市社会福祉協議会と連携し、各地区の在宅福祉アドバイザーや公民館長、民生委員等で構成される見守りグループからの登録対象者の情報を基に、避難行動要支援者名簿を更新いたしました。今年度は、池田校区仮屋地区において、自治会長の協力により、名簿登録者の緊急連絡先、避難時に支援する方、かかりつけ医等の情報をまとめた個別避難計画を作成いたしました。避難行動要支援者名簿は、地区の自主防災組織等へ提供し、地区内の登録者の情報を共有することで、平時からの見守り、災害時の共助に役立てるほか、消防、警察等に提供することで救助等の公助に役立てるものとしているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** とても素晴らしい取組だと思います。では、個別避難計画の作成について、今後、どのように広げていくのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 指宿市社会福祉協議会が各地区の在宅福祉アドバイザーや公民館長、民生委員等で構成される見守りグループに対して行ったアンケートで、個別避難計画の作成に取り組むたいと回答があった地区から順次作成を行い、ほかの地区へも広げていきたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 今後も、市から各地区に働き掛けていただきたいと思います。日頃からお互いに助け合える体制を作っていくのは大事だと考えます。自助、共助、そして、公助を十分に発揮できる防災計画を立てていただきたいと思います。今回は避難訓練については掘り下げて質問いたしませんでしたが、是非、様々な場合を想定した避難訓練の計画を立てて、自力避難が困難な障害を持つ方の避難、また、今、大きな課題となっているペットの避難などなど、今回の能登半島地震から学び、生かせることは多々あると思います。1月2日に起きました羽田空港の航空機衝突事故では、旅客機に乗っていた乗客乗員379人全員が避難しました。これは日頃からの日本航空の避難訓練の成果だという報道もありました。このことから、訓練がどれだけ大事かということが伺えますので、是非、本市におきましても避難訓練の計画と実施をお願いして、次の質問に入ります。

避難所における物資の備蓄についてお伺いいたします。市の備蓄品の内容、数量についてお伺いいたします。

**○危機管理課長（竹山修一）** 本市では、食料として、飲料水2,640本、アルファ米1,990食、パン826食、クッキー998食、避難所設営用として、パーテーション174個、マット53枚、ダンボールベッド33組、ワンタッチテント・ベッド16組、衛生用品として、タオルなど2,390枚、トイレ凝固材600包、生理用品200枚、毛布300枚、衣類790枚。そのほか感染症対策用品などを備蓄しているところであります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。ここで、女性の視点から、避難所での着替えとか授乳など、本当に困っているという声もあるようです。ですので、避難所に更衣室とか授乳室を設けていただけるとありがたいのですが、そのスペースが無理な場合には、パーテーションの数を増やして、少しでも人目を避けられるスペースを作っていただけるようお願いいたします。また、備蓄品に赤ちゃん用のおむつ、ミルク、介護用のおむつなども入れてくださるとありがたいです。また、女性の声をしっかりと反映できるように、危機管理課にも1人でも多く女性職員を配置していただければお願いいたします。

では、備蓄品はどこに保管しているのでしょうか。能登半島地震では道路が寸断され、避難所への支援物資が遅れた状況がありましたが、避難所への備蓄はできないのでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 本市では、各避難所に備蓄品を保管するスペースがないことから、避難所への備蓄は難しいと考えているところでございます。なお、施設の被災や道路が寸断され輸送できないリスクを軽減するため、備蓄品は各庁舎等に分散し、保管しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** それでは、能登半島地震では上下水道管が大きな被害を受け、トイレが使用できない状況が続いておりましたが、本市ではトイレが使用できなくなった場合の対応はどのように考えているのでしょうか。

**○危機管理課長（竹山修一）** トイレ対策としましては、断水時に使用するトイレ凝固剤を備蓄

しておりますが、そのほか、災害時応援協定に基づき、近隣市や民間から仮設トイレを確保することとしております。また、市ハザードマップでは、在宅避難者のトイレ対策として、自宅のトイレが使えなくなった場合の非常用トイレの使い方を掲載しているところでありませ

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。災害発生後、先ほどの答弁にもありましたように、避難所の備蓄は難しい。そうになると、頼りの支援物資もいつ届くか分からない。市の備蓄だけでは不足することが考えられますが、その場合にはどうするのでしょうか。また、そのような事態に備え、市民自身でローリングストックするなどの周知も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 本市では、国等からの支援が滞り、備蓄が不足する事態に備え、市内から必要な物資を調達できるよう、市内大手スーパー等と災害時応援協定を締結し、不足する食料、資材等を調達するほか、市外の飲料事業所と飲料水の優先供給について災害時応援協定を締結しており、今後も民間事業者との応援協定により必要な物資の確保に努めてまいりたいと考えております。また、議員が言われますとおり、災害発生直後は公的施設、職員も被災しているおそれがあり、すぐに公的支援ができるとは限らないところでございます。そのため、市ハザードマップに家庭での備えとして、備蓄品及び非常用持ち出し品など、使った分を新たに買い足すローリングストックについて掲載しているほか、広報紙に毎年1回、防災特集を設け、災害に対する周知啓発に努めているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。私自身も、今回の地震を受けて、せめて3日ぐらいは自分の家族ぐらいは生き延びることができるよう備蓄しておこうと思っております。誰かが助けてくれるのではなく、最低限は自らの命は自分で守れるよう、是非、市でも周知啓発の徹底をよろしく願いいたします。これで私の防災についての質問を終わります。

では、消防団の活性化について、2回目以降の質問に入ります。

消防団員数の過去3年間の充足率と平均年齢を教えてくださいました。本市の平均年齢は、令和3年度4月現在の全国平均42.5歳より高く、また、充足率は近隣の4市の中で1番低いようですが、消防団員の欠員の理由と、補充するためにどのような対策を取っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（竹山修一）** 消防団員の欠員の理由といたしましては、やはり少子高齢化による影響や会社勤めの方の割合が増加したことなどが考えられるところでありませ

消防団員の確保については、各消防分団と各消防後援会組織で推進しており、市では、広報紙にて、消防団活動等に合わせ、募集に関する記事を掲載するとともに、女性消防団員による団員募集キャンペーンを実施しているところでありませ

また、消防団員減少対策としましては、消防団員の待遇見直し、団行事の見直しによる負担減などについて、消防団幹部や消防関係の方々と協議を進めているところでありませ

**○2番議員（松下知恵）** 消防庁の確保策として、平成17年から機能別消防団員制度、平成26年から学生消防団員活動認証制度、また、女性消防団員への加入も力を入れておりますが、本市のそれぞれの状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 女性消防団につきましては、平成24年に女性消防隊が発足し、その後、平成26年に指宿市消防団本部付け女性消防団に格上げされ、条例定数13人に対して実団員数11名で活動しております。活動内容としましては、平時は、市民防火の日に合わせ、防火広報、高齢者宅などの訪問防火指導、応急手当の普及活動等を行っております。また、応急手当普及員の資格を有していることから、消防署が開催する防災・防火・救急の講習会への協力や、各地区の敬老会等で寸劇による防火広報及び消火器の取扱説明などを実施しており、普通救命講習については、イベント会場での講習会従事や、毎年、指宿商業高等学校に出向き、講習への協力を行っていただいております。

次に、機能別消防団員制度につきましては、令和2年度から開始し、現在、消防団や消防職OBの方々、50名の機能別消防団員が入団しており、火災等の災害に対し、知識や技能等を生かして、現場で不足する消防力等を補充できているところでございます。なお、機能別消防団員制度を導入したことにより、積極的な団員確保に取り組んだ消防団として認められ、指宿市消防団が令和3年度に総務大臣感謝状を授与されております。

学生消防団活動認証制度につきましては、本市はまだ導入しておりませんが、大学や専門学校のある鹿児島市や霧島市においては、大学生等を中心に消防団として活躍しているところもあるようですので、本市におきましては難しい面もございますが、今後、認証制度の導入について、調査研究してまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** そうですね。学生消防団活動認証制度は本市では難しいですね。でも、女性消防団員、機能別消防団員など、そもそも市民の方々はこの制度があるということをお存じでしょうか。消防団員を確保したいと思うなら、まず、知っていただくのが大事だと思います。

次に、消防団員の募集についてお伺いいたします。以前は、地域に若い人がいると消防団に入る流れができていました。でも、今はそもそも地域に若い人がいないし、いたとしても、その情報が伝わってこないとお聞きしたことがあります。このような状況の中で、今、団員として頑張ってくださいている皆様には心から感謝を伝えたいと思いますし、そうした御努力をより多くの市民の皆様を知っていただきたいと思います。本市のホームページの消防団募集のページを見ましたが、もっと募集につながるような積極的な広報活動に取り組む必要があるのではないのでしょうか。例えば、指宿市民に関心を持ってもらえるよう、指宿市消防団員の写真を使用したポスターを作成し、掲示するとか、また、市広報紙に団員の体験談等の特集ページを掲載する考えはないのでしょうか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 消防団入団促進広報につきましては、現在、消防庁作成のポスタ

一を各庁舎はじめ、公共施設などに掲示しているところでもあります。また、市広報紙においても、消防団活動等と併せて団員募集の記事を掲載しているところですが、ただいま議員から御意見いただきました、実際の本市の消防団員の写真を使用したポスター作成や、また、市広報紙への団員の体験談等の特集ページについては、今後、団員の意見などを聴取し、消防団幹部や消防団関係の方々との協議、検討してまいりたいと思います。

**○2番議員（松下知恵）** 地元の団員の皆様が載っているというのが重要なと思います。お父さんが載っているとか、近所のお兄ちゃんが載っているとか、市民の皆様により関心を持っていただけるし、もっと応援しようという気持ちになるのではないのでしょうか。是非、御検討ください。

栃木県鹿沼市では、消防団を中核として、地域防災を強化するために様々な取組を行っているそうです。その中で、訓練が厳しい、危険性が高い、多くの時間が拘束される、飲み会が多いなどのネガティブなイメージが先行しているとのことから、消防団のイメージアップや存在意識、やりがいや処遇が伝わるような、入団募集につながるような広報活動に大変力を入れているそうです。具体的には、ホームページ、フェイスブック、インスタグラムなどの広報媒体を活用し、消防団が活躍している姿、団員の声など写真や動画で掲載しているそうです。このような様々な広報活動が、新たな消防団員の勧誘だけでなく、現在活動している消防団員の意欲向上にもつながっているそうです。是非、本市におきましても、何か一つできそうなところから取り組んでみてはいかがでしょうか。同じく鹿沼市では、消防団の定数入団促進の在り方に関するアンケートを全団員に実施し、検討委員会を重ねているそうです。消防団を充実するためには、現場の意見をまず聴くというのは大変重要なことだと考えます。本市でも、団員の皆様から消防団入団促進に関する意見など集めるアンケートの実施はしているのでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（竹山修一）** 消防団員入団促進に関する取組につきましては、アンケートに代わるものとしまして、各分団において定期的に実施される定例会において団員の意見等を集約し、年4回開催します消防団幹部会議等において各分団長から意見をいただき、協議を行っているところでもあります。また、今後も定期的に消防団員から意見を集約し、消防に関係する皆様方と連携しながら入団促進に努めてまいります。

**○2番議員（松下知恵）** 是非、リアルな消防団員の皆様の声を消防団入団促進に生かしていただきたいと思います。

では、次に、消防団員の欠員の理由として、先ほどの答弁の中で会社勤めの方の割合が増加したことが挙げられておりましたが、全国的に見ましても消防団員の7割は非雇用者であることから、消防団員を雇用する事業者の消防団活動への一層の理解と協力を得るために、消防庁は、平成18年度より消防団に協力している事業所を継承する消防団協力事業所表示制度を始めましたが、本紙はこの制度を導入しているのでしょうか、お伺いいたします。

○**総務部長（坂元一博）** 本市におきましては導入していないところがございますが、それに代わるものとしたしまして、消防団協力事業所に対して、従業員が消防団に相当数入団している事業所や、従業員の消防団活動に積極的に配慮している事業所等を出初め式において表彰しているところがございます。また、消防団協力事業所表示制度につきましても、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

○**2番議員（松下知恵）** 消防団協力事業所さんたちも、これからももっともっと消防団を応援しようと喜んで協力してくださるような工夫を、是非、していただければと思います。

最後に、消防団の処遇について伺います。指宿市消防団員の年額報酬額について伺います。現在、本市における支払い額はどのくらいなのでしょう。

○**危機管理課長（竹山修一）** 指宿市消防団員の年額報酬につきましては、団長18万6,900円、副団長13万2,400円、分団長12万1千円、副分団長7万400円、部長5万7,100円、班長5万3千円、団員4万8,900円、機能別消防団員1万円となっているところであります。

○**2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。消防団員の報酬を増額する考えはないのでしょうか、伺います。

○**総務部長（坂元一博）** 令和3年に消防庁より消防団員の報酬及び水火災、自然災害といった災害出動についての出動手当を見直すよう助言があったことから、本市におきましても災害出動報酬の見直しを行い、令和4年度に条例改正を行ったところがございます。また、年額報酬につきましては、標準額及び全国平均を上回っている状況となっているところでございます。

○**2番議員（松下知恵）** 私も調べてみました。鹿児島県の消防団員報酬ランキングを見ましても、本市は第5位で、他自治体と比べてみても、県内でも高いほうですばらしいと思えました。これも団員募集につながるアピールポイントの一つであるかと思いますが、しかし、地域のつながりが希薄になり、やはり、団員確保はとても厳しい状況です。10代から30代の若い世代には、同期としての現状に見合った報酬は必要と考えます。団員確保のために、更なる年額報酬の増額をお願いして、消防団の活性化についての質問を終わります。

最後になりますが、今回の地震で被害が拡大した可能性として挙げられているものにインフラの老朽化があります。今日の質問では道路のことだけしか質問しませんでした。被災地では未だ断水が続いている地域もあります。ある新聞報道によりますと、古い水道管ほど揺れの衝撃に耐えられず損傷したという被害自治体の担当者の声を報じていました。先ほど申し上げましたが、市の財政は限られております。その中で、経費を最少にしつつも効果を最大限に上げていくことが求められているのではないのでしょうか。福祉対策ももちろん重要であると思いますが、それによって必要な老朽化対策が遅れ、いざというときに深刻な被害を引き起こすことは絶対に避けなければなりません。以前、民主党政権下で、コンクリートから人へ、という言葉が流行りましたが、私は、コンクリートには本当は市民の命、安

全、財産を守る力があると考えております。そこで、最後に市長に、政治を司る者の1番大切な仕事は、市民の生命と安全、財産を守ることだと私は考えております。健全な財政に目配せしつつも、必要な防災対策をしっかりと講じていくべきだと思いますが、市長のお考えを、是非、お聞かせいただければと思います。

**○市長（打越明司）** 松下議員の防災あるいは消防団に関する質問を見守らせていただきました。今、議員の御質問に対する答えは、議員の気持ちと思いは全く同じだというふうに思います。市民の生命と安全、財産を守ることというのは、これは私の政治信条の中でも非常に大切なことだと思っていますし、指宿市、地方自治体の最優先の役割だというふうにも認識をしているところであります。また、先般の能登半島地震の発生を受けて、改めてその思いを強くしたところであります。ちなみに、松下議員から、今日、取り上げられました道路でありますとか、あるいは消防でありますとか、このことについて県内での比較も含めてちょっと勉強させていただきましたが、御存じのような財政状況ではありますけれども、4年度の決算、直近の決算によれば、県内19市の中で道路、橋梁に使われている費用は19市中7位と、さらに消防費に至っては19市中5位ということで、多額の市費を投じているという現状であります。今後、健全な財政を目指す上で、起債残高の抑制、つまりは借金を増やさないということについて掲げておりますけれども、市民の安全、財産を守るための予算措置については、引き続き優先的に予算措置をするなど、最大の関心を持って取り組んでまいりたいという決意であります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。指宿市としても、災害対策を通して、今、危機管理能力のチェックをされているとあって、是非、今後、これ以上の危機が来たときにどうすべきかと考える材料にさせていただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

**○13番議員（新川床金春）** 皆さん、こんにちは。令和6年の元旦に発生した能登半島地震でお亡くなりました皆さんの御冥福を心からお祈り申し上げます。あわせて、被災された皆さんの早い回復と能登半島地域の早い復興を併せて、心からお祈り申し上げます。

今年度末をもって退職する職員の皆さん、長い間、指宿市発展のため御尽力いただきましてありがとうございます。退職後はお体に十分気を付けていただき、今後も指宿市政発展のために御指導、御伝達のほどよろしく申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

まずはじめに、昨年度末に残り8回の一般質問で、指宿市温泉まちづくり公社について疑

義を感じる点について明らかにすると発言しました。前回の答弁の内容の検証を含めながら、一般質問を行います。

1番目の指宿市温泉まちづくり公社への関与について。1. 指定管理の適正化について、指定管理の契約期間中における変更手続について伺います。契約期間の指定管理料の変更はできないと令和5年第4回一般質問で産業振興部長は答弁してありますが、間違いはないか、答弁求めます。

2番目の公益財団法人と一般財団法人への移行について、租税公課の違いについて伺います。公益財団法人から一般財団法人、移行し、租税公課どのように違いがあるのか、詳細な答弁を求めます。また、租税公課費には消費税や法人税があります。公益財団法人は税の優遇措置を受けていましたので確認をさせていただきますが、平成23年度と比べて、平成24年度から令和4年度まで、公益財団法人と一般財団法人の納税の取扱いの違いについて伺います。あわせて、消費税と法人税の納税額を平成24年度から令和4年度まで、年度ごとに答弁を求めます。

うなぎの里再生事業について。交流人口や関係人口を増やす取組について。鰻地区は自動車やバス及びタクシーで移動しないといけない、ひなびたすばらしい景勝地で、硫黄温泉が有名な温泉地です。大河ドラマ西郷どん放映で西郷隆盛が湯治した温泉地として全国に知れ渡り、観光スポットとして有名になっています。鰻温泉にはJRや飛行機を利用した観光客がたくさん訪れていましたが、令和4年度、令和4年10月から市内循環バスが廃止されました。市民や観光客は、指宿駅や山川駅、あるいは成川・小川・大山・利永・徳光及び開聞地域から、鰻温泉にどのようなルートを使って訪問することができるのか答弁求めます。あわせて、誰でもが訪れたいくなる雰囲気は漂うまちづくり計画があります。令和5年度からうなぎの里再生プロジェクトに取り組んでいますが、担当課はこれまでどのような取組を実施しているのか、答弁を求めます。

3番目のヘルシーランド大規模改修時の利用者への対応について。(1) 半年・年間パスポート利用者について。ヘルシーランド温泉保養館の半年・年間パスポート購入申込みにはどのように取り扱うと記載されているのか伺います。あわせて、レジャーセンターかいもの半年・年間パスポート購入申込みにはどのように取り扱うと記載されているのか答弁を求めます。

市民が議場や各支所でのロビーなど使って多数傍聴していますので、市民に分かりやすく簡潔で丁寧な答弁をお願いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 新川床議員から、うなぎの里の再生事業についての御質問がありました。私の思いを少し述べさせていただきたいと思います。

うなぎの里再生プロジェクトについては、このプロジェクトの私の思い、プロジェクトの

目的を、まず最初に述べさせていただきます。本市には、高齢化と人口減少が進む中、小規模な集落がたくさんあります。私は、市長に就任する以前から、こうした集落を持続可能な形でなんとか将来に残していきたい、そのための手立てをその集落の方々と話し合いながら、一緒になって講じてまいりたい、そういう思いを常々持っておりました。今後、少子高齢化がかなり進んでいく集落をどうすれば持続可能な集落に再生できるのか。その方法を実践していくモデル的な取組にするものとして、今年度、指宿市うなぎの里再生プロジェクト協議会を設置したところであります。協議会としては3回開催をし、地区住民の代表の方や地区出身の方など関係者の方々と地区の現状や課題等を共有しながら、今後の地区の再生に向け様々な対話を重ねてまいりました。また、協議会とは別に地区の皆さんと意見交換も実施をし、様々な思いを直接受け止めさせていただいているところであります。令和6年度においては、鰻地区の課題解決のための継続した対話の場作り、地区の行事などの運営支援、また、地区内の環境保全の支援などを担っていただける地域おこし協力隊員を募集をし、地域再生に向けたアクションを実践していこうという計画であります。鰻地区は鰻池や温泉、スメ、あるいは西郷隆盛がひっそりと訪れた地域として、特色ある景観と歴史が静かに息づいている、指宿の正に奥座敷とも言える地域であります。そうした魅力を、集落の維持との調和を図りながら、どのように交流人口や関係人口の増加につなげていけるのか。今年度開催した協議会においては、まだ、そうした意見が議論には出ていないところではありますけれども、6年度以降、協議の中でそうしたこともテーマになっていくものと思われまので、その際には、いわゆる観光で鰻地区を訪れる方々の交通手段であったり、環境整備の在り方であったり、そういったことを、今の鰻地区の佇まいを大切に守りながら、持続可能な集落となるための取組の一つとして位置付けながら、活発な議論が交わされていくことを期待するものであります。

ヘルシーランドの利用者への対応についての御質問がありました。ヘルシーランド、レジャーセンターそれぞれの施設におきましては、施設修繕等による短期間の休館を行う場合の年間パスポート券の取扱いについて、休館日数に応じた有効期間の延長や、その期間中、お互いの施設を利用可能にするといった対応を行っております。しかしながら、令和6年度のヘルシーランド大規模改修に伴う休館期間が、本年6月から約1年間の長期間となる見込みであります。半年又は1年間のパスポートを保有している全ての方がレジャーセンターかいもの利用を希望しているわけではないことや、有効期間の延長といった対応では、転居などの理由により施設利用ができなくなる方に不利益が生じてしまう可能性もあるため、本年6月1日以降が有効期限のパスポートを保有している方については、日割り計算をして返金対応をしているところであります。

残余の質問につきましては、関係部長から答弁させていただきます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** まず、指宿温泉まちづくり公社の関係で、契約期間中の変更契約

の関係でございますが、指定管理料の変更につきましては、指定管理期間中に、賃金水準及び物価水準の変動並びにその他やむを得ない事由により、当初合意された指定管理料が不相当と認めるときは、指定管理料の変更の可否や変更金額等について双方の協議により決定することを指宿市天然砂むし温泉施設の管理に関する基本協定に定めているところでございます。

税制上の関係でございますが、指宿温泉まちづくり公社につきましては、当初、公益性の高い公益法人ということでございましたが、その後、一般財団法人に移行されたところですが、その関係で税制上の優遇措置が受けられなくなったということでございます。

あと、消費税等の額でございますけれども、指定管理業務として平成29年度以降の決算書に記載されている納税額、消費税額でございますが、平成29年度が910万1,660円、平成30年度が930万190円、平成31年度が1,062万5千円、令和2年度が1,282万3,700円、令和3年度が1,470万6,400円、令和4年度が1,395万3千円となっているところでございます。法人税の額につきましては、こちらでは把握していないところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** ただいま、法人税で確認してないということでしたが、通告で言っておりますので、それを確認するべきだと思います。至急、調べて答弁をください。よろしく申し上げます。お願いしますよ。通告してあるんだから。

それでは、2回目の質問に入ります。質問の都合上、2番目のうなぎの再生事業から入ります。市長のうなぎの里再生事業にける思いは、市長の答弁を伺い、私をはじめ議場や各庁舎のロビーで聞いている方は十分理解したと思います。聞き取りの中で、平成24年度に作成した第一次指宿市総合振興計画に魅力ある観光地づくりが盛り込まれ、湯治場の風景を残す鰻区については、地域を散策しながら景観を楽しみ、ゆったりと温泉で癒される温泉地としての整備を推進するとあるので、第一次総合新計画に基づいてこの事業を推進していますと、この前聞きました。第一次振興計画に魅力ある観光地の整備とありながら、なぜ鰻地区に通っていた市内循環バスを廃止したのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 令和4年10月の見直しです。コロナ禍で公共交通の利用者も減りましたので、鰻区民の生活面の利便性を重視して、イッシーバスから乗合タクシーへ切り替えたところでございます。そのため、以前にイッシーバスを使って鰻地区に来られた方々については、タクシーかレンタカーを利用していただけのものと考えております。乗合タクシーを導入したことによって、これまで鰻地区内の施設を利用されていた方への影響については、今後、検証していかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 鰻区は、市民や観光客が温泉やスメ体験に訪れている観光地でしたが、大河ドラマ西郷どん放映に合わせ、観光客がたくさん訪れることを見込み、地域内の道路や駐車場を県事業で整備し、市でも有数の魅力ある観光地になりました。大河ドラマ西郷どん効果をどのように捉え、先ほど地区民の交通の便をと言いました。市内循環バスを使

ってこの地に訪れる市民や観光客がたくさんいたんですよ。そういうのを把握して廃止したのか答弁求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 鰻地区に観光客が多く訪れると、観光地であるという部分については十分理解をしているところでございます。そういった観光客への対策というの、今後、考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 令和4年10月以前にそういうことは検討すべきだったんですよ。そのとき、なぜしなかったのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 今回の市内循環バス、そういったバスにつきましては、令和4年の10月に市内の交通網を急遽見直したということでございますが、この点につきましては、鹿児島交通が利用者の減少と運転手の人手不足によって路線バス網の廃止・縮小をしたことによって、市内全域のバランスを考慮してですね、イッシーバス路線の見直しをせざるを得なかったというふうに考えているところです。

○13番議員（新川床金春） 市民の生活を守るのが優先なんですよ。隣の南九州市は年間9,000万投じて市民の足を確保しています。指宿は幾ら投じていますか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） すいません。ただいまの質問に対しましては時間を要しますので、また後ほど、答弁をさせていただきます。議長に対応をお願いします。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時31分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○商工水産課長（宮地主税） 令和4年度のイッシーバスと乗合タクシーの実績額を申し上げます。1,640万円ほどの経費を掛けてございます。

○13番議員（新川床金春） そのようなことはいつも頭の中に入れてください。

鰻温泉に指宿駅から訪れる場合、どのようなルートがあり、費用は幾ら掛かるのか、産業振興部長に答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 指宿駅から鰻地区を訪れるには、自家用車かタクシー、あとレンタカーが主な交通手段となっているところです。タクシーで指宿駅から鰻地区に行った場合、片道約3千円程度掛かると思われます。

○13番議員（新川床金春） それでは、山川駅からタクシーで往復した場合、幾ら掛かるのか、産業振興部長に答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 山川駅からはタクシーで片道約2千円の料金が掛かると思われますので、往復であれば4千円程度掛かるのではないかと考えているところです。

○13番議員（新川床金春） 鰻区は、先ほども言いました、区営温泉があり、スメ広場があり、九州で第2位の大きさを持つ鰻池があります。温泉やスメ体験をしながら、そして、鰻

池を見ることは、観光客や市民にとって憩いの場だと私は思います。交通のアクセスが悪く、移動にタクシーを利用すると、交通費がだいぶかさむため、鰻温泉やスメ体験などの観光を諦める方が多いと伺いました。担当課として、どのように捉え、今後、どのように対応するのか、産業振興部長に答弁求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 現在、乗合タクシーを区民の方々には利用していただいているところでございますけれども、そういった中で、説明会を2回程度行ったわけですが、その意見の中では、事前に電話で予約することが面倒だということも意見としてあったところなんですけれども、実際ですね、乗合タクシーを利用されている方々からは、家の前から乗車して病院や買い物に行き、家の前まで送ってもらえるからすごく便利になったというような声もいただいているところです。

**○13番議員（新川床金春）** 次に入ります。2番目の市内循環バスから乗合タクシーへ移行後の市民や地元の声についてということで、12月10日、鰻区の語ろう会があり、声が掛かりましたので参加しました。区民の要望や苦情をいただきました。身体の不自由な高齢者や障害者にとってはとても役に立っていると喜んでいました。しかし、帰りの便が早いので最終便を17時に調整できないかと語る会の場で出ましたが、12月定例会で指摘しましたが、どうになったのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○商工水産課長（宮地主税）** 区民の方々から今の時間等では非常に便が悪いという声がありましたので、区の方で話し合いをしていただきまして、市宛に時間変更の要望書をいただいたところです。折しも12月に指宿市地域公共交通活性化協議会が行われ、そこに諮りましたところ、変更を認めるということでございましたので、早速変更の手続きをし、令和6年1月から時間変更をして運行しているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。令和3年度の市内公共交通マップです。鰻区にはバス路線がありました。バス路線が廃止になり、地区民は小川や大山・利永・徳光・開間などに行くのにタクシーを使ったりして出費がかさんでいると、生活が大変だと言っています。病院や買い物のことだけ考えて、あの鰻区のバスは鰻区入口で乗り換えができたりするんですよ。これがですね、鹿児島交通のバスとも乗り継ぎができて、いろんなところに行けたんですよ。鰻区の人たちは鰻区入口まで行くのが大変なんですよ。そのための車の便がないということでいろいろ言われています。鰻区民の生活守るために早急に市内巡回バスを検討することはできないのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 鰻地区への市内循環バスということでございますけれども、鰻地区に乗合タクシーを運行してから1年半が経ちましたけれども、鰻区民の公共交通手段としての役割は果たしているというふうに考えております。令和4年の10月に鹿児島交通が利用者の減少と運転手の人手不足によって路線バスも廃止・縮小したわけでございますけれども、そういった中でイッシーバスの路線の見直しをせざるを得なかったということでござい

ます。現在でもこの状況は変わっておりませんので、鹿児島交通としても、今後、イッシーバスの増便・延伸などは対応できないということでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 鰻区民の12月10日あった語ろう会では、いろんなどころに行けないし、観光客も来てくれない。区民の総意は市内循環の復活であります。うなぎの里再生事業ですよ、鰻入口から鰻区を一周し、鰻入口まで約10分程度の路線は検討できないのか。せっかく再生するのに検討する価値あると思いますが、答弁を求めます。

**○山川支所長（中島裕一）** 鰻地区は高齢化が進み、人口、世帯が減少しておりますが、人口維持に向けた取組として、移住・定住のしやすい環境を創出していきたいと考えております。これらの取り掛かりには、長年掛けてやっていくものもあれば、急いでやっていかなければならないものもあると思います。しっかりと協議会で議論していきたいと思っております。当面は、集落の機能を維持するにも、環境保全に関わる人も不足しております。それを補充するためにも人手が必要であります。まず、一番に目指すべき鰻地区を安定化させる仕組みを構築できればと考えています。まずは人が住む条件を整えていくことが大切だと考えているところであります。なお、協議会の目的の中で、地域の在り方を総合的に検討するとありますので、取り組む過程やそのタイミングの中で様々な課題等に関する意見等が出てくると思いますので、また、そこで協議がなされているものと思っております。

**○13番議員（新川床金春）** 3番目の持続可能な集落づくりで、その答弁もらうつもりでしたが、人口維持に向けて地域全体で集落づくりに取り組む計画です。若い世帯が鰻区に入ってくるために、私は、全国で人口が増えている自治体はですね、どこも交通の便がよく、子育ての支援が充実しています。子育て世代が移住を決めるポイントは、今も言いました、交通の便がいいこと、子育て支援が充実して、子供が住みやすい環境であるということです。鰻区は住む環境はいいと思います。しかし、交通の便が悪いです。鰻区の再生にどのような構想を描いて、そして交通の便はどう捉えているのか、答弁を求めます。

**○山川支所長（中島裕一）** 先ほど答弁させていただきましたとおり、まずは鰻地区の持続可能な集落づくりを目指すためにということで協議をしているところでございます。その過程の協議の中で、そういった交通のことに関してもいろんな御意見が出てくるかと思っておりますので、その際にはその協議会においてもその件について協議をしていき、対応できるところはいろんな関係課等とも連携をしていきながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 鰻に若い人たちが定住するようにしっかりと取り組んでいただきたいとお願いしておきます。

次に、3番目のヘルシーランド大規模改修時の利用者の対応について。先ほど返金をということでした。1番目の半年・年間パスポートの利用者についてですが、ヘルシーランドの申込書には返金はしませんと記載されています。レジャーセンターも申込みの裏には誓約書

があり、内容は温泉入浴者に返金しないことに対し、購入者の同意のサインがいるんですよ。返金しないのに、サインがもらわれているんです。間違いはないか。産業振興部長に答弁を求めます。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** ヘルシーランドとレジャーセンターでは、年間パスポート券等の申込時に、原則として返金ができないことを説明の上、販売をしておりますが、レジャーセンターでは返金を行わない旨の同意書もいただいているところです。両施設とも市が直営で運営をしておりますので、申込書類等で差異が生じないように取扱いを検討してまいりたいと思っております。

**○13番議員（新川床金春）** 誓約書まで取っているのに、市民の都合ではなく行政の都合で温泉施設が使えないってことですよ。市民生活を守るため、指宿には砂楽、ヘルシーランド、レジャーセンターあります。この施設うまく使ってですよ、市民の健康増進と憩いの場できないのか。先ほど短期間だったらということでしたけれども、1年間だってもそれは行政の役割だと思いますが、する考えないのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今回の部分につきましては、ヘルシーランドの大規模改修で長期にわたる休館が予測されるということをごさいますて、やはり、そういった中では様々な課題、問題等が発生してくるだろうということですね、それよりも、やはり返金をしてですね、新たにヘルシーランドの大規模改修が終わった段階で、リニューアルされたヘルシーランドを利用していただければというふうに考えております。

**○13番議員（新川床金春）** 私が今回の一般質問通告後にですね、市民から、回数券の利用者もいて困っているという声をいただきました。回数券や半年・年間パスポートの利用者はずね、ヘルシーランドができて、家にお風呂を持たない方もいたりするんですよ。ですので、先ほど言ったレジャーセンターかいもんとか、砂むし会館砂楽をですね、回数券、半年・年間パスポート者が通常のように使えるようにできないのかということです。再度、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 先ほども申し上げましたとおり、ヘルシーランドに関しては長期にわたる休館を予定しております。中にはお風呂を持たない方がヘルシーランドを利用されるということをごさいますけれども、そういった方につきましては、今、送迎バス等も利用されていらっしゃる方もいると思います。そういった送迎バスの利用者の方々について聞き取りをしましたところ、レジャーセンターかいもんの利用を考えている方もいらっしゃったところです。ですので、バスの送迎については、そういった方々の御意見も伺いながら検討をしたいというふうに思っているところをごさいますけれども、半年・年間パスポートの利用者については、返金の方をさせていただきたいというふうに思っております。

**○13番議員（新川床金春）** 今、利用者の送迎ということでは言われました。やっぱりあの健康増進と生きがいくりのために造ったヘルシーランドです。この理念に基づいて、山川地区

民が安心できるように、レジャーセンター、砂楽にですよ、しっかりと送迎するのが行政の役割だと思います。この施設は市民の税金で造られているんですよ。自分たちで造ったんじゃないんですよ。市民におもてなしするのが仕事だと思いますので、検討できないか、しっかりと送迎することはできないか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 送迎バスにつきましては、現在、日曜日と繁忙期を除く営業日に山川地域を運行をしているところでございます。このバスにつきましては20人ほどの方が利用しているところでございますけれども、その利用者に聞き取りをしましたところ、レジャーセンターかいもんの利用も考えているという方もいたところ。そういった方々につきましてはですね、そういったレジャーセンターかいもんへの利用ができないのか、バスを利用されている方々の意見をですね、聞いた上で検討をしたいというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 山川地区民が困らないように、そして山川にはですね、山川小のスクールバスもあります。いろんなのを使ってですね、市民の足としてですよ、時間調整しながら使ってですね、山川町民が絶対に困らないようにしていただきたいとお願いして、次の質問に入ります。

次に、指宿温泉まちづくり公社への関与について。指定管理料の適正化についてですが、指定管理の契約期間について、変更はできないと、これまで一貫して、ヘルシーランドのときも、私が質問したときも、できません、令和5年第4回定例会もできませんと言いました。それに間違いはないか、産業振興部長に答弁求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 先ほども申し上げましたとおり、指定管理料の変更については、基本協定書に定めておりますので、双方の協議によって変更という形も捉えられるというふうに考えております。前回、質問をした中では、年度ごとのその精算ということでお伺いしておりましたので、その精算につきましてはできないということやうたっているということや御説明させていただいたところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 令和2年の協定書の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理料の減額に関し、継続協議することになっていきますと、私がもらった書類がありました。結果どうなったのか、いくら減額したのか答弁を求めます。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 令和2年度の新型コロナウイルス感染症感染拡大の際に、砂楽が長期間の休館を行ったことから、光熱水費等の支出が当初見込みを大きく下回ったため、指宿温泉まちづくり公社と協議の上、約2,724万円を指定管理料から減額をしております。

**○13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。次に入ります。指宿市公の施設の指定管理の指定手続に関する条例の指定管理料制度導入に係る指針というのがあります。4番目の制度の概要に指定管理上の目的があり、目的は、アは、民間ノウハウを活用することで多様

化する住民ニーズに対応し、住民サービスの向上を図る。イは、施設管理のコストの縮減により行政の財政負担の軽減を図るとなっていますが、間違いないか、産業振興部長に答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 指定管理者制度の目的につきましては、民間のノウハウを生かすことで、多様化する住民ニーズに対し住民サービスの向上を図る。それと、施設管理コストの縮減によって行政の財産負担の軽減を図るということでございます。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。平成29年度から令和2年度までの4年間で7,569万6千円以上の赤字が出ていますが、間違いないか、産業振興部長に答弁求めます。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 平成29年度から令和2年度の砂むし会館砂楽に関する指定管理料の決算につきましては、赤字ということで報告をいただいているところです。

○13番議員（新川床金春） 赤字の原因について詳細に答弁求めます。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 市において把握をしている赤字の原因でございますが、平成29年度から令和2年度に公益目的支出計画に基づいた支出があったということで、給料手当、賃金、入浴促進対策事業費、広告宣伝費等に支出を行ったようでございます。

○13番議員（新川床金春） 今、人件費とかいろいろ言われました。私の手元にある平成27年度は、開示請求した書類にありましたけれども、平均1人当たり60万、年間上がっているんです。そして平成28年度は、横領事件のあった翌年ですけれども、横領事件の職員懲戒処分は28年1月1日から2月29日に終わっているのに、1,600万円減額なっています。そして次の年はまた上がっています。職員人件費が1人当たり60万も増減するのか、答弁を求めます。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 人件費につきましては、給料の昇給分や従業員の増減、また賃金形態の変更等により増減が生じたものというふうに考えております。

○13番議員（新川床金春） 私が開示請求した管理の業務に関する収支予算書、こうして収支状況という予算と決算が載った書類があるんですよ。その中には、職員4名の給与ってなっているんですよ、どちらも。そして、平成27年から令和元年度まで人数は変わっていません。なぜ60万も、すごい年度はですね、260万も1人当たり上がっているんですよ。これってどういうことなのか、答弁求めます。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 人件費等のまちづくり公社の財源の配分、使い道については、市において答弁できる立場にはないところでございます。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。答弁できないということでしたが、まちづくり公社の人件費は市の給与条例に準じているということです。1年間で60万も上がった、令和元年は260万上がっています。こういうことがあり得るのか、総務部長に答弁求めます。

○総務部長（坂元一博） 一企業の人件費等の内容でございますので、私としては答弁できないところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 指宿の税金で賄われている施設ですよ。一企業じゃないんですよ。市民が納めた税金で賄っている砂むし会館の人件費、そして指宿の給与規定に準じている。だから、指宿の給与でそういうことがあるのかと聞いているんですよ。1人当たり260万も上がる年があるんですよ。これって大変なことですよ。私が元税務署職員や会計事務所、そして私がお世話になっている東京の公会計の先生の自宅までって教えていただきました。これってアウトだねって。だけど、請求書、領収書全てを見ないと何がどうだということは言えないと。私が相談していたやつは、みんなアウトでした。だけど、その原因を追求するのは、外部監査員を入れなければこの問題は解決しないと。外部監査を入れる考えはないのか、産業振興部長に答弁求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指宿温泉まちづくり公社に関する事で、外部監査ということでございますけれども、外部監査を入れる、入れないにつきましては、指定管理者である法人において検討すべきものであると認識しているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 指宿市民が納めた税金って僕は言いましたよ。市の税金で指定管理料払っているんですよ。そこに理事長として副市長が、そして、専務理事として職員OBが天下りしています。私がこの問題を調査しながら前々市長に確認取りました。前々市長は民間活力でと、条例にのっとって動いてくれりゃよかったのに、天下りになり、天下りの人たちが砂むし会館を食い物にしていると、どうかしてくれと嘆いていました。要するに指宿の宝が元職員に食い物にされているんですよ。それをその人たちが自分で監査するわけがないですがね。甘い汁を吸った人たちが饅頭を手放しますか。それは指定管理を出している指宿市がすべきことであり、私はそれを実施しなければ住民監査請求が来ると思いますよ。先ほど課長が言いました、公益目的財産の件、説明しますのでモニターをお願いします。7,626万円が公益目的財産としてなっています。そして、平成27年から令和4・5年、令和元年にかけて、5年間で1,528万ずつ取り崩すと、指宿市の負担が7,600万、いらないんですよ。しかし、この施設は逆に7,600万の赤字を出しているんですよ。公益目的財産を処理しなさいと言ったのは県知事であり、県知事が認定した金額はこれであります。そして、県知事には、令和2年3月31日に公益目的財産はすべてゼロにしましたという書類が届いております。間違いはないか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 公益目的支出計画につきましては、県、県知事に報告を提出をして、そういう形になるかと思っておりますけれども、その完了につきましては、令和2年度で完了したという報告を受けているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 知事がですね。モニターお願いします。令和4年2月3日付けの知事からで、支出計画の実施完了の確認書というのが届いています。しかし、指宿の温泉まちづくり公社の決算書には、指宿市が5,000万、観光協会が50万、商工会社が20万残した基本財産5,070万が残っているんですよ。まず、これを、先ほど見せたあのシミュレーションの

中で、崩さなければいけないのに、公益財産、基本財産として5,070万、令和3年4月1日に残っていますが、これは取り崩したことになるのか。県が認定したのは、市とか公益が出したお金の取崩しでした。それはどうなっているのか、答弁求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指宿温泉まちづくり公社が公益目的のために、そういった公益事業を行うということで支出計画を立て、県に提出をしたということでございますけれども、その計画に基づいて支出がなされたものというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** この件はあと7回やりますんで、よろしくをお願いします。

指定管理者制度を導入した、先ほども言いました、前々市長がですね、本当にどうかしてくれということでした。市民は大胆な財政改革を推進することを打越市長に望んでいます。市民の負託に応えるため、どのような取組を今後するのか、市長に答弁求めます。

**○市長（打越明司）** 指宿市の財政状況については、たびたび議会でも言及をしているところがあります。この2年間も、歳出の面、そして歳入の面、それぞれ少しでも収入を、そして少しでも節約をとという思いでこれまで取り組んできたところではありますが、引き続き、それを短期ではなく長期的な計画として経営改善計画を定めてスタートをしている、ちょうど今年からスタートしているところでもありますので、引き続き、そのことをしっかりと受け止めながら、計画どおりに財政再建を進めていけるようにやっていきたいというふうに考えております。

**○13番議員（新川床金春）** まちづくり公社は令和4年度決算で余剰金が3,000万、そして、事業費の税金として1,300万払っています。そのお金が指宿に帰ってくればですね、子供の医療費や学校給食費を安くすることもできます。私は指定管理料を毎年見直して、精算し、余剰金は指宿に返納すべきだと思います。これまで1億6,000万も貯めているんですよ。そして、この先ほど見せた7,600万は今後の指定管理料でしっかりと削減していかないと指宿市民は許しません。やる気があるのが産業部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指宿温泉まちづくり公社について、指定管理として委任をしておりますけれども、その委任について、適正に指定管理として業務を遂行しているというふうに考えております。そういった中で、指定管理料につきましても、当初、非公募の段階で市としましても精査をしまして、指定管理者として選定したところでございます。そう、そういった中で、指定管理の業務については適正に行われているというふうに思っているところです。

**○13番議員（新川床金春）** 議員の皆さん、市民の皆さんに僕は一言言いたいと思います。指定管理の指針がありながら7,600万もの赤字を出すことについて、モニタリングではB判定ですよ。それって適正なのか。市民の税金を食い物にする施設をですよ、このまま見逃すのか、答弁を求めます。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 当時のモニタリングの記録に基づきますと、収支は確かに赤

字でございました。その中で、公益目的支出計画に基づいた支出を行ったことによるものであったことから、B評価としたものでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 今の問題、次にやりますので、よろしくをお願いします。

市長、将来負担比率をゼロにすることを基本目標に、令和12年度末では預金を20億円以上増やす、借金を43億円以上減らすと、今年度、目標に掲げています。この施設は疑念がありますが、取り組む考えはないか、答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** 議員がこの質問の中で最も言いたいところ、市民の税については大切に持ってほしいということ、あるいはまちづくり公社については丁寧な運営を求めたいということ、そういったことについては、私も今のやり取りを聞きながら、ある意味同じ思いを持ちながら聞いていたところでもありますけれども、あくまでもその設立のいきさつというのは、確かに公的な目的ではありますけれども、運営をしているのは別法人ということで市の直接の関与が届かない形で運営されておりますので、その中では、この時期において、特に問題になったのが平成の時代から令和にかけての時代ということはありませんけれども、その時代に行われた様々な経営判断については、それぞれでのときに任に当たっていた方々が、そのときの状況を踏まえながら、そのときのルールをしっかりと見ながら判断をやっていったものだというふうに承知しております。これについて、後で我々が何年前のことについてどうであったかという判断はここでは申し上げたくないというふうに思います。ただ、先だってちょうどNHKが指宿を取り上げていただいて、非常に多くの市民や関係者から反響が大きかったわけですが、その番組の冒頭で取り上げたのがこの砂むしの場所でありました。そこから番組がスタートすると。つまり、あの地域は、我々にとって、指宿にとっては極めて大きな財産であり、指宿を日本中に売り込む、あるいは世界の方々を招いていくための一番力強い場所であるというふうに思っております。そして、このことをしっかりと運営することは、指宿にとっては非常に大切なことだというふうに思います。そして、まちづくり公社は他の法人とはいえ、このことについては同じようにやっぱり指宿市の大きな財産を預かってそれを適正に運営していくと。できるだけ多くの方々に利用していただき、喜んでいただく。そしてまた、再び指宿を訪ねていただく、そういう大事な施設として我々と同じ意識を持って経営していつてくれるものだというふうに私は強い期待を持っているところであります。今後とも、指宿市の税金の部分につきましては、監査の体制があるわけですし、市議会の方から選んでいただいております、監査委員も含めてですね、常にその税金の使い方については監査が行われているというふうに理解しておりますので、適正な運営になるようにこれからも心掛けていかなければならないなというふうに改めて感じているところであります。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 法人税の関係でございますが、法人税に関しましては一法人の問題でございまして、その法人が税を納めるという形になりますので、その額等につきまして

は、市としては答弁する立場にはないところでございます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時17分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原五男議員。

○4番議員（前原五男） こんにちは。4番、前原五男です。桜の花、花見の季節がやってきました。ウキウキな季節でございます。モンシロチョウも飛んでまいります。ツマベニチョウも間もなく飛んでまいります。早いもので、選挙から2年が過ぎ、議員生活も折り返しに入りました。市長も選挙公約に沿って自前の予算編成を行ったのではないのでしょうか。今回は新年度予算案が主な議題ですので、ちょっとその前に、3月9日の南日本新聞朝刊で指宿市に関する記事が3件載っておりました。嬉しいもんです、いいニュースでありますので。まず、2階に上がるところにレーサーの女性があります。これ、山川の方のルーツですね。あのJ u j uっていう方、市長が大変お友達であるようです。J u j uさんが全日本スーパーフォーミュラ選手権に日本人女性として初めて参戦することが決定しております。本当にこうして指宿にルーツを持つということで、応援したいと思っております。もう一つは、春の甲子園に神村学園から上川床勇希君が出場するということです。1年生のときからレギュラー、2年生で甲子園ベスト4の立役者として大活躍しました。一昨日はですね、実を言うと、鴨池球場、市民球場のほうでしたかね、慶応大学の野球の交流試合がありました。正直言って、行きました。こういうのはものすごく楽しみなもんですから。そうしたら、大学生を相手にですね、4打数2安打でした。身長は167cmしかないんですよ。だから、背のせいじゃないよねと思っております。私もちょっと遅れましたね、その認識がなくて。今度の春の大会は今月22日、第1試合です。これが第2試合であつたらね、あれで、新幹線で往復したかったんですけども、これもまたテレビで応援したいと思えます。また、市長からも御案内がありました。プラタモリが土曜日に指宿関係で出ておりました。各地から、これについてもですね、前原、お前んとは出ているが見ているかと言って怒られましたけれども、見てたんです、実を言うと。そして、このようにしてですね、ありましたけれども、ここにもですね、3月11日、尾長谷迫遺跡ですか、これなんか朝鮮半島の土器が出てきたということは、何らかの交流があつたのかなと。したがって、私たちはね、指宿市の、今、住んでいる私たちはメジャークラスじゃないかと思っております、自信を持ってですね、売り込んで、お互いにいきたいと思っております。

さて、前段が長くなりました。それでは、新年度予算について、4点質問いたします。

まず、これまでの2年は前任者から引き継いだ事業などの完成、あるいは問題箇所整理などで苦勞をされたと思えますが、これから任期も折り返し、本格的な自前の予算編成を今回

は提案したと思います。あの、前の人をですね、私はとやかく言う気持ちはありませんので、ちょっと褒めるかも知らんけど、打越市長、その旨、お聞きください。豊留市長とはですね、打越市長とは、いろいろとですね、手法が違うというような気がするんですね。じゃあ、打越市長、ここは、前の市長と僕とはここは違うよというところはどこなんでしょうかね。それをお聞きいたします。

次に、2番目ですが、職員提案で六つを選んで、市政に具体化していくということになっておりました。後段でですね、同僚議員が話しますんで、そう長くは私の質問をしようと思っておりません。ただ、どういう内容かということだけを教えてください。

3つ目ですが、これは具体的にですね、農業政策のことです。指宿の特徴である温泉熱をもっともっと活用できないかと。だけど、よく考えてみたらですね、山川の地熱発電のところよくやっていますし、指宿でもですね、観葉植物、あるいは、マンゴーの植栽なんかもよくやっているんで、こういうところ、もっと広げていただきたいし、観光の一つの目玉としてですね、集約できないかと。団地化できないかということをして市長の見解として伺います。

で、最後ですが、ちょっと厳しい数字になりますけども、将来、将来負担増をゼロにしたというのを掲げておりました。本当にできるんでしょうか、あるいは、努力目標なんでしょうかね。実際、総務省の指針ではですね、将来負担増は49%から、皆さんなんと350%、3倍ぐらいのですね、範囲を設けてよしとしておるわけです。そういうところで、市長にですね、この辺の見解もしっかりと聞いておきたいと思っております。

以上で、私ですね、このような内容で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

**○市長（打越明司）** 前原議員から、4つの点についての御質問をいただきました。

一つ、前の市長と違うところはどこなのかという質問がありましたけれども、いろいろ取材の中では、予算編成ではどんなところに苦労したのかということだったということで、その準備をしてきておりましたので、それを中心に答えたいと思いますが、前の市長と私の違いで言いますと、それぞれ皆さん、政治家は公約を掲げて市民に訴えるわけでありまして。その公約の中身がそれぞれありますので、それぞれの政治家は自分の公約をしっかり達成することに向けて頑張っているということだろうというふうに思いますので、それぞれ中身が少しずつ、重点が変わってくるということについてはあろうかというふうに思います。その上で、今年、6年度当初予算、昨年9月に指宿市の経営改善計画を策定をして、初めての予算編成ということでありまして。この計画では、今、お話があった将来負担比率ゼロというものを基本目標にしながら、令和4年度対比で、令和12年度までに将来負担額を43億円抑制するとともに、基金残高を20億円以上増やす目標を立てているところであります。今回、予算編成に当たりましては、収入の範囲内で支出を収めていこうと、借金はこれ以上増やさないよ

うにするために償還元金の範囲内で借入れを行う、実は非常にシンプルな基本原則でありますけれども、実際、予算編成をするとなると、この基本原則を守ってやるのが非常に大変だということをつくづく感じているところであります。結果として、今回の予算編成においても、やはり歳出がどうしても歳入額を上回るという形であり、結果的には基金からも繰入れをして予算編成を行ったということでもあります。ただ、決算ベースにおいてとにかくマイナスにならないように、今年の年度内でも努力をしながらその達成はできるようにしていきたいというふうに思っております。この基本原則にこだわっているのは、将来の負担をできるだけ軽くしていきたいということが目標にあるからです。一方で、従来の住民サービス、あるいはインフラの整備、新規事業など、市の発展に必要な事業の支出を疎かにするわけにはいきません。我慢するところは我慢しますが、必要なところについてはしっかりと必要な支出を行っていくということが大切だと思います。そのためには、今回、経営改善計画を策定をして、毎年度の目標数値を定めて、その目標達成に向けて市役所職員一丸となって取り組んでいくということが大切だと思います。それらを念頭に置きながら、今年の予算編成にあたっては、例えばDXを活用して事務の効率化を進めていこう。あるいは公共施設等の総合管理計画に基づいてB&G海洋センター施設などを含む周辺の施設解体などにも取り組んでいかなければというふうに考えているところであります。また一方で、人口減少対策というのは喫緊の課題であります。協働のまちづくり事業支援補助金、これは仮称ですけれども、このまちづくりの事業支援補助金の創設や、移住・定住の促進、空き家の活用、工場等の設置補助など、人口減少対策や経済対策に対しても積極的に取り組むとともに、市民の安全・安心を守るための防災無線の更新事業に取り組むなど、財政改革と並行して推進すべき事業には財政的に有利な県や国の支出金あるいは地方債を可能な限り活用しながら予算編成をしていったところであります。

もう一つ、指宿市の温泉を活用した温泉熱利用についてどうなんだという、その認識が質問されました。指宿市における農業分野への温泉熱利用の歴史というのは、明治40年代から鹿児島高等農林学校の創設に尽力された玉利喜造博士が研究資料の場として指宿温泉に着目をして、私費を投じて育苗等農業への利用が試されたのが始まりだと言われています。その後、大正7年に鹿児島高等農林学校指宿植物試験場、今で言えば鹿大の農学部が設置をされ、大正8年の1月から指宿市において温泉熱の利用研究、栽培試験が進められてきたところでもあります。この100年を超える歴史の中で、その時々では、ネットメロンやキュウリ、トマトなど100種類を超える園芸作物や熱帯果樹など様々な品目で研究が重ねられ、その成果の一つとして、昭和15年頃から昭和40年代にかけて全国的に隆盛を誇った指宿茄子、いわゆる一口茄子がありました。また、昭和40年頃からは温泉熱を活用した観葉植物の栽培が始まり、当時は7haであった栽培面積が令和4年度には約40haまで拡大をして、200種類を超える品種が栽培され、年間約67万鉢もの出荷を誇り、今では全国一とも言われる観葉植物の一大

産地として成長してきているところであります。このように、指宿市では、研究者や生産者の方々の努力と研究によって、時代の変遷の中で品目を少しずつ変えながら、農業分野においては農業温泉熱が活用されてきたものだというふうに私は認識しているところであります。

残余の質問については、関係部長から答弁をいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 新たな歳入確保のために、稼ぐをテーマとしまして、令和5年度稼ぐ市役所職員提案制度を実施したところでございます。

まずはじめに、職員提案制度で優秀提案に選ばれた6件は今後どのように具体化していくのかという御質問でございます。新たな歳入確保のために稼ぐをテーマとしまして、令和5年度稼ぐ市役所職員提案制度を実施したところ、250件を超える提案がございました。昨年の12月に選考委員による審査を行い、稼ぐ市役所大賞としまして、名前やメッセージを刻印したレンガを指宿港海岸背後地の公園の通路などに有料で設置する指宿港海岸レンガメッセージメンバー募集を、アイデア賞として、航空会社へ広告付きコップを無償提供し、広告収入を得る広告会社への広告付き紙コップの提供を、審査員賞として、市の公式キャラクターのLINEスタンプやグッズを販売するオクラパレードプロジェクトとかもんちゃんプロデュースを、ユニーク賞として、唐船峡そうめん流しを仕事体験の場として活用し、体験料を徴収する子供の遊び場・学び場を、努力賞として、地域通貨を導入し、決済手数料で収入を得るスマホのまちいぶすきの6件の提案を優秀提案として選出したところでございます。現在、稼ぐ市役所大賞を受賞した指宿港海岸レンガメッセージメンバー募集の事業化に向け、関係課及び経営改善推進室において検討を進めているところでございます。その他の優秀提案等につきましても、採算性や費用対効果を十分に検討した上で、事業化について、今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、将来比率ゼロを何年度までに達成できるかという御質問でございますが、将来負担比率は、将来負担する地方債の残高などから基金や見込まれる収入を除いた額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合があるかを示した数値となっているところでございます。本市の将来負担比率は、県内19市の中でも数値的に悪い方であることから、昨年9月に策定した指宿市経営改善計画において、将来に財政負担を先送りしない健全な財政運営を目指すとし、令和12年度に将来負担比率をゼロ以下とする目標を掲げているところでございます。

**○4番議員（前原五男）** るるお話伺ったところでございますが、まず1番目のほうに戻りますが、前の市長のことを私は褒めるつもりもないし、正しい評価かもわかりませんが、私の評価として捉えてください。前市長は、時限立法の合併特例債や補助率の高い過疎債など、有効な事業を、今やらなければいつやるんだと、誰がやるんだという反問を自分に投げかけながら、ほとんど必要となるものを片付けて、ありがとうと私は感謝、言いたいと思いま

す。例えば、市民会館にしても、耐震構造を行うと数億円掛かると。また、解体費用、あるいは漏水、音響機材の買い替えなどいろんな費用を充てるとすれば大変な額に上がったということで、これであれば新しく建て替えたほうがよりマシな市民ホールができるという考えから造ったと聞いております。また、野球場の改修、フットボールパークの新設。これは私は、開発公社のいわゆる長年の塩漬けと言われる土地を市の方に買い戻して、そして、開発公社の負担を減らしたと。そして、あそこの開発してない新田地区というところですかね、あのドブみみたいな土地を、あのようにもう、現在はすごく人たちが利用して賑わいを作っております。そして、山川支所のホールへの移設、それに開聞支所の新築など、それはやっぱりお金掛かりますよね。私は、前も話をしたように、大きなものを造るときには借金をしないと造れないんだと。そして、長期計画、20年か30年ぐらいで家を造った場合はですね、自分のものにしていくんだと。20年後か30年後の話です。そういうのにですね、いろいろ造ってくれました。それを私たちは、市民、議員、職員、そして、市長も、もちろんトップである市長もですね、いろいろとあそこで宣伝頑張ってくれていますけども、それがやっぱりワンチーム、前の人やったから俺はもう知らんぞと、そういうことはないので、私はまだ救われております。そういうところに魂を入れたりしていくのが私たちなんだということを前の議会で話しております。これからは、市民の心をより動かし、自分たちの町をどう発展させていくのか、これにかかっているのではないのでしょうか。先ほど総務部長から話ありましたように、市の職員も一生懸命考えてくれております。だから、そういうところですね、これからが打越市長の正念場であると私は見ております。もちろん、協力するところはしていきますよ。あんたおいには反対だから協力せんだろうなと思ったら大きな間違いです。

次の質問に入ります。赤字財政を立て直す、将来に赤字を子供たちに、あるいは借金を残さない、これが選挙公約でしたね。きちっと覚えております。今回の予算でどのあたりが特徴的となったのか、この公約についてですね、お話ししたいと思います、

**○総務部長（坂元一博）** 今回の改善計画を基に、毎年度の目標数値を定めて、職員一丸となって今取り組んでいるところでございますが、今回の予算編成にあたりましては、DX等を活用した事務の効率化、そして公共施設等総合管理計画に基づく、B&G海洋センター施設を含む周辺の施設解体に取り組むこととしているところでございます。また、その一方、人口減少対策は喫緊の課題であります。市長も先ほど答弁されましたが、このような形で、協働のまちづくり事業支援補助金、仮称でありますけれども、その創設、移住・定住の促進、空き家の活用、工場等設置補助などの人口減少対策や経済対策に対して積極的に取り組むとともに、市民の安全・安心を守るための防災無線の更新事業に取り組むなど、財政改革と並行して推進すべき事業には、財政的に有利な国県支出金や地方債を可能な限り活用し、予算を編成したところでございます。

**○4番議員（前原五男）** ちょっと話題を変えて、財政課長に答弁をお願いします。

自主財源というのは、6年度の予算でいけば31.6%、依存財源で68.4%。100%ですからね。5年度で34%、依存財源が66%、もちろん。これがですね、地方財政の元々の姿なんです。前も言いました、3割自治っていうのはそんなもんだと、依存財源がほとんど7割ぐらいという話です。だけど、今度はですね、財政課長に聞くのは、非常にですね、特徴的なものがあります。自主財源の中の寄附金、これが11.8%減です。2億4,200万円の減です。これはどのようなものが減になったのか、特質すべきものは何か、それをお答え願いたいと思います。

市長、これは喜ばしいことです。性質別のところ、普通建設の方が45.8%増、すばらしいですよ。12億6,200万円の増。単独事業で、これは多分、市ですね、119%増で16億5,700万円。これはですね、なんとすばらしい数字です。土木業者も喜びますよ、この数字見たら。そういうことで、どうして財政課長、どうしてこのように突出したのかということをお教えください。

それから、補助費でですね、若干違う、私、思うんだけど、6.3%減で、金額にして、予算額で2億5,600万円の減ですね。これはどのような補助を削減したのか、あるいは入ってこないのか、その辺を説明していただきたいと思います。

**○総務部長（坂元一博）** 寄附金の減でございますけれども、その主なものにつきましては、ふるさと納税の一般寄附金が減となっているところでございます。

続きまして、普通建設事業の増でございますけれども、主なものにつきましては、ヘルシーランドの大規模改修事業の10億円の増が主なものでございます。

補助費等の減につきまして主なものでございますけれども、国民体育大会、昨年行われましたが、この終了に伴うものと、秋元川の災害防除事業の補償費の減に伴うものが主ものでございます。

**○4番議員（前原五男）** 2番目にですね、職員の提案制度のところを深く掘り下げたかったんですが、先ほど来、同僚議員がですね、次、質問を待っておりますので、一応、私は少し遠慮します。ただ、細かい、ちょっと大事なところですね。今回、この予算に盛り付けている箇所をですね、紹介していただきたいというのと、この職員、職員提案をされた方にですね、優秀賞であれ、出した人に250名、苦勞して書いているわけです。私に言わせれば、ない知恵を絞ったというかもしれませんけれども、それはないでしょう。指宿市のことを思って書いていただいたと思います。市長、なんか表彰されたんでしょうか。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 職員提案制度につきましては、財政再建に対する取組の一環として、新たな歳入確保のほか、市政運営に対する職員の創意工夫による提案を奨励することで職員の問題解決力及び企画力を高めるなど、職員の人材育成も目的の一つとして実施したところでございます。優秀提案を行いました職員を表彰をし、提案内容を全職員に周知

することで、職員の更なる市政運営に対する意識改革が図られ、意欲のある職員を育成することで、組織の活性化につながり、効率的かつ効果的な行政運営に資することが期待できると認識をしております。そのようなことから、昨年12月末の仕事納め式前に、優秀提案を行った職員に敬意を示すため、多くの職員が出席する中で表彰式を行い、表彰された職員には大きな賛辞を贈ったところでございます。

**○4番議員（前原五男）** それでいいと思います。褒めるべきところは褒める。そして、お尻を叩いて、走れ走れという、むちを振るときはむちを振る。これは大事なことだと思います。そしてですね、そういう職員にはほとんど、半分以上ですよ、250名以上いたわけですから、ちょっとですね、前回の議会で、議場で私は残念だったのが、ベースアップはね、なんぞやと。職員はもらいすぎじゃないとかね、陰口叩かれる場面もありました。私はね、このベースアップという、あるいは人勧ですね、人勧制度というのは、職員の皆さん分かっているとおおり、人事局がですね、公務員が一般企業と比べてどのくらい低いのかということ調査して、そして、勧告をするわけです。勧告です、これは。それをね、もらいすぎだという話はね、私はないと思いますよ。一生懸命やっている所にね、減らせとか減額せいとか、そういう言葉はないと思います。結局、最近のマスコミでありました、公務員にいわゆるためになる人、優位な人、そして有能な人材を採用したければ給料をアップするのが普通ではないかと、考え方として。そういうですね、市民のために一生懸命働く職員の労働意欲を高めるためのものを、私はやるべきところはやるという気持ちでやってほしいと思うし、市長はね。ベースアップ、人勧制度をどのように捉えているか、お聞きしたいと思います。

**○総務部長（坂元一博）** 人事院が行う給与の勧告につきましては、職員の給与が社会一般の情勢を踏まえた適正なものになるよう、民間企業の給与水準と均衡させることを基本に、国や他の地方公共団体の動向を考慮した上で給与の勧告がなされているところでございます。全国を対象とした民間給与との格差を解消するため給与勧告が行われましたので、人事院勧告の趣旨を鑑みて、12月議会にて改正案を提案し、可決していただいたところでございます。今後も、地方公務員法の原則に基づいた人事院勧告の趣旨に鑑み、適正に対処していきたいと考えております。

**○4番議員（前原五男）** 正直言って、私もですね、行政の端っこにいましたから、私は理解できます。だけど、市民に対してもですね、このようなことを、皆さん、職員の皆さん、市長、やっぱり説明してやるべきだと思います。そうしないと贅沢すぎるとか言われます。こういうことをですね、しないから、うっ詰まってですね、あちこち3万5千人の人口おったら3万5千人の意見を聴いたりですね、非常に悩むんですよ、職員は。その苦勞に報いるためにもね、こういう人勧制度、ベースアップというのはあって然るべきだと思います。したがって、今後はですね、職員が途中で辞める、早期に退職する、この人数をですね、せっかく皆さんが鍛え上げて成長させた職員ですね、早めに退職させる。これはいろんな理由があるか

もしれませんが、途中でですね、増員をするような、テストなんかですね、やらなくて済むような、そういう環境を作ってほしいなと思います。これはもう答える必要ないんですよ、気持ちとして話をしておきます。

一応そういうことで、内部の話は終わりました、農政のほうに話を向けたいと思います。ちょっと頭を冷やしていきたいと思います。泉熱利用ですね、これは昔から塩たきや、市長からも案内があったんですけども、温泉茄子、これは組合もありましたね、温泉茄子生産組合ってのがありました。それから、キュウリ、オクラ、トマトなどなど、産業に、指宿の農業に寄与したものです。厳しい話は一行します。温泉業者からですね、反対があって、なかなか農業の方にボーリングが行き届かない、あるいは自噴しているものがその誘導されない。本当言って、私は自分の利益に、我田引水をしたくなかったんですが、言います。実際、100万円掛けてハウスを立てました。バナナの畑です。いいものはすごくいいんですけども、15℃下がったために全滅です。しかし、私のところには農業承継という形で来週も来ます。なんとかしようって。だけど、私はなぜしなかったかという、200万円ぐらい灯油を焚くわけですよ、一冬で。そうしたら、それだけ儲けが減るわけですね。だから、私はしてなかったんです。昨日も山川の青年が来ました。前原さん、バナナの苗をちょうだいって言ったから、いいですよ。私は私の益でしてるんじゃない、提供しましょう。その人は温泉熱のあるところを借りるそうです。どうか皆さん、この状況をですね、理解していただいて、市長の指導力によって飛躍的に熱源を活用して経費節減につなげ、所得増への対策とみんなが思われるようにいきたいと思いませんかでしょうか。昔みたいに、地熱では市民みんなのものとして利用されていたものです。どうかそちらの方に舵を切るべきだと思いますが、いかがでしょうか、

**○農政部長（鴨崎一郎）** ただいま市が音頭をとって、この泉熱資源を活用してということで、稼げる指宿市をというような御質問かと思えます。先ほど来、長い歴史の中で、100年というお話をさせていただきましたが、その中でいろいろと研究者の方々も研究をなされ、実際に農家の方々もですね、多品目にあつて経験を積まれているといった中で、現在、市内には農業用利用でされている泉源が実際には、園芸用の用途であるものに対して約3分の1が使用されているということです。ですので、活用しようと思えばそれなりに泉源はあるという中で、なぜそこに至らないかということになると思いますが、まず、農業のその温泉熱の活用ということで申し上げますとですね、ハウスの加温に関わる燃料代、それから電気代は掛からないということが泉熱の大きなメリットだというふうには考えておりますが、施設整備として、泉源の掘削や、湯を上げる揚湯ですね、揚湯用のポンプの設置、それから、温泉をストックするためのタンクの設置、それから、今度は温泉を送る送湯用ですね、送湯用の配管設備や敷設、制御装置等、様々な初期投資が必要になります。また、温泉の泉質によっては頻りにスケールの付着に伴う配管の清掃や交換が必要となるなど、実際に通常の暖房機、重

油等を使用した暖房機とは異なる管理コストが掛かっていくというようなところもございませぬ。この他ですな、想定するそのハウス、施設規模の加温に必要な温度、それから湧出量ですな、温泉の量、それから、掘削した泉源から確保、実際にできるかどうかというような点等もですな、新たに泉源を確保するということになる、そういった課題も出てくると。予測困難なリスクも存在するだろうというようなことがあります。そのような事情があるということで、なかなかこの温泉熱の活用というところで、農家さんがですな、主体的に、積極的にというところが実際は望まれるところですけども、その農家の皆さんが、そのメリット、デメリット、リスク等を勘案した上で経営方針に基づいて判断をしていただけたときにはですな、我々行政としてもそこを後押しというか支援をするような仕掛けはできるのかなというふうに考えております。

**○4 番議員（前原五男）** いつもライフワークみたいに話をしておりますけれども、サッカー場のところの、いわゆる自噴しているところのお湯ですな。あの場所、すばらしいと思いますよ。これは一つの提案ですので、聞いてほしいと思います。あそこに1ha ぐらいの熱帯果樹を、ハウスを設置できないかということです。3日ぐらい前に、あれは豪華客船、行ってきました。ポートアイランドっていうんですか、あそこは、鹿児島。あそこにある業者が連れて行ってきて、話も受けました。録音も取らせてもらいました。指宿は今のところは温泉、温泉っていっても砂むし、そしてそうめん流し。これだけでは、今はですな、リピーターが多いんだそうです、外国人の観光客も。そうしたら、まあ五つぐらい増やしてほしいということをしております。その一つが観光農園なんですな。そこでジュースを飲ませてくれるとか、あるいはもうお菓子を売っているとか、なんかそういうので、今後はですな、この泉熱を生かして、熱帯果樹園をみんな、観光業者、そして、農家の皆さん、そして私たち、協力して指宿のためにも頑張っていきたいと思っておりますが、一つ、農政部長、その辺はどうでしょうか。

**○農政部長（鴨崎一郎）** ただいま質問の中に最初ありました、サッカー場の以前から御指摘のあるところへの観光農園というようなところでお答えさせていただきますと、まず、サッカー場の泉源活用という点で言いますと、あの周辺はですな、以前にも御説明を申し上げたかと思いますが、都市計画法に基づく用途地域ということで議員も御承知かと思いますが、そういった中で、現在は私どもの俗に言う農進法、農用地区域というようなところの指定をしていないところでございます。そういった中で、私どもとしては、その農業の振興というような視点での施策はなかなかハードルが高いなというところですが、一方で、この、ここを活用していくということになりますと、先ほど申し上げた用途地域、これをですな、今後、どうしていくかっていうのは1つ大きな課題になろうかという風に思っております。

それから、泉熱利用の先ほどの観光農園に、その他の部分につきましても、先ほど答弁をいたしましたとおり、それぞれの経営者の方々が、本来のメリット、デメリットをですな、

しっかりと踏まえた上で計画の中にそれを組み込まれるということであれば、それはしっかりと支援をしていきたいというふうには思いますが、私どもとしてそれを取りまとめたというようなことは現状では考えていないというふうに御了解いただきたいと思います。

**○4番議員（前原五男）** ありがとうございます。残りが少なくなってきましたので、市長、締め括りをしたいと思います。私は何も不必要なものを造れ、買えと言っているわけじゃないんです。公約、市長がある以上は、それにのっとって進んでいく。そういう考えで、私は見ているんです。そういうことで、それであっても指宿を楽しく長生きして良かったなと思われる、そういう町に皆さんでつくっていきましょうね。はい。

さて、この3月をもって退職される職員に、長い間、市民生活向上のために一生懸命御尽力されたことに対して、ありがとうございますの感謝の縁を伝えたいと思います。各人がそれぞれ健康に留意され、指宿のため、自分のために、自分のためにですよ、今度は。人のために尽くしたら、今度は自分のためにも尽くして、一生懸命元気で100歳を超えるように、その気概を持って進ませることを、生きていくことを祈念して、私の質問終わります。ありがとうございました。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分  
再開 午後 2時18分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

**○5番議員（東勝義）** こんにちは。5番、東勝義です。通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、職員提案制度についてですが、同僚議員も先ほど後の議員に任せるということでしたが、職員提案制度ですので私がとやかく言う必要はありませんので、ほとんどの提案について回答がなされたわけですが、私の質疑に対しても答弁が用意されていると思いますので、よろしくお願いします。市のホームページや広報いぶすきなどで稼ぐをテーマとした6件の優秀提案が発表されましたが、今後、どのような流れになるのか、優秀提案の事業化に向けて取り組んでいるものがあれば、その検討状況について答弁をお願いします。

次に、いぶすき観光デザインへの関与についてです。これは5回目となりますが、是非、答弁をお願いいたします。これまではDMOの候補法人でしたが、昨年、DMO登録法人となったようですが、その違いやメリットなどについて詳しく説明をいただきたいと思えます。

最後に、かいもん荘跡地についてであります。薩摩富士と称される開聞岳の麓、東シナ海に面したかいもん荘跡地への宿泊施設建設契約が、市民のみならず地元住民の切なる願いで2018年に交わされました。それから6年、未だに宿泊施設建設に至っていない状況であります

が、どのような進捗状況なのかお答えください。

なかなか一般質問という中で難しいことも答えにくいこともあるかと思いますが、よろしくお願いたします。これで1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

**○市長（打越明司）** 東議員の方から、職員提案制度についての御質問がありました。新たな歳入を確保するために稼ぐ市役所をテーマにして、令和5年度に稼ぐ市役所職員提案制度を実施したところ、250件を超える提案があったと述べたところでありましたが、昨年の12月に選考委員による審査を行い、稼ぐ市役所大賞、アイデア賞、審査員賞、ユニーク賞、努力賞の6件の提案を優秀提案として選出をしたところであります。現在、稼ぐ市役所大賞を受賞した指宿港海岸レンガメッセージメンバー募集の事業化に向けて、関係課及び経営改善推進室において検討を進めており、指宿港海岸の背後地の整備の進捗状況を見ながら、令和6年度中には事業化を目指していきたいというふうに考えております。なお、この事業は、名前やメッセージを有料で刻印したレンガなどを指宿港海岸背後地の公園の通路や休憩場所に設置するものであります。自分の名前やメッセージが刻印されたレンガなどを見るために指宿市を訪れることで、宿泊や地元商品の購入などにも経済効果が期待できると考えているところでもあります。また、その他の優秀提案、あるいはそれに当たらなかったたくさんの提案の中には、実行できそうなもの、実行すべきものもたくさん含まれておまして、採算性や費用対効果の観点から、事業化について、今後、前向きに検討を行ってまいりたい、できることから順番に進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

いぶすき観光デザインのことについてのお尋ねがありました。いぶすき観光デザインは、令和3年の11月4日にDMO候補法人に登録をされ、令和5年9月26日、今年度に登録DMOとして登録されています。候補法人の段階では、事業実施主体として関係省庁の補助金を受けるためには限りがありましたけれども、登録DMOの登録を受けた場合、観光庁をはじめとした関係省庁による各種の支援メニューの提供や総合的なアドバイスなどを受けることができるようになりました。登録DMOの役割というのは、地域への稼ぐ力を引き出していく、地域の誇りと愛着を醸成をする、そういった地域への視点に立った地域観光づくりへのアドバイザーでもあり、自治体と事業者のパイプ役として、地域経済を持続的に成長かつ活性化させることであって、幅広い分野と連携をしながら観光で地域が稼げる仕組みづくりに取り組んでいただきたいと期待をしているところでもあります。

残余のものにつきましては、関係部長から答弁させます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** かいもん荘跡地の状況についてでございますが、国民宿舎かいもん荘跡地については、平成30年6月27日付けで、着工期限を令和2年5月28日とする土地売買契約書を岩崎産業株式会社と締結しております。その後、新型コロナウイルス感染症が拡大し、岩崎産業株式会社から、世界的規模の経済状況の深刻な悪化等を理由に着工期限の延期を求める要望があったことから、当時の社会情勢、経済状況を踏まえ、着工期限を3年間延

長し、令和5年5月28日とする覚書を締結したところでございます。令和5年5月になって岩崎産業株式会社から土地の造成工事に着工し、8月末までに作業が一旦完了しているところでございます。現在、国民宿舎かいもん荘跡地に隣接する霧島錦江湾国立公園特別地域を含む一体的な整備を岩崎産業株式会社が計画をしており、環境省と関係機関との協議を行い、その結果を踏まえた設計等の作業を進めていると伺っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。まず、職員提案制度についてであります。大賞を受賞した指宿港海岸レンガメッセージメンバー募集の提案は、提供していただいた方々の指宿市訪問の機会になる、心温まる提案であると思っておりますが、名前やメッセージの刻印されたレンガの劣化や汚れ、破損などへの対応等を考えた場合、他地区での事例がないか調べてみました。国内には似たような事例はありませんでしたが、オランダ国内で似たような内容の事例があったようです。別に盗作であるというわけではなく、寄附していただいたレンガの保存や劣化、設置場所等について十分考えなければならないと思っております。つまり、劣化して名前が消えた場合、また汚れた場合、訪問された方々が自分のレンガを見て残念だとか、壊れた場合、なんで修理しないかという後もつての状況があると思えます。それについてやはり検討すべきであると思えますが、検討して進める用意があるかないか、お答えください。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 先ほど答弁をさせていただきましたけれども、現在、その優秀提案、稼ぐ市役所大賞の優秀提案につきましては、私ども経営改善推進室の担当課で事業化に向けた協議、検討を重ねている状況でございます。今、議員の方から御紹介ありましたとおり、屋外に設置をするわけですので、ましてや指宿港海岸と、海岸の近くです。ときに風が強ければ砂が飛んできて、そういう風化によってレンガが劣化するといったようなことも想定されますので、事業化に向けては相当慎重に検討していく必要があるというふうに考えておりました。今、その協議を重ねているところでございます。従いまして、6年度の当初予算案についてはですね、今のところ反映はできていないといったようなところが現状でございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。これは多分、オランダ国内のやつがちょっと問題があったらしくて、それについて、やはり劣化する部分があるということで、十分に検討して、囲いをするとかいろんな部分で保護する対策を取っていただいて、実施に向けてやっていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

この前も、去年もお願いしたわけですが、職員の方々は250件程度の提案が寄せられたわけです。その提案について、やはり我々としても、職員の内部の提案があったりとか、また、事業、行政に対する内容の変更があったりとかする部分があると思うんですが、それについて、やはり250件分のその提案というのが、どういう提案があったかっていうのは私は非常に気になるんですが。他市では、全提案について発表されております。指宿市は発表す

る予定はないということでしたが、再度聞きます。250件全てについて、やはり、我々だけでもいいですし、市民の方々でもいいですし、また、職員の方々だけでもいいですので、発表する機会があるかないか、よろしくお願ひします。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 今回の稼ぐ市役所職員提案制度につきましては、当初、制度設計を行う中で公表していくということを前提としておりませんでしたので、優秀提案となった提案以外のものについては、前回は答弁をさせていただきましたけれども、今のところ公表は予定をしていないというところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。よく検討をよろしくお願ひします。この職員提案制度は本市の発展のために非常に必要だと思っておりますが、この令和6年度について提案制度を募集する考えがあるかないか、よろしくお願ひします。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 来年度の実施につきましては、現在のところ予定をしていないといったところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 私が考える職員提案制度の導入は、本市発展のために欠かせない職員の意識向上、働き方改革、福利厚生に至るありとあらゆるアイデアを募り実現することによって、職員一人ひとりの働く意欲づくりに不可欠な制度でもあるという観点から提案させていただいたものであります。令和6年度に移行にしても実施してはいかかと思っておりますが、是非、検討をお願いしたいんですが、どうでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 令和6年度は、稼ぐ市役所対象の事業化とその他の優秀提案等について、事業化の可能性の検討に注力していきたいと考えているところでございます。職員提案制度を実施することとなった場合は、テーマを検討した上で、職員一人ひとりのアイデアや意見をどのように行政運営に反映させていくかの手法も含め、取組内容の検討を行いたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** ここに、他地区の提案制度で変わった部分をちょっと紹介させていただきます。昨年、職員の人件費の見直しがありました。先ほど、人件費の見直しに反対したやつは馬鹿だというのは、馬鹿だっていうか、駄目だっていうことを言われましたが、私としては、給与を上げることが働く意欲の向上につながるという考え方は、組織での行動という観点から全く違うと思っております。他市の職員提案制度によって実現された内容を精査してみると、確かに市民に対するサービス内容の改善などもあります。行政内部の改革が主であり、福利厚生の充実により、働き方、働きやすい職場環境づくりが実現されているようでもあります。例えば、役所内で、時節による忙しさの違いから、逆に言えば、今、税務課が忙しいと思っておりますが、違いから生まれる時間外労働の増加を改善をするために、課長同士の話し合いによる課外からのお手伝い職員派遣の自由化、こういうのが提案されております。また、昼食をゆっくり取り、2・30分お昼寝をする別室の設置、これも実現されているところがあります。また、職員の子供たちや訪れた市民のための一時預かり所、託児所の設置な

ど、連携の考えられる設置などあります。また、連携の考えられる各課同士の定期的なお茶飲み会合、逆に言えば、横のつながりをすることによって、皆さんの課同士のなんかな、連携が生まれるという、そういうのも挙げてありました。働きやすい、効率のいい職場環境づくりのためにも、是非毎年この職員提案制度を提案していただき、続けてきてもらえればなと思っております。それだけはよろしく願います。市長、それもやはり来年度に向けて、どうでしょうか、考える余地があるかないか、市長に答弁願います。

**○市長（打越明司）** 基本的には、先ほど経営改善推進室長から申し上げたとおり、昨年の提案250件余りありまして、やっぱその一つ一ついろんな形で、今、検討をしなければならないと思っておりますので、それに注力する年にしたいと思っております。ただ、今回の場合は、稼ぐ市役所というテーマに絞って職員の方々に考えていただいたということで、こうしたものについては、今、話が出たように、その市役所の中での様々な分野分野ごとで、事務事業であったりその職場の改善であったり、テーマはいろいろ考えられます。そのテーマについては、市全体としてテーマを決めて全員でそれに関わるというふうにするのか、あるいは常時そういったものを受け付ける体制をとって、それぞれ着実に実行できるのか、実行するような体制にするのか。いろんな方法はあると思いますから、頑なにやるとかやらないとかいうふうには考えておりませんが、柔軟に対応していきたいと思いますが、一番大事なことは、やはりそういったいろんな分野において、職員が常にいろんなことを考える。職場を改善をしたり、サービスの中身をもっといいものにしようというふうな工夫をしたり、あるいは節約を考えてくれたり、いろんなことについて職員が常にそういった考える機会を作っていくと。そしてまた、我々はそういった職員の考えた提案を可能な限りやっぱり実行していくこと、その二つが非常に寛容かなというふうに思っているところであります。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。是非、よろしく願います。

次に、いぶすき観光デザインへの関与についてであります。先ほど、DMOを登録されたメリットはということで、いろんな人材メニュー、派遣メニュー、総合的なアドバイス等を受けるということでしたが、それによって事業化する部分で自立するために必要な部分が出てくると思いますが、道の駅いぶすき彩花菜館を指定管理者として経営しているわけなんです。それについて、納付金、その経営状況についてはどうでしょうか。よろしく願います。

**○商工水産課長（宮地主税）** 令和4年度から道の駅いぶすきの指定管理者としていぶすき観光デザインに運営管理を委任してございますが、令和4年度の売上げにつきましては、概数で申し上げますと約2億5,000万円、営業利益は約1,200万円となっております。また、令和5年度の状況ですが、1月末までの実績から、売上高は約2億9,000万円ほど、営業利益は1,300万円程度になる見込みでございます。経営状況といたしましては、コロナ禍を経て、物価高騰

等の影響もございますが、順調に管理運営をしていただいているものと考えております。

○5番議員（東勝義） 経営状況は順調だということです。いぶすき観光デザインは多分指定管理料は払ってなかったと思いますが、それによろしかったですね。

○商工水産課長（宮地主税） はい、そのとおりでございます。

○5番議員（東勝義） ここは、多分納付金制度があったと思います。同僚議員も、昨年、質問されましたが、納付金制度、何%で、令和4年度の納付金額実績と6年1月までの状況で5年度の見込額を教えてくださいましたら助かりますが。

○商工水産課長（宮地主税） 道の駅いぶすきの指定管理者の公募の際におきまして、いぶすき観光デザインからは純利益の25%を納付するとの提案があったところでございます。令和4年度には約351万5千円が市へ納付されております。また、5年度分の納付金につきましては、令和4年度分と同程度になるものと考えております。

○5番議員（東勝義） これ25%ということは、この3倍の900、1000万円ぐらいが利益として、純利益として残っているということによろしいんですかね。

○商工水産課長（宮地主税） そのとおりでございます。

○5番議員（東勝義） その純利益、1000万程度の純利益からですよ。その観光デザインが人件費や諸経費、他の諸経費などに充てている実績があるかないか、市としては把握しているんでしょうか、どうでしょうか。

○商工水産課長（宮地主税） 年2回モニタリングを行っております。うち1回は決算状況等と、それから出納を領収書と確認しながらモニタリングをしております。その都度、この領収書についてはここで使っているのかというような確認をしているところでございまして、道の駅いぶすきのところで使われているものというふうに考えております。

○5番議員（東勝義） 純利益で、今、人件費や他諸経費に充てられているかいないかという質問なんです。これが使われているかいないのか、それともそのまま純利益として、観光デザインの資産として残っているのか、そこをお答えください。

○商工水産課長（宮地主税） そのまま利益として観光デザインに残っております。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。

次に行きます。負担金、今回予算で負担金、いぶすき観光デザインで約7,700万円計上されておりますが、この観光デザインを作る時から必ず自立に向けた動きをさせていくんで、自分たちで独立採算性を取っていくということから我々は議案を通したはずなんです。それが未だに、7,700万計上されているということで、ちょっとその内容と、それから一般財源から幾らなのか、内訳についてちょっと教えてくださいましたら助かりますが。

○産業振興部長（野元伸浩） 令和6年度いぶすき観光デザインへの負担金でございますが、これが、7,702万6千円のうち、内閣府所管のデジタル田園都市国家構想交付金で交付される1,460万円を除く、6,242万6千円が一般財源となる見込みでございます。いぶすき観光デザ

インに対しましては、本来いぶすき観光デザインが担うマーケティング事業に関する事業の拡充も図りつつ、国の交付金等を活用しながら市と連携し、人件費の見直しを含む真に必要な負担金の精算を行い、継続的な事業活動を進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

○5番議員（東勝義） 今、内閣府からのデジタル田園都市国家構想交付金、これが1,460万円、観光デザインが補助金としてもらったっていうか、預かる金額を一般財源に振り替えて、それから負担金として出しているという考えでよろしいでしょうか。

○産業振興部長（野元伸浩） その予算、負担金に対して、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金でございますが、これはその負担金に振り替えるということではなくて、このデジタル田園都市国家構想交付金を活用して様々な事業を実施するというところでございます。

○5番議員（東勝義） その中で内訳をちょっと欲しいんですが、人件費と運営費とか分かれると思うんですが、人件費は幾らで、運営費以外のところは幾らか、お答えください。

○観光課長（山下浩二） いぶすき観光デザインへの負担金の7,702万6千円のうち、今、申し上げておりますデジタル田園都市国家構想交付金対象事業費が2,920万円、そのほか人件費、運営費として4,782万6千円でございます。人件費が3,471万3千円、運営費が1,311万3千円となっているところでございます。

○5番議員（東勝義） すいません、この人件費については何名分に当たるのか、よろしく願いします。

○観光課長（山下浩二） この人件費につきましては、理事長、CFO、理事12名分、幹事2人分、そのほかプロパー等が6名分となっております。

○5番議員（東勝義） 総計でお願いします。ぱぱって言われてもメモできませんので、人数何人分ということでお願いします。

○観光課長（山下浩二） 22人分となっております。

○5番議員（東勝義） 令和5年度と令和6年度の一般財源からの負担額について、減少しているのか増加しているのか、もし分かればお答え願えれば助かります。

○産業振興部長（野元伸浩） 一般財源の関係ですが、令和5年度については、一般財源の負担額は6,140万円となっているところです。令和6年度につきましては、一般財源の負担額が6,242万6千円となっており、令和5年度と比較しまして、一般財源の負担額は102万6千円の増額となる見込みでございます。

○5番議員（東勝義） 増額となる原因としては、挙げられるのは何があるんでしょうか。答えられれば、よろしく願いします。

○産業振興部長（野元伸浩） これにつきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして実施する消費者動向等のデータを収集、分析するCRMの実証事業の拡大に伴い、運営費が増額したことによるものでございます。

○5番議員（東勝義） 今までは負担金，確かに7,000万，6,000万という負担金があったんですが，以前，ふるさと納税の委託料っていうのがあったと思うんですが，今回，そういう委託料，ふるさと納税を多分，観光デザインに委託しているはずですが，その委託料はあるのかなのか，あれば負担額をお願いします。それと，内訳もよろしくをお願いします。

○産業振興部長（野元伸浩） いぶすき観光デザインに，本市ではふるさと納税事業を委託しております，寄附に関わる問い合わせの対応，返礼品の発注及び配送管理，ポータルサイト掲載等の業務を委託して委託料を支払っているところです。令和6年度の予算としまして5,940万円を計上させていただいております。

○5番議員（東勝義） 前年度は幾らだったでしょうか。

○産業振興部長（野元伸浩） 令和5年度の予算で申しますと，6,569万円程度でございます。

○5番議員（東勝義） 5,900万円のうち，人件費，運営費あると思いますが，内訳をよろしくをお願いします。

○産業振興部長（野元伸浩） 内訳につきましては，手元に資料がございませんので，はっきりとしたその人件費とかそういった業務等の内訳については今のところ把握してないところがございます。

○5番議員（東勝義） 別にいいです。これは質問の内容になかったですから，多分調べてないと思いますが。一応，ふるさと納税のほかにその観光デザインへの委託料があるかないか，ふるさと納税以外にあるかないか，なければいいんですけど，答弁をお願いします。

○産業振興部長（野元伸浩） 私どもで把握している中ではないと思っているところがございます。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。今，この観光デザインももう何年ですかね，5年になりますかね，未だに7,700万，それと5,900万，6,000万近く，1億3,000万ぐらいのお金が一般財源を含め流れているというか，委託料も含めてですが，これ，市長，前も言ったんですけど，なかなか増えているんですが，登録法人と候補法人，何が違うのかなと思っているんですが，観光庁からの補助金っていうのが，観光庁を調べればいろいろ出てきたんですが，観光デザインは観光庁からの補助金について，何，どんぐらいもらえるのか，もっているのかをちょっと知らせてくだされば助かりますが。

○観光課長（山下浩二） 現在のところ，その観光庁からの補助金というのはいただいております。先ほどから説明しておりますデジタル田園都市国家構想交付金をいただいているところでございます。

○5番議員（東勝義） このDMOに関しては，観光庁からの補助金があるというのが観光庁のホームページに載っているんですが，今，補助金をもらってないようではあります，なんか補助金を申請する制度とかないんでしょうか。

○観光課長（山下浩二） 観光庁が令和5年10月に発表しております観光地域づくりに対する支

援メニューというのがありまして、ここには、DMOや自治体等が活用できる各省庁の支援策として、ソフト事業で38事業、ハード事業で21事業が掲載されております。

**○5番議員（東勝義）** 掲載されているだけで、今、使っていないということでもよろしいんですかね。

**○観光課長（山下浩二）** 昨年の9月に登録をされてですね、まだ、その後のこういった活用はされていないところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 市から、この観光デザインにこの補助金を積極的に利用するように助言や指導っていうのはできると思うんですが、指導していく考えがあるのか。もしかするとできないのか、そのことについてもお答えください、

**○産業振興部長（野元伸浩）** 観光庁の補助金でございますけれども、今後、観光デザインとしましては登録DMOとなったわけですので、こういった観光庁の補助事業を活用ができるということでございますので、市としましては、できるだけ指導・助言とか、そういったところは行っていきたいというふうに思っております。

**○5番議員（東勝義）** ホームページ、観光庁、国土交通省のホームページによると、人件費などの削減のため、このDMOに人材派遣するっていう制度があるらしいんです。人材派遣って言っても、人材を派遣して、その人の給与は国が持つという方向で、それ、そういう人を入れて、いぶすき観光デザインの中を、経営化に向けた指導っていうのをするメニューがあると聞いたんですが、それについて、やはりこれを導入する考えがあれば、私は、是非、導入してほしいと思いますが、どうでしょうか。導入する考えがあるかないか、また、それをいぶすき観光デザインに助言・指導していく考え、あるかないか、お願いします。

**○観光課長（山下浩二）** 現在、利用しております交付金の関係でも、専門家の指導や人材配置にお金は使っております。これは令和5年から令和7年までですので、この事業が終わった後には、今、おっしゃったようなその人材派遣等に活用できる観光庁の支援策も使っていただくと、そのような助言もしていきたいと思っております。

**○5番議員（東勝義）** この観光デザインについてはずっとお願いしております。市長、いつまでにこの自立採算性を確立しないといけないか、期限は設けないといけないとは思いません。じゃないと、いつまで経っても自立しない。自分の息子を持っているような感じで、18歳になったら自立しなさいって言っても自立できないから、ちょっといいか、来年でも。またいいか再来年でもっていうことになってしまうと思うんですよ。ただ、これについては、やはり観光デザインに対して、やはりこれは、観光デザインは我々のお荷物じゃなくて、やはり仕事をしてもらっています。色んな仕事で指宿市も助かっているし、また、観光庁からの支援ももらったりとかしているんですが、やはりこれをやっぱり指導していくことが必要だと思うんですが、市長の考えはどういう考えを持っているか、再度、お聞かせください。

**○市長（打越明司）** いぶすき観光デザインの運営、あるいは活動についてのお尋ねであります

が、4年目を迎えております。その中で、そのデザインにいる理事長以下いろんな運営メンバーがおられるわけですが、それぞれ共通した認識として、できるだけ自走、自立ができるような活動をしたというふうに日頃から言っているのは私もよく伺っているところではありますが、全国的に現実として、昨年9月26日に、今、DMO指定を受けたわけですが、全国に数々あるDMOの中で、正に独立して自走できているDMOというのはまだ一つも存在しないというふうに実は伺っておりまして、少なくとも収入の中で自分たちの活動の50%以上を少なくとも賄えるようにならなければならない、というのが当面の目標だろうというふうには思うのですが、一つ一つの事業を見ますと、実は儲かる仕組みになっているものはほとんどありませんで、つまり自分たちの資金を作る仕組みとは非常にまだ弱いんです。その中で3つの事業、基本的には指定管理を受けて、その彩花菜館を運営してくださいね、という事業がスタートして、今年で2年目になりますけれども、5年間の中の、今、二つ、終わろうとして、これについては、少なくとも来客数の目標だとか売上の目標だとか、利益の目標だとか、ということについては、ほぼほぼ私どもが聞いている計画をこう達成しながら、今、来ていると。昨年1,000万弱、今年も1,000万程度の純利益を確保できるのではないかと、いうふうな状況には、今、来ているところでもあります。今後、この分野については、さらに来客数を増やしていく、あるいはお客さんのそれぞれの売上の1人当たりの買い物量を増やしていく。あるいは総売上げを増やしていく。そういった努力を続けながら、ここで、今、申し上げたような利益が少し出ているという状況であります。さらに、もう一つの方の業務委託ということで、ふるさと納税についてのお手伝いをさせていただいているということですが、これについても、実は実績払いになっておりまして、頑張ったらこれだけね、ということ。先ほど、今年の予定の予算というのは、今年ふるさと納税の予定が18億円以上を目指すということになっていますので、18億円を達成したときに起こるであろう業務委託料というのが今のデザインへの負担金の予算ということになっているということになります。が、そもそも、今、22名分の人件費だと言っているこのDMOの本体の部分、特にCRMと呼ばれる顧客管理であるとかマーケティングについては、これはまだ財源はないわけですよ。財源はありませんので。今年DMO獲得して、そしてもう皆さん御存じのとおり、さっそくそれに取り掛かって、今年の1月からいぶすき散歩というアプリを作ったですね、今、少しずつ参加者が増えてきており、今、3千人を超えているというふうに聞いていますけれども、取り組んでいただいているところでありまして、これ自体は、顧客のいろんな、観光客でありますとか、買い物客でありますとか、そういう方々がどういうその行動を取り、どういう消費をしているかということキャッチして、その情報を基にした指宿市の観光戦略であるとか、あるいは商工政策にそれを反映させていこうというものですから、これについてはなかなかまだ元になるお金を十分獲得できないというのは事実であります。そんな中で、交付金事業というのは、この中では1,460万円ですけども、実際にはこれは、2,920

万円、ちょうど2倍の事業をやっておりまして、通常事業を獲得したとき、元々は、昔の地方創生事業が、今、内閣府のこの交付金事業になっているわけですが、こういうものも、その事業を決定するときには、初めから市が半額負担ねと、そして向こうが交付金を半分出すねと。その事業を、今、DMOがやってくれているという状態ですけれども、その中でも、実はやっぱりCRMなんかでいろんなそのマーケティングを分析するためのアドバイザーとか、専門官とか、そういう方々を委託するための費用もこの中に入っています。交付金の中に入っているの、僕も実は、人材派遣メニューがあるじゃないかと。それを使って、そういう人をこう呼べばと言ったら、いや、こちらでそのための費用を交付金としてもらっているから、これを使わずに、こっちでただで派遣してというわけにはいかないの、被らないようにもっと違うところでアドバイザーを受け取っていくと。あるいは、基本3年間ぐらいはこうお手伝いしてもらいメニューがありますから、できるだけ、今、足りない人材についてはそういったものを活用して、今後、やっていけばどうだということなんか僕も意見交換をさせていただいたり、アドバイスをしたりしているところではあります。もうできる限りあるものを使って、デザインもですね、今、悪戦苦闘しながら、その期待に応えられるように頑張っているというふうな認識で見えておりますけれども。議員の皆さんがその設立時のところに、4年前にいろいろ議論があったことを、経緯はよく存じておりますけれども、なかなか全国の動向を見ても、あるいは世界にもDMOってあるようですけども、そういったところの動向を見ても、そうやすやすと自分たちで稼ぐという、その商売をする部門をあまり持ってないので、かなり難しい面もあるのかなと思いますが、彼らが自走したいということで、できる限り自主財源の比率を増やそうとしている努力は、これは我々はそう思っておりますし、そのような思いを受け止めていますので、見守っていきいたいというふうに思っております。議員のおっしゃることは、その方向は間違いなく望ましい方向だというふうに思います。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。実は、このDMOっていういぶすき観光デザインの方々と話もしたことあります。一生懸命頑張っていらっしゃいますし、自分たちでなんとかやっていきたい。それで、議員の皆様方に理解を求めたいということで話し合いをしたい、理解を求めるとのちょっとこう話し合いの場を持ってくれないかっていうことも言われました。確かにそうだと思います。ただ、我々としては最初、設立の当初、自走して自分たちで借入れをして自分たちでやっていくと。会社を一つ、市のお金を使ったわけですから、市のお金を使って自立したわけですから、やはりそれについて我々としてはいつ自立するんだろうかっていう気があると。それを、なかなか難しいところっていうのが、いつも言うんだけど、国は簡単に作りなさいって言って作らせて、あとは知らんふりをするっていうことがよくありますから、それについては、やはり観光デザインについても一生懸命頑張っている部分があると。それで、我々としてもどういう流れでいっているのかっていうことを

聞きたいと思いますので、是非、これからも、私がこうして質問するのもなぜかって言ったら、やはり、手のかかる弟たちをたくさん抱えていて、どうしても将来負担率は減らないと。やはり弟たちを、息子たちを自立させていくのが一番のいい方法だと。この、砂楽にしても、スポーツクラブにしても、全部市が作った会社です。それが自走しないで、市からの負担金、言えば、言葉を変えれば、市役所の職員じゃない人の人件費を使って職員と同じような給与でやっていくと言ったら、結局、市役所職員の人件費っていうのは44億じゃなくて55億ぐらいなるんじゃないかなと思っているところです。それをできるだけ早く整理していくためには、やはり自立させるところを、是非、作ってってもらえればなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に行きます。これも問題になったかいもん荘跡地についてであります。状況については、今、環境省等関係機関との協議結果を待っているという説明で、残念ながら宿泊施設の建設には至っておりませんが、使用用途の開始日については、土地売買の契約日からではなく、土地の引き渡し日からと変更になったと記憶しているんですが、引き渡し日はちょっと分からないです。引き渡し日がいつか、また、売買契約による10年以内に事業計画に基づく使用用途に供さなければならないとあるが、供するということがどういうことか、その解釈について説明をお願いします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 土地売買に係る契約締結日は平成30年6月27日でありましたが、平成30年11月28日に岩崎産業株式会社から土地売買代金の納付があったことから、同日付で所有権移転並びに引き渡しを行っております。また、土地売買契約書第12条第2項において、土地利用の用途及び事業内容の指定等に関する事項を定めており、引き渡しを受けた日から10年を経過する日までの間は売買物件を指定用途に供さなければならないというたっております。この解釈につきましては、引き渡し日である平成30年11月28日から令和10年11月28日までには、事業計画に基づく宿泊事業等へ活用しなければならないということでございます。

**○5番議員（東勝義）** 10年ということは、あと4年になっております。これについて、多分観光施設管理課も、また、市長も多分岩崎産業さんとお話をして、できれば早くしてもらいたいというお願いはしているとは思いますが、どういう状況なのか、詳しくその経緯を教えることができれば、経緯をお願いします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 先ほども答弁させていただきましたけれども、着工について、着工当初の期限から着工期限を3年間延長しまして、令和5年の5月28日という覚書を締結したところでございます。これに向けまして、岩崎産業株式会社が土地の造成工事に着手をしまして、一旦完了をしているというところでございます。ただ、岩崎産業株式会社からは、霧島錦江湾国立公園特別地域を含むですね、一体的な整備を計画をしております、今現在、環境省等と関係機関との協議を行っているところでございます。その結果を踏まえて設計な

どの作業を進めていきたいということを伺っているところです。

**○5番議員（東勝義）** このかいもん荘跡地については、3年の着工期限の延長ということで、我々としては3年延長しないということで反対した経緯があります。賛成で、3年経過したわけですが、川尻地区は、川尻元気プロジェクトという方々がいらっしゃって、指宿のみならず、川尻地区発展のためにも精力的に活動している地区であります。使用用途期間が定められている中で、早期建設を強く要望するべきだと思うんですが、それについてどういう考えか、よろしくをお願いします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 国民宿舎かいもん荘については、地元住民からの期待も大きく、今年度に入ってから、川尻区長や菜の商工会から現状に対する問い合わせや早期建設に向けての要望があり、その際に岩崎産業株式会社から具体的な設計や工事スケジュールの連絡があった場合は、川尻地区への住民説明等も行いたいと、その旨お伝えしたところでございます。現在、市と同社の担当者間で建設に向けた事案等の協議を進めている状況にあり、市といたしましては、引き続き岩崎産業株式会社と連絡を密にし、早期建設に向けた働き掛けを行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** この問題はちょっと相手方がいることでなかなか難しい問題ではあります。この売買契約書に関する議案の説明の中に、岩崎産業株式会社との契約に至る最大の要因は開聞岳一周線道路の新設が契約書にも盛り込まれているという説明が当時ありました。この開聞岳一周線道路が完成できると。だから、この岩崎産業さんに決定することになりましたという説明があったわけですが、私がこの一周道路についてこだわっているわけじゃなくて、この一周道路の新設について進捗状況はどうなっているのか、お答えください。

**○建設部長（高田博憲）** かいもん荘跡地の活用につきましては、開聞岳一周線道路の整備を本市の地域振興及び観光振興と連携して実現するため、覚書を交わしているところでございます。道路整備事業を進めるに当たりましては、計画図案に基づき現地の詳細測量が必要であることから、立入許可を申請しております。今後も、相互協力の下、継続して協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 結局、この開聞線一周道路についてもなかなか進行してない状況だということですね。分かりました。

この契約書によると、言いにくい話ですが、契約書の解除、買戻特約などの記述もあります。令和10年まであと4年程度しかありませんが、市長職はタスキリレーのものであるという、市長が言うお考えですが、解決に至らないタスキをそのまま次の市長に渡すわけにはいかないと思っております。このかいもん荘跡地に関する案件をどのように考えて進めていくつもりなのか。また、宿泊施設をこの川尻地区にどうしても建設しないといけないとお考えなのか。また、その検討をする余地があるのか。あの川尻地区の方々には本当に、私もただ、あそこに宿泊施設ができると、長崎鼻、それからフラワーパーク、かいもん荘跡地の宿

泊施設、それとそうめん流し、開聞岳なども一斉にこうつながると思うんですが、それについては、やはり市長、この建設という、宿泊施設の建設がまず主なのか。それとも、この建設を最優先して、この岩崎観光さんとの協議を進めていくおつもりなのか。そのもう1回、また原点に戻るのか。今の考えとしてはどういう考えを持っているか。答えることができればお答えください。答えにくかったら、これも相手がいることですので自分としては答弁を求めませんが、よろしくお願いします。

**○市長（打越明司）** この件については、その当時の契約、覚書、約束をよく踏まえた上で我々も発言、行動しなければならないというふうに強く認識しています。その上で、今、議員からも話があったように、私も、特に川尻地区を中心に、市長との意見交換会でありますとか、直接、住んでいる方々とのいろんな意見交換をする中で、やはりあそこの活性化が、やはり川尻の活性化、あるいは、引いては開聞地区、指宿市の大きな起爆剤になるのではないかと、そういう期待や影響を持っている方々。あるいはこの約束についての履行をやっぱしっかりやってほしいという声。そういったことが、声は随分あることは十分に承知しておりますので、先ほど申し上げたように、これまでの約束ごと、契約をきちっと踏まえた上で、相手方については、是非、1日も早くその約束が果たされるようにですね、指宿市の地域振興に大きく貢献をしてほしいということを前提にしながら、私の方からも機会あるたびにそういう要望をしていきたいというふうに思います。できるだけ、これは市役所の仕事の中でもですね、難しい仕事は後送りするなということで、できるだけ自分のときに頑張ってお答えを出すようにということを私自身が各部長、課長にも日頃から言っておりますので、私もそのようなつもりでしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。

**○5番議員（東勝義）** 再度聞きますが、宿泊施設というのにはやはりこだわって、この川尻、開聞のかいもん荘跡地には、宿泊施設を是非、建設したいという思いがあるということでしょうか。

**○市長（打越明司）** そのような用途に対する指定が明記された契約であったというふうに認識しておりますので、そのような方向でこれからも要請をしたいというふうに思っております。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。私の聞いたかったこと全てお答えくださいまして、ありがとうございます。職員提案制度については、更なる発展を目指して、指宿市職員の改善策っていうのをば、是非、皆さん方で改善していただい、働きやすい環境を作ってもらいたい。別に働きなさいっていうわけじゃなくて、働きやすい環境っていうのは多々あります。我々もよくあります。やはり課としての課同士の話し合いとか、課がまとまっていく、皆さんで一つの仕事を成し得ているっていうことはすごく思い入れがあると思いますので、それを職員に対して、やはり人をつくるということをややはり市長もよく言われま

すので、是非、この指宿市の職員の方々を減らすってということよりも、いい職員っていうか、できる職員をつくってってもらいたいと思います。

今日はありがとうございました。一般質問を終わります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時28分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

**○8番議員（恒吉太吾）** 8番、恒吉太吾です。通告に基づき、通学路の安全確保について、質問いたします。

まず1点目、ここ数年間の児童生徒が登下校時にあった交通事故の件数と不審者による声掛け事案件数をお尋ねいたします。

2点目に、グリーンベルトについて。このグリーンベルトとは、どのような目的で、どのような場所に設置されているのかお尋ねし、1回目の質問といたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 教育委員会が把握しております過去3年間の本市児童生徒の登下校時に発生した交通事故の件数及び不審者による声掛け事案について御質問がございました。小学校、中学校の児童生徒の登下校中における交通事故発生件数につきましては、令和3年度2件、令和4年度2件、令和5年度は2月末現在で2件となっております。また、不審者による声掛け事案等の件数につきましては、令和3年度15件、令和4年度13件、令和5年度は2月末現在で17件となっております。

**○建設部長（高田博憲）** グリーンベルトの設置状況についての御質問でございました。グリーンベルトとは、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色し、車の運転手に車道と路側帯との区別を視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに、通行帯を明確にすることで歩行者との接触事故を防ぐことを目的として整備されております。本市の最近の実績といたしましては、直近の3年で1,864mとなっております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 教育長、建設部長、ありがとうございました。

では、先ほど登下校中の児童生徒が事故に遭った件数をお伺いいたしましたが、令和3年、令和4年、令和5年度も2月末でそれぞれ2件ということなんですが、この場所とですね、事故状況について、ちょっと個人が特定されないような感じでお答え願えればと思います。お尋ねいたします。

**○学校教育課長（山下信久）** 令和3年度に発生した2件につきましては、登校中1件、下校中1件、場所はいずれも横断歩道内で発生しました。発生状況といたしましては、歩行中と自転車乗用中における自動車との衝突でした。令和4年度に発生した2件につきましては、登校中1件、下校中1件で、場所はそれぞれ自転車を除く歩行者専用道路上、横断歩道内で発生いた

しました。発生状況といたしましては、2件とも自転車乗用中における自動車との衝突でした。令和5年度に発生した2件につきましては、下校中のみで、場所はそれぞれT字路の合流地点、交差点で発生しました。発生状況といたしましては、2件とも自転車乗用中による自動車との衝突でした。以上でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 大事には至ってない事故とは思いますが、こういった危険がそれぞれ登下校中には起こりうる危険性がございます。学校であったりとかPTAからもですね、通学路点検などで危ない、危険箇所であったり改善要求というのが、まず、あるのかどうか、お尋ねいたします。

**○土木課長（東恵一）** 改善要望としましては、スクールゾーン委員会等で上がってまいるところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 多くの小中学校あると思いますので、その改善要望も多いと思うんですが、実際どのような点、改善要請に基づいて改善が行われたか。数箇所でも構いませんので、例示していただければと思います。

**○土木課長（東恵一）** 改善要望といたしましては、市道の区画線が消えていたり、側溝蓋やガードレールの破損などに関する要望が寄せられております。我々としてしましては、現地を確認し、早急に対応している現状でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** それぞれの学校で多岐に渡ると思うんですが、例えばそういったものを市役所のホームページで見れたりとかはできるんでしょうか。

**○土木課長（東恵一）** スクールゾーン委員会の資料というものは、市役所のホームページ等では特に出しているところではございません。

**○8番議員（恒吉太吾）** やはり子供たち、児童生徒の安全のためにもですね。やはり、そういう要望があったりとか、こういうところは危険であるっていうのは、やっぱり周知する必要もあると思うので、是非、このホームページだったり掲載する必要もあると思うんですが、その点、今後、改善といいますか、周知するような考えはないかどうか、お尋ねいたします。

**○土木課長（東恵一）** 確かに周知というものは大事であり、また、皆さんが気が付くということも大事なことであります。また、学校等とも協議をしていながら検討をしてみたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** よろしくお願いたします。

次に、児童に対する交通安全対策についてお尋ねいたします。先立って行われた令和6年度施政方針と予算の大綱の中におきましても、児童生徒の安全確保については、危険予測、危険回避能力を高める安全教育の充実について市長自ら触れられております。児童生徒に対して、どのような交通安全対策や交通安全指導が行われているのか、お尋ねいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 小中学校における交通安全指導といたしましては、警察等の協力をい

ただき、校庭に横断歩道や簡易式信号機を設置し、歩行、横断の指導、自転車を使った実技指導や、交通安全の講話、映写会などの交通安全教室を全ての学校で年度当初に実施しております。また、交通安全対策として、各学校では、年に複数回の通学路点検や、点検を基にした学校安全マップの作成、配布を行ったり、校舎内に拡大マップを掲示したりしております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 児童生徒に対してはきめ細やかな安全指導・対策をしていただいていると思うんですが、地域に対してですね、どのような交通安全対策であったり指導をしていただいているのか、お尋ねいたします、

**○教育部長（紺屋聖一）** 保護者、地域との連携といたしましては、公民館や学校応援団などの皆様と協力して、朝の交通指導や下校時の見守り、年度当初の通学路危険箇所点検やマップ作成、年に複数回のスクールゾーン委員会の開催などを行っております。また、現在、市内225名の方々にスクールガード、若しくは防犯ボランティアとして登下校時の見守り活動を依頼しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 学校応援団であったりとか、225人にわたるスクールガード、防犯ボランティアの方、本当にですね、朝早くから、また、雨の日なんかでも、横断歩道であったり、街頭に立って子供たちのために、安全のためにいろいろといただいていること、まずは感謝いたします、そういう声も聴きながらですね。やはり地域とも連携を深めていく、子供たちを守るために。児童生徒が安心して通学や生活ができるように、今、申しました地域であったり、あと家庭、そして、学校の連携をですね、深めること、とても大変重要なことであるんですが、この中心となる児童生徒安全推進会議というものがどのように伺っておりますが、どのような目的でどのような取組が行われているのか、お尋ねいたします。

**○学校教育課長（山下信久）** 今、議員に御指摘いただきました児童生徒安全推進会議ですが、年1回、5月に実施をしております。警察署、消防署、海上保安署、交通安全協会、国道事務所、南薩地域振興局、地域や保護者の代表者、学校代表者メンバーなど31名で今年度は行いました。会議の中では、交通事故を未然に防ぐために必要な意見交換や、緊急時に素早く正確な対応を行うための連携確認などを行っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** やはり学校、そして、地域の連携、とても大切になってくるんですが、今、お聞きすると、年1回5月ということなんですが、この5月にする意味というのは、例えば入学してすぐだからとか、何かこう、5月にする意味がもし分かれば教えてください。

**○学校教育課長（山下信久）** 大きく2点あります。一つは交通安全、特に交通事故の喫緊の傾向、大体どういう、何月頃に、どういう場所で、小中高校生については多いですので、今年1年気をつけていきたいと思いますという話や、あるいは、5月末ですので、水難事故防止に対する周知徹底、こちらのほうを関係機関と連携を取るといことで、この5月に実施していると

いう形になります。以上でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、大切な会議でございますので、しっかりと連携取っていただき、また、児童生徒、高校生、よく周知をしていただきたいと思います。

次に、登下校時の送迎ルールについてお尋ねいたします。まず、この送迎ルールというものがですね、それぞれ学校で作られているものなのか、それとも、教育委員会の方で全学校統一のものなのか、お尋ねいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校の登下校時における車での送迎ルールにつきましては、ほとんどの学校で、児童生徒の体力向上、健康増進の面から、徒歩又は自転車での登下校を推奨し、周知に努めているところでございます。ただし、どの学校においても、怪我や体調不良などで登下校が難しい場合は、学校敷地内で車の乗り降りを許可するなど、個別に相談を受け、対応を行っております。それ以外の車による送迎につきましては、保護者の判断で行っているものと考えており、学校は、全ての児童生徒の安全確保のため、送迎に関する守っていただきたい事項をまとめ、繰り返し周知を行っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** では、その周知は行われているということなのですが、実際にその送迎ルールが本当に守られていると教育部長は思いでしょうか、

**○教育部長（紺屋聖一）** 登下校時における送迎ルールの課題といたしましては、幾つかの学校で、特に雨天時の朝、学校周辺での駐停車による渋滞等が発生し、児童生徒の登校についての安全面や学校周辺にお住まいの方々に迷惑を掛けるなどがあると把握しております。具体的には、交通規制がある道路を通行するといった交通法規を順守しない事案や、事故は起こっておりませんが、車から降りた児童生徒が他の送迎の車に接触する心配があるといった課題が見られます。また、学校周辺の私有地への駐停車等も懸念しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 先に、今、教育部長の方からあったんですが、私のほうにも地域の住民の方から声が寄せられておまして、まず、小中学校の通学路において、保護者による送迎の車両、また、今、おっしゃいました雨の日であったりとかですね、帰りを待つ車両が駐車し、通学路を塞いでいると。その車がですね、児童生徒と交錯してしまい、危険な状況にあります。また、それだけではなく、今、部長からもありましたが、駐車している車両が近隣住民の敷地内に勝手に入ることもあって、それが原因となってトラブルにもなっております。雨の日など、特に路上駐車が列をなし、通行の妨げになっている、交通渋滞が起こっているといった苦情の声がこちらにも届いております。先ほどありましたように、路上駐車だけではなくてですね、近隣住民の敷地内に、不法侵入と言うんでしょうか、勝手に入っている事案もあります。学校としてはルールを守ってくださいと、徒歩にしてください、自転車にしてくださいって言うんですが、それを守るがために、近隣住民とのトラブルが発生している状況について、なんか矛盾しているのかなと。どちらを優先すべきなのか、そこ

の点についてどうお考えでしょうか。学校のルールを守るために地域は無視してもいいのか、地域に迷惑を掛けてもいいのか、その点についてです。

**○学校教育課長（山下信久）** 少し、ちょっと違った視点でお話しさせていただいてよろしいでしょうか。学校側の登下校における学校や教師の果たす役割っていうところから申しますと、学校保健安全法第27条、第30条で、登下校の際の交通安全のルールを教えること、警察や保護者と連携をすることとされており、登下校の方法について、保護者に対し、学校側としましてはお願いや依頼をすることはあっても、学校がこれはいけませんというような禁止をすることは難しいというふうに考えております。このことを踏まえて、今後も児童生徒に対して交通安全のルールを指導するとともに、児童生徒、そして保護者、また、保護者だけじゃなくて送迎をしていただく方が御家族であったり御親戚であったりしますので、今、学校安心メールというのが基本的に保護者のみに行っております。学校だよりも保護者のみに行っておりますので、御兄弟の方や祖父母の方、あるいはおじさん、おばさん、関係の方々にも周知徹底できるような方法を連絡をしていきたい。その中で地域の方々から、このような困り感があるんですという現状をお伝えしていくということが、学校ができるいっぱい状態かなというふうに考えております。以上でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 学校としてできる限界があるのであれば、例えば警察に相談するか、そういった点は考えられないんでしょう。

**○学校教育課長（山下信久）** 実際、自分も学校現場にいたときにですね、やっぱり登校時、あるいは下校時、やはりそういうふうな状況がありましたので、近隣の交番や警察の方にお問い合わせをしまして、同じ巡回をしていただくのであれば、その時間に学校の周辺を、是非お願いしますと、赤色灯を灯けて回っていただければありがたいというふうなお願いというのは、各学校の実態に応じてさせていただいているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、おっしゃいました学校の実態に沿ってということであれば、一律、学校内の待機を禁止するのではなくてですね、路上駐車されるよりは、されるよりはと言いは良くないかもしれないですが、学校の空いている場所、駐車場があればですね、そのスペースで待つていただく方がより安全じゃないかと思うんですが、そういった点も一つの検討としてできないものかどうか、お尋ねいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** やはり児童生徒に対しては徒歩又は自転車で登下校していただきたいとは思っておりますので、ルール順守の徹底には努めてまいります。しかしながら、問題解決につながらない場合におきましては、児童生徒の安全確保が第一でございますので、学校敷地内への車の乗り入れにつきましても検討する必要があると思っております。ただし、歩いて登校している児童生徒の安全面を十分に考慮するとともに、学校によっては敷地内の乗り入れが難しいところがございますので、学校の立地、道路の状況といった実態に応じて考える必要があると思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** まずは、子供たちの安心安全を守るルールづくりであつたりとか、そういう配慮をお願いしたいと思います。

先ほど学校教育課長から、保護者に対してのメールであつたりとかルールに対しての周知徹底というところがあつたんですが、再度、再度と言いますか、今、お話あつたように、保護者には、安心メールですかね、あつたりとか行くんですが、おっしゃったように、見ていると、祖父母の方であつたり、おっしゃるように親戚の方にはなかなか状況が伝わりにくく、ここで待たせたらよろしくないとか、そういうのが伝わってない状況があるのかなと思つて。近隣の人が声を掛けたときに、いいじゃないと、私1人ぐらいとおっしゃられたと。そういう人が1人じゃないわけですよ。5台だと、5人いる、私だけ、私だけっていう人がいれば、そんだけ渋滞が広がる、そして、近くから子供が飛び出す、接触する危険性もあるっていうのをよく見掛けるんですが、子供たちにはルールを守りなさいという形で安全指導をしながら、その親がなかなかルールを守れてない状況であれば、少し強くと言いますか、メールで再度お知らせするだけじゃなく、こういったことがあるから禁止なんですよとか、強く踏み込んで言えるところはできないもんなんでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校の登下校時における車の送迎ルールの順守につきましては、家族等への周知と朝の交通指導時における呼び掛けを続けることが大切であると考えております。具体的な周知につきましては、PTA総会、入学説明会、家庭訪問等において説明をしたり、全家庭に文書を配布したりすると同時に、対象者を保護者だけでなく家族に範囲を広げて行うことが大切であると思っております。ルール順守につきましては、地域ボランティアの協力を得ながら、教職員と一緒に校門周辺での交通指導等を行い、送迎の運転手に対して呼び掛けをしていく必要があると感じているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** もう是非、子供たちの安心安全のためにも、今後もですね、継続して行っていただきたいと思つています。

次に、グリーンベルトに関連してお聞きします。グリーンベルトと一緒に、市内で1か所でしょうか、ゾーン30というものがありますが、このゾーン30というのは、ゾーン内における走行速度の抑制、通過交通、抜け道としての通行ですね、これの抑制を意図し、歩行者などなどの安全な通行を目的とした交通安全対策ですが、このゾーン30が設置されている丹波小学校東側でよろしかったでしょうか、の通学路はですね、逆に信号もございません。そのために裏道として利用されることも多く、速度を落とさずに走る車両も多く、危険な運転も見られます。また、あの東側の道路は一方通行なんですけど、逆走の車も多々ございます。標識はですね、右と左、両方つけていただいているんですが、なかなか見落としの方が多くて。私はちょっと近くに住んでいるんですが、1日で数件から多い時には10件を超えるときもほどあるぐらい、逆走の車が多い場所であります。こういったものをですね、やはりちょっと抑制するためには、ポールであつたりとかハンブという物理的デバイスですね、これを

適切に組み合わせて交通安全の向上を図っていくことが必要だと思うんですが、これにも地域住民との合意形成が必要であるんですが、この合意形成を図りながら、ポールの設置であったり、これは駐車禁止の抑制にもつながりますし、ハンブ設置であれば速度抑制、ハンブを少し、なんて言いますか、乗り越えるようなやつなんですけど、すればですね、速度抑制にもなると思うんですが、こういったポールの設置やハンブ設置を行う考えがないかどうか、お尋ねします。

**○土木課長（東恵一）** 今、議員のおっしゃられたゾーン30というものが指宿市内に1か所だけありまして、丹波小学校の東側のあの道路です。確かに、そこにつきましては、一方通行の規制もあり、駐車禁止、30キロ規制という規制の路線ではございますが、今の議員からおっしゃられた現状を聞きますと、確かに逆走の車も多いということ把握いたしました。その中で、先ほど申しました物理的デバイスという形の中では、ハンブも含めながら、狭さく、シケインというものもいろいろございますけれども、それに対しましても、道路管理者の方で設置することも可能ですが、警察とも協議をしてまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 再度になります。ハンブはなかなか近隣の人も難しいところあるんですが、このポールの設置に関しましては、やはり駐停車禁止抑制にもつながるので、是非、設置していただきたいと思いますが、この点、もう1度いかがでしょうか、

**○土木課長（東恵一）** ポールの設置につきましても、道路管理者でできる作業ではございますが、現状を把握しながら、また、教育委員会と学校とも協議をしながらですね、共有して、現地立会いをしながら、また、警察とも協議をしながらしてまいりたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** やっぱり優先すべきは、子供たちの安心安全な登校ですね。それをするために道路管理者でできるということであれば、地域の方の合意であったり、警察のいろんな援助というか御指導もいただきながら、是非、設置していただきたいと思います。

もう1つ、あそこ、ゾーン30なんですけど、なぜ結構、速度を飛ばすかという、あまり認識されてないんじゃないかな。と言いますのが、公道、歩道であったりとか、いろんな標識がですね、薄くなってほぼ見えない状況になっております。横断歩道然り、路面表示もですね、ほぼ見えない状況になっております。そこでですね、ゾーン30や通学用であることを表示した標識であったり路面シートですね。今日、見ましたら、駐車場のところ、新しくしていただいた障害者用のおもいやり駐車場のところに、綺麗なアスファルトに貼るシートがありまして、よく見えるようなカラーで、そういったものをですね、路面シートというんですが、注意喚起を促すために設置する考えがないか。新たにですね、線の引き直しであったりとか、そういったシートの設置ができないか、お尋ねいたします。

**○土木課長（東恵一）** 今、ちょうどこの丹波小学校の東側の路線周辺につきましては、現在、道路改良工事を進めているところでございます。確かに、現状把握いたしますと、だいぶ緑色のラインも消えておりまして、薄くなってきているところもございます。また、横断歩道

等につきましては、やはり公安委員会等との協議もまた必要になってございますので、そこにつきましても、また、協議をして進めながら実施してまいりたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） もう1点なんですが、今は丹波小の東側1点なんですが、市の計画というか考えとしまして、このゾーン30、他の学校にも広げる考えはないかどうか、検討されているのか、お尋ねいたします。

○土木課長（東恵一） 丹波小学校のこの東側の路線につきましては、やはり生活道路にもなっております、抜け道等になっているところもございます。各小学校でそれぞれ地域特性、また、周辺の環境が違いますので、そこもまた現地調査をしてまいりたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 子供達がですね、安心安全に楽しくですね、登下校するためにも、この安全な通学路の確保というのはとても重要なことではございますので、今後もですね、しっかりと取り組んでいただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 本日の質問はこれにて終了し、残余の質問は15日に行います。  
暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時58分
再開	午後	4時01分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第46号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第46号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第46号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月27日及び28日、関係科職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

デジタル戦略課所管分について、自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトの実証実験は主にどの課が対象となるのかとの質疑に対し、市民課や税務課などの証明書発行を主に

する窓口を中心に考えているとの答弁でした。

マイナンバーカードを持っていない方は窓口改革が行われてもメリットはないのかの質疑に対し、カードを持っている方が自宅からオンラインで申請できるようになり、窓口の混雑が解消されることで、マイナンバーカードを持っていない方に手厚く対応できるようになる。また、タブレットを活用した書かない窓口申請も進めていきたいとの答弁でした。

外部アドバイザーへの報償費があるがどのような役割なのかとの質疑に対して、昨年5月に指宿市DX推進本部会議を立ち上げたときに、5名の方にアドバイザーを委嘱している。先進地のモデルや意見を聴いたり、職員に対しての研修をしたり、そういったことを含めたアドバイザーであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を集結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（東勝義）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第46号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、2月29日及び3月4日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育総務課所管分について。南指宿中学校の長寿命化等工事の設計委託料ということだが、どのような内容の工事を予定しているのかとの質疑に対し、南指宿中学校の校舎は築51年を過ぎて老朽化が進んでいるため、校舎、弓道場などを改修、長寿命化を行うための工事を予定している。校舎の耐震化は済んでいるので、柱等を残した形で壁などを剥がしてリニューアルすることを考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。ごみ収集車の購入ということだが、これまで使っていた車両は何年ぐらい経過しているのかとの質疑に対し、今回、更新を予定している2トンダンプは平成17年に登録されたもので、19年目となるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第46号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日及び6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全一致をもって議案のとおり可決と決しました。

なお、土木課所管分については特に質疑、意見ありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第46号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

## △ 延 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会とすることに決定いたしました。  
本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 前之園 正 和

議 員 下川床 泉

# 第 1 回 定 例 会

令和6年3月15日

(第4日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和6年3月15日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 16 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 西 森 三 義 |

---

1. 欠席議員

- 15 番 議 員 高 田 チヨ子

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 坂 元 一 博 |
| 市民生活部長  | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長    | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長  | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長   | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長 | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長   | 紺 屋 聖 一 |
| 山川支所長   | 中 島 裕 一 | 開 聞 支 所 長 | 山 下 秀 一 |
| 市長公室長   | 渡 部 徹 也 | 総 務 課 長   | 濱 上 和 也 |

|          |           |            |           |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 経営改善推進室長 | 木 下 英 城   | 危機管理課長     | 竹 山 修 一   |
| 財 政 課 長  | 東 忠 孝     | 税 務 課 長    | 橋 口 裕 一   |
| 国保介護課長   | 大 牟 禮 伸 英 | 観 光 課 長    | 山 下 浩 二   |
| 観光施設管理課長 | 廣 森 政 宏   | 土 木 課 長    | 東 恵 一     |
| 建 築 課 長  | 中 吉 竜 治   | 教育総務課長     | 上 村 圭 一 郎 |
| 学校教育課長   | 山 下 信 久   | 学校給食センター所長 | 小 吉 建 治   |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長   | 池 水 拓 也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松下知恵議員及び前原五男議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

14日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則） おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

今年の元旦に発生した石川県能登半島地震で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。被災者の苦しみに寄り添って、あらゆる手立てを取ることを強く求めます。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

令和6年の予算の中に、たまた箱温泉の第2泉源の替掘が計画されていますが、これまで泉源の詰まりもせず、問題なく、現在も豊富な湯量を排出し、たまた箱温泉の営業を支えています。もし替掘をすることで湯量に影響が出た場合は、たまた箱温泉に大きな影響を与えるリスクを抱えているのに、替掘をするかが問われています。たまた箱温泉の営業当初は第1泉源を利用していたが、途中で第2泉源を掘削し第2泉源に切替え、第1泉源は予備泉源としてコンプレッサーで月に1回から2回エアーを噴かし、維持管理を業者に依頼していたが、職員で簡単に維持管理ができるのでわざわざコンプレッサーを据え付け、当初は維持管理をしていたが、途中から維持管理をせず詰まらし、3年前に替掘をしたが温泉が出ず、約7,000万の損失を出しています。第2泉源は、平成24・5年まではメインのバルブを、グリスを塗りながら維持管理を行われていたが、その後の維持管理をしなかったため、現在では操作不能になっています。また、観光泉源も、数年前に泉源の出口付近のバルブ関係を交換したのに、現在は操作不能であります。立地条件は、海岸線にあり、潮風にさらされ、囲いもない非常に厳しい状況でありますので、維持管理がなされなければ、短期間で操作不良になるのは当たり前です。維持管理が行われておれば、3年前に約7,000万円掛けて失敗した第1泉源の替

掘をする必要もなく、また、今回の第2泉源の替掘をする必要はないわけです。これまで何度も操作不良にして無駄にしているのが大問題であります。この問題こそ解明する必要があるのではないのでしょうか。それでは、たまた箱温泉の泉源の予算の内容はどのようになっているのか。

次に、山川砂むし保養施設について質問いたします。法面改修工事を行っているが、モルタルを吹き付けてから短期間にひび割れで改修工事をしているが、何が原因か。

次に、不登校問題について質問いたします。不登校児童生徒の人数はどれぐらいいるのか。

市税について質問いたします。令和2年度から令和4年度までの納税相談に来た件数を質問し、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** おはようございます。よろしくお願ひいたします。吉村議員から、まず、たまた箱温泉の泉源の替掘についての御質問がありました。本市は御案内のとおり、多くの自然の恵みを楽しんでおりますが、その中でも池田湖、開聞岳、竹山などをはじめとする火山性の独特の地形から湧き出る温泉はその一つであります。温泉は本市の観光はもちろん、農業などにとっても大きな資源となっており、地域の貴重な宝であります。一方で、高温の温泉や蒸気は非常に扱いが難しく、温泉を活用とすればリスクも伴いますので、活用とリスク管理というのは常に一体で検討する必要があります。

今回提案させていただきましたのは、観光用に蒸気を噴出させている観光用泉源とヘルシーランド露天風呂、いわゆるたまた箱温泉用の第2泉源の整備に関するものであります。現在の泉源からの蒸気などの噴出を止めた上で、第2泉源は替掘を行う計画としているところです。この2つの泉源がある塩田跡周辺は、非常に温泉の勢いが強く、観光用泉源は、自噴していた泉源が暴発したものを平成25年度に整備したものであります。もう一つの露天風呂の第2泉源は、観光泉源よりもさらに蒸気が勢いよく噴き出している泉源で、平成16年度に掘削をしたものであります。どちらの泉源も配管に数箇所の亀裂が入るなど非常に損耗が進行しており、泉源からの蒸気、温泉に起因する腐食によるバルブが効かなくなっていることから、根本的な修繕が実施できない状況となっているところでもあります。このままもし対策を講じなければ、塩田跡周辺におけるリスクが非常に高まってくるというふうに考えており、最悪のケースでは、ヘルシーランド、たまた箱温泉、砂湯里が営業できなくなることはもとより、人的被害の発生も危惧しており、これまでも大きな課題として認識をしていたところでもあります。市の重要な責務の一つは、先日もお話をしましたが、市民の命と財産を守ることであり、防災については何よりも優先しなければならない課題だというふうに思っております。日々これらの泉源を管理している職員のリスクとも向き合いながら、また、場合によっては、いつ暴発するとも限らない状況の中で、観光客にその被害が及ぶことも懸念しなければならないところでもあります。このようなことから、建物の設備の老朽化が進行して

いるヘルシーランドの大規模改修に伴う約1年間の休業期間、この期間が絶好のチャンスだということと考えまして、塩田跡周辺の泉源の整備を、そのリスクが今以上に高まる前に、我々が果敢に挑戦をしていくことが本市にとって非常に重要な責任であり、使命だというふうに考えております。替掘につきましては、十分な蒸気や湯量が確保できないのではないかとこの心配ももちろんありますが、何もしなかったときに起こりうるリスク、このまま現状維持を続けていったときのリスクを考慮すると、できる限りリスク排除のための対策を少しでも早く講じることが最優先だというふうに考えているところであります。あえて何もしなかったときのリスクよりも積極的にリスク排除に取り組んだ方が良いということ、今回、判断をしたことを、是非、御理解いただきたいというふうに思います。この替掘に対する財源についても、通常であれば市民の方々からいただく税を投入することでありましょうが、今回の場合においては、あえて全国の方々から御寄附を頂戴し、クラウドファンディングで集めた、あの地域の修復についてちゃんとしてねという全国の方々の願いのこもったクラウドファンディングによる給付金を特定財源として充ててやっていこうということでありまして、そういう方々の願いに応えるためにも、この責任はしっかりと果たしていかなければならない。そして、願わくば、できるだけ安定した運営を続けていきたいというふうに考えているところであります。

自然というものは、常に予測不能なことが起きてくるものであります。自然を相手にすることは簡単ではないんですが、それを活用して、まちづくりの中核として町の活性化に役立てたり、観光客の誘致に役立てたりしてきた町がこの指宿でありますので、災害リスクのある塩田跡の泉源整備から我々は顔を背けることはできないのであります。そのような挑戦をやめるわけにはいかないと思いますので、是非、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、法面改修のことについての御質問をいただきました。モルタル吹き付けの施工後にひび割れやズレなどの変化が発見されましたので、その動態をよく観測をし、なぜそうなったのかという原因を明らかにするために、まずは施工範囲全体を調査をして、土質の専門家や法面施工に長けた業者などからの聴取をいたしまして、その結果を踏まえて原因を推定するに、温泉熱が非常にある地域でありますので、地熱の高い地域で土壌が変質作用を受けている可能性が高く、ボーリング調査の資料をエックス線回析試験いたしましたところ、スメクタイトと呼ばれる膨張性の粘土が形成されていることが判明をいたしました。この膨張性の粘土は、水を吸収すると膨らむ性質があるため、内部での盛り上がりによるひび割れや開きなどが生じていると考えられています。対策方法としては、この膨張性粘土が表層から約1.5m部分で地質変化を起こして土質の強度低下を起こしており、表層が滑る可能性も否定できないために、土が本来持つ強度を十分に引き出して補強する工法で法面の崩壊を抑制をし、景観に配慮し、低コストでやっていく、その3点で考慮した結果、穴を開けた後に補強

材の鉄筋を挿入をして、法面を一体化させる鉄筋挿入工法という長期的で安定性の確保ができる工法を選んだところであります。

残余の質問については、教育長及び関係部長から答弁させていただきます。

**○教育長（吉元鈴代）** 不登校児童生徒の5年間の推移についてでございます。不登校の児童生徒数につきましては、令和元年度まで30人台後半で推移しておりますが、新型コロナウイルス感染症の流行以降、令和2年度は59人、令和3年度は60人、令和4年度は66人、令和5年度は1月末現在で67名となっております。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 令和2年度から4年度までの納税相談件数でございます。納税相談の件数につきましては、延べ件数になりますけれども、令和2年度が1,406件、令和3年度が618件、令和4年度が708件となっているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 今回の替掘の金額、その第2泉源の替掘、廃坑にする替掘、観光泉源の廃坑にする金額はどのようになっているんですか。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** ヘルシーランド周辺泉源整備に係る費用の内訳についてでございますが、観光用泉源の閉抗の工事が1,650万円、第2泉源の閉抗工事が1,650万円、第2泉源の替掘工事が7,700万円、合計の1億1,000万円で見込んでいるところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 観光泉源の改修の時期については平成25年と。金額についてはどのぐらい掛かっているんですか。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時28分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 文書の保存年限を経過しているために正確な数字は申し上げられないところでございます。その当時のことを確認しましたところ、古い泉源がいきなり暴発をしたということでございました。幸い周辺に誰もいなかったの、人的な被害がなかったということです。そして、その暴発した泉源が一旦落ち着いて噴出が弱まった際に、上のパイプを取り付ける工事をしたというところまでは分かっているところです。

**○10番議員（吉村重則）** 金額については分からないと。暴発をしたんだったら、なぜそのときに廃坑にしなかったのか。何か目的があったのか。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 暴発をしてしばらくの間は、非常に噴出が強くて誰も近づけるような状態ではなかったというふうに聞いております。先ほども申し上げましたとおり、一旦弱まって落ち着いてきたと。そのときにこれを活用する方法はないかという検討を行ったのだと思います。その検討を行った結果、観光用の泉源として活用をしたいということで、今のような整備を行ったというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 暴発をした時点で、もう人身事故とかそういう可能性はあったんじ

ゃないの。そういう中で、なぜ観光資源として活用する方向を決めたのか。私が聞いているのは、一貫性がないんですよ。その場その場で暴発、今度の第2泉源にしても、暴発したら人身事故にとか言われるけど、その戦前からある泉源ですよ、観光泉源は。それが暴発したのに、なんでそこで廃抗しなかったのか。観光泉源に使うんだったらそれなりの使い方をすべきであって、そのあと平成26年に開発、改良して、今、バルブは全然操作不能になっていますよ。なぜこういうことが起こるんですか。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 今、議員も申し上げましたとおり、やはり爆発をする危険があるのではないかということで、今回、我々所管課として検討して、廃抗をした方がいいだろうということで、このような予算を提案させていただいたところです。

**○10番議員（吉村重則）** 廃抗にするぐらいに腐食してるのは、誰が判断したんですか。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 蒸気泉の掘削の実績があります市内の事業者に相談、確認をしたところです。

**○10番議員（吉村重則）** 市内の業者と言われますけれども、その観光泉源が暴発したときに人身事故も何も起こってないわけでしょ。起こってない中で、今、早急にしなきゃならない理由が分からないんですよ。第2泉源、今、蒸気も出ている。湯量ももう20何年、1回も詰まったことない泉源なんですよ。これを廃抗するための方法はどのような方法を考えてるんですか。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** いくつかの方法があるというふうには伺っておりますが、今、一番現実的な方法として伺っているのが、井戸の上のほうから水を大量に注入をすると。中の方をどんどんどんどん冷ましていって噴出を止めて落ち着けると。その止まっている間にセメントなどを流し込んで蓋をして、もう出てこないようにする方法が一番現実的ではないかなというふうに聞いているところです。

**○10番議員（吉村重則）** 上のほうから入れると言われても、そのときは一番危険じゃないんですか。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 非常にリスクは高いというお話は伺っておりますが、上のほうに取り付ける器具のようなものがあるという説明は受けております。

**○10番議員（吉村重則）** 誰から受けているの、そういう説明を。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 先ほど申し上げました、蒸気泉の掘削実績がある事業者でございます。

**○10番議員（吉村重則）** 収まるんだったら、逆に言ったらバルブを取り替えるゆとりがあるんじゃないですか。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 温泉の井戸の抗内が、掘削してからかなり長期間経っているので、中の損耗が進んでいる可能性がある。このままあの井戸を使い続けるのはリスクが高いというふうに伺っているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 観光泉源については、平成25年にちゃんとしているわけですよ。そのあと、今、もう暴発はしてないわけでしょ。戦前からある泉源がだよ、まだ十分、このままでも問題はないわけですよ。なぜそういう判断する、可能性があるっっちゃうことで、なぜ7,000万も8,000万も掛けて替掘をしなければならない、そのリスクそのものが、たまた箱温泉がもう営業ができない可能性を抱えた、そういうリスクを抱えた中で、そういう判断、可能性があるからやる。だけど、戦前の泉源についてはまだ十分、今でも暴発するような条件じゃないじゃないですか。誰がそこ判断するんで。可能性があって税金をどんどん放り込んでいく、こんなやり方は許されるんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今回の替掘に関しましては、経年劣化によるものも多大にあると思われま。配管とかそういった部分が経年劣化等によって亀裂があったり、そういった部分もあるように聞いております。今回、露天風呂の関係で大規模改修を行うということで、絶好の機会だと。そういった経年劣化であって、今後、いつ暴発するか分からない、そういった状況のリスクを抱えながら、今後、更に運営していくのは非常にリスクが高いのではないかと。そういったこともあって、今回、絶好のチャンスですね、そういった泉源の部分についても新しくしたほうが、今後、長期にわたって運営ができるというふうに判断したところですよ。

**○10番議員（吉村重則）** 蒸気泉源については、ということは、20年したらまた掘り替えるということになるんですか、

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 今回、替掘する工法、材料につきましては、できるだけ耐久性があって長期間持つものを使用したいというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 長期間と言われますけど、温泉の性質によって全然違うわけでしょう。どんな立派なやつを使ったとしても、温泉の性質によって腐食状態、全然変わるんでしょう。あのフルーツランドの泉源については、今もう使われていませんけど、あそこの圧力そのものを調査したことあるんですか。今の泉源よりもずっと圧力は強かったと聞いているんですけど、そこは調査してますか。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 調査をした記録については把握をしていないところです。ただ、あそこの泉源の勢いが非常に強いというのは認識をしているところです。

**○10番議員（吉村重則）** その辺を全然調査せずに、可能性があるだけで本当に20何年も詰まったことのない泉源を潰してしまうんですか。本当にそうなのかどうかは、戦前からある観光泉源について、今でも十分廃坑せんでも成り立っていますよ。そういう大規模改修するからどうのこうのじゃなくして、これを2年、3年様子を見、いろんな調査して、替掘するんだったらするなりの方向切替えるべきじゃないですか。ただ、大規模改修するからやらなきゃならない、そういう配管の腐食がどうのこうのちゅうけど、そういう実態なんかも全然調査もせずに、業者の言われるままにやる。こんなやり方がいいんですか、市長。

**○市長（打越明司）** 今、一番問題になってるのは第2泉源の替掘ですけど、既に掘ってから20年を経過していると。素人の私がいろんな方々から御意見を聴いても、20年以上、海岸部分で非常に、あのような蒸気泉の中で、地下にある管については極めて摩耗が進み、老朽化が進んでいることは容易に推定できるという中で、そこで何が起きるかというリスクというのは、何が起きないかという可能性も両方ともあるわけですけども、先ほど申し上げたように、リスクはできるだけ低くしておいたほうがいいと。今回にわかには思い立ったわけではなくて、そういう状況をずっと抱えながら今日まで来たという認識は私にあります。そうであれば、どこかの段階で、営業に差し支えないときに、これをしっかりと安定化できるように努力をするということは、極めて大きな僕は責任だというふうに考えて、今回、そのことを進めなさいということで判断をしたということでもあります。何も起きないかもしれないじゃないか、それはそのとおりです。でも、何か起きたときに責任を取るのも私であります。できれば何も起きないようにできるだけ安定化をしておく。老朽化していることはまず間違いありません。20年間経過しているわけですから。普通の温泉であっても、どこの地域でも、いろんな形で温泉管を維持するために様々な補修をします。様々な取替えを行います。そして、20年前と今日は技術も材料もどんどん変わっていっています。今回、私が説明を受けているのは、従来使っていたものよりもできるだけ耐熱性の高いもの、できるだけ老朽化が進みにくいもの、そういった材料を使いながら大事に使えるようにやっていきましょう。今、議員の質問の中に、20年後も変えなくちゃいけないのかということについて、ここに答えられる人は僕は1人もいないと思います。その可能性はあります。その可能性もあるし、ただ、その状況はしっかりと見ながら、10年後、20年後にもそのことを安定的に管理運営をしていくということが私たちに課された責任だと。そのことを活用して、多くの方々に利用してもらっている以上は、そのことをしっかりとやらなければならないと、責任が持てないという思いでありますので、そのような判断をしたというふうに御理解いただきたいと思います。

**○10番議員（吉村重則）** 戦前掘られている、自噴だと言われるけど、戦前のその泉源について、もう最低でも80年以上は経っているわけですよ。80年以上経っているわけですよ。そういう中でもちゃんとされているちゅうことは、本当に可能性だけでやってしまう。で、職員が専門家的な、そういう職種を育ててないために、全部丸投げをしていると。だから、2年なり3年なりいろんなところ調査してやるべきじゃないのかと。それと、今の泉源については、湯量がいっぱいあるわけですよ。これが近くで2本も廃坑にした場合は、セメントをどんどん放り込んでいく。そうしたときに、圧力が強いから、必要以上に入れなければならないわけですよ。そうしたときに、地下の割れ目、そこを塞いでしまう可能性がいっぱいあると。そしたら、替掘、蒸気が必要以上にあるから大丈夫だと思っているかもしれないんだけど、地下のことは誰も分からないんですよ。出ない可能性というのは大きいわけですよ。2本も圧力のある蒸気泉を廃坑にする。それにどんどん圧力をかけてセメントを入れるわけ

ですよ。そうしたときに、割れ目塞いだ、ほいで掘ってみた、出ませんでした。たまたま箱はその時点で廃業するんですか。

**○市長（打越明司）** これはもう質問だというふうに捉えておりませんので、議論だというふうに考えてくださいね。吉村議員は出ない可能性が高いんだというふうに言い切る。私はそうは思わない。みんながいろいろ議論して、様々な方々からアドバイスをいただきながら、僕自身は、あの地域で、その水系なり、どこからどういう形で蒸気が出ている、温泉が出ているのかを、よほど管が悪くなくてしっかりやれば、ちゃんと替掘は成功するという可能性が高いというふうに私自身は思っています。ただ、これはもうそれぞれお互いの可能性の問題ですから、そのことがどちらが正しいということは、結果でしか僕は言えないと思うんですけども、ただ、先ほどから申し上げているように、可能性があるんだからやるのかという質問については、可能性があるからやるんです。それは、リスクを減らすためには、そういう可能性があったらやるのが、今までの議論の中でも、例えばその災害だとかなんかも予測できるから、あるいはこういうことがもし起きたらどうするんだということに備えて、これまで我々は税金を投じてきているわけです。それと同じように、やっぱり我々は、特に指宿については他の地域では持たないこういう資産を持っていますから、この資産をできるだけ安全に安定的に運営するために努力をするのは絶対必要なことだと。可能性があるんだったら、やっぱりそのことはできるだけ始めから排除するために努力をするべきだと、そのような判断をしたということなんです。

**○10番議員（吉村重則）** それは地下のことですから、必ずしも出るとは限らないと。出なかった場合には、もうたまたま箱温泉は廃業するという捉え方をしてもいいんですね。

あと1点。これまで第1泉源にして、ちゃんとしたコンプレッサーで管理をしていたら出ているわけですよ、今でも。それを維持管理をしなかったために配管が詰まって温泉が出てない。それに第2泉源もメインバルブが操作不良になっている。途中から維持管理がされてない。それと、観光泉源にしても、今、全然操作は利かないですよ。なんでそういうところを解明しないんですか。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** まず、替掘をして温泉が出なかった場合の対応につきましてですが、替掘の掘削作業をその時点で一旦終えることとなります。そして、その替掘をした地点から、今度は増掘、より一層深く掘っていくという手続を行った上で、それより深いところを、泉源を目指して掘っていきたいというふうに思っております。

それから、これまでの経過につきましてですが、特に第1泉源の替掘の経過なんですけど、替掘をして温泉は出ませんでした。その後の経過につきましては、替掘を終了した地点からまた増掘をしようかというような検討は行ったところがございます。ただ、令和3年11月23日に山川の砂むし温泉保養施設の法面が崩壊をした関係等がございます、そちらの対応に注力をせざるを得なかったという状況がございます、第1泉源に係る検証、検討はこれま

で行われていなかったところがございます。

(発言する者あり)

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 施設の維持管理につきましては、日々の点検、それから定期的なしっかりした点検を行って、今後はしっかり努めていきたいというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** これまで維持管理がされてなかったために7,000万。それに、観光泉源についても、本当言えば、破裂したんだったらその時点で廃抗すべきであったんじゃないかなと。だけど、観光目的に使うと言うんだったら、やっぱり、今後、生かしていくべきだと。

それと、第2泉源については、グリーンの、青色と言ったらいいんでしょうか、もうすごい状態になるわけですね。だから、観光に生かそうと思えば、そういう使い方もできるわけですよ。ですから、本当言って、掘削をするんだったら、今の替掘じゃなくして、まだあの辺には市の持っているのは二つの泉源があると聞いていますので、その辺も検討して、たまたま箱の営業、ほら、続けられる状態にする、これも検討すべきではないかと。これは要望として、もう時間の関係で要望として挙げときます。

あと法面について、モルタルを貼って半年も持たない中でひび割れがなった。山川町時代にあそこの法面を大改修しているわけですね。それが約30年持っているわけですよ。そのときの工法を、熱だと言うんだったら、やっぱ熱を逃がす、逃がしていく工法が必要ではなかったのか。その辺はどのように考えているんですか。

**○土木課長（東恵一）** 今、議員のおっしゃるように、旧山川町が施工した方法というのも、我々にかかる前に検証もいたしております。山川町がやった工法というものに対しまして、やはり熱というのがあそこの現場では一番重要視される部分でありました。ですので、そこに対しましても、我々の工法の中で、安定勾配もしながら水抜きを多数入れて、熱の逃がし方、また、それにプラスされまして施工の方法も考えているところがございます。

**○10番議員（吉村重則）** もう2日、3日ぐらい前に現地を見に行きました。で、割れの部分は改修されているんだけど、コンクリートのところに、もう1cmまではいかないか、割れが入っています。だから、本当に、この工法をやったとして、1年後ぐらいには可能性としては出てくるんじゃないかと。それと、下のほうで砂むしをするわけですね。防護壁がないわけですよ。だから、直接もう砂むしのほうに法面が崩壊していく、うん。だから、人身事故というのを考えるんだったら、やっぱりこれについてはちゃんとした工法をやるべきだと。もう時間の関係で、もうこれ以上はもうやりませんので、要望しておきます。

次に、不登校の児童生徒について、68名、9名でしたっけ、1月段階でかなり増えてるわけですね。適応指導教室には何名ぐらいの方が、何名ぐらいの児童生徒が出席って言ったらいいんでしょうか、しているんですか。

○**学校教育課長（山下信久）** 令和4年度の実績ですが、通級申請者は、小学生6人、中学生19人、計25人となっております。また、令和5年度の通級者は、1月末現在で小学生11人、中学生22人、計33人となっており、1日当たりの、二つの適応指導教室がありますが、両教室とも10人程度が利用している現状でございます。

○**10番議員（吉村重則）** 4年度は25人、5年度は33人と。で、この成果として、普通教室のほうに、学校のほうに登校ができるという子供たちは何名ぐらいいるんですか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 昨年度、適応指導教室に通級していた児童生徒の中で、学校へ登校できるようになった人数は、そのうちの40%に当たる小学生2人、中学生8人の計10人でございます。

○**10番議員（吉村重則）** かなり成果として上がってきているのかなと思うんですけど、指導員が2校ある中で、1人ずついる中でこのような成果として上がってきているんですか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 学校に登校できるようになった具体的な事例といたしましては、小グループでバドミントンや卓球などのスポーツ、将棋やオセロなどのレクリエーション、折り紙や竹とんぼ、こま作りなどの創作活動等を行い、仲間との触れ合いを通して自立心や社会性、集団への適応力が養われ、学校復帰につながったところでございます。また、在籍校の教職員が定期的に適応指導教室を訪問し、学級通信や学習課題を直接届けたり、裁縫やハンダごての実習を一緒に行ったりしております。さらに、タブレットを使用して学校と適応指導教室の間で学習指導や教育相談を実施したりすることで、児童生徒の学校への不安が少しずつ減り、学校復帰につながった例もございます。

○**10番議員（吉村重則）** 指導員だけでなくして教員も訪れたりして、子供の居場所としてこの適応指導教室がなっているのかなと思われるんですけど、68名となれば、半分以上の子供たちが適応指導教室にも通えないという状況があるわけですよね。このあれ、数字から見ても。その子供たちへの、そういう子供の居場所としての取組、その辺はどのように考えているんですか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 令和6年1月末現在、不登校児童生徒67人のうち33人が適応指導教室を利用しております。そのほかに27名は学校に登校し、教室で過ごしたり、教室以外の保健室、図書室、空き教室などの別室で過ごしたりしております。また、今年度、1日も学校や適応指導教室に登校、通級できていない児童はおりませんが、家からの外出が難しく、学校や適応指導教室への登校、通級がなかなかできていない7人の児童生徒に対しては、学級担任を中心としたチームを編成し、少なくとも2人で家庭訪問をして本人や保護者の悩みを聞いております。スクールソーシャルワーカーも学校と連携して自宅を訪問し、睡眠や食事など生活の安定に課題がある場合には、児童生徒の安否確認を最優先と考え、市地域福祉課家庭相談員や児童家庭支援センター、病院などの専門機関に相談し、連携しております。その結果、7人とも週1日程度は学校へ通ったり、修学旅行や宿泊学習、職場体験学習などの学校

行事にも参加できたりしているところがございます。

**○10番議員（吉村重則）** 適応教室としては、市内に2か所教室を設けてるわけですよね。それ以外の子どもたちの居場所として、本当に集団生活はするために、学校にそれをやろうとすればかなりの数を、になるわけですけど、市内に1か所そういうところを設けて、適応教室でやられている、そういう中身での取組とか、そういうことは検討はされていないんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 令和6年4月から適応指導教室の名称を市教育支援センターなのはな教室、ツマベニ教室に変更いたします。理由といたしましては、より不登校児童生徒や保護者の抵抗感を減らし、親しみやすいものにし、ほとんど学校にも適応指導教室にも来ることができていない児童生徒が少しでも外に出て、他の人とつながることができる施設にしていきたいと考えております。そのために、不登校児童生徒が自分の得意なこと、好きなことを自分のペースで行ったり、静かな環境で心が落ち着くような居場所を作ったり、学校の間テテストや期末テストを受けたいと申し出る児童生徒には、市教育支援センターで受験できたりするなど、あくまでも自分にあったペースで学習や趣味ができる環境にしていきたいと考えております。

また、不登校児童生徒やその保護者のサポートに欠かせないスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる個別のカウンセリングを市教育支援センターで定期的に行い、話を聞きながら児童生徒の不安を取り除いたり、保護者に対しては不登校児童生徒の対応の在り方をともに考えていくなど、相談体制もさらに充実していきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、不登校児童生徒が通級しやすい、過ごしやすい、心がほっとできる市教育支援センターを念頭に置き、不登校児童生徒が学校復帰や卒業後にうまく社会に順応できるよう、これからも支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** その2つの適応教室の中で、そういう本当に家の中から外へ出られない子供たちも7名ほどいるんだということですけど、適応教室の中でそういう対応を、今後、考えていくよう、答弁だったと思うんですけど、可能としてはそういうことはいけるんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 今まで適応指導教室ということで、学校に適応させるための教室という、ちょっと少し強い指導というところもあったんですが、教育支援センターというのは、子供のあくまでも自立を求めるわけですので、もちろん学校に行っていただくのが一番最善なんですけど、そうじゃなくて、まずは家から出て、そしてこの教育支援センターの中も敷居ができますので、敷居ができて、そのほっと心ができるような、同じ部屋ではありますけど、別室みたいな雰囲気のところもあります。そういうところをうまく両教室で活用していきたい。相談員だけじゃなくて、スクールソーシャルワーカーも基本的にはほぼ一緒にい

ますので、基本的には2人体制で、子供たちの心がほっとするような、そういう場所、場面も今後作っていこうというのが大きな今回のこの教育支援センターという名称だけじゃなくて、内容の充実も図ろうというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 不登校の保護者ともいろいろ話をする中で、カウンセリング、これが年に3回ぐらいされてないと。これでは本当言って少ないんだというあれも、声も返ってきているんですよね。そういう面ですれば、いつでもそういうカウンセリングもできるということになるんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 今後の教育支援センターにつきましては、可能な限りスクールソーシャルワーカーを中心にして、この教育支援センターの中で常時相談もできるようにしていきたいというふうに考えております。また同時に、学校に配置される県のスクールカウンセラー、あるいは市が配置しているスクールカウンセラー、ここの接続も充実させていきたいというふうに、今、考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 子供、児童生徒の居場所のできるような、そういうものに、是非、してもらいたい。やっぱり子供にとって、人間にとって、集団生活も、学力だけじゃないと思うんですよね。本当に言って、集団生活の中でそれぞれ人格を形成していくと、いくんだと思いますので、そういう面では、義務教育の中でのそういう取組は非常に大事ですので、子供の居場所としてどんどん取り入れていってもらいたい。これはもう要望として挙げておきます。

あと、フリースクールについて。昨年の9月に陳情が採択されているわけですよね。で、フリースクールの利用料というのはどのぐらいになっているんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** いろいろなフリースクールがありますので一概には言えないところなんですけど、大体2万から3万円というところでございます。保険料とか、またそういうのもいろいろ入ってきますので、大体そのぐらいの金額でやっているという状況でございます。

**○10番議員（吉村重則）** 希望者はどのぐらいいるかという面ではどうなんですか。つかんではいるんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 教育委員会としましては、フリースクールへの通学希望について、現在のところ、全児童生徒に一斉にアンケート等を取ることは考えておりません。ですので、具体的な人数は把握はしておりませんが、その一方で、県内のフリースクールとの連携、連絡先等を明記したパンフレット等があります。こちらにつきましては、県教委作成の不登校児童生徒の支援に関するパンフレットを全家庭に配布したり、あるいは、実際に不登校児童生徒とその保護者については、フリースクールについて、本当に深い情報をお伝えできるように、学校には指導、助言を行っているところでございます。具体的に、こういう状況であつたらこういうのができるよというところまで深く御説明をさせていただいていると

ころでございます。

○10番議員（吉村重則） 不登校の児童生徒を抱えている家庭は、本当言って、経済的にも仕事に就けなかったりとか、そういう条件もあるわけですので、この利用料について補助する、あの方向で検討はされてはいないんですか。

○学校教育課長（山下信久） 現状で申しますと、まず、今やっていることは、学校とフリースクールとの連携については、毎月、フリースクールでの児童生徒の様子、何日フリースクールに来てくれたか、そして、内容はどういう内容かという情報交換等は密に行っておりますが、フリースクールの支援につきましては、今後も、国・県の動向をまずは見極めたいというのと、あと他市町村の、鹿児島県内の市町村の情報については、今、調査研究を一生懸命やっているところでございます。今、その段階でございます。

○10番議員（吉村重則） 適応指導教室で、そこに行ければ言うことはないんですけど、行けない子供たちもいると思うんですよ。そういう面では、月に2万から3万ちゅったら、年間すりゃ24万以上掛かるわけですよ。そういう面で、あのそれなりの、全額と言わんでも、ある程度の補助ができる、そういう体制を作るべきだと思うんですけど、その辺はどのように考えますか。

○教育部長（紺屋聖一） 本市には、適応指導教室を2か所設置しておりますので、不登校児童生徒の受け皿となるよう、今後も充実を図ってまいります。また、フリースクールがあることで、不登校児童生徒の自分の居場所の選択が広がっていることは事実でございます。今後とも、フリースクールとはしっかりと、まずは連携を図っていくことが大切であると考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 連携は分かるんですよ。利用料について検討するかどうか、

○教育部長（紺屋聖一） 先ほども申しましたが、フリースクールの支援につきましては、国・県の動向を注視し、他市町村の状況を見ながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○10番議員（吉村重則） 経済的に相当掛かるんで、そういう面では検討してもらいたいと、もう要望として挙げておきます。

次に、給食費について。この不登校の児童生徒の給食費はどのようになっているんですか。

○教育部長（紺屋聖一） 学校給食センターでは、病気やその他やむを得ない事情により学校給食を止める場合、保護者の申出が必要となります。このため、最終的には保護者の判断となりますが、中には、学校に行くことができたときに学校給食を食べることができるように、あえて停止をしていない保護者もいるのではないかと思います。

○10番議員（吉村重則） 何人の生徒、児童の給食費が収められている、収められてない。不登校の実態について。

○**教育部長（紺屋聖一）** 不登校の児童生徒の学校給食を停止しているほうで申しますと、停止している保護者は約半数いるようでございます。

○**10番議員（吉村重則）** その半数の保護者は、子供に対して、もう給食費を払ってないから学校にも行かんでもいいよというような判断をしているんですか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 不登校児童生徒の学校給食の取扱いに関しましては、学校によって適切なタイミングで個々に説明しているところもございまして、学校等からの情報提供につきましては、児童生徒が不登校になる理由の背景が様々なことから、情報を提供する内容やタイミングについて一様ではなく、適切な対応が難しいケースがございます。しかし、学校と連携を取りながら、タイミングやケースによっては保護者に丁寧に説明をしていくことも必要かと考えているところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** ある保護者の場合、2学期でいうと1回か2回しか登校してないと。4か月となった場合に、小学生にすれば1万2千円からですよ。1食が1万2千円。こんなあれがあるんですか。あの、食べただけ納めるんだったらいいんだけど、子供に給食を払ってないから学校に行かなくてもいいよって、これ誰が言えるんですか。これはどのように考えますか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 学校給食につきましては、先ほども申しましたが、最終的には保護者の判断となりますが、中には、学校に行ってほしい、行くことができたときに学校給食を食べしてほしいと考えている保護者もいるのではないかと考えているところでございます。不登校の児童生徒の保護者に対しては、学校給食費の停止も含めいろいろな情報を説明することは大事なことでと考えておりますので、児童生徒の状況とタイミングを見ながら、場合によっては学校と連携し、保護者に対して丁寧に情報提供をしていく必要があると考えているところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** 保護者から言われたんですけど、翌月その給食料を払った場合どうなるんですかと言われたら、もう学校に来た場合に、給食を食べる前に帰してくださいと学校から言われたと言うんですよ。給食そのものは教育の一環じゃないんですか。

○**学校教育課長（山下信久）** もしそのような学校がありましたら、至急指導していきたいと思っております。学校現場としましては、私たち学校現場にいるときはですね、もし不登校であって給食を止めてある子であっても、登校してくれたら、私達管理職であれば、本来検食しないといけないんですが、検食している量を半分に減らしたりして、校長と教頭の2人のを1つに合わせて1人分を回してあげて、その子のために給食費は払ってなくても、あたかも普通に払っているかのようにして準備してあげる。こういうのが学校現場の本来の本筋だと思っておりますので、今、御指摘がありました、そのような悲しい思いをさせるようなことがないように、改めて全学校に指導していきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

○**10番議員（吉村重則）** あの給食は教育の一環ですよ。本当言って、不登校の子供たちを

本当に教育していくんだと言うんだったら、せめてその不登校の子供たちに対する給食の支援ぐらいできないんですか。もう自己責任なんだと、教育も。だから、もうそれはもう仕方ないちゅう、そういう方向の教育をやるんですか。せめて食べた分だけ給食費を納めてもらうという体制、どうにかして検討はできないんですか、

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食を登校している児童生徒全てに食べていていただきたいということはいつも思っております。しかし、基本的にはどうしても学校給食につきましては人数分の調理をいたしますので、学校給食を停止している児童生徒の対応につきましては、難しいと考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 教育の一環として、また、不登校をどうにか登校させるために、そのための補助ですよ、市の方がそれは持ちますと。そういうことは全然、そんだけなんちゅうの、もう切り捨てるっちゅうたらいいんでしょうか。不登校も自己責任だと、そういう方向でしか捉えられないんですか。補助金を出すか出さないか、検討するかしないか、答弁してください。

**○教育部長（紺屋聖一）** 補助金につきましては、現在、検討はしてないところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 不登校の子供たちを本当に守っていくためにも、今後、検討してください。もう要望に変えます。

次に、市税について、納税相談について出されたわけですけど、差押え件数についてはどのようになっているんですか。

**○税務課長（橋口裕一）** 差押えの件数につきましては、令和2年度が89件、令和3年度が69件、令和4年度が125件となっております。

**○10番議員（吉村重則）** 納税相談に来て、毎月納める金額も約束をして、そういう中で貯金の差押えをしているんですか。そういう話も聞きますけど、現実としてそういう差押えもやられているんですか。

**○税務課長（橋口裕一）** 納税相談を行って、納付計画どおりに納付していただいている状況であつても、財産調査によって差押え可能な財産が発見された場合、差押えを執行することもございます。

**○10番議員（吉村重則）** それは相手と相談をした中で差押えをするんですか。

**○税務課長（橋口裕一）** 差押え可能な財産を発見した場合、納税者に対し、その財産を基に納付をお願いすることもございますけれども、過去の事例で、同様のお願いをしたところ、契約内容を変更し、差押えができなくなってしまうというケースもございます。徴税吏員につきましては、自立執行権が付与されていることから、差押え可能財産を発見した場合は、納税者に相談等することなく差押えを執行するべきであり、その結果、納期内納付してくれている納税者の皆様との公平性を担保できるものと考えますので、御理解いただきたいと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** それは、事業をやっている方、生活している方、それぞれお金は必要なんですよ。相談もせずに自分勝手にもう一方的にやると。強権的な、このようなことは法律の上でも許されているんですか。

**○税務課長（橋口裕一）** 納付を履行中であっても、差押え可能財産を発見した場合は差押えを執行することもございますが、全ての方を対象にそのようにしているわけではございません。また、その場合、最低限の生活保障費を除くなどし、十分に配慮した上で執行をしております。また、差押えにより滞納額を圧縮することで、早期完納と納税意識の高揚を図りながら、その後の納期内納付につながることもなりますので、御理解いただきたいと思えます。

**○10番議員（吉村重則）** 法律の上で、そういう一方的に、相談もせずに一方的に強権的にやることが完全に許されているの。訴訟することもできますよ、そういうやり方するんだったら。それでも相談もせずに一方的にやる。相談に来て約束をしているわけですよ、毎月収めていきますと。もう金融関係にしても、いろんなところでそういう納めなきゃならないお金がある中で、相談をして毎月して、1年なり2年なりかかって納めている。そりゃ通常ですよ。そういうことは行政としては許さないということなんですか、

**○税務課長（橋口裕一）** 差押えに関しましては、地方税法第331条などにおきまして、督促状を発した日から起算して10日を経過しても完納とならない場合は財産を差し押えなければならないと規定されております。先ほども答弁申し上げましたけれども、差押えを執行する場合につきましては、最低限の生活保障費というものを除きながら、十分に配慮した上で執行しております。以上のことから、御理解をいただきたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 差押えをしたときに、相手に対して連絡ちゅうの、どういうあれを差し押えたとか、そういうのについてはちゃんと報告はされているんですか。

**○税務課長（橋口裕一）** 差押えをした場合につきましては、こちらからその旨、文書にて本人宛て通知をするようにしているところです。

**○10番議員（吉村重則）** どのぐらいの期限の中で報告はされているんですか。なんでかっていったら、行って調べたら差し押さえられてなかったという事例があるわけですよ。だから、どのぐらいの期間で、それは連絡はされているんですか。

**○税務課長（橋口裕一）** 差押えを執行する場合につきましては、徴税吏員が銀行などに直接出向いて執行をしております。先ほど私が申し上げた通知というものにつきましては、差し押えた財産を配当処理、また、その後、充当処理をするようになっております。差押えをしましたというような通知ではなく、今、申し上げました配当、充当のそれぞれの事務手続き上処理をした後に納税者に通知をするようになっていものに関して申し上げたところでございます。

（発言する者あり）

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時38分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○税務課長（橋口裕一） 先ほど答弁を申しあげました配当、充当の通知の前に、まずは、差押えをした場合につきましては、差押調書の謄本を送付をしております。なお、送付につきましては、決裁が終わり次第、当日又は翌日に本人宛てに簡易書留にて通知をしているところでございます。

○10番議員（吉村重則） あと1点。夫婦であっても奥さんと本人とは違うわけですよ。で、奥さんの生命保険を差し押さえているという情報なんかも入っているんだけど、これは事実なんですか。

○税務課長（橋口裕一） 生命保険の差押えをする場合につきましては、契約者が誰であるのかというところが視点を置くところでございます。そこが、例えば旦那様が未納があり、契約が旦那さんの場合であれば、当然、差押えは可能ですが、奥様の契約になっているものにつきましては、そこは差押えは執行はできないものと認識しております。

○10番議員（吉村重則） 差押えについては、病気の関係とか、入ることはできない可能性もあると思うんですよ。今のやり方、市長はどのように捉えているか。

○議長（西森三義） 吉村議員、時間が超過しておりますから、簡潔に。

○10番議員（吉村重則） はい、分かりました。市長はどのように捉えているのか。今の質問のやり取りを聞いていて、市長はどのように考えますか、

○市長（打越明司） 先ほどの課長の答弁にもありましたように、これまできちんと納付をしている方々との公平ということも含めて、できるだけ正確にこれは執行していったほうがいいというふうには考えております。ただ、今、お話ありましたように、それぞれ状況がありますので、それぞれの状況に応じて柔軟な対応をするべきだろうというふうに私は感じました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時48分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○12番議員（井元伸明） それでは、通告してございます5項目について、順次質問をさせていただきたいと思っております。失礼しました。12番、井元でございます。打越市政がスタートしてから2年が経過をいたしました。折り返しの3年目を迎えるこれからのについてお尋ねをいたします。

まず、財政改革についてお尋ねをいたしますが、令和5年度は、将来が楽しみになるように市政運営に取り組まれたということで、市民と地域、市役所、市議会のワンチームを掲げてこられました。それらの結果、市政運営については様々な困難もあったものと思われま。これまでに県議会議員、国会議員としての豊富な経験を生かされての市政運営に期待をしている者の1人としてお尋ねをさせていただきます。これまで様々な財政改革に取り組んでこられておられますが、これまでの2年間の成果を市長としてどのように評価されておられるのか。基本的な考えについて、順調に進んでいるものと思われまますが、あえてお尋ねをさせていただきます。

次に、緊急災害対策についてでございますが、コロナ感染も何かと落ち着いた状況の中、本年元日に能登半島地震が発生をして2か月が経過をいたしておりますが、現在も復興にはまだまだ大変な状況が続いております。これらの震災等について、亡くなられた方々の心からのお悔やみを申し上げるとともに、被災に遭われた方々の1日も早い復興をお見舞い申し上げます。そこでお尋ねをさせていただきますが、指宿市においても、過去の火山噴火の歴史を踏まえても、いつどのような災害が発生しても不思議ではないと思われま。我々の地域においては、自然災害だけではなく、台風などの被害も多数ございま。このような状況の中で、万が一の事態に備えての本市の避難所確保について、どのように認識をされているのか、まずお尋ねいたします。

第3点目に、市道の整備についてお尋ねいたしますが、市道の整備については、毎年環境整備においては、重機等による雑木の伐採作業にハンマーナイフモアの導入をしていただきまして、今までの人力による伐採が困難な高所作業などの雑木や草の伐採作業の効率化が図られるようになってきております。それと併せて、市道の側溝の敷設替えや舗装の張り替えと、また、道路の改良、新設工事などの要望が各地域から毎年多くあるものと思われま。これらの市道整備の要件、件数に対しまして、限られた予算の中での整備状況の中はどのような進捗状況にあるのか、お尋ねをいたします。

次に、学校の再編についてお尋ねいたしますが、このことにつきましては、先日、3月の13日、なぜか新聞発表をされておられるようでございますが、あえてお尋ねをさせていただきます。少子化が進んできているこの今日では、学校の再編成は、今後、これからの多くの地域住民やそれぞれで考えていくことであるかと思われまますが、現在の中学校再編に向けて、指宿市はこれまでに各地域ごとに住民説明会を行っておられるようでございます。中学校再編計画案についての進捗状況についてはどのような状況であるのか、お尋ねをいたします。

次に、5番目に、池田湖周辺の環境整備についてでございます。この整備については、指宿市が、平成27年、池田湖周辺環境整備事業基本計画を策定し、翌年の28年度に県の魅力ある観光地づくり事業に採択されております。このことから、市と県が共同で令和元年10月に

は工事に着手し、市が実施されました池田湖観光施設においては、令和4年には供用が開始されております。これらの整備事業計画の中においては、ほかの事業もあるものと理解しておりますが、これらの整備事業計画についての進捗状況について、どのような状況になっているのかお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 井元議員から、幾つかの御質問いただきました。そのうち、まず、市長就任以来のこの財政改革について、2年間、どのような状況かというお尋ねがありました。率直に申し上げて、まだ十分に成果を出しているというふうには言えないというふうには、未だじくじたる思いであります。私は、御案内のとおり、就任当初から、入るを量りて出ざるを制するという方針の下で財政再建をスタートさせました。まず、財政再建にあたって、まずは出ざるを制するために骨格予算として成立しました令和4年度当初予算をもう1度ゼロベースで見直して、節約すべきところ、やり方を変えるということで、可能な限り経費の節約をするという、そういった事業などについて見直しをさせていただき、職員総出で見直しをした結果、約7,500万円の節約を実現することができました。また、令和4年度には経営改善推進室を新たに設置をし、事務事業の見直しや補助金などの見直しに着手し、敬老祝い金などの見直し、あるいは、議員も御存じのとおり、今和泉・池田両分室の廃止、レジャーセンター営業時間の見直しなど、様々な分野で取り組んでまいりました。しかしながら、先ほど申し上げたように、十分な成果を出すには十分ではなく、中・長期的な視点で実効性のある計画を作る必要があるというふうには実感をし、2年目になりますけれども、昨年9月に経営改善計画を策定をし、現在、それを進めているところであります。本市においては、市債残高が他自治体より大きく膨れ上がっておりまして、経常収支比率も非常に高くなっており、義務的な経費が主体となった、いわゆる経常的な経費が非常に多いという財政構造上の問題を抱えています。このことから、中・長期的な視点に立って目標数値を定め、達成に向けて、現在、取り組んでいるところであります。今後、この目標達成に向けてのキーポイントの一つになるのが、事務の効率化による人件費を含めた経常経費を考えていくということであり、総務省が取り組む令和5年度自治体フロントヤード改革モデル事業に本市が採択され、令和6年度から窓口業務の改善などに取り組むこととしているところです。このほか、公用車の一括管理をして適正な台数把握をし、効率的な配置・運用に取り組むことで業務が効率化をし、職員が今している時間も短縮をされ、事務改善を積極に進めることもできるだろうというふうには考えておりますし、組織のスリム化、職員の適正配置など、様々に取り組んでまいらなければならないというふうに思っております。この業務の効率化や事務改善などは、人件費など歳出の抑制だけではなく、窓口を訪れる市民の方々の利便性の向上にも必ずやつながるものだというふうに思っています。一方、出ざるではなく入りの部分、歳入面についても職員総出で取り組んでいるところであります。新たな歳入確保のための稼ぐ市役所職員提案制度や公共施設へのネーミングライツの導入、公用車への広告掲載など取り組んできたと

ころであります。皆さんの、例えば身近なことといえば、庁舎の1階窓口に導入しております広告付き番号案内表示機につきましては、通常必要となる数百万円の設置費用を掛けることなく、逆に広告設置機の使用料を得ることができました。そういったこともありますけれども、今後とも、この歳入の範囲内で歳出を収める、償還元金内での借入として市債残高の抑制に努める、この基本原則をしっかりと守りながら、計画に定める目標数値をできるだけ早く達成をし、将来の皆さんの負担を軽くするとともに、新たに我々がいろんな事業に投資ができるような、そんな体制を早く整えてまいりたいというふうに考えているところであります。

もう一つ、池田湖周辺の整備状況についての御質問をいただきました。池田湖周辺の観光施設整備事業については、市が平成27年度に池田湖周辺観光施設整備事業基本計画というものを策定をし、平成28年度に県の魅力ある観光地づくり事業に採択され、市と県が共同で整備を実施していることは、先ほど議員がお話ししたとおりであります。令和元年の10月に県が工事に着手をして、市が実施するいけだ湖パクス等の観光施設については、もう工事が既に完了しており、令和4年10月から供用が開始されているとおりであります。県が実施する観光施設前広場、南側の護岸、池田湖売店跡地の駐車場整備等については、令和6年度中の整備完了と伺っているところであります。えぶろんはうす池田といけだ湖パクスをつなぐウォーキングロードの整備につきましては、平成30年度に県が整備を行う予定となっておりますが、同年6月に実施した住民説明会での住民の皆さんの意見を踏まえて、市と県で協議をし、後年度に、今、先送りをしているという状況でございます。

他の質問につきましては、教育長ほか関係部長から答弁させていただきます。

**○教育長（吉元鈴代）** 中学校再編についてでございますが、教育委員会では、中学校の学校規模の適正化を図ることを柱として、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針を策定し、この基本方針において、望ましい教育環境への短期的な取組として、西指宿中学校と北指宿中学校を、開聞中と山川中学校をそれぞれ既存校1校に集約することを目指して検討して進めてまいりました。令和4年には、指宿市内全域において、未就学児、小学生、中学生の保護者の全世帯2,437世帯と、保護者以外の15歳以上の市民の中から無作為に抽出した2千人に対して、居住する地域の中学校における再編の必要性や心配事などについてアンケートを実施したところでございます。このアンケート結果を参考に、令和5年11月に、中学校再編の第1弾として、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画（案）を作成いたしました。この計画案では、生徒の教育環境の充実を図ることを目的として、令和9年4月に西指宿中学校を閉校し、北指宿中学校に統合するということを提案しており、統合したときに必要となるスクールバスや校舎の改修など、様々なことについて提案しております。現在、この計画案の内容について説明会やアンケートを実施したところでございます。なお、それぞれの中学校区と小学校区からPTAなどの代表の方に委員になっていただいております西指宿中学校・

北指宿中学校再編協議会を設置しており、今後は、この再編協議会においてアンケート結果や説明会で出された意見などを参考に協議を行っていく予定でございます。

**○総務部長（坂元一博）** 避難場所の確保についての御質問でございますが、市では、災害対策基本法の規定に基づき、指定緊急避難場所8か所、指定避難所76か所を指定し、約6,800人の収容スペースを確保しております。また、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する方を避難させる福祉避難所につきましては、現在、災害時応援協定により確保している状況でございます。避難所の確保につきましては、災害規模によっては施設が被災により使用できなくなり、避難所が不足することも想定されますので、今後も避難所の確保に努めてまいります。

**○建設部長（高田博憲）** 市道の整備の要望件数についてでございます。平成18年以降、284件の要望をいただいております。現在164件を完了しているところでございます。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時06分 |
| 再開 | 午後 | 1時11分 |

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○12番議員（井元伸明）** これから2回目の質問に入らせていただきます。まず、最初の財政再建についてでありますけど、これについて一つ御紹介を申し上げたいと思いますが、ここに6年連続人口増加率1位という千葉県流山市の紹介をさせていただきたいと思っております。ここでは、マーケティング課を新設をするということで、課長は外部より登用をされた例が紹介されておりました。市民に平等に奉仕をする市役所を、私たちが町をつくるという雰囲気を作るということで、マーケティング課を新設されておられるようでございますが、それらを踏まえてお尋ねをさせていただきます。昨年の5年9月に財政再建改善計画を策定をされております。その中で、令和12年度までに預金を20億円増やすと、借金は43億円減らすとされておられます。また、経常収支比率につきましては、90%以下に抑えるということで掲げておられますが、将来に負担ではなく楽しみを残せるよう、市民の理解を求めながら着実に財政再建を進める。6年度は、指宿市にとって一番大切な、将来を支える人を見つける、育てる、支援する、次の世代につながる活動を充実していく年にしたいと言われておられますが、これらを進めていく中での課題点というのがあるとすればどのようなものが想定されるところをお考えなのか、お尋ねをさせていただきます。

**○総務部長（坂元一博）** 本市の財政構造の特徴としまして、扶助費や公債費、人件費などの義務的経費が主体となった経常的な経費がかさんでいる状況でございます。結果として、経常収支比率が高いといった現状があるところでございます。経営改善計画の目標を達成するためには、中・長期視点に立って経常的な支出をどれだけ抑制していくかが重要な課題であると考えているところでございます。

**○12番議員（井元伸明）** これらについてはですね、市長も真剣に取り組んでおられて、これからの課題だろうと思われまので、まず斬新なるアイデアを持ってですね、今後、市政運営に当たっていただければと思います。

次に、緊急災害についてお尋ねいたしますが、先ほどの答弁の中でですね、緊急避難所につきましては、それ相当のものを準備をされる予定という数字をお聞きいたしましたけれども、このほかにですね、地域の館長さん方からお話聞きますと、もし指宿でこういう災害が発生したときにですね、指宿はどれぐらいの対応できる準備がされているのかというのをよくお聞きしますので、それを基にお尋ねをさせていただいておりますので、一つ真剣に、簡潔な答弁をお願いをしたいと思います。その中でですね、今、能登半島に、石川県におきましては、仮設住宅の住宅地の問題が非常に大きく取り出されております。こういう中においてですね、指宿市におかれましては、緊急災害がもし万が一発生された場合のですね、仮設建設を可能な場所とは、どのような、何箇所ほど、どれぐらいを何戸ほど建てられる余裕があるのかですね、もしそういうような準備ができていのであれば、一つお示しをいただきたいと思ひます。

**○建設課長（中吉竜治）** 大規模災害時に被災者の住環境を確保するために設置される応急仮設住宅の本市の必要戸数は、鹿児島県において実施された災害被害予測調査から237戸となっております。これに対しまして、本市の応急仮設住宅の建設候補地につきましては、令和5年3月末時点で市内に15か所を選定しており、応急仮設住宅の建設可能戸数は534戸となっております。

**○12番議員（井元伸明）** これらについてはですね、あまりこういう災害が絶対に起こらないでほしいと願うばかりではございますけれども、それ相応のですね、準備に備えというかですね、準備があればですね、万が一のときに慌てずに住民の方が安心して避難したり、また、そういう住宅も準備できると思われまので、今後とも含めてですね、これら等には十分な気を遣っていただければと思います。

次に、この問題であるのがですね、今、能登半島見ますと、がれきの処理が非常に大きな問題となっているようでもございます。道路が寸断されたりですね、なかなか今の復興に、支援等も受入れがなかなか難しいと。道路の状況などを含めてですね、あるようでありますけれども、このがれきの処理というか、保管場所等につきましてはですね、この指宿市においてはですね、がれきを一時保管したり、あるいは処理したりする能力というのはどれぐらい準備あるのか、それについてお尋ねをいたします。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 大規模災害に伴って生じますのがれきを含みます膨大な量の災害廃棄物の処理につきましては、平成26年に環境省が災害廃棄物対策指針を策定し、さらに平成30年には、熊本地震等の近年の災害の知見を基に改定を行っているところでございます。本市におきましても、この指針に基づきまして、災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理の実

施を目指しまして、指宿市災害廃棄物処理計画を令和3年4月に策定しているところでございます。この計画は、市地域防災計画と整合させておりますので、本市で災害が発生した際の災害廃棄物等の処理は、この計画内容を踏まえて進めていくことになるところでありますが、実際の被害状況等によっては、柔軟に運用していくことも必要になると考えているところでございます。また、大規模な災害発生時には、災害廃棄物が膨大な量となりまして、直接、処理施設への搬入が困難になることが想定されますので、速やかに仮置場を設置するものとしておりまして、現在、十二町の市の安定型最終処分場、それから山川浜兎ヶ水にあります山川ごみ処理場、開聞十町の開聞花瀬草木仮置場、この3か所につきまして候補地として選定しているところでございます。

**○12番議員（井元申明）** それぞれですね、避難所、緊急避難所、場所とかですね、人員の収容確保等は、今、説明いただきましたけれども、できますればですね、できれば、市の公民館連絡協議会という組織があると思うんですけども、そういう会合なんか、もうじき総会等もあられるとも思いますので、そういうところでこういうの、今の策定されたのは、廃棄物処理計画書は令和3年4月ということだったんですよね。それから以後、こういう内容のことをですね、各公民館長さん方には周知とか連絡をされたことがあるのかどうか、お尋ねいたします。

**○市民生活部長（富永敏尚）** こちらから出向いて各地区に説明をしたことは、これまではございません。

**○12番議員（井元申明）** これらについてはですね、十分な、市の広報紙等も通じてですね、やっぱしされるべきじゃないかなと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、市道の整備についてお尋ねいたしますけれども、市道の整備についてはですね、市道の延長も相当な長さも管理をされているのは十分に理解しておりますけれども、先ほどの答弁の中で、要望に対して、今、整備を済んだという、着手したというのは約半分ぐらいだったと思うんですけども、ここは緊急度の高いところからということでは聞いておりますけれども、これは年次、これぐらいあるのかですね。280何件のものがあって、そのうちの160件程度整備され、着手ということでしたけれども、これ年間にしてですね、毎年どれぐらいがあって、もう場所によっては10年も5年も前に要望はありますけれども、未だに着手はされてないところも多くあるとは思いますが、それらの比率についてどういう状況にあるのかですね、お尋ねしたいと思います。

**○土木課長（東恵一）** トータルでいきますと、284件の164件ということでありまして、年次、大体10数件ほど上がってまいります。そのうち、大体半分ほどの件数をこなしている状況でございます。

**○12番議員（井元申明）** なかなか状況が進展しない中でですね、市道等の雑木とか草を払う

ために機械を、今、導入され、また今年も1件、山川のほうでしたかね、導入するという  
ことで上がってきておりますけれども、まちづくり公社の作業員の方もですね、従来としま  
すと、作業員の方が半分ぐらいに減っている状況の中です、特に夏場の草刈り等見ます  
と、伸び方も早いし、あのモアで刈っていきますとですね、とにかく後の処理っていうのも  
なかなかせずに済む状況でもありますので、こういうのを大いに活用すべきだと思うん  
ですけど、指宿市においてはですね、このモア等の活用もありますけれども、とにかく今の他の  
市町村見ますとですね、特に南九州市なんかはですね、このモアの草刈りの機械をです  
ね、トラクターに付けて走って、トラクターであると非常に作業も早いし、今のあれに付  
いてるのはですね、スピードも遅いしですね、上下に誘導員というか、大きな通りであ  
ればですね、そういうのも必要であったり、大変な状況もありますけれども、これ市道  
の管理ということでちょっとお答えいただければと思うんですけど、指宿市役所の中  
には、このトラクターのモアを付けられるようなトラクターはあるのかなのか、お尋ね  
したいと思います。

**○土木課長（東恵一）** 今回、山川のほうでクサカルゴンという粉砕する機械です  
ね、そのようなものをまた購入する予定でおりますけれども、今、議員からおっしゃ  
られましたトラクターにハンマーモアを付ける機械というのは、今のところ市では持  
っていないところでございます。ただ、今回新しくまた購入します機械とともに、ま  
た、まちづくり公社が指宿市内一円管理しておりますので、機械を共有しながら効  
率化を図っていきたく思っているところ  
です。

**○12番議員（井元伸明）** この市道の整備等についてはですね、旧指宿市、山  
川町、開聞町とそれぞれこのような機械を保管、管理している状況であろうかなと思  
われるんですけども。それとですね、教育委員会のほうでも、今のサッカー場です  
ね、あそこで大型のトラクターを芝刈り機とかエアレーションをしたりとかいう機  
械もありますけど、あれらの機械はですね、そういうふうに市道の整備に回せとは  
言いませんけども、市の学校関係とかいろんな含めてですね、そういうのを、機  
械をアタッチメントを変えて付けられるようなことは考えていないのか、検討した  
ことはないんでしょうかね。

**○産業振興部長（野元伸浩）** フットボールパークに、そういった芝管理を  
する機械等が導入されておりますけれども、その芝を管理するための機械については  
、常時フットボールパークで活用している状況でございます。今、市道とかそうい  
ったところで活用はできないかという御質問でございますけれども、今まではそう  
いった検討はしたことはないところでござ  
います。

**○12番議員（井元伸明）** すいません、急にお尋ねし、申し訳ないと思  
います。ただ、これはですね、指宿市全体でもですね、今、市長が言われるよう  
に、もうこの機械はこれしかないとかじゃなくて、いろんな使い回しとか、使  
い方によってはですね、余分な機械がなくて

もいろんな形で使っていけば、市全体は本当にいい形で回っていくのかなと思いますので、是非、今後とも、それらについては御検討いただきたいと思うんですが、それと、この市道の整備状況について、約50%ぐらいしか、今、進んでいない状況の中ではですね、やり方によってはまだできる方法もあるのかなと思うんですけれども、それらについて、最大のやっばり、全て要望に100%というのは無理なのは分かりますけれどもですね、この半分ぐらいしか行かない状況の最大の原因は何だとお考えなんでしょうか、

**○土木課長（東恵一）** 確かに、要望の数にこなすパーセンテージというのが少なくございます。予算の都合もございますが、ただ、継続路線というのがございまして、やはり5年から6年ほどかけてやっていく路線もあったり、また、そこに対しましても、地域の特性、また、その総合的な判断をした中で進めていっているところでございますので、随時、我々も少しでも早く整備ができるように努力をしてみたいです。

**○12番議員（井元伸明）** それとですね、各市内至る所の中ではですね、市道のほかに里道というのもございますけれども、里道の要望で地域からあがりますと、よく聞くのではですね、地域の方々が作業してくれれば、原材料費、生コンであれば生コンを支給しますと。それか若しくは、どっか建設業者さんをお願いすれば費用の半分は負担しますよとよく言われますけど、今の現在のですね、高齢化の本当に進んでいる状況の中でですね、若い人もいない、ましてや半分費用負担背負ってもですね、なかなか難しい状況はあると思うんですよ。そういう中で、里道の整備を土木なり役所をお願いすると、なかなかここは里道だからできないとよく言われるんですが、このできる方法というのはなんか考えたことがあるのか、御検討されたと思うんですけどですね。今後、どのようにすればいいのかですね、お金もなければ人もいない、若い人がですね、こういう状況の中で、みんなでやっばりなんか助け合っていく、その中に住宅地も新たにできたりして、子供さん方ですね、通学路にもなっている状況もあったりする場所も多々ありますので、そこ辺りも考慮してですね、いろんな整備の状況を何か御検討できないのかどうかですね、お尋ねいたします。

**○土木課長（東恵一）** 今、議員のおっしゃられたように、里道に対しましては、認定外道路整備要綱の部分で、補助金の交付並びに原材料の支給というのを、現在、土木課で行っているところでございます。正にその里道というものが、生活に密着した、その周辺の方々が一番利用される道路になっている箇所もございます。里道を市道として整備するには、自治公民館長さんなどの地区の代表者から要望書を提出していただいて、我々は確認をさせてもらっているところでございます。要望書に添付していただく書類につきましては、道路に隣接する土地所有者から用地提供に協力していただく内容の書類もありまして、要望書と一緒に提出をお願いしている現状でございます。

**○12番議員（井元伸明）** この里道についてはですね、約3mぐらいというか、以下であれば市道に認定はできないというのを聞いたことがありますけれども、この里道等ですね、利用度

の多いところであれば、里道でも市道として格上げするような検討はできないのかどうか、お尋ねします。

**○土木課長（東恵一）** 市道への格上げができないかというお話ですが、里道等から市道へ認定する基準といたしまして、指宿市市道認定基準要綱を定めております。要綱の基準に従いまして、市道の認定を行うことができますが、やはり道路幅員が全幅で4m以上ということが規定されているところでございます。この格上げにつきましても、この基準を満たす道路幅員が必要となる現状でございます。

**○12番議員（井元伸明）** 里道にしても市道にしてもですね、整備状況っていうのは非常に厳しい状況もあろうかと思えますけど、今後とも引き続きですね、一つ、取り組んでいただければと思います。

時間もありますので次に行きますけれども、この中学校の再編についてですね、13日の南日本新聞で報道されておりましたけど、6日にあった第2回再編協議会の中でですね、統合を前提とした質問が相次いで、基本計画は、後に再度また住民説明会も行うというのが書いてありますけれども、まだ、この住民説明会も開いたんでしょうか。これは、開催されたんですか。再度ということ書いてありますけど。

それと、早ければ市議会の6月定例会に学校設置条例の改正案を提出するとまで書いていただいておりますが、これ、なぜこんな時期に発表されたのか、最大の理由は何があったのか、ちょっとお尋ねいたします。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 新聞報道でありましたとおり、3月6日に第2回再編協議会を開催しております。その際に、新聞報道された新聞社の記者の方が傍聴に来られておりました、その会議の内容を聞いております。その際に、住民説明会の話をしたところですが、先日開いた住民説明会は、まず、学校統合基本計画（案）ということで、教育委員会としてのこれが提案ですと、皆様これでよろしいでしょうかという、まず提案の説明会をさせていただきました。それに基づいて出された意見、また、アンケートも行いましたが、それらの意見などを参考にしまして、学校統合基本計画を最終案として第2回の再編協議会に提案をしまして、承認をいただいたところです。この新聞報道で書いてあります住民説明会というのは、その統合基本計画をこのように教育委員会としては決めましたということで、再度、説明会をしまして、またそこで住民の皆様から御意見等いただきたいというふうに考えておりました、その説明会のことを書いておられるところでございます。市議会の6月定例会にということにつきましては、再編協議会の際に委員の方から、今後のスケジュールはどうなっていますかという御質問がありました。その際に、住民説明会の際にも説明したんですが、議会に提案をするという内容で説明しました。早ければ6月の定例会ですと。遅ければまた9月、12月になりますという説明をしておりますので、その早ければ6月の定例会というところを新聞では書かれたものと考えております。

**○12番議員（井元伸明）** あまりにもですね、勇足と申しますかですね、性急すぎると。これ、学校再編に反対してるわけじゃありませんけれども、子供たちによればですね、私の住んでる池田は、西中、中学校とありますけど、60名しか今現在いないということでもありますけれども、西中なんかになると、専門の教科の先生が、例えば音楽であるとか技術であるとか、専門の担任がおられないと。誰がするかというと、教頭先生なり校長で、他の担任の教科を持った先生が、その代替に当たっておられるということなんですけれども、そういう小さな中学校でもですね、リコーダーはまた全国大会に行かれるということで、一生懸命頑張っておられるのは、多分指導者の先生が本当に頑張っておられるんだろうと想像しておりますけれども、そういう状況でですね、再編がいいとか悪いとか言っているのでは決してありませんけれども、やり方の手順としてですね、もうちょっと丁重にやってほしかったなというのと、今後のですね、この住民への説明含めて、でも、住民の説明ってのは、もう各地域の公民館長さんあるいは学校関係の保護者であるとか、そういう方々しか知らないんですね、大体がですね。そういう状況の中で、今後、やっぱりこの再編については非常にやっぱり大事な問題でもあるし、あの学校がなくなる、西中校区にすればですね、子供の声が急に聞こえなくなって寂しいとか、地域住民の声がよく聞かれて、あとの校舎はどうなるんだろうかという、よくそういう声も聞いておりますので、そのあたりもしっかりやっぱり検討、考えながらですね、今後、やっていただきたいんですが。これからの、この住民説明を含めてですね、最後にはどういう形で進めていかれる予定なのかですね、そこがあればちょっと説明いただきたいと思います。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 3月6日に、先ほど申し上げました第2回の再編協議会で最終案として委員の皆様へ承認をいただきました。今月の下旬に教育委員会の定例会がございます。そこに学校統合基本計画の最終的なものを提案しまして、教育委員会としての基本計画を策定する予定でございます。その計画が出来上がりましたら、また住民の方にも、市民の方にも周知をしまして、再度、4月から5月にかけて住民説明会を開催したいというふうに考えております。方法につきましては、先の説明会では小学校区単位で行いましたが、また同様の方法ですか、それ以上にするかっていうのを、また今後、検討していく予定でございます。それらのまた意見をいただきまして、再編協議会でまたそれを調整しながら議会に提案ができる形まで持っていければというふうに考えているところです。

**○12番議員（井元伸明）** 今後とも、丁寧な説明に努めていただきたいと思います。

最後に、池田湖の周辺整備についてお尋ねをいたしますが、この先ほどの説明ではですね、今、施設がある周辺の駐車場の整備とかですね、南側の護岸の工事をされるということで、本年度中に整備を完了の予定ということでありましたけれども、ちょっと聞いたようにですね、この今の観光施設からえぶろんはうすままでのですね、ウォーキングロードというか、あそこを整備をしたいということで、説明の中でもありましたけれども、30年度のでし

たかね、県が整備を行う予定で住民説明会を開いたところ、付近の住民の方から、ちょっとというようなことが話があったから、それは今、中止というか、ちょっと今後検討しましょうということで、今、まだ協議はしてない。今年度のこの工事が完了した段階でまた改めて検討、協議をしたいということであったようですけれども、これのウォーキングロードの整備と含めてですね、以前、何回もお願いしておりました、この湖畔住宅の浸水対策被害と合わせてですね、なんかできないかということでお願いをして、そのことは県とも協議をしてくださいよということで私はお願いしたと思うんです。私もですね、今、農業用水を池田湖が62から66mまで使うということで、もう66mになるとですね、もう完全に浸水をして、3軒の住宅の方々はトイレも台所も使えないということで避難をされる状況なんですよ。ですから、これをどうしたらいいかということで、前、執行部にお尋ねしたときは、この土地は市有地という、色んな状況があって、市の土地ということで住民に住宅地として売却をしたといういろんな経緯があったにせよ、市有地を住民に、市民に売却し住宅を建てたということで、そもそも3軒の家の方はですね、家を建てた時期が早くて、その時期に家を建てたときには、その池田湖の水位もそう上がってなかったもんだからですね、建ててしまったという状況の中でですね、できれば、このウォーキングロードを造るのであれば、それと合わせてなんとか対策はできないかということで、私はたまたま、今、南薩土地改良区の指宿市の代表理事という形でいろいろ行かして話をさしてもらってですね、土地改良区の方にも水位をなんとか下げてほしいということをおっしゃると、平成9年にですね、池田湖の水位がものすごく下がりまして、62mを下がりましてですね、農業用水として使用できなかった時期もありました。そういうことを含めて、鹿児島県は慌ててですね、周辺に指宿市内で9か所でしたかね、ボーリングをしまして、そこから取水をして、取ってください、薬を散布するにかけてくれとかいうこと言いましたけど、当然、畑には水は行きません、それぐらいの水じゃですね。そういう状況もありましたので、この南薩土地改良区で池田湖の水を、今あの、いただいて、6千町歩の農地が、今、一生懸命農業を潤っているのはですね、水があるからだということでもありますのでですね。ましてや池田湖は、市の浄水場という形で市民の水瓶にもなっております。そういうなんかで、水位をですね、この3軒の農家の方々が言いますと、とにかく1mを下げてほしいと、水位をですね。ということで、私は農水省と国土交通省に陳情というかお願いに、土地改良の理事の方々と行きましたけれども、その時にですね、そういうのは、全国に、畑のダムと称する、池田はダムじゃありませんけれども、そういうの取って畑地に還元している施設の中でもですね、いろいろ難儀、苦労してるとこいっぱいありますので、国も農水省もそれなりにはいろんな形で協力しますと。それに併せてですね、国交省の担当の方も呼んでいただいて、課長さんをですね、いろいろ話をしました。そのときも、その課長さんの弟さんというのは、鹿児島県庁にたまたま出向に行っておりまして、行った先が鹿児島県の河川課におられましてですね、そのとき連絡をしてい

ただきましたら、そういう状況があると、とにかくそういう資料は全部送れということで、国交省にも送ってもらってあります。農水省も、そういう畑かん関係の課長さん方もですね、それなりに協力はしますと。だから、まず、鹿児島県を通じていろんな形で相談してくださいということで、それで、土木なり、そればかりじゃなくて、このウォーキングロードを整備するのであればですね、これは、ウォーキングロードはなぜかという、国交省が担当しておった関係です、そういうのもありましたので、また併せてですね、今、ここで返答はなかなか難しいでしょうから、一つだけは、その後ですね、県とそのことについて協議されたことあるのかないのか、1点だけお尋ねいたします。

**○建設部長（高田博憲）** 今、議員からございました国・県への相談でございますけれども、毎年開催をされております南薩地域土木事業連絡会におきまして、池田湖の水位管理について要望をさせていただいております。また、ほかにも、時期を捉えて、池田湖の水位の適正化について要請をしているところでございます。また、大雨が予想され、水位の上昇が懸念される場合は、鹿児島県と密に連絡を取りまして、管理水位に到達する前での放流についても要請をしているところでございます。

**○12番議員（井元伸明）** この水位についてはですね、私も、今、非常な形で、南薩土地改良区の理事会の中でもいろいろお願いしているんですけれども、ここはですね、南九州市、枕崎市と指宿市、3市が入っている関係で、ほかの理事さんはですね、井元さん、それは指宿市の問題だから、指宿市でなんとか解決してほしいということを言われて、それから先、なかなか物が言えない状況もありますけれども、農業を守る、指宿市も守る水ですので、市長、そこ辺りは真剣にまた考えてですね、今後、検討していただくようお願いしまして、質問を終わります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時55分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員ですが、本日、本会議を欠席され、議場におられませんので、会議規則第51条第4項の規定により、発言通告は、その効力が失われたものといたします。

次は、前之園正和議員。

**○16番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の一人として、住民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、一般質問を行います。

まず、この度の能登半島地震により亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず、当初予算編成についてです。市長は常々、収入の範囲内で支出する、借金はこれ以

上増やさない。これが基本原則だと言われております。掲げていること自体は理解できません。しかし、もっと大きな視点を述べるならば、地方自治体の任務は、市民の暮らしを守るための積極的役割を果たすことです。また、収入の範囲内で支出するという単なる差引き算ではなく、どこに力を入れ、どこを切り詰めるかというメリハリこそ大事だと思います。住民福祉の切り詰めや負担増でプラスになったとしても、それは求められる地方自治体の姿ではありません。そのようなことから、幾つか伺います。

まず、どのような基本方針で臨んだのか。住民福祉充実の視点からはどうなのか。各種使用料、手数料などが一斉に引き上げられ、住民負担増が目立っているが、このことについてはどうなのか、伺います。

次に、温泉問題についてです。私は、昨年12月の議会でも、市民のための温泉資源の活用という見地から、提起を含めて幾つか質問をいたしました。温泉のまちを標榜しているにすれば、市民全体が本当にその恩恵を受けているのだろうか。温泉とは無縁の人たちや地域はないのだろうか。温泉の暮らしや福祉に生かし、活用することが行政の責任として追求されているのだろうか。いささか疑問を持つところでもあります。それらのことから、まずは温泉についての実態を把握すること。そして、温泉配湯業者を含めて、民間との連携や支援策の検討は必要ないのか。そのためにも、市役所内に温泉課なりの専門部署を作ったらどうかなど、提起を行いました。答弁としては、温泉は市民共通の財産だという見地から現状把握の必要性を認め、民間との連携も肯定的なものでした。温泉課といった部署を設置するまでは考えてないが、専門知識を持った職員の育成も含めて、事務分掌としてしっかりと位置付けを考えていきたいというものでした。そこで、改めて幾つか伺います。

まず、市内の温泉の現状をどういった方法であれば把握できるのか。課題の把握や問題解決にどんな方法があるのか。調査を始めているとのことでしたので、具体的に進んでいるのかどうか。何が明らかになっているのか。課題となっている点があるのかどうか伺います。

次に、温泉の恵みは市内全域の市民が恩恵を受けられるべきとの考えは変わらないかどうか。

次に、民間配湯業者との関係について、民間配湯業者の実態把握は進んでいるのかどうか。定期協議の場は体制が取れたのか。協議は始まったのかなどについて到達点を伺います。

そして、市役所組織の体制作りについてですが、温泉に関する専門部署を考えているかどうか。専門知識を持った職員の育成を考えているかどうか伺います。

次に、自衛隊への名簿提供問題についてです。若者の個人情報自衛隊に提供している問題ですが、本人の同意なく個人情報を提供するもので、憲法が定める基本的人権を無視するものです。アメリカとともに戦争できる戦争国家づくりの一環であり、不当な手段で募集を強めることに反対との声も大きいものがあります。名簿を提供させる背景に、自衛官採用

が困難になっている実態があるとみられます。防衛白書によると、22年度の応募者数は前年に比べて1万人近く減少し、過去10年間で初めて8万人を割ったとのこと。自衛隊員が戦争に投入されるのではないかと不安が広がっているのではないかとされており。そもそも本人の同意のない名簿提供は憲法上問題があり、直ちにやめるべきと考えますが、少なくとも除外申請手続は広く周知し、徹底すべきと考えるところです。市としても、除外申請を受け付け、申請のあったものについては提供しないとの答弁をしているわけですから、そのことについて改めて伺います。

まず、前提としている自衛隊への名簿提供は義務ではないということを改めて確認したいと思います。相違ないですね。このことに答えていただきたいと思います。

次に、除外申請について基本的にどのように考えているのか。具体的にどのように進んでいるのか伺いまして、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 前之園議員から、幾つかの質問をいただきました。その中で、当初の予算編成について、どのような基本方針で臨んだのかというお問い合わせであります。これにつきましては、少しこれまでいろんな方々からいろんな角度で質問もありましたので、重なるところもあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。令和6年度の当初予算は、指宿市の経営改善計画策定後初めての予算編成になるところです。計画では、将来負担比率をゼロを目指していること、令和4年度対比で令和12年度に将来負担額を43億円以上抑制すること、基金残高を20億円増やす目標を立てているところであり。この目標達成に向けて、基本的には収入の範囲内で支出を抑える。借金はこれ以上増やさない、この二つの基本原則と、さらに、持続可能な財政運営、公共施設などの管理運営の最適化、行政サービスの質の向上と効率化、この三つの視点を持って行財政改革に取り組むこととしているところであり。特に、本市の財政構造上の特徴として、義務的な経費が主体となった経常経費が非常にかさんでおり、結果として経常収支率が高止まりをしている現状になっていることから、中・長期的な視点に立って、人件費を含めた経常的な支出をいかに抑制していくのが重要なポイントと考えているところであり。それらを念頭に置きつつ、今回の予算編成にあたっては、DX等を活用した事務の効率化、公共施設等総合管理計画に基づくB&G海洋センターの施設を含む周辺の施設解体に取り組むことなどを提案しております。一方、人口減少対策は喫緊の課題であります。協働のまちづくり事業支援補助金の創設や、移住・定住の促進、空き家の活用、工場等設置補助などの人口減少対策や経済対策に対して積極的に取り組むとともに、市民の安全・安心を守るための防災無線の更新事業などに取り組むこととしております。歳入面につきましては、経営改善計画に掲げる広告事業や使用料の適正化、ふるさと納税、企業版ふるさと納税など、歳入確保に積極果敢にチャレンジする予算編成としたところであり。

次に、温泉の問題、前回の議会から引き続いての質問ですが、市内の温泉の現状の

把握についてであります。温泉台帳を所管しております県の御協力もいただき、浴用、あるいは農業利用といった本市の用途ごとの泉源の数、湧出量などがまとめられている資料の提供をいただいたところでございます。また、学術文献等も参考にしながら、過去から本市の温泉の変遷等についても把握はできないか、現在、調査研究を行っているところであります。

残余の質問につきましては、関係部長から答弁させます。

**○総務部長（坂元一博）** 住民負担に係る使用料の改定についての御質問でございます。使用料の見直しにつきましては、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、原則として5年ごとに実施しているところでございます。今回、見直しの対象となる公共施設の数には39施設でございます。そのうち、使用料の改定を予定している施設は、ふれあいプラザなのはな館やかいもん山麓ふれあい公園など21施設となっているところでございます。

続きまして、温泉問題についてでございます。市内の温泉に係る現状について、何が明らかになったかとの御質問でございます。市内の総泉源数をはじめ、市内地域ごとの泉源数が把握できたところでございます。また、浴用、園芸、魚の養殖等におけるそれぞれの利用泉源の数や未利用泉源の数、温度帯ごとの泉源の数や湧出量、また、自噴している泉源の数、ポンプで汲み上げている泉源の数、主な泉質名等が明らかになっているところでございます。

続きまして、同じく温泉に係る現状について、課題になっている点があるかとの御質問でございます。市内の温泉の全体像につきまして、おおむね過去10年間を見ますと、本市の泉源の総数、浴用、農業、養殖など用途別の泉源の数につきましては、若干減少しているものの、大きな変化は見られないところでございます。また、1分間あたりの湧出量につきましても、大きな変化は見られませんが、こちらは若干増えている傾向がうかがえているところです。温泉に係る設備といった面につきましては、例えば市営の場合ですと、配管の老朽化に伴うやり換え等、設備全般にわたる更新を定期的に行う必要があることから、現状の設備の診断や修繕計画等に基づき、その経費の確保等が今後必要になっているところでございます。

続きまして、温泉問題について、本来は、市内全域の市民が恩恵を受けられるべきとの考えは変わらないかとの御質問でございます。本市は、古くから温泉の恵みを受けて栄えてきた地域でございます。また、全国的にも温泉地として知られ、市民はもちろん、本市を訪れる多くの観光客も温泉を楽しんでおられます。国は2020年に、2050年カーボンニュートラル宣言を行いました。本市ではそれ以前はかなり前から、家庭や地域、あるいは各産業の分野で、温泉を有効活用した、二酸化炭素を排出しないゼロカーボンの取組が既に行われており、今も続けられております。これからも将来にわたり持続可能な形で温泉の恵みにあずかっていくためには、温泉や地熱を利用する全ての人、一人ひとりがその資源を大切に使う

いくことが大事な点であり、今後も市民はもちろん、多くの方々に広く温泉の恵みを受けていただくことが大切であると考えております。

続きまして、同じく温泉問題について、民間配湯事業者の実態把握は進んでいるかとの御質問でございますが、昨年、市の配湯事業の経営改善の参考のため、事業者にアンケート調査を実施したところ、配湯戸数の減少や施設老朽化に伴う改修費用の増加、後継者不足等の課題を抱えていらっしゃる事が分かりました。現在、民間の配湯事業者の実態調査につきまして、日程調整と聞き取り調査を同時並行で進めており、3月14日現在で、4事業者の方々からお話をお伺いすることができたところでございます。今後、引き続き直接お話を伺いすることで、配管や泉源などの配湯設備の状況、配湯戸数の推移など、より詳しい状況を把握できるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、同じく温泉問題の定期協議の場合は体制が取れているかとの御質問でございます。民間の配湯事業者の皆様もそれぞれに事業の規模が異なっているなど、抱えていらっしゃる悩み事など、様々な御事情もあろうかと思ひ、現在、まずは個別にお話を伺う聞き取り調査から始めたところでございます。

次に、同じく温泉問題につきまして、温泉に関する専門部署を考えているかとの御質問でございます。温泉資源の有効活用に関する施策につきましては、現在、市長公室で取り組んでおりますが、専門部署を設置するといったところまでには至っていないところでございます。有効的な組織の在り方につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

続きまして、同じく温泉問題について、専門知識を持った職員の育成を考えているかとの御質問でございます。温泉掘削の施工監理や自前の掘削に関する技能、知見を持った職員の育成については、様々な資格が求められております。例えば、地質調査技士、地すべり防止工事士などの民間資格や技術士、さく井技能士などの国家資格があり、この資格を得るためには、専門課程を学び、場合によっては数年にわたる実務経験も必要となってくるところでございます。このようなことから、市の職員として工事の監理や掘削に関する技能、知見を持った職員を育成することは、難しいのではないかと考えているところでございます。

続きまして、自衛隊の名簿提供問題について、名簿提供義務のないことの再確認についての御質問でございます。自衛隊への名簿提供につきましては、義務ではございませんが、自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において法定受託事務として定められており、自衛隊法の施行令第120条の規定によりできるという判断の下、情報の提供を行っているところでございます。

続きまして、同じく自衛隊の除外申請のための周知について、基本的な考え方はどうかとの御質問でございますが、現在、1月15日から5月末にかけて除外申請の受付を行っておりますが、除外申請の周知としましては、昨年度から引き続き市ホームページに掲載しているほ

か、今回、新たに公共施設、高等学校でのポスターの掲示、学校を通じ対象者へのチラシ配布、市広報紙への掲載を行っているところでございます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 当初予算編成について、住民福祉充実の観点からはどうかという御質問でございます。住民福祉充実の観点のうち、健康福祉部に関する部分での答弁となりますが、健康福祉部所管の当初予算編成としましては、高齢者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、障害福祉計画などの各種事業計画に基づき、介護予防や訪問給食サービスなどの高齢者福祉事業、障害者に対する地域生活支援事業、また、子ども・子育て支援交付金事業など、これまで実施してきた様々な事業の推進と充実を図ることに重点を置いた予算編成となっているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** 健康福祉部長から答弁がありましたから、その他の部長からもあるのかと思っていたんですが、ありませんでした。当初予算についてですが、ヒアリングの段階で幾つかのことについてはちょっとお話したんですが、その一つでですね、住民福祉ということからいえば、子ども医療費を18歳まで無料にすることについて、その予算編成の中でどうだったのかと、検討のテーブルに上ったのかどうかということについてちょっと確認をさしてもらいたいと思います。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 無償化につきましては、当初予算編成段階では、一応検討はしたところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** 検討はしても載ってないというわけですので、その協議の場においてフィルターを通れなかったということだと思います。子ども医療費は、県内19市中、既に13の市において自己負担なしで18歳3月末まで無料になっています。鹿児島県内の市において、指宿市の財政力ランキングは、志布志市と同位で11番目となっておりますが、同位の志布志市を含めて、財政力ランキングが指宿よりも下位に位置している市、同位の志布志市、下位にある阿久根、南九州、曾於、垂水、南さつま、西之表、奄美と8つの自治体において、既に18歳3月末まで子ども医療費は無料となっております。このことを認識していませんでしょうか、

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 認識はしてございます。

**○16番議員（前之園正和）** 認識はしているということですが、県内でも財政力が指宿市よりも低いところでも、多くの自治体で子ども医療費を18歳3月末まで無料にしているということは、もはや財政力の問題ではなく、市の姿勢に関わっているというふうに思うんですが、つまり財政力がないからできないということではないと。市の姿勢に関わっているというふうに思うんですが、そのことについて市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（打越明司）** 15歳から18歳までの課税世帯の部分の無償化ということの話題でありますけれども、これについては、再三、これまでもお話をしてきましたけれども、おおむね1千数百万円の負担が必要になってきます。今、財政力の指数を基にお話をされていますけれど

も、我々の地域は、予算編成の中でも申し上げたように、今、自由に投資をできるお金というのは、県下では最下位を、今、争っている状態でありまして、非常に義務的な経費が高い状態になっています。そういう中で、我々市長会といたしましても、市長会のメンバーでは、とにかくまず窓口での現物支給を早く始めてほしいということを、今、知事に申入れを行ったりしながら進めているところでありまして、この15歳、18歳の課税世帯の問題につきましては、それ以外のところについては既に無償化をしているわけでありますので、していないところよりはしているところをお話をしながら、可能な限りそういった財源を獲得できたときには、私どももそのような形で進めていければなど。これは他の、例えば保育の無償化であるとか、あるいは給食の無償化であるとか、同じように申し上げているように、それは1度始めたらずっとする支援でありますので、そのことについて、確実な財源を確保できたという段階でその支援の枠を増やしていきたいと、そのように思っているところであります。

**○16番議員（前之園正和）** 各自治体において、財政力があるのかないのかということを見るたびに、いろんな見方があるというふうには思います。しかし、その財政力のランキングというのが代表される比較の材料、比較の指針だというふうに思うんですよね。それを見たときに、指宿市よりも財政力ランキングは県内でも下にあるところでも無償化に踏み切っているということは、財政があるからやるというものではないんですということを言いたいわけですね。その下の位置にあるところでもやっているということを見ればですね。そういう意味では、本当にこの必要でないというふうに見ているとは言いませんけれども、必要と思うのかどうかということによって、財政力が仮に低くても注ぐべきは注ぐということは必要だと思うし、そういう、この子ども医療費というのはその分野として認識しているから、ほかの自治体でもですね、財政力が指宿より下にランク付けされているところでもやっているのじゃないかというふうはこの問題を見るかどうかということにかかっているのではないかということ言いたいわけですね。ですから、財政力がないからといってできないということから言えば、財政力が良くなりましたということになるまではできないのかということにもなるわけですね。で、そういった意味で、子ども医療費というのをどういうふうに見ているかということ、ちょっと重ねてになりますけどお答えいただきたいと思います。

**○市長（打越明司）** 申し上げておりますように、子供の支援ということについては、非常に重要なことだというふうに、これはもうこれまでも申し上げているとおりであります。その中で、政策を判断するときに、何を優先をしてやっていかなければならないのかということ考えていくと、その中で、今はまだこの部分について、支援に踏み切るような体力が付いているというふうに私たちは判断をしていないということでありまして。議員が財政力指数というものを挙げますけれども、それも一つの目安です。そのことが、我々が中位よりちょっと下ぐらいにあることも、私も十分分かっておりますけれども、我々が、今、経営改善計画で

目標にしているように、将来負担率をゼロにしたいねということ、あるいは経常収支比率を少しでも下げたいねというこういったものについて言えば、御案内のとおり、県下では18、19位といったような、最下位に近いところにいるわけでありますので、そのことを十分に我々は念頭に置きながら、今後も可能な限り、市民福祉の向上に向けて全力を傾けていきたいと、そう思います。

**○16番議員（前之園正和）** 次に、給食費の無償化の問題ですが、憲法の理念である教育費は無償との観点から、給食費の無償化についても繰り返し求めているところではありますが、昨年度、保護者負担を200円増やし、6年度も200円増やすと予定していたわけですが、これは市の負担で吸収して、6年度の値上げはなしということになっております。ということは、新年度予算編成において、給食費の問題が検討のテーブルに上がって、その上でそういう措置が取られたというふうになっているのかなというふうに思うんですが、昨年のお話で、6年度も200円上げる予定が、市の負担で吸収して上げないと。その辺の経緯も含めてですね、どのような検討がなされて、どういう将来的展望を持つての結論なのか、そのあたりについて伺います。

**○財政課長（東忠孝）** 今回の給食費の保護者負担分の値上げの部分につきましては、燃料高騰対策の部分で、国のほうから交付金が活用できるというふうな見込みが立ちましたので、令和6年度につきましては、保護者負担分の値上げ200円を提示したものを実施せずに、その交付金を含めて活用させていただくと。令和7年度以降につきましては、施政方針にも述べさせていただいておりますけれども、今後、これまで見直しをしてきた敬老祝い金の見直し等が財源を捻出できましたので、令和7年度以降もその200円の負担分については、市で賄っていくというふうなこととなっているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** 求めていますように、無償化ということにはならないが、6年度の200円をストップしたと。7年度も恐らくストップできるのではないかということから言えば、無償化にはならないまでも、これ以上に上げることはないというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

**○市長（打越明司）** そうです。これまで少しずついろいろなものを見直してきた、その成果を少しずついろいろなところにお返しをしていくことができるとすれば、無償化というよりも、その負担の割合をですね、保護者が負担をするべきもの、指宿市が応援をするべきもの、この指宿市が応援をするべきものを少しずつ増やしていくということで、おおむね給食費、小学生、中学生、11か月負担をするうちの100円分を指宿市が負担をするということになりますと、大体300万円から400万円ぐらいの負担になりますけれども、今回は、物代費で上がった200円分の高騰分を市で負担を吸収しましょうということになりましたので、おおむねこれまで3,000万円台の支援であったのが、今年当初で4,000万円を超える支援をさせていただくということになっているわけですが、今後、予想される様々な物代費等々で給食をさらに

値上げをしなければならないといったようなことが起きた場合には、これ以上保護者の負担は増やさない、その分は市で負担をしていくということを方針として決定をしたということでございます。

○16番議員（前之園正和） 大事な部分なので確認させてもらいますが、これ以上は、無償化には至らないけれども、これ以上保護者の負担は増やさないという方針を決定したということを確認してよろしいでしょうか。

○市長（打越明司） そうであります。

○16番議員（前之園正和） 温泉の問題に行きますが、民間の配湯業者との実情等は、今、個別に調査して聞き取りをやっている段階ということですので、民間配湯業者が何軒あって配湯先が何戸数かということなどについても、まだ現時点で把握はされてないということになるのでしょうか。

○市長公室長（渡部徹也） 今、聞き取り調査を始めたばかりですので、全体像については、まだ把握ができていないところでございます。先方の御都合もあるところですが、できるだけ日程調整をスムーズに図りながらお話をお伺いをして、全体像をお聞かせいただきたいというふうに、今、一生懸命動いているところです。

○16番議員（前之園正和） 個別に聞き取りをするにしてもですね、1軒1軒、例えば綿密に聞き取りをやって次に移るということになるのか、あるいは全体のことを一応浅く把握した上で、1個1個、この綿密にやっていくのかということから言えばですね、例えば配湯業者の数とか、全体で配湯先が何戸数あるのかというのは、まず第1段階として全部調べると。その他のことについては、例えば、1個1個聞き取りして綿密に調査するというスタイルがやっぱり求められるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなりますかね。

○総務部長（坂元一博） 現時点で、市内で配湯事業を行っていらっしゃる事業者につきましては、20事業所ほどいらっしゃるようでございます。市長公室長から話が先ほどございましたように、まずもってその配湯事業者の方と面談し、お話を伺った上で、今後、どういう形で実情があるのかという形で踏まえて、色んな形で聞き取りを、調査をしたいと思っております。

○16番議員（前之園正和） 私が言ってんのは、1個1個しらみつぶしというか、かたつめて調査することも必要だけれども、全体を一旦、第1段階として調べるということも必要じゃないかというふうに申し上げたいわけです。そこで、近年、配湯業者が廃業しているところが目立つということも聞くわけですが、そのことについては理由も含めて把握をされてますでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 廃業している事業者も幾つかは市でも確認はしているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 先ほどの配湯業者の実情を個別に聞き取りするということですか

が、その際に、近年、配湯を廃業したところも調査の対象になるのでしょうか。やっぱり、なぜそういうことになったかということを知るにはですね、そういうところもやっぱりその調査の対象に、聞き取りの対象にすべきだと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○市長公室長（渡部徹也） 最近廃業された、そういった事業者の方にもお話を伺う予定でございます。

○16番議員（前之園正和） 聞き取りをして、それに応じた対策を取るということにはなるんでしょうけれども、そうとばかりも言ってもらえないと思うんですね。事前にやっぱり一定の方針を持つことも、どういう視点でその取り組もうとしているのかということが問題になると思うんです。配湯業者が廃業をしたところはなぜかということも聞き取りの中で明らかになるんでしょうけれども、ただ、聞くこと自体が目的であってはならないと思うんですよ。なぜそうなったのかということを知り、その対策を取るということを目的にして調査があるわけですから。そういう意味で言えば、せっかくの温泉資源が活用されないということはなぜかと、手助けすることはできないのかという視点も大事だと思うんですが、その点では、その何か手を打つ必要性があるのかどうかということを目的に持つかどうかということは大変な点だと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 民間事業者の配湯事業者の皆さんにいろんな形で聞き取りを調査しているところでございますけれども、いろいろな形の配湯事業者の御苦勞も聞いているところでございます。その中で、支援とかいう形もありますでしょうし、若しくは市のほうでこういうことが協力できるのではないかといろいろな課題を整理しながら、どのような形で作れるか、引き続き、いろいろな形でお伺いしながら、また、今後もそういう形で市もその方向性も踏まえながら、引き続き、検討していきたいと考えております。

○16番議員（前之園正和） 市役所の組織の件ですが、現在、市長公室で取り扱っている事務もあるということですが、他にも、例えば、市の配湯業務そのものは水道課ですし、またその他にもですね、ほかに温泉に関わる部署があるんじゃないかと思うんですが、市長公室、水道課、そのほかにも温泉に関わる部署があるとすれば、何課になるのでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 温泉に関連のある部署でございますが、まず、市長公室、国保介護課、国保介護課は温泉入浴事業関係がございます。あと、長寿支援課も砂むし関係で事務があります。あと、観光施設管理課がございます。そのほか、企業会計で言いますと、水道課の5部署が関係があるところでございます。

○16番議員（前之園正和） ですよ、そういうところが関わってくると思います。そういうことは、温泉に関わる部署をですね、一つにまとめると。そして、専門的にやっぱりやると。昨日、今日と問題になっております、その道の専門の人の育成とかいうこともですね、この課からでは出てこない、強いて言えば市長公室が関わってくるのかなと思うんですが、やっぱりその温泉に関わる専門的な部署があればですね、幅広く抜け目なく研究、検討がで

きるのではないかというふうに思うんですが、専門的部署の必要性について、これは市長にお答えいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 温泉に関する部署は、水道課もありますし市長公室もございますけれども、企業会計であったり一般会計であったり、それぞれの会計で、今、行っている状況でございます。それぞれの部署で行っている温泉に関する事務について、集約すべきか、それとも、それぞれの部署で行うべきかにつきましても、組織体制の見直しなど踏まえ、引き続き、調査研究を行っていきたいと考えております。

**○16番議員（前之園正和）** これはこの場で一定の回答くださいってということじゃなくて、今後、やっぱりそういう姿勢で、そういう見知も研究していただきたいというふうに受け取っていただければいいと思います。

それから、先ほどのですね、この専門的な職員の育成に関してですが、様々な資格が必要だし、育成が難しいということはありませんが、そういうことから言えば、もう専門的な職員はできないんだというふうにもう聞こえるんですが、どうでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 温泉掘削の施工管理など、掘削に係る技能、知見を持った職員がいたら、施工内容などチェック体制が取れる面もあるところでございますが、温泉に関する様々な専門課程を学んでの資格や、数年に及ぶ実務経験も必要となり、専門性の高い分野であることから、市の職員として温泉掘削等に係る専門知識を持った職員を育成することは考えていないところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** この工事発注にするにしても、設計を委託にするにしても、全てを業者任せにすると。いや、業者任せじゃないとおっしゃるかもしれませんが、業者任せにすると。それに対して、この資格を持ってないのでチェックも思うようにいかないということはやむを得ないんだというふうにも聞こえるんですね。ですから、この業者任せにしないということは、一定のやっぱり知識を持った人が必要だということになると思うんです。今いる職員を育成とするとすれば、数年掛かるとすれば、困難性もあるとすればですね、そういう資格を持った、あるいはそういう知見を持った人を入れるという道もあるんですね。で、そういうことをしてまでも、やはり専門性は必要だというふうに認識するかどうかが大事ですし、そうすれば、業者が設計を持ってきたときに正しくチェックできるんじゃないかと。現場でその管つなぎとかいうことをする人は、ある意味ではいらないんですね、その知識があれば。そういったことから言えば、育成が難しいのであれば、専門的な人は、そういう人を募集して体制を取るということも必要じゃないかと思うんですが、そのことについてはどうでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 温泉に関する分野は、広いところでございます。例えば、目に見えない地下の地質構造であったり、温泉の泉質であったり、温泉施設の特性を踏まえた衛生管理であったり、温泉の配管とかスケールの除去など、様々な項目があるところでございます。

が、温泉掘削の施工管理等以外で、どのような分野でその専門的知見を習得していくか、どのような手法で人材育成していくべきかという形で、先進地等の他の市も参考にしながら、検討はしていきたいと考えているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** ヘルシーランドの替掘に約7,000万円掛けて、結局は成果が得られず失敗だったということが議会でも取り上げられて、今回の一般質問でも取り上げられております。そもそも、替掘ありきだったのではないかと、業者選定が適切だったのかなど、多くの問題が残されております。この経験は、全てを業者任せにするのではなく、市役所内に正しい方針と施策を持つだけの技術や能力、専門的部署があれば別の結論があったのではないかと思わせる事案だったのではないのでしょうか。やはり、専門的知識を持った職員の育成と、育成できないのであれば、そういった人の募集も含めて、市役所内に温泉に関わる専門的な部署は必要じゃないかというふうに思うんですが、これは基本方針に関わる問題ですので、市長の方から答弁いただきたいと思います。

**○市長（打越明司）** どれくらいの知見を求めるかと、専門性を求めるかというレベルの問題だと思うんですけれども、今、答弁の中では、いわゆる本当に相当なレベルの専門家というのを育成するのはなかなか困難であろうというのが、今の段階での私どもの見解です。ただ、前回の議会でも、温泉にやっぱり詳しい、いろいろな、この温泉の管理というのはその掘削だけではありませんので、様々にその運営あるいはメンテナンスについていろんな経験というのが必要であることは事実ですし、私がいろんな方々との意見交換で感じるのは、やっぱりそこに至る経験の数だなということを改めて感じます。例えば、別府だとか草津だとか、国内でも非常にこう温泉についての先進地でもですね、非常に専門性の高い人間を置いているかという、やっぱりそうではない。しかし、その経験を非常に踏まえて、様々な判断力が付いているというような職員は、やはり育っているというところはあると思いますので、職員の配置の仕方も考えながら、できるだけ、例えば、少なくとも指宿市の中での温泉、あるいは、今朝議論になった蒸気泉、あるいは、様々な指宿の火山の特徴、地層、いろんなものについての勉強をしたり、あるいは、有識者を招いてみんなで学んだりといったような機会は作っていかないといけないだろうし、できればそういう経験を積みながら、一定の判断ができる職員を1人でもたくさん指宿が持つ必要があると。それは、前回申し上げたように、やはり温泉が不可欠のまちでありますので、そこにふさわしい職員の育成は念頭に置いて頑張らなければいけないと思います。簡単にできないとは思いますが、そのそういった先進地に長期間ではなくて短期間でも派遣をして、様々な考え方を学んだり、そういったことも必要なのかなというふうに思いますので、様々な角度でそのことは意識をしながら進めていこうというふうに思います。

**○16番議員（前之園正和）** 市役所内には、まだ全ての業務を行っているわけですので、専門性を求められる部署っていうのはたくさんあると思うんですよね。いろんなところで専門性

を求められると思うんですよ。そういう中であって、指宿市は温泉のまちということで標榜し、売っているわけですので、その中でも、いろいろな部署で専門性を求められる中でも、特にその温泉に関わっては、そういう体制が必要じゃないかというふうに思うわけですので、そういう位置付けはやっぱりしてほしいというふうに思うんですが、その点はどのようにか。

**○市長（打越明司）** 今、申し上げたとおり、温泉都市である指宿に、できるだけ経験豊かで知識豊富な、よく勉強した職員を育てるために、これからそういう意識を持っているんな機会を考えて研究をしていきたいなというふうに思います。

**○16番議員（前之園正和）** 次の自衛隊への名簿提供の問題についてですが、名簿提供の義務がないということははっきりしているわけで、義務がないということであれば、市が市の判断によってやっているというふうにおっしゃいますが、提供の義務はないということは、提供しなきゃならない絶対的根拠はないということだと思うんですよ。そこで、市の判断で応じている現状ですが、市の判断で応じないとした場合に、名簿提供に応じないとした場合に、どこからかおとがめがあるんでしょうか。あるとすればどこからあるんでしょうか、

**○総務部長（坂元一博）** 提供につきましては、できるとの市の判断でやっておりますので、特に県若しくは国からペナルティとかいうような形のあれはないところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** どっからもペナルティもないということですので、そういうことを確認しておきたいと思えます。

それから、市の公式ホームページでの除外申請の告知がやられているということですが、市のホームページのトップページから簡単に辿り着かない状況ですね。トップページを開いて、暮らし・環境から入って、防災・救急・交通安全に入り、自衛隊に入り、やっと除外申請の受付に辿り着くわけです。除外申請の制度を知っている人で除外申請書を探す人なら、意識して探すわけですから、どこにあるか辿り着くと思えます。しかし、今の掲示の仕方では、何階層も下のフォルダーにあるわけですので、そもそも制度を知らない人は探せられない。せっかくの告知、ホームページ内での告知があってもそこに辿り着かないということは、もはや、あの制度告知が機能してないということだと思えます。人権に関わる重要なものですから、ここを改良し、少なくともトップページから見やすい、分かりやすいリンクを貼るべきだと思えますが、その点はどのようにか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 現在、ホームページのトップ画面にあつては、広告掲載欄や暮らしの情報などをメインで掲載しております。議員がおっしゃるとおり、現在、自衛隊関連の情報掲載をする方法につきましては、自衛隊関連でちょっと調べないとちょっと行き届かないところもありますが、今後は、皆さんが除外申請の受付について分かりやすいよう、他市のホームページの掲載方法も参考に工夫をしていきたいと考えているところであります。

**○16番議員（前之園正和）** 今後は、という意味合いについてちょっと引っ掛かるんですが、

もう申請期間中なんですよ。もう申請期間中も、目的ははっきりしているわけです。分かりやすいところに貼るといことですから、分かりやすいようなところに貼ればいいわけですので、すぐにでもできることだと思うんですよ。その点どうでしょうか、

**○総務部長（坂元一博）** ホームページの掲載につきましては、すぐ辿り着けるような形で対応したいと考えております。

**○16番議員（前之園正和）** それから、公共施設へのチラシ掲示についてですが、どこどこに何箇所掲示したのでしょうか。対象とされる若者本人や保護者に周知するに十分なのかどうか、伺います。

**○総務部長（坂元一博）** 除外申請の周知の具体的な内容としましては、各庁舎、出先機関5か所、校区公民館9か所、対象者が通う高等学校等5か所、対象者がよく使用すると思われる図書館、体育館などの公共施設8か所、合計27施設にポスターの掲示を依頼しております。また、昨年12月から今年1月にかけて、市内3高等学校等と南九州市の1高等学校を訪問し、対象者へのチラシ配布を依頼し、配布していただいたところでございます。なお、広報紙につきましては、今月の3月号に掲載し、周知を行っているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** チラシは、トータル27か所と言いましたでしょうか。一方、例えば自衛官募集のポスターなんか貼ってあるところをいろいろ見るんですが、各地区にも行っていたのかなってよく分かりませんが、この自衛隊募集のポスターは何箇所貼ってまますでしょうか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 自衛隊募集のポスターにつきましては、図書館、体育館など公共施設に8か所、合計27施設にポスター等を掲示しているところであります。

**○16番議員（前之園正和）** 27ということは同じところかなというふうに思うんですが、各地区、例えば公民館とかですよ、には行ってなかったでしょうか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 公民館には、うちとしては掲載はしていないところであります。

**○16番議員（前之園正和）** それから、学校については指商、指高、山高、颯娃高というふうにやったのかなというふうに思うんですが、その他ですね、私立の高校も含めて、指宿市民は他の学校にもいるし、また、大学卒業の見込みの人もいるわけですよ。で、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。対象となるであろう人に周知するという点から言えばですね、どうなるか。

**○総務部長（坂元一博）** 市内の高等学校3校と1校に、市外では1高等学校にポスターの掲示依頼をしているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** それ以外については方策を考えないのかということですか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 今、部長がおっしゃいましたように、高校生に対しては一応配布をしたんですが、それ以外の方につきましては、ホームページ又は市広報紙等に掲載しているところであります。

**○16番議員（前之園正和）** 広報紙でも、確かに3月号に載っていました。でもですね、告知すべきことがいろいろあるといえばそれだけのことですが、意識して、私は意識して探したんですけども、それでもですね、あまりよく、注意深くしてみないと気付かないという人もいるであろうという感想を持ったんですけども。広報紙に載っているから全住民に知っているといえば知っていると思うんですけども、やっぱり個別の、市の大事な的是ですね、個別のチラシにして行政事務連絡員を通じて周知するということもあるわけですね。ですから、これは人権に関わる憲法との問題もあるという、それは義務もないというわけですから、個別にですね、行政事務連絡員のルートを使ってでも特別の専用のチラシを配布するというのも考えるべきじゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

**○危機管理課長（竹山修一）** チラシ等の全戸数配布等に限っては、適齢者情報提供者とはまた関係ない方もいらっしゃるから、市民の方にもちょっと誤解を招くおそれもあることから、今のところはちょっと考えていないところであります。

**○16番議員（前之園正和）** 関係のないこともあるっていうけど、広報紙に載せるのとどこが違うんですか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 広報紙では配布をしているんですが、この自衛隊募集という形で適齢者の除外申請をするという文章については、全戸数の配布はちょっと考えてないということ、今、私のほうで説明したところであります。

**○16番議員（前之園正和）** 問題があるからしないということじゃなくて、ただしてないということですよ。そういうことですね。

**○危機管理課長（竹山修一）** 今のところはしていないところであります。

**○16番議員（前之園正和）** 今のところと聞けば、やってくださいという言葉が次に出るんですよ。ですから、それはもう伺いませんので、受け止めてください。

それから、この問題はですね、いわゆる関係ある人がないのかという言葉ちょっと出ましたけれども、対象というのは18歳、22歳ですよ。その意識に関わらず、その年齢に達したら対象者ですよ。その人には、知らない人に分かっていただくということですから、積極的なアプローチがないといけないというふうに思うんですよ。制度を知っている人が申請書を探すのとは全然質が違うんですよ。そういうことから言えばですね、ホームページは見た人だけでいいとかチラシを見た人でいいとかいうことではなくて、広く知らしめる必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。ましてや、絶対的根拠もないというもので、憲法上のプライバシー権との問題もあるというわけですから、これについてはですね、そんな制度があったのかよということ、市の方ではホームページでもチラシでも何でもやりましたよということかもしれないけど、後々、当事者がですね、そういう制度があったのかよと、知らなかったということのないようにですね、徹底して周知をすべきだと。それに應えるかどうかは向こうの問題ですからね。そういうふうに思うんですけども、どうでしょうか、伺いま

す。

○総務部長（坂元一博） 他市の状況も見ながら、今現在、市もホームページ若しくは公共施設、学校等、いろいろな形でチラシ配布もし、広報紙等の掲載を行っているところでございます。今後も含め、他市の状況も踏まえながら、周知に努めたいと思います。

○16番議員（前之園正和） 他市の状況といってもですね、来年度に間に合っても、無意味とは言いませんけど、今年。

○議長（西森三義） 簡潔にお願いします。

○16番議員（前之園正和） 今年に間に合うように対策を取ってほしいと思いますが。

○総務部長（坂元一博） 周知広報につきましては、適切に対処したいと思います。

○議長（西森三義） これにて、一般質問を終結いたします。

### △ 散 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

3月18日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、3月18日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 松 下 知 恵

議 員 前 原 五 男

# 第 1 回 定 例 会

令和6年3月25日

(第5日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和6年3月25日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第16号 指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第3 議案第17号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第18号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第19号 指宿市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第20号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第7 議案第21号 指宿市山川庁舎会議室等の市民使用に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第22号 指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第23号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第24号 指宿市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について
- 日程第11 議案第25号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第26号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第27号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第14 議案第28号 指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第15 議案第29号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第30号 指宿市立公民館条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第31号 指宿市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第18 議案第32号 指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第33号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第20 議案第34号 指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について

- 日程第21 議案第35号 指宿市開聞農村環境改善センター条例及び指宿市開聞農業用かんがい用水施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第36号 市道の廃止及び認定について
- 日程第23 議案第37号 市道の廃止及び認定について
- 日程第24 議案第38号 市道の廃止及び認定について
- 日程第25 議案第39号 市道の認定について
- 日程第26 議案第40号 市道の認定について
- 日程第27 議案第41号 市道の認定について
- 日程第28 議案第42号 市道の認定について
- 日程第29 議案第43号 市道の認定について
- 日程第30 議案第44号 市道の認定について
- 日程第31 議案第45号 市道の認定について
- 日程第32 議案第47号 令和6年度指宿市一般会計予算について
- 日程第33 議案第52号 令和6年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第34 議案第53号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第35 議案第54号 令和6年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第36 議案第48号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第37 議案第49号 令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第38 議案第50号 令和6年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第39 議案第51号 令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第40 審査を終了した陳情
  - 陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書
  - 陳情第2号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情
- 日程第41 議案第57号 副市長の選任について
- 日程第42 議案第58号 教育長の任命について
- 日程第43 議案第59号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第44 議案第60号 指宿市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第45 閉会中の継続調査について
- 日程第46 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 ちよ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	坂 元 一 博
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
山 川 支 所 長	中 島 裕 一	開 聞 支 所 長	山 下 秀 一
市 長 公 室 長	渡 部 徹 也	総 務 課 長	濱 上 和 也
経営改善推進室長	木 下 英 城	財 政 課 長	東 忠 孝

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	池 水 拓 也
主幹兼調査管理係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

## △ 議案第16号～議案第22号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第2、議案第16号、指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について、から、日程第8、議案第22号、指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

7議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ付託されました、議案第16号から議案第22号までの7議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月27日及び28日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第16号から議案第19号及び議案第22号の5議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第20号については、反対討論として、市民の暮らしは厳しい状況の中、使用料が値上げされたら、なのはな館を利用する方の健康維持に悪影響を及ぼすため反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第21号については、反対討論として、財政再建の名においての使用料・手数料の値上げは反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第17号について。令和5年度までの介護認定審査会会長、合議体の長、審査会委員の報酬は幾らだったのかとの質疑に対し、認定審査会、審査会以外のいずれも、介護認定審査会会長及び合議体の長は1万6,500円、審査会委員は1万5千円であったのを、今回、審査会以外は4,700円に改正しようとするものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第19号について。会計年度任用職員全員に勤勉手当は支給されるのかとの質疑に対し、会計年度任用職員の勤務状況に応じて、任期が6か月以上、かつ、1週間の勤務時間が15時間30分以上の者に対して支給されるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第20号について。健康維持のために利用している市民の生活が厳しくなっている中、使用料が上がるのはいかがなものかとの質疑に対し、今回の見直しでは、近年の物価高騰やコロナ禍による市民の疲弊を考慮し、使用料・手数料の見直しに関する基本方針で認定する最も低い1.3倍を超えない範囲で調整しているとの答弁でした。

意見として、市民にだけ負担を押し付けるのではなく、事務的な見直しこそ先にすべきだと思ふというものがありました。

次に、議案第21号について。大ホール以外は使用料が見直されるのかとの質疑に対し、和室や会議室等については、1.3倍以内という形で料金改定を行ったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第22号について。関係する法律が改正されたことにより条例を改正することだが、どのような内容になるのかとの質疑に対し、厚生労働大臣から国土交通大臣に所管が変わるということで、指宿市の条例の中身については大きな変化はないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第16号及び議案第18号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 議案第20号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、1.3倍以内で値上げをする内容になっています。ヘルシーランドのたまたま箱温泉の第1泉源は、予備泉源として、途中から維持管理をせず詰まらせ、3年前に替掘をしたが温泉が出ず、約7,000万の損失を出しています。第2泉源のメインのバルブの維持管理をしなかったため、現在では操作不能になっています。

す。また、観光泉源も平成25年に泉源の出口付近のバルブ関係を交換したのに、現在は操作不能であります。たまた箱温泉だけでも…。

**○議長（西森三義）** 吉村議員、中身が違うんじゃないですか。

**○10番議員（吉村重則）** ちゃんと最後まで聞いてください。たまた箱温泉だけでも、3か所も維持管理が徹底されなく、多額の無駄な投資がされています。市民の暮らしは物価高騰、年金の減額等により非常に厳しい状況です。事業等の見直しや維持管理の在り方こそ見直し、財政再建をし、値上げをするべきではありません。

以上の理由で、反対討論といたします。

議案第21号、指宿市山川庁舎会議等の市民使用に関する条例の制定について、反対する立場から討論いたします。

議案第20号と同じ理由で反対討論といたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第16号から議案第19号まで及び議案第22号の5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は、可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第19号まで及び議案第22号の5議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

**○議長（西森三義）** 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、指宿市山川庁舎会議室等の市民使用に関する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第23号～議案第30号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第9、議案第23号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、から、日程第16、議案第30号、指宿市立公民館条例等の一部改正について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました、議案第23号から議案第30号までの8議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月29日及び3月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第24号、議案第26号、議案第28号及び議案第29号の4議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第23号については、反対討論として、国保税の税額を所得割額、均等割額、平等割額及び後期高齢者支援金分や介護納付金分も上げるものであり、被保険者にとって既に重い負担となっている国保税を更に上げることは避けるべきである。一般会計からの繰

入れを含めた最大限の方策を取るべきで、被保険者の暮らしを守る立場から反対であるというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第25号については、反対討論として、これまで原則として、基準額の0.3から1.7倍の9段階に分けていたものを13段階まで細分化し、10から13段階を創設することによって、実質値上げになる。求められるのは、国庫負担割合の引上げと保険料・利用料の減免であり、所得階層によっては引下げの部分があるとしても、極端な高所得者でない階層に財源を求めるようなことは適切ではない。市民の暮らしを守る立場から反対であるというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第27号については、反対討論として、老人福祉センターは、使いやすい施設という考え方が根本にある。市内の老人等以外の者について、使用料の一部値上げではあるが、値上げしなければならない絶対的根拠がないことから反対であるというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第30号については、反対討論として、市民福祉や利便性を考えるならば、値上げしなくても済むことから反対であるというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第23号について。国民健康保険税の税率を改正するようだが、どのようになるのかとの質疑に対し、モデルケースで説明すると、単身世帯40歳以上介護分が該当する方で、本市の被保険者の平均的所得である115万円の場合、現行税率では18万4,500円が19万5,600円となり、年額で1万1,100円、月額925円程度引上げになる。家族2人で65歳以上介護非該当の方が所得115万円の場合、現行税率では13万4,900円が14万3,400円となり、年額で8,500円、月額700円程度引上げになる。家族4人、40歳以上の夫婦と子供が2人で所得115万円の場合、現行税率では21万1,400円が22万4,200円となり、年額1万2,800円、月額1,067円程度引上げになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第25号について。介護保険法施行令の改正によって保険料率の区分段階が増えるということだが、どのような内容か。また、令和6年度の見込額はどうなるのかとの質疑に対し、これまでの9段階が13段階になり、新たに第10段階から第13段階の4段階増える。これに該当する方は増額となっているが、逆に低所得者の第1段階から第3段階の方は、今まで以上に減額措置が取られる。令和6年度の歳入予算上では、前年度と比較すると、見込額として、3,100万円程度減額になるとの答弁でした。

訪問理容・美容サービス費というのが新たに追加されているが、市内に業者がどのぐらいあって、どの程度助成するのかとの質疑に対し、現在10事業者あり、そのうち8事業者が市内全域をカバーしていただいている。1回あたり2千円を上限として、利用料の2分の1を助成

するという事業であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第27号について。老人福祉センターのうち、開聞老人福祉センターの使用料・手数料等だけが改定の対象になっているのはなぜかとの質疑に対し、今回の使用料の見直しについては、維持管理経費が使用料収入を上回っている赤字状況の施設について実施するものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第28号について。重度心身障害者医療費助成事業として、年間何件ぐらいあるのかとの質疑に対し、令和4年度の実績としては、3月31日時点の登録人数は1,222名、年間の給付件数は2万6,417件、年間の給付金額は1億1,822万5,637円となっている。自動償還の導入によって、約25%の給付費の増が県より試算されているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第29号について。どのような経緯で放課後児童支援員の資格要件が一部変更されたのかとの質疑に対し、放課後児童支援員の不足による変更と考えている。指宿市においては、不足しているとは聞いていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第30号について。公民館や図書館、考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼の施設使用料等の改定のようなのだが、他施設の改定と同じようなものと考えていいのかとの質疑に対し、おおむね同じような考えで改定をしている。時遊館C O C C O橋牟礼においては、これまで企画展込みの金額であったものを一般観覧料のみの金額に変更したため減額したり、特別展示室についても、利用の仕方が最低でも1日以上であるという考えのもと、料金単位を1日に統一して、今後、利用促進を図りたいと考えている。講堂についても減額して、なのはな館の会議室と同じような額に統一したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第24号及び議案第26号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

**○16番議員（前之園正和）** まず、議案第23号、国保税条例であります。反対の討論を行い

ます。

国保税の税額を所得割額100分の7.58から100分の8.3に、均等割額を3万2,800円から3万5,200円に、平等割額を2万1,900円から2万3,100円に引上げ、後期高齢者支援金分や介護納付金分も引上げるものです。被保険者にとっては既に重い負担となっている国保税を、更に引上げることは避けるべきです。一般会計からの繰入れを含めて、最大限の方策を探るべきです。被保険者の暮らしを守る立場から、国保税の値上げを内容とする本議案に反対をいたします。

次に、議案第25号、介護保険条例の関係であります。反対の討論を行います。

国は、所得などに応じて保険料に差を設けており、これまで原則として基準額の0.3から1.7倍の9段階に分けていました。これを13段階まで細分化して、これまで最高の9段階は合計所得320万以上でしたが、この上に410万円以上を対象とした10から13段階を創設することによって、こちらのほうは値上げになります。求められるのは、国庫負担割合の引上げと、保険料・利用料の減免です。さらに、介護報酬引下げも大問題になっています。訪問看護の利用者にとって、ヘルパーさんは生きていく上での命綱ですが、介護報酬の引下げが小規模事業者を直撃し、事業継続が厳しくさえてきています。所得階層によって引下げの部分があるとしても、所得階層に差をつけて引上げになる部分があります。被保険者の一部に負担を負わせ、そこに財源を求めるようなことは、あるべき姿ではありません。国庫負担割合の引上げによって財政を築くべきであり、保険料・利用料の減免も求められるところです。市民の暮らしを守る立場から、本議案に反対をいたします。

次に、議案第27号、老人福祉センター条例であります。反対の討論を行います。

老人福祉センターの使用料を一部値上げするものです。数値を見るとわずかな値上げといえるかもしれませんが、言い方を変えれば、値上げをしなければ財政が破たんするというものでありません。使いやすい施設にするという考えが根本にあるかどうか問われている問題だと思います。市内の老人等以外の者についての使用料部分であります。値上げしなければならぬ絶対的根拠がないもとので、本議案に反対をいたします。

次に、議案第30号についてであります。公民館条例の関係です。反対の討論を行います。

指宿市公民館条例等の一部改正ということで、指宿市公民館条例、指宿市図書館条例、指宿市考古博物館C O C C O橋牟礼条例の一部改正が含まれています。部分的に引下げの部分がありますが、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づきとなっていて、全体としては値上げになっています。中には、1時間あたり使用料が1,070円から4千円になるものもあります。教育施設という観点からも、値上げすべきではありません。

以上のことから、値上げを内容とする本議案に反対をいたします。

**○議長（西森三義）** 次に、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 議案第28号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正につ

いて、反対討論をいたします。

償還払いが自動償還払いに改善していますが、所得制限があります。この所得制限を撤廃すべきです。

以上の理由で、反対討論といたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第24号、議案第26号及び議案第29号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号、議案第26号及び議案第29号の3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

**○議長（西森三義）** 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、指宿市介護保険条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。  
採決を確定します。  
賛成多数であります。  
よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第27号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。  
委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。  
採決を確定します。  
賛成多数であります。  
よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第28号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。  
委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。  
採決を確定します。  
賛成多数であります。  
よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第30号、指宿市立公民館条例等の一部改正について、を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第31号～議案第45号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第17、議案第31号、指宿市漁港管理条例の一部改正について、から、日程第31、議案第45号、市道の認定について、までの15議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

15議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ付託されました、議案第31号から議案第45号の15議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日及び6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、15議案とも全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第34号について。市の方針によって使用料を3割上げたという認識でよいかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第31号から議案第33号及び議案第35号から議案第45号は、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○16番議員（前之園正和）** 議案第32号，議案第33号，議案第34号，議案第35号の4議案に対して反対の討論を行いますが，反対の趣旨が同じですので，まとめて討論を行います。

まず，議案第32号は，かいもん山麓ふれあい公園条例，レジャーセンターかいもん条例，そばの館皆楽来及び親水池条例の一部改正で，それぞれ使用料を値上げするものです。議案第33号は，体育施設の使用料値上げです。議案第34号は，山川多目的研修館，開聞宮農研修センターの使用料の値上げです。議案第35号は，開聞農村環境改善センター及び開聞農業用かんがい用水施設の使用料を値上げするものです。4議案ともに使用料の値上げを内容としていますが，公共の施設として利用しやすい施設にするという見地に立てば，使用料を引上げるべきではありません。財政にとっても決定的効果を生み出すものでもありませんし，値上げをしなければならぬ絶対的根拠もありません。住民のための政治を目指す立場から，それぞれの議案に反対をいたします。

**○議長（西森三義）** 以上で，通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，採決いたします。

まず，議案第31号及び議案第36号から議案第45号までの11議案を一括して採決いたします。

11議案に対する委員長報告は，可決であります。

11議案は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第31号及び議案第36号から議案第45号までの11議案は，原案のとおり可決されました。

次に，議案第32号，指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例等の一部改正について，を採決いたします。

本案に対する委員長報告は，可決であります。

委員長報告に御異議がありますので，電子表決システムにより採決いたします。

本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。  
採決を確定します。  
賛成多数であります。  
よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第33号、指宿市体育施設条例の一部改正について、を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。  
委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。  
採決を確定します。  
賛成多数であります。  
よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第34号、指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について、を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。  
委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。  
採決を確定します。  
賛成多数であります。  
よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第35号、指宿市開聞農村環境改善センター条例及び指宿市開聞農業用かんがい用水施設条例の一部改正について、を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第47号（委員長報告）

○議長（西森三義） 次は、日程第32、議案第47号、令和6年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第47号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月27日及び28日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、使用料・手数料の値上げが含まれているため反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。市民活動補償制度に係る保険料とあるが、どのような保険かとの質疑に対し、市内に拠点を置く市民団体主催の公共性のある無報酬の活動を対象とした保険で、地区の清掃活動、夏祭り、スポーツ・レクリエーション活動、防犯活動、交通安全活動などが対象であるとの答弁でした。

安全灯事業について、指宿全地域の地区内の電気料の一部補助ということかとの質疑に対し、LED化された安全灯の電気料の補助であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。空き家活用推進事業とは、どのような事業かとの質疑に対し、昨年8月からスタートした空き家バンクにおいて、売買等のマッチングが整えばリフ

ホームや改修等の費用を市が補助するという事業であるとの答弁でした。

家財道具の入っている空き家対策はどのようになっているのかとの質疑に対し、空き家バンクの設立と同時に、家財道具の撤去費用の補助をする仕組みを作ったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。危険空き家の撤去に係る予算を計上しているが、市が関与して強制的に撤去する空き家があるのかとの質疑に対し、令和6年4月1日から、危険空き家等解体撤去工事補助金の施行を予定している。建築課と危機管理課とで調査をして基準を満たす場合、補助金交付の対象物件となるとの答弁でした。

空き家等の危険度が高いほど補助対象となるのかの質疑に対し、危険度の点数によって補助金額が変わるのではなく、一定の点数を超えたものを補助対象としているとの答弁でした。

意見として、令和6年度から危険空き家等撤去についての補助が出るということを市民に周知徹底を図っていただきたいというものがありました。

次に、総務課所管分について。令和6年度から公用車の一元管理をするということだが、何台が対象となるのかとの質疑に対し、現時点で209台を予定しているとの答弁でした。

公用車の車検の指定工場は何社を指定しているのかとの質疑に対し、現在、見積り等に参加しているのが22工場であるとの答弁でした。

意見として、新たな車両を購入する場合は、電動車化を進めていただきたいというものがありました。

次に、経営改善推進室所管分について。旧利永小学校の利活用についてはどのような方針かとの質疑に対し、現在、利永自治会で利活用について検討していただいているが、地域による利活用が難しいと判断した場合は、行政や民間事業による利活用を再度検討したいと考えているとの答弁でした。

旧利永小学校を利活用するとなった場合の維持管理費はどうなるのかとの質疑に対し、利活用する団体に維持管理費は持っていただくものと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について。投票用紙計数機の修繕料があるが、計数機が壊れることがあるのかとの質疑に対し、毎回必ず選挙の前に検査をするが、購入して年数の経っているものは部品の劣化などで修理が発生するものもあるとの答弁でした。

移動期日前投票について、有権者にどのように知らせるのかとの質疑に対し、これまでそれぞれの地区で住民説明会を行っており、また、選挙が始まる時には広報紙や防災無線などでも周知したいと考えているとの答弁でした。

意見として、移動期日前投票所を知らなかったということがないように、畠久保地区でも住民説明会は漏れなくやっていただきたいというものがありました。

次に、監査委員事務局所管分について。監査委員の監査日数が減っているという話を聞くが、どのように変化したのかとの質疑に対し、業務を効率的に行うために見直しをして、出勤日数は70日ほどとなっているとの答弁でした。

監査日数が減ったことで、しっかりとした監査が行われるのか疑問に感じるが、どうなのかとの質疑に対し、今、見直しをしながら、監査のレベルを落とさないで効率化できるように試行しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、財政課、デジタル戦略課、議会事務局、会計課の各所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（東勝義）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第47号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月29日及び3月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、議案第27号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、や、議案第30号、指宿市立公民館条例等の一部改正について、が前提となった予算であること、また、これまで求めてきた18歳までの医療費無料化や給食費の完全無償化についても前進はなく、市民福祉向上の意思や取組が感じられないことから反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、指宿商業高校所管分について。スクールカウンセラーについて、謝金はどのように設定され、実績はどうかとの質疑に対し、謝金については、1時間5千円の17日分を計上している。実績については、令和5年度において16回開催をしており、111名がカウンセリングを受けているとの答弁でした。

パソコンの更新事業で348万円とあるが、何年使っていたパソコンを何台購入する予定かとの質疑に対し、令和5年8月末で、5年のリース期間が終了したパソコンの更新で、40台購入する予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校給食センター所管分について。指宿学校給食センターの大規模改修について、タイムスケジュールとしてはどのような考えかとの質疑に対し、教育委員会として今後の学校給食センターの在り方を検討した結果、指宿学校給食センターは3千食の配食が可能であり、児童生徒の減少により、市内小中学校の配食数が3千食を下回った段階において、1センター化を目指す予定である。そのため、まずは、老朽化が進んでいる指宿学校給食センターの改修設計業務を委託して、改修の内容、事業費、そして事業期間等について専門業者と検討して、しっかりとした計画を策定していきたいと考えているとの答弁でした。

配送車両の購入費とあるが、車両の入替えなのか、足りないから新たに購入するのかとの質疑に対し、指宿学校給食センターは、平成15年4月の運用開始時から3tの配送車を3台所有しており、それを現在まで稼働して運用している。令和5年度から1台ずつ更新をして、令和6年度は、2台目の更新に係る予算であるとの答弁でした。

意見として、指宿市の方向性として、人口増を目標としている事業もある中で、学校給食センターの1センター化については、市内小中学校の配食数3千食にこだわらず、臨機応変に対応できるような方向性で計画していただきたいというものがありませんでした。

次に、生涯学習課所管分について。橋牟礼川遺跡国指定史跡100周年記念シンポジウムを企画をされているが、どのようなことをする予定かとの質疑に対し、シンポジウムについては、国内外の第一線で活躍する著名な研究者を招いてのパネルディスカッションや、基調講演を行う予定である。企画展については、橋牟礼川遺跡に関するパネル展示、フィールドワークなどを企画しており、これまで発掘された出土品や橋牟礼川遺跡に関する最新情報を含めた解説パネルを展示し、橋牟礼川遺跡が日本史形成に果たした役割について紹介する内容としたいと考えているとの答弁でした。

家庭教育支援員や子育てサポーター養成とあるが、増員する考えかとの質疑に対し、子育てサポーター養成講座については、隔年で実施をしており、今後も定期的に講座を開催して、新たな子育てサポーターを養成したいと考えている。家庭教育支援員については、毎年県で研修会が開催されており、初級と中級と2回受けることによって家庭教育支援員の資格が得られることになっているので、県の講座への派遣についても計画的にしていきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。西指宿中学校と北指宿中学校の統合について、再編協議会での検討になっていると思うが、今後どのような流れになるのかとの質疑に対し、再編について学校統合基本計画の案を作り、その案をそれぞれの中学校区内の住民の方々に提案をしている。1月下旬から2月上旬に保護者説明会を、そして、2月上旬までの間に計画案についてアンケートを取っており、住民説明会でもその内容について意見等を聴いている。今後、再編協議会で説明会やアンケートで出された意見をもとに、この計画案を最終的な形に

していく作業をする予定であるとの答弁でした。

学校図書購入について、以前、決算特別委員会でも要望があったと思うが、各学校で購入数が違い、全ての子供たちが平等に扱われるべきだということで、本の有効利用を含めて、複数の学校で供与できないのかという要望があったと思うが、配慮をされたのかとの質疑に対し、学校の蔵書数については、それぞれ学校の人数や学級数等によって決定しており、確かにばらつきがある。図書を選定する際に、古いものは廃棄をして、新しいものを加えて蔵書数を確保しているが、各学校で必要ないものは、古く傷んでいるものが多く、供与しようというのはなかなか難しい。使える本を供与するという点については、検討させていただきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。要・準要保護児童生徒就学援助費個人年間支給金額内訳の資料によると、小中学校の給食費について、支給額は80%となっているが、制度上の決まりがあるのかとの質疑に対し、要・準要保護の経費については、市が援助する費用に対して、国から交付税措置がなされるという形になっている。給食費については、80%で対応しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。予防接種の接種率は、どのようになっているのかとの質疑に対し、令和6年1月末現在で、日本脳炎が74.3%、4種混合が94%、BCGが80.7%、細菌性髄膜炎ヒブワクチンが88.5%、小児用肺炎球菌が89.3%、子供のB型肝炎が87.4%、インフルエンザが39.7%となっているとの答弁でした。

目標とする接種率があるのか。あるとすれば、どのような対策をしているのかとの質疑に対し、予防接種には2種類あり、A類疾病といった国全体を挙げて積極的に接種を勧奨している子供に対する予防接種などについては、できるだけ接種率100%を目指して取り組んでいる。インフルエンザや高齢者の肺炎球菌などについては、個人の重症化予防などが目的となるので、積極的な勧奨は行わない立場であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。砂楽、ヘルシーランド、レジャーセンターかいもんの入浴利用料の助成があるが、事業内容や利用者数、助成後の自己負担額は、それぞれ幾らになるのかとの質疑に対し、事業実績として、令和6年1月末時点の延べ人数で、砂むし会館砂楽が5,066人、ヘルシーランドが1万3,644人、レジャーセンターかいもんが5,688人、3施設合計で2万4,398人になっている。自己負担分については、砂むし会館砂楽は無く、ヘルシーランドは、温泉とプールを利用した場合370円、温泉のみの場合140円、レジャーセンターかいもんは、温泉とプールを利用した場合310円、温泉のみの場合140円となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿支援課所管分について。訪問給食サービスの利用は、どのような状況かとの質疑に対し、令和4年度の実績は、利用者数が323名、配食数が延べで12万9,505食、公費負担の額としては、4,695万3千円となっている。配食数については、減少傾向にあるとの答弁でした。

老人福祉費の高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業について、このポイントは個人がもらえるのか、団体がもらえるのかとの質疑に対し、65歳以上の方が半数以上占める3人以上の任意団体の方々が、高齢者の見守りや地域の支え合い活動、美化活動などをされた場合に、団体に対してポイントを付与する事業であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。放課後児童健全育成事業について、令和4年度と令和5年度は14か所なの令和6年度は16か所となっているが、2か所別に設置をするということかとの質疑に対し、令和6年度に2か所増えることについては、今まで独自の自主事業としていた園が補助金をもらう事業に変更するということであるとの答弁でした。

保育所等整備交付金事業について、市から総工費の何%を補助することになるのかとの質疑に対し、市の補助としては、補助対象事業費の4分の1となっている。国が10分の5.5、あと事業者が5分の1となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。地方消費税交付金について、昨年10月からインボイス制度が始まったことで増えていくと思っていたがどうかとの質疑に対し、インボイス制度が始まるので、その分消費税の納付が増加すると思っていたが、交付金については、県から市町村に交付されるもので、県に確認をしたところ、今年度とあまり変わらない想定でいるということなので、地方消費税交付金については、令和5年度と同額を予算計上しているとの答弁でした。

入湯税が、前年度に対して相当な伸びになっているが、この理由は何かとの質疑に対し、令和5年度の予算編成の段階では、まだコロナ禍にあって、コロナ禍前の半分程度まで落ち込んだが、経済が回り出して、本市へもお客様が観光にいらしてくださっているという現状を踏まえ、コロナ禍以前の7割から8割程度になったとのホテル関係者の情報もあり、令和元年度の8割程度の予算を見込み、今回5,940万円という予算を計上したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について。戸籍へ振り仮名を付けることになるのは、どのような理由によるのかとの質疑に対し、これまで、戸籍法に基づく戸籍謄本の氏名には、振り仮名が表示されてなく、氏名の読みは、これまでは法的な根拠がなかったが、デジタル社会の進展により、官民のオンライン化手続が多様化しており、近年増加している海外転出者について

も、インターネット上、確実な本人確認を行うニーズが高まったことを受けて、令和6年から海外転出者によるマイナンバーカードの海外利用が予定されている。これに合わせて、海外においても身分証明書としての機能も想定し、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるように、平仮名又は片仮名による氏名の表記を戸籍の記載事項とすることになった。戸籍に記載された氏名の振り仮名を住民票等にも記載し、最終的にマイナンバーカードに表記することが目的とされているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。狂犬病予防事業について、市内の飼い犬は狂犬病予防注射を100%接種できているのか。接種していない場合は、どういう対処をするのかとの質疑に対し、令和4年度の本市における接種率は79.75%で、集団接種の際、市民の皆様をお願いをしているが、来ていない方には改めてハガキで案内をしている。犬が病気や高齢の場合については、病院の証明をもらってくれば予防接種が免除されるとの答弁でした。

今現在、地区未加入者用のごみ収集所は、市内に何箇所あるのかとの質疑に対し、地区未加入の方の出せるごみステーションは、現在5か所整備をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（新川床金春）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第47号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日及び6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、ヘルシーランド管理事業における事業費12億7,679万9千円について、不認定とする立場から反対討論とします。特に源泉の替堀については、その工法について甚だ疑問が残るところが多々あり、その工法の見直し等を含めて、認定するに足らんとところであります。前回の替堀と同様、あまりにもリスクがあることから、再考すべきで、不認定としますというものがああり、起立採決の結果、可否同数となり、委員長において、否決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農業委員会所管分について。農業者年金について、令和4年度と比べると加入者も受給者も減っているが、どういうことかとの質疑に対し、受給者が減るのは、高齢化が一番の原因で、死亡される方が多くなっている。加入については、毎年、目標の数値があるが、最終的にメリットを感じないとなかなか加入につながっていないとの答弁でした。

荒廃農地の再生事業は、年間に再生事業でどれぐらいの面積を復活できるのがあるのか。

実績としてどれぐらいを見込んでおられるのかとの質疑に対し、令和4年度と令和5年度については、これまで1件もないとの答弁でした。

1回農地が荒れてしまうと、再生事業については相当な費用が掛かると思うが、10a当たりの再生事業で幾らぐらい対象になるのかとの質疑に対し、10a当たり3万円の補助で、重機をリース等で運用する際の燃料費というレベルの補助でお願いしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。オクラのIPM事業について、今後、どのような取組をしていくのかとの質疑に対し、令和6年度についても、IPMをより進められるようにということで、圃場での栽培に新規で取り組まれる方の拡大、そういった事業を引き続き進めていく予定であるとの答弁でした。

降灰対策事業について、ここ数年、物価高騰によっていろんな資材が高騰しているが、物価高騰が始まる前と現在と比較して、ハウスを造るための1反当たりの単価として、どの程度値上がりしているのかとの質疑に対し、以前は10a当たり1,000万円程度であったが、現在は1.5倍ほどになり、まだ上がっている状況であるとの答弁でした。

新規就農者育成総合対策補助は、なかなか厳しい条件があって、新規就農を断念したと聞いたりするが、この新規就農の採択基準は、近年厳しくなっている状況があるのかとの質疑に対し、平成24年度に青年就農給付金として創設され、その後、毎年交付要件の一部改正が続いている。平成28年度から農業次世代人材投資事業へと名称が変わり、そこから制度が大きく改正され、交付要件が厳しくなったという部分があるとの答弁でした。

山川多目的研修館などの施設管理費が184万円程度低くなっているが、山川・開聞の稼働率は、それぞれの施設でどのぐらいあるのかとの質疑に対し、山川多目的研修館は、365件の1,465人、使用料の合計は66万8,285円で、管理コストとしまして、令和4年度は296万1,291円掛かっている。開聞農業構造改善センターは、令和4年度は10件の47人、使用料の合計は4万8,410円、管理コストは236万6,761円掛かっているとの答弁でした。

開聞の改善センターを残して継続していかなければならないのか、山川の1か所でそれに対応するのがいいのか、それらについては検討されたことはないのかとの質疑に対し、利用実態も含めて、施設を集約できるところは集約すべきという方向で検討しているとの答弁でした。

意見として、施設管理の件で、非常に稼働率の悪い施設もあるようなので、同じ目的を持った施設の統合ということも十分検討をして推進を図っていただきたいというものがありました。

次に、農産技術課所管分について。農業振興事業について、昨年度と比較したときに61万1千円減額されているが、その要因は何かとの質疑に対し、例えば、特殊病害虫の関係の負担金等について、令和4年度が20万円、令和5年度は12万円程度だったものを減額し10万円と

している。これまで県外で研修事業等を実施したところを、県内で研修事業を行うということで減額となっているとの答弁でした。

鳥獣被害防止対策の中で、何か有効な手立てがあればお示しをいただきたいとの質疑に対し、農産技術課が所管しているのは、電気柵の購入に対する事業で、平成28年度から100名以上の方に御利用いただいて、延べで26km電気柵の整備が進んでいるとの答弁でした。

意見として、鳥獣被害防止事業の中で、電気柵事業は市が単独で行っていると聞かすが、国の事業もあるようなので、今後は検討と対策をしながら考えていただいて、早急な取組ができるのであれば、早急に取り入れてほしいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について。松くい虫防除事業について、無人ヘリによる薬剤散布となっているが、景勝林の樹幹注入による駆除はもう今はやっていないのかとの質疑に対し、樹幹注入については、以前は南薩地域景勝林保全対策事業として、県から2分の1の補助金をいただきながら実施をしてきた経緯があるが、ここ数年、県からの補助金がストップしており、財源の関係でなかなか難しいという状況であるとの答弁でした。

年々、有害鳥獣被害が増えてきており、JAの団体の役員の方から、大型の箱罾を増設できないかという要望もいただいているが、予算の中に幾らか含まれているのかとの質疑に対し、令和5年度、イノシシ用の箱罾を25基買っており、令和6年度には予算要求をしていないとの答弁でした。

小型の罾であれば、何らかの講習を経て、農家の方々に貸し付けることはできないのかとの質疑に対し、アナグマやタヌキの捕獲を目的とした小型の箱罾につきましては、相談があった方には、猟期に限り、申請書を出していただいて貸出をしているとの答弁でした。

かすみ網は今は使用できないということだが、かすみ網に準じるような網というのは今のところないのかとの質疑に対し、かすみ網に近いものが開発されてるかどうか把握はしていないとの答弁でした。

地域防災減災事業で、用排水路の施設整備として側溝を大きいのに取替えを行っているが、全て大型に替えていくということかとの質疑に対し、畑に側溝の水が流れるだとか、そういうところは大きな側溝に替えるが、被害が起きないところは替える必要がないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。地籍調査の進捗率はどうなっているのかとの質疑に対し、地籍調査の一筆調査については、旧山川、旧開聞は終了している。旧指宿においては、令和5年度の調査が終了した時点で、全体面積67.22km<sup>2</sup>のうち、62.54km<sup>2</sup>が調査を終了し、進捗率は93.04%であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。普通公園と都市公園は幾つあるのかとの質疑に対し、普通

公園が18か所、都市公園が21か所となっているとの答弁でした。

普通公園維持費が、前年度対比1,720万円ほど多くなっているが、理由は、普通公園の中で、特に手を入れてやらなければならない公園が出てきたのかとの質疑に対し、公園の管理の数は変わっていないが、令和5年9月に賃金改定を実施した部分で増額になっているとの答弁でした。

公園管理の普通公園の18名分と、都市公園の3名分の賃金の上がり方が違うようだが、その理由はとの質疑に対し、委託料の増加分については、人件費、物件費ともに増えているが、増えた主な理由は、人件費の増加であるとの答弁でした。

都市公園は21か所、普通公園は18か所で、人件費として普通公園は1,370万円上がったところだが、都市公園が182万円しか上がってないがどうしてかとの質疑に対し、まちづくり公社の方で、普通公園に18名分の人件費を、都市公園に3名分の人件費を見ているため、増額した分の差が生まれているとの答弁でした。

都市公園が21か所に対し3名分の賃金を見ている。普通公園は18か所に対し18名分の賃金を見てるがどうしてかとの質疑に対し、都市公園が3名で少なく見えるが、普通公園のほうは普通公園の業務のほかに、市内の100か所以上の花壇と街路等もあるので、人件費がたくさん掛かっているとの答弁でした。

公園の管理は、どのスパンで行っているのか。草が生えたときにするのか、月に1回はやっていくのか。また、実施後は検査をやっているのかとの質疑に対し、普通公園、都市公園の業務仕様書の中で、維持管理業務及び委託業務の回数を決めている。また、月に1回は報告書として上げてきているとの答弁でした。

今回ミニショベルを導入することで、市民からの要望に早く対応できるようになるという理解でよいのかとの質疑に対し、今回、山川支所にミニショベルを導入するので、大分効率化されるとの答弁でした。

道路の新設改良事業費の22路線のうち、新たに始まるのは何箇所かとの質疑に対し、工事が2路線で、測量が4路線となっているとの答弁でした。

砂防メンテナンス事業で、鰻地区はどこが対象なのかとの質疑に対し、鰻の区営温泉の山手側の擁壁が建っているところの左側の法面にクラックが入っているということで、その補修と聞いているとの答弁でした。

意見として、道路整備の優先順位を決める評価基準は、道路整備を進める上で公平を期すために最重要であると考えている。これからの道路インフラ整備に当たっては、評価基準に基づいて整備を進めていただきたいというものがありました。

次に、都市・海岸整備課所管分について。秋元川の改修工事について、信号機から二反田川の間工事ということかとの質疑に対し、令和6年度は、はけ口工一式ということで、二反田川と秋元川がちょうど交わる部分の工事になるとの答弁でした。

交差点から下のほうに何mかボックスカルバートでやっているが、全部ボックスカルバートが被さっていない。二反田川から上のほうに持ってきてくっつけて終わりという形になるのかとの質疑に対し、河川を生かしながら新しい管を入れるので、はけ口の工事が大変難しいので先に済ませておいて、最後で一気に短期間でスイッチするような工程で進めているとの答弁でした。

立地適正化計画策定業務というのがあるが、どういう事業内容かとの質疑に対し、令和4年度から3か年の計画で策定している。令和6年度は、その計画の最終的にパブリックコメントをして策定をするという流れの最終段階に来ている。今後20年先の持続可能な都市を確保していくという方針で策定するとの答弁でした。

秋元川の交差点から二反田川の区間の改修工事は、完了予定はいつ頃になるのかとの質疑に対し、緊急自然災害起債を使っており、令和7年度完成を目指しているとの答弁でした。

指宿港海岸整備事業の港湾緑地整備工事は、どのようなところを計画してるのかとの質疑に対し、令和6年度の工事は、逆瀬川橋に架かる橋梁の下部工事の施工と、一般開放している太平次公園から逆瀬川区間の緑地の植栽、園路工、芝生を植える工事を予定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。迫田団地は、全部で何戸あって、入居者が何人いるのかとの質疑に対し、全部で25棟あり、うち5軒が入居しているとの答弁でした。

5軒の方々が、移転するか、若しくは亡くなるまで、ずっとそのままの状態でおくのかとの質疑に対し、敷領団地が建築された段階で、迫田団地の方々には敷領団地、あるいは希望する団地に移っていただき、そのあと迫田団地は撤去をして、更地にするとの答弁でした。

敷領団地1号棟に、なぜ迫田団地に居住している5軒の方々を入居させなかったかとの質疑に対し、1号棟が建った時点で、旧敷領団地にいた方々に移っていただいて、余ったところについては募集をしたとの答弁でした。

敷領団地2号棟が完成するのに7・8年掛かるが、迫田団地の方々を優先的に移転をさせるのかとの質疑に対し、2号棟は、令和9年度に完成する予定で計画しており、迫田団地の方々を優先的に移転させるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、スポーツ振興課所管分について。県下一周駅伝、地区対抗女子駅伝の選手確保と育成強化という項目があるが、どうなっているのかとの質疑に対し、県下一周駅伝については良い選手も揃っているが、地区対抗女子駅伝の選手確保については、令和5年度は、高校生、一般の方に声掛けをし、特に高校生、中学生については、各学校の校長先生や顧問の先生などをお願いし、選手を確保している。強化練習につきましては、男女ともそれぞれ定期

的に行っているとの答弁でした。

フットボールパークについては、供用開始から6年度で3年目を迎えるが、芝の状態はどういう状況か。また、令和6年度の予約状況はどうかとの質疑に対し、芝については、年々状態が良くなってきており、九州管内では上位にあるのではないかということ言われている。毎週末必ず大会が入っている状況で、今も空いているところについて、続々予約のメールや電話が入っているとの答弁でした。

体育施設事業の4億2,983万円については、全て指定管理料なのかとの質疑に対し、指定管理料は、令和6年度は8,308万9千円で、残りの多くは工事費で、開聞総合体育館外壁及びLED化等改修工事の建築費の2億4,050万円と電気設備費の5,950万円、合計3億円になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、ふるさと納税課所管分について。返礼品の上位三つはどういったものがあるのかとの質疑に対し、令和5年4月から本年2月末までの件数ベースで、上位が鶏のたたき、黒豚しゃぶしゃぶ、かつお・ぶりのたたきがベスト3となっているとの答弁でした。

令和6年度、今言った上位3つ以外に新たな商品を作っていくのかとの質疑に対し、指宿に観光客を呼べるような体験メニューや、宿泊施設の宿泊ギフト券などを充実していきたいとの答弁でした。

黒毛和牛についての取組状況はどうなっているのかとの質疑に対し、指宿の名前が付いた牛のブランドもあるので、農政課や農産技術課と一緒にPRをしっかりとできないかと考えているとの答弁でした。

ふるさと納税の推進事業の予算額は18億円ですが、昨年度は16億円しかいかなかったのですけども大丈夫ですかとの質疑に対し、16億5,000万円の今の見込みに対して、寄附金18億円を目標にしっかりとやっていくということで、いぶすき観光デザインとしっかり手を組んで、事業者の開発、返礼品の開発を、しっかりと足元を固めてやっていきたいとの答弁でした。

負担金で、つながる指宿協議会というものがあるが、どういったものが提案され、実際どういった形で生かされているのかとの質疑に対し、市、商工会、商工会議所の三つの団体で組織をしており、それぞれ負担金をいただいて事業を実施するという形になっている。その中で、アンケート等を取り、この3団体でまとめながら、次にどういった商談会に出るのかというのを検討し、商談会に参加しているとの答弁でした。

意見として、ふるさと納税を推進するならば、行政だけでは行き詰まりがあるので、早急にふるさと納税推進検討委員会を設置するべきである。なお、若者の考えを反映させるために、指商デパートの代表数名を委員に加え、ふるさと納税の更なる推進に努めてもらいたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。消費生活相談について、指宿の場合、どのような相談があるのかとの質疑に対し、令和4年度は189件、令和3年度は226件、令和2年度は212件の相談があった。主な相談内容として、通信販売に係るものと、定期購入によるトラブル、迷惑メールというようなものが多いとの答弁でした。

商工業振興費の交通運輸事業は、それぞれの事業について、詳細な金額はどうなっているかとの質疑に対し、路線バス回数券の販売に121万9千円。負担金・補助金関係は、山川・根占航路運航推進協議会への負担金が1,100万円。イッシーバスや乗り合いタクシーに係る経費で、指宿市地域公共交通活性化協議会への負担金が1,296万6千円。路線バスに係る補助金である地域間幹線系統確保維持費補助金が681万6千円。廃止代替バス事業は、県と一緒にする事業で、県から市に対し補助金が半額が出るが、これに係る補助金が2,272万9千円であるとの答弁でした。

路線バスが廃止になった地域の人たちからの苦情や要望はないかとの質疑に対し、苦情等につきましては、急な路線変更で、通勤に使う方々から困ったといった意見をいただきましたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。稼げる地域づくり推進事業について、その部分だけが8,662万円予算がアップしてるが、どういった形で活用していくのかとの質疑に対し、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用してW i - F i の整備をするものと、電動アシスト付自転車の更新、令和5年から実施しております、観光ビジョンに基づく食と体験のコンテンツの磨き上げ、国内外への情報発信等を行うものである。このほか、いぶすき観光デザインへの運営負担金となっているとの答弁でした。

電動アシスト付自転車の更新は、何台で、場所はどこに配置するのかとの質疑に対し、令和6年度に45台更新する予定にしており、指宿駅や西大山駅など、今まで置いてあったところに配置するとの答弁でした。

W i - F i の整備状況はどうかとの質疑に対し、令和5年度に指宿駅前に1か所、砂むし会館砂楽前に1か所、唐船峡そうめん流しに2か所設置している。令和6年度の予定が池田湖、鰻のスメ広場、鰻温泉、たまた箱温泉、西大山駅、長崎鼻、砂むしの砂湯里、ふれあい公園を考えているとの答弁でした。

稼げる地域づくり推進事業で、いぶすき観光デザインへ負担金が発生しているが、令和5年度からあったのかとの質疑に対し、いぶすき観光デザインは、令和2年から稼働しており、負担金については、令和5年度までは総務課で対応し、いぶすき観光デザインが登録DMOに登録されたので、来年度からは観光課で負担金を負担するとの答弁でした。

いぶすき観光デザイン事業負担金は、7,700万という莫大な予算になっているが、どういった事業の展開をされていくのかとの質疑に対し、観光地域づくりがメインになり、民間と

一緒に事業をするとか、観光課とも組んで稼げる地域づくりをする、司令塔といった役割を担っていただきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。公園管理事業のセントラルパーク指宿の指定管理料は幾らになるかとの質疑に対し、408万2千円となっているとの答弁でした。

土木課で所管する普通公園、都市公園と、観光施設管理課の公園管理事業はどう違うのかとの質疑に対し、基本的に、公園の中に設置してあるトイレや遊具などについては、清掃や修理などは観光施設管理課が所管をしている。草刈り等については、土木課がまちづくり公社に委託をして行っているとの答弁でした。

花のまちづくり推進事業というところで、山川・開聞地域の高齢者クラブ等とあるが、指宿のほうでも各公民館単位で高齢者クラブの人たちが花壇を整備しているので一元化できないのかとの質疑に対し、事業の在り方について、今後検討してまいりたいとの答弁でした。

ヘルシーランド管理事業は、温泉保養館、露天風呂の管理運営事業費及び大規模改修事業費というのが出ているが、それぞれ幾らになっているのかとの質疑に対し、大規模改修については、温泉保養館が約5億6,700万円、管理棟が約1億6,000万円、レストランが約560万円、露天風呂が約2億2,000万円となっている。また、塩田付近の泉源整備で約1億1,000万円計上しているとの答弁でした。

泉源の整備で1億1,000万程度ということだが、これは3年前7,000万円余りを投じて成功しなかったが、また同じことをするのかとの質疑に対し、露天風呂の泉源として使っている第2泉源の替堀を行いたいということであるとの答弁でした。

今の泉源は蒸気が噴き出したまま、手が付けられないということで、バルブが閉められないという状況だが、何らかの形で使用できるのかとの質疑に対し、地上面にあるバルブの取替えだけ何とかできないかとボーリングの掘削事業者に照会をしたところ、工法的に難しく、また、掘削をしてから20年以上経過している泉源で、地中の管などの劣化が進んでいる可能性もあるという意見があった。表面のバルブなどの器具を替えるというのも一つの方法だが、近くに替堀をして、きちんとした泉源を確保して、露天風呂の泉源として活用したいと思っているとの答弁でした。

5m以内を替堀したいということだが、万が一、出なかった場合はどうなるのかとの質疑に対し、替堀の場合、保健所に登録している泉源の深度の1.2倍まで掘ることができる。第2泉源は300mなので、360mまでは掘れるということになる。掘って有効な泉源に当たらなかった場合、一旦そこで替堀作業は終わることになるが、新たに360mより深いところを掘りたいということで、増掘の申請を県にして、許可が下りれば、更に深いところを掘っていけるので、有効な泉源に当たるまでは掘りたいと考えているとの答弁でした。

前回設計をした業者以外の設計業者を探す気はないのかとの質疑に対し、いろいろな業者

にあたってみたいと思う。また、地元の業者にも相談をしたいと思うとの答弁でした。

替堀だけでなく、バルブの取替えも含めて1億1,000万円なのかとの質疑に対し、今の計画では、2つ蒸気が出ている泉源があるので、2つをまず止めて、そのうちの1つ、第2泉源を替堀をしたいというふうに考えている。2つの泉源の閉坑と、替堀の3つの工事になるとの答弁でした。

現時点で、非常にいい状況の中、蒸気と熱水が出てきて、何ら問題のない状況である。以前、今のところを掘った業者に、今の第2泉源のことをお聞きするべきだと思うがどうかとの質疑に対し、新たな泉源の確保につきましては、いろいろな方々の意見を聴きながら進めていきたいとの答弁でした。

第2泉源の工事をする間、ヘルシーランドは休むということかとの質疑に対し、ヘルシーランドの大規模改修に合わせて工事をしたいと思っているので、その期間は露天風呂も休館するとの答弁でした。

露天風呂の改修も合わせて考えているようだが、露天風呂の改修は必要なのかとの質疑に対し、露天風呂の設備等が経年劣化で損耗が進んでいる。利用される方、観光客の方も大勢来られるので、今回改修でいろんなニーズに応えられるよう設備を新しくしたいとの答弁でした。

かいもん山麓ふれあい公園について、検討委員会を設けていたが、令和6年度はどのような検討をされるのかとの質疑に対し、ふれあい公園の活用については、非常に大きな課題であると捉えている。令和6年度からは所管を市長公室に移して、活用方法の検討を行うということから庁内で協議をしているとの答弁でした。

ふれあい公園の所管が市長公室になる理由は何かとの質疑に対し、活性化ということで検討を進めてきたが、うまくいかなかった部分もあった。企画的な部分をいろいろな関係者とのやり取りも必要になるので、来年度は市長公室に所管を移すことにしたとの答弁でした。

ふれあい公園の検討委員会のメンバーが、偏った地域の方が多かったと聞いているが、令和6年度は指宿全体で提案していくのかとの質疑に対し、今の段階では、まだ新たに検討委員会的なことをやると確認していないとの答弁でした。

温泉施設管理事業ということで、砂むし会館の費用が1,047万8千円増額になっているが、賃金は何名分なのかとの質疑に対し、令和2年度から6年度までの指定管理料を決める収支予算書というのをまちづくり公社が提出をして、それを確認をして決めているということになる。予算書の中には、職員が5名分、現業職員の方が23名分、それ以外にパートアルバイトの方の賃金ということで記載があるとの答弁でした。

昨年4月から8月の間に、砂かけ作業員が大分減っていたが、令和6年度の予算を組むときに、減った作業員の人件費は減らして計算しているかとの質疑に対し、令和2年度から6年度の指定管理料については、令和元年にまちづくり公社から出された収支予算書に基づいて、

5年間分の指定管理料というのを計画して、その金額に基づいて支出をするということになっているので、年度ごとに当初積算した分と変わってくる分はあるのかなというふうには思っているとの答弁でした。

指定管理料は、協定で変えられるとなっている。今いる人数に見合った賃金を払うのが普通の予算決めだと思うが、いない人の人件費まで上乗せして払うのかとの質疑に対し、3月1日時点で、砂かけ作業員は正職員の方が16名、パートの方が2名、砂浴場の消毒などを専門にする方が2名ということで、合計で20名ということになっているとの答弁でした。

まちづくり公社の人件費で、草刈り作業員が2万2千円ほど上がっているが、砂楽の砂かけ作業員も同じように上がったのかとの質疑に対し、昨年9月に昇給があったということで確認をしている。具体的にどれぐらいということは確認はしていないが、大体2万円ぐらいの昇給があったと聞いているとの答弁でした。

意見として、温泉掘削は非常に繊細で難しいものである。先達の諸先輩方や、第2源泉に関与したボーリング業者の意見も聴き、慎重に取り組むように。また、設計委託する際は、複数の提案を受け、ベストな対応をしたところに委託をするようお願いしたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

#### △ 議案第47号（修正案説明）

○議長（西森三義） 本案に対しては、新宮領實議員ほか1名、及び新川床金春議員ほか1名から修正案が提出されております。

この際、修正案の提出者の説明を求めます。

まず、新宮領實議員ほか1名から提出された修正案について、説明を求めます。

○7番議員（新宮領實） 令和6年度指宿市一般会計予算の修正案につきまして、御説明いたします。

減額した予算については、ヘルシーランド温泉施設費11億5,864万円に係る予算の減額修正であります。修正案別紙でお示ししたとおり、令和6年度指宿市一般会計予算の第1条中、歳入歳出それぞれの予算総額268億2,700万円を256億6,836万円に改めるものです。

まず、歳入について、款16県支出金、項2県補助金、目5商工費、県補助金1,750万円を減額し、款19繰入金、項2基金繰入金、目3ふるさと応援基金繰入金1億円、目4財政調整基金繰入金9,094万円の1億9,094万円を減額し、款22市債、項1市債、目5商工費9億5,020万円を減額しております。

次に、歳出についてであります。款6商工費、項1商工費、目4温泉施設費11億5,864万円を減額しております。

この修正案について、理由を申し上げます。この事業費は、全くその詳細な中身が見えま

せん。この事業費を認めることは、中身を検討せず承認するも等しいものではないでしょうか。どこを改修すればこのような金額になるのか、理解に苦しむところであります。全く分かりません。確かに、全体の施設は経年劣化が散見するところではありますが、その部分だけを修理改修すればよいのではないかと。果たして、全面改修すべきだろうか。費用対効果を見ても、全く現実的ではありません。全面改修か部分改修かを時間をかけて議論をすべきではないでしょうか。併せて行おうとしている替掘においては、その工法において甚だ疑問に残るところ多々あり、理解できないところです。現状の泉源は泉質、湯量ともに掘削稼働以来20年間にわたり変わりなく自噴しており、温泉源の悩みの種でありますスケールも発生していない。文字通り日本一の泉源であり、申し分ないものです。現状で残すことを優先すべきであり、そのような泉源を大金を投じてそこを埋め戻すとはどういうことか。とんでもないことと思いませんかでしょうか。全く理解できません。埋戻しには外圧をかけてセメンチングをしなければなりません。それをするによって、地中内の網状に広がる蒸気水膜を遮断することになり、目詰まりを起こさせる要因ともなり、泉源周りを壊死させるようなものです。その周辺に与える影響のリスクは大きなものになるのは必定です。出なくなったらどうするのか。1号泉源のときのように、地中のことは分からない、こんなこともあるで果たして済ますことができるのか。責任の所在をはっきりして取り組むべきではないでしょうか。ゆうとう管の補修工事やバルブ取付けの方法は多岐にわたりありますので、その中でベストなものを選択すればよいと思います。替掘を安易に考えているようですが、数m離れただけで、その泉質は全く違います。長年温泉に携わる者として、全くもって理解できません。同じ泉質と湯量が出る保証はないということは、私を信じてお分かりいただきたい。2号泉源周りに広がる温泉溜まりにエメラルドグリーンが形成されているのは、御存じでしょうか。以前、アイスランドのブルーラグーンを構想に公費を使い、視察まで行き、結局頓挫して利用実現ができていませんが、現時点でもきれいなエメラルドグリーンが形成されています。これを観光の目玉として利活用すべきではないでしょうか。ここで替掘をして泉質が変れば、エメラルドグリーンは消滅するおそれがあります。消えてしまったらどうするのか。これらの観光の目玉を潰していいのでしょうか。それは、指宿の財産を放棄するようなものと思いませんか。甚だ疑問だけが残ります。前者のわだちを踏んではならない。総合的に判断して、この事業費を承認するには多くの事柄が足りません。言い換えれば、納得できるものがないということです。経費削減を声高に唱えている割には、本末転倒ではないでしょうか。見直しの余剰金を給食費、医療費助成や道路インフラに投じるべきではないでしょうか。

以上のことから、ここはいったん立ち止まり、全てをリセットして、十分な説明と議論を重ねた中で熟慮、再考してからでも遅くはありません。議員の皆様の常識ある御判断をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（西森三義） 次に、新川床金春議員ほか1名から提出された修正案について、説明を求めます。

○13番議員（新川床金春） 令和6年度指宿市一般会計予算の修正案につきまして、減額する予算は、温泉施設砂むし会館砂楽の指定管理料を5,000万円減額する修正案です。

修正案について説明いたします。別紙でお示しのとおり、令和6年度指宿市一般会計予算の第1条中、歳入歳出それぞれの予算額268億2,700万円を、267億7,700万円に改めます。

まず、歳入については、款19繰入金、項2基金繰入金で5,000万円を減額します。

次に、歳出についてであります。款6商工費、項商工費では5,000万円を減額します。減額の詳細について、参考資料の2、3ページで申し上げますが、歳出、款6商工費、項1商工費、目4温泉施設費、節12委託料5,000万円を減額します。

この修正案について、理由を申し述べます。まず、指宿温泉祭り公社は、平成8年に設立され、指宿市が5,000万円、指宿観光協会が50万、指宿商工会議所が20万円を財団法人指宿まちづくり公社に出捐金として出資し設立しております。市は、公共施設の効率的な維持や管理運営を公共的団体への委託に推進してきました。平成24年度に財団法人指宿まちづくり公社から、一般財団法人指宿温泉祭り公社へ移行登録が県知事に出ています。平成25年10月2日付けで公益目的財産額が確定しています。貴法人の整備法施行規則第25条第10号に規定する公益目的財産残額をぜとなる見込みとしての事業年度は、以下完了予定年日ということで記載されていますが、県知事が公益目的財産7,626万4,613円、完了予定年月日、平成36年3月31日です。公益目的財産の中に、指宿市観光協会、商工会議所が出捐金として出資した5,000万が含まれていました。令和3年12月24日付けで、一般財団法人指宿まちづくり公社は、鹿児島県知事に公益目的財産支出計画実施完了確認書を提出しています。提出した書類には、公益目的財産支出計画の実施が完了した日、令和3年3月31日と記載されています。さらに、令和4年2月3日付けで、鹿児島県知事の公益目的財産支出計画の完了日の確認は、完了日令和3年3月31日となっています。指宿温泉まちづくり公社の決算書は、令和2年度の決算書から議員の皆さんにタブレットに送信されているので、議員の皆さんは確認していると思います。先ほど述べましたが、公益目的財産として認定され、取り崩されるべき基本財産5,070万は、令和3年3月1日、現在の公社の決算書に大阪高裁として5,000万、大阪高裁として4,000万残っております。県知事の通知は、指宿市支出金の5,000万、観光協会支出金の50万、商工会議所支出金20万など、公益目的支出計画で、公益目的財産残額0にというふうになっています。議員の皆さん、令和2年度は新型コロナウイルスで全世界にまん延し、砂むし会館利用者は8万9,241名で、前年度比べて入浴者は15万6,280人減少し、市の砂むし入浴収入は激減しています。利用者が少ないことで、指宿市天然砂むし温泉施設の管理に関する令和2年度協定書の一部を変更する協定書を締結し、指定管理者は2億3,296万2千円を2,724万500円減額し、2億572万1,500円にしました。それでも、令和2年度の決算書、正味財産増

減計画では、一般正味財産1,335万円増え、正味財産は総額1億1,692万円になっています。令和3年度も新型コロナウイルス感染症まん延で、砂むし施設利用者は11万5,103名で、市の砂むし入浴収入は激減しています。令和3年度決算書、正味財産増減計画書では、一般正味財産増減額は1,729万円増え、令和3年度の正味財産総額は1億3,422万円になっています。さらに、令和4年度も新型コロナウイルス感染症まん延で指宿砂むし温泉施設利用者は18万7,037名で、市の砂むし入浴事業料は激減しています。議員の皆さんは、タブレットで見ていると思いますが、令和4年度決算書、正味財産増減計画書では、一般正味財産増減額は3,057万8,372円増え、令和4年度の総正味財産額は1億6,480万6,816円に膨れ上がっていることが分かりました。

これまでる説明しましたが、令和2年度から令和5年度にかけて、市は天然砂むし温泉入浴料収入と指定管理者の差額として、約2億5,000万ほど赤字を出しています。議員の皆さん、市が2億5,000万円の赤字を出しているにも関わらず、指定管理者である一般財団法人指宿市温泉祭り公社は、今年度末に正味財産総合計で2億円に迫ろうとしております。先ほど説明した公益目的財産処分計画に、市と観光協会、商工会議所が出資した5,070万円の出資金も含まれています。市長の令和6年度の施政方針に、市民の理解を求めながら着実に財政再建を進めていくと決意を述べています。財政改革を着実に実施するために、全ての事業の余分な支出を見直し、財源を確保することが急務です。まずは、平成8年に指宿温泉祭り公社に市が出資した出捐金5,000万円分を公益目的財産処分計画にのっとして、指定管理料から減額するための修正です。議員の皆さんの御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時19分  
再開 午後 1時51分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第47号（質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務水道委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にあありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にあありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、新宮領實議員ほか1名から提出された修正案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

西田義哲議員。

**○6番議員(西田義哲)** 今回、議案第47号に対する修正案が出されております。11億5,864万円の減額の修正ということで、先ほど説明いただきましたが、説明の中で、詳細が分からないので修正案を出したというふうな形で説明をいただいたと思いますけれども、詳細につきましては、委員会とか、あるいは一般質問等で事業費の詳細というのは問うことができるというふうに思うんですけど、そのところは問うことはなかったのでしょうか。

**○7番議員(新宮領實)** 今回は、諸般の事情で一般質問はしませんでした。しかしながら、それを問われるのは、ちょっと心外でございます。詳細は何かしらの形で出てくると思ったので、あえて聞くことはしなかったと思います。委員会では、いろいろな議員が質問をする中で、私自身も反対意見も申し上げたりしながら、そのところを聞くことは失念していたのかもしれませんが、それが修正案の全てではありません。私の議員としての信念に従ったものであります。

**○6番議員(西田義哲)** 二つ目の質疑をさせていただきます。11億1,586万4千円の内訳の中で、おそらく山川砂むし保養施設の展望所の設計及び工事費3,521万7千円というのが含まれているのではないかと思います。これを減額する理由ですね、委員会、あるいは一般質問等でも全く質問、質疑はなかったわけですが、なぜこれを質疑がないままに減額されたのか、その理由をお聞かせください。

**○7番議員(新宮領實)** 私はですね、温泉施設、この施設に対しての金額があまりにも大きいと、ですから、全てを見直す方が私はベストだと思いましたので、一つ一つについてのお答えは差し控えたいと思います。

**○6番議員(西田義哲)** それでは、3回目の質疑をさせていただきます。今回、この修正案を作成するにあたりまして、現地での調査・確認というのは、行われましたか。

**○7番議員(新宮領實)** 現場は非常に広うございます。おおむね見たつもりではおりますけれども、詳細について、小さいところまで確認したのかとなると、そこまではしておりません。これがもう本当の気持ちでございます。

**○議長(西森三義)** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、新川床金春議員ほか1名から提出された修正案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

山本敏勝議員。

**○3番議員（山本敏勝）** それでは、質疑をさせていただきます。

県は、公益法人から一般財団法人へ移行した際に、公益目的財産は平成25年から11年かけて償却することとしています。それに対して、砂むし会館砂楽は平成25年から8年間で償却は完了している。その旨は提出者も御存じだと思いますが、この償却することとなっている部分に関して、提出者は承知しているでしょうか。

**○13番議員（新川床金春）** 先ほども述べましたが、この指定管理者は県知事の通知よりも早く償却をしております。その償却の内容が指定管理料を超える事務事業費を行って、赤字になって、皆さんの手元には決算書が、家にはあると思いますよ。その決算書を見ますと、平成29年から30年、令和元年に約7,000万以上の赤字を出し、平成24年から令和4年度にかけては、3年度にかけては、7,800万円の赤字が出ていますよ。その赤字で指宿市観光協会、商工会議所が出した5,070万円を処分しているんですよ。皆さんのタブレットの中の令和3年度に祭り公社の砂むし会館の赤字7,800万円を7,600万円で処理しております。この県知事に出したのは、令和2年、令和3年3月31日ですけど、令和3年度にやっていますよ。ですから、皆さんが、私は今、令和2年度の決算書の貸借対照表を手元に持っていますが、令和3年3月31日現在、固定資産、基本財産、5,070万、指宿市出捐金、大阪府債1,998万6千円、もう一つは1,990万、そして鹿児島信用金庫普通預金2万4千円、鹿児島信用金庫普通預金1,000万という、これで5,000万、そして観光協会鹿児島銀行定期預金で50万、商工会議所の出捐金は鹿児島銀行定期預金で20万と残っているんですよ。私は、鹿児島県の担当課である温泉係に行って、公益財団法人だったら説明できますと、一般財団法人のことは説明できませんということでした。公益財団法人が何のときの、その県知事の数字は何ですかと聞いたらですね、その出捐金等含めて全てを取り崩すんだと。そして、先ほども私が言った令和3年3月31日のやつには、済みましたといっても、決算書に残っているんですよ、5,070万が。それで取り崩したんですかと僕は思って、県庁でいろいろ聞きました。担当課と、学事法制課の方とも話をしました。公益財団としての話はしますよと、一般財団法人としては言えないけれども、取崩しの内容は全ての公の、指宿市観光協会、商工会議所というのを公の団体として見ている、そのお金を取り崩しなさいということだったと、私は聞いて帰って来ていますので、今回、5,000万円は指宿の出捐金ですので、これだけは修正して大丈夫かなと思いましたので、修正案として出しました。

**○3番議員（山本敏勝）** 二つ目の質疑に入ります。指定管理料を減額することで、受託事業は赤字になるおそれがあると思いますが、また、提出者が言っている額は、法人としての収益

事業が含まれていると思います。1企業の努力に介入することはできないと思いますが、その点はどう捉えていますか。

**○13番議員（新川床金春）** 先ほども申しましたが、全ては7,600万という公益目的財産のお金を取り崩す、その中の原資が5,000万ですよ。それを取り崩してないので、指宿市が令和2年から令和4年にかけて2億5,000万程度赤字になっているんだったら、それは事業者として請求すべきかなと思ったけれども、やってないので、先ほど山本議員が言われたように、平成25年から11年かけてとなっています。これが令和6年度なんですよ。取崩し期間と県が指定したのが6年度までなので、ぎりぎり間に合うかなと思って、この5,000万円を、指宿の分だけです、取り崩してもいいのかなと思って、修正案として出しました。

**○3番議員（山本敏勝）** 三つ目の質疑に入ります。今年度末には2億円に迫ろうとしているとの説明が提出者から先ほどありましたが、1企業、決算も終わってない法人の額をどこからの情報で出して来られたのか、お尋ねします。

**○13番議員（新川床金春）** 新型コロナウイルスが全世界でまん延している。その年に、令和2年度1,335万円、正味財産が増えております。令和3年度は新型コロナでしたけれども1,729万円。令和4年度も新型コロナウイルス感染症がまだ収束する手前でしたけれども3,057万円、そして令和5年5月には解除されて観光客も増えております。ただ、令和4年度の3,057万円を令和4年度の決算書に当て込みますと、1億9,537万となります。実際、締めないと分かりませんが、これまでの3年間の流れを見ると、3,000万ぐらいはあるだろうなど。そうすると1,900万からいきますので、2億に迫ろうということで、皆さんに説明したところです。以上です。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告により質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、西田義哲議員。

**○6番議員（西田義哲）** 議案第47号に賛成の立場、修正案につきましては二つ提出されておりますけれども、新宮領議員の提出されている修正案につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

先ほど質疑もさせていただきましたが、常任委員会で第2泉源の替掘を理由に原案を否決されていっしょいしましたので、例えば、替掘について執行部と異なる方法を根拠として積算をし、それを修正案に反映されたものを提出されるのだろうかと思っていたのですが、先ほどの質疑でもお分かりのように、一度も議論も交わされていない展望所、ましてや現地確

認も詳細まで行われていない、何の根拠も示されていないところを踏まえた修正案が提出されているということで、大変私としては残念に思っているところです。もちろん、どういった考えを基にどういう内容の修正案を提出するかは、議員個人それぞれの考えではあると思いますけれども、議会は言論の府であります。私が先輩方に対して申すのは、大変おこがましい話かもしれませんが、議論を一度も交わしていないような内容が含まれる修正案というのは、到底賛成できませんので、御理解いただきたいと思います。

山川ヘルシーランド第2泉源の替掘についてですが、先日、改めて現地確認を行ってまいりました。先に行われた常任委員会や一般質問の執行部の答弁でもありましたように、第2泉源から露天風呂へつながる配管は、温泉起因による劣化やバルブ等の腐食など、いつ壊れて蒸気が吹き出してもおかしくないような状況でした。実際、昨年には配管の一部から蒸気が噴き出したということを知っております。また、毎日職員が露天風呂の温度調整を行うために、泉源近くにあるバルブを調節するというので、その場所も確認しましたが、私としてはその場所に入るのをためらうぐらい、危険を伴うことは一目瞭然の状態でありました。また、観光客もその配管近くを歩いて塩田跡地へ行くことができますので、万が一配管が破損し、蒸気が噴き出した場合には、事故などが起こりうる可能性も十分考えられますので、早急に配管の交換が必要だということを確認できた次第です。そのためにも、第2泉源の替掘は必要となりますので、今回のヘルシーランド全部をリニューアル間に実施することは、何ら問題はないというふうに考えております。

また、大規模改修をするにあたっての財源につきましては、合併特例債を使用することです。合併特例債につきましては、使用期限が令和7年度までですので、それ以降は資材の高騰や人件費の高騰など、経費の増加も合わせて市の負担が今以上に増えることは容易に予想されます。皆さんも御存じのように、ヘルシーランドは市民の憩いの場として、たまたま箱温泉は観光客に人気の露天風呂として、供用開始以降、大変多くの方に利用されてきた施設であります。今回の長期休業中に利用されると、これまで以上に市民に愛される施設、観光客を魅了する施設となり、市民の福祉向上につながることは必至であります。したがって、今回の第2泉源の替掘を含むヘルシーランドの大規模改修につきましては、何ら問題はないと考えております。執行部におかれましては、特に第2泉源の替掘につきましては、危険を伴う作業が予想されますので、作業員の安全確保には十分留意しながら慎重に事業を執行していただくことを申し添えまして、私の議案第47号の賛成の討論といたします。

**○議長（西森三義）** 次に、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 議案第47号、令和6年度指宿市一般会計予算の原案に反対する討論をいたします。

条例の一部改正により、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、1.3倍以内で値上げをする内容が含まれています。22日の小学校の卒業式に伺ったところ、山川小学校

の全児童数は327名に対して32名の児童が特別学級のクラスでした。これを見て、就学前の乳幼児への支援の在り方が問われているのではないのでしょうか。本年度、令和6年度から5歳児健診の導入もされていますが、乳幼児へのいろいろな支援をすべきです。給食費についてであります。全国でも県内でも無償化が増えているのに、指宿市は今は給食費は値上げをせず、物価高騰等による増加した部分については市が負担すると宣言していますが、給食費の無償化を導入すべきです。それでも不登校児童生徒の場合は、半数ぐらいは登校できなくても、給食費を毎月払っています。親としては、登校してほしいために負担をしているのです。不登校の児童生徒が食べたときだけ給食費を取るべきです。市税の差押えについて、納税相談で約束した金額を納めているにも関わらず、貯蓄を差し押えたり、生命保険を差し押えています。納税者にも事業を含め、計画があります。また、生命保険は、持病により他の生命保険契約に新規加入することが困難である場合など、生命保険の差押えについては、一定の配慮が求められます。滞納者はずる賢く、滞納者の窮状をその場限りの言い逃れと受け止めるのではなく、目先の回収にとらわれすぎず、滞納者の生活再建やいかにして納税者への育成するかといった視点に立つべきです。令和6年の予算の中に、たまたま箱温泉の第2泉源の切替え、替掘が計画されています。これまで、長期間、泉源の詰まりもせず、問題なく現在も豊富な湯量を排出して、たまたま箱温泉の営業を支えています。たまたま箱温泉の予備泉源として第1泉源は維持管理をしていたが、途中で維持管理を行わなかったため、泉源を詰まらせてしまい、数年前には替掘をしたが、温泉が出ず、約7,000万円の損失を出しています。第2泉源は、平成24年から25年ぐらまではメインのバルブをグリスを塗りながら維持管理が行われていたが、その後の維持管理をしなかったために、現在では操作不能になっています。また、観光泉源も平成25年に泉源の入口付近のバルブ関係を交換したのに、現在は操作不能であります。立地条件は海岸線にあり、潮風にさらされ、囲いもない非常に厳しい状況でありますので、維持管理がなされなければ短期間で操作不良になるのは当たり前です。維持管理が行われておれば、3年前に約7,000万掛けて失敗した第1泉源の替掘もする必要もなく、また、今回の第2泉源の替掘をする必要はないわけです。これまで何度も操作不能にして、無駄にしているのが大問題であります。このまず問題こそ解決する必要があるのではないのでしょうか。この間、蒸気の泉源を掘削する業者や、大分県別府市の温泉課の担当者とも聞き取りをいたしました。替掘の場合は、出るときもある、出ないときもある、地中には分からないので、予備泉源がないのであれば、別府市では慎重な検討をしているとのこと。もし、替掘をすることで湯量に影響が出た場合、ヘルシーランドの温泉保養施設やたまたま箱温泉、砂むし温泉砂湯里の営業に大きな影響を与えるリスクを抱えているのに、替掘をするのが問われています。第2泉源は、20年以上詰まりもせず、湯量も優れていること、泉質もエメラルドグリーンであり、観光資源としても日本一の泉源ではないでしょうか。廃坑にするのは簡単であります。蒸気を止めた時点でメインのバルブを取り替えれ

ば、メインの、さっき賛成討論の中でメインバルブからの配管が腐食しているという賛成討論もありましたけど、メインのバルブを取り替えれば、地上の配管については簡単に取替えることができます。替掘が成功する保証はありません。廃坑するのは簡単です。あまりにもリスクが大きすぎるので、時間をかけて検討すべきです。ヘルシーランド温泉保養施設の改修に多額の資金が計画されているが、例えば、池田湖の駐車場にあるパン屋さんの営業している建物は、市で建設していますが、営業しやすいように内部の改良を多額の資金を掛けて改修がなされています。ヘルシーランド温泉保養施設も、今後、指定管理等を考えるのであれば、民間の考え方等を取り入れて、少しでも安くできないのか、検討すべきではないでしょうか。また、今回多額の費用が掛かるのは、これまでの指定管理の在り方にも問題があったのではないかと、検討すべきです。以上の理由で反対討論をいたします。

**○議長（西森三義）** 次に、前之園正和議員。

**○16番議員（前之園正和）** 私は、修正案、新宮領議員から提出されたものですが、これに賛成の討論を行います。

本年6月頃から約1年間をかけて予定されているヘルシーランドの大規模改修工事に係る部分を減額しようとする修正案です。ヘルシーランド、露天風呂、たまた箱温泉は、人気口コミサイトの行ってよかった！日帰り温泉&スパ部門で4年連続1位に輝いた絶景露天風呂です。開聞岳や竹山、そして東シナ海を望む絶景と温泉が融合した、指宿の観光を語る上で欠かすことのできない場所の一つです。建設して長年経過していることから、一般的な意味での改修やメンテナンス、そしてブラッシュアップやリニューアルが必要かと思えます。しかしながら、一方で十分な検討が必要なのは、財政上の裏付けはもちろんのこと、自然相手の温泉が深く関わっているだけに、失敗は許されず、ましてや元に戻れないところまでになったら、観光いぶすきにとって致命的なダメージになるということです。大規模改修の大前提になっているのが、泉源の替掘です。替掘しようとしている泉源は、今のところちゃんと機能しているばかりか、替掘によって泉源を失うリスクさえ含んでいます。泉源が複数あって、少なくとも1本を確保した上で、他を替掘するのならまだしも、十分な検討と確証なくして、1本しかない泉源を替掘するのは、あまりにも危険と言わなければなりません。替掘しなくても、ほかのメンテナンス方法はないのか。十分な検討が必要です。バルブが機能しないのなら、水を注入しながら作業することによって機能改善ができるのではないかなど、十分な検討のために、本年6月頃からの着手にこだわらず、一度立ち止まって再検討すべきと考えます。よって、当初予算からは減額すべきと考え、提出者新宮領議員の出された修正案に賛成をいたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 田中健一議員。

○9番議員（田中健一） 議案第47号について、原案に賛成の立場として討論させていただきます。

令和6年、新型コロナ感染拡大より、本市の観光産業も例外なく大きくあおりを受け、昨年5月に5類へ移行され、新型コロナ流行以前のにぎわいを取り戻しつつあるように思う中、本市の財政健全化の中、財政状況を踏まえ、山川だけを捉えれば、旧山川庁舎解体をはじめ、これまで多くの山川にお住まいの方々に、大変活用された思い出の建物が、老朽化と様々な将来への負担を抑えるための計画もある中、山川砂むし砂湯里を含め、ヘルシーランド一帯の投資的予算であります。平成2年、砂むし会館砂湯里をはじめ、多くのものが老朽化対策の必要性を感じております。大規模改修費用であります、この改修時期に温泉井戸の替掘も計画され、管理不足もあったかもしれないが、温泉井戸のダメージの確認の方法について、中を確認する術はないものと聞いております。現在も危険な状況であるのであれば、これまで温泉井戸の設計において、以前のタイミングで増掘できなかったのか、いささか疑問でもあります。今回に期待したいと思う次第です。ヘルシーランド一帯、これまで行ってよかった温泉、先ほども同僚議員が言いましたが、4年連続1位に輝いた安心・安全で癒しを感じ、絶景のロケーションを求め、市内外のヘルシー愛好者と外国人対応を見越した改修をし、サービス向上の上での再指定管理への移行に万全を期して、2025年4月に向けたリニューアルオープンを目指していただきたい。

以上のことから、議案第47号、令和6年度一般会計予算について賛成の討論といたします。

○議長（西森三義） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

（井元伸明議員退場）

○議長（西森三義） これより、議案第47号、令和6年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

まず、本案に対する新宮領實議員ほか1名から提出された修正案について、電子表決システムにより採決いたします。

本修正案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、新川床金春議員ほか1名から提出された修正案について、電子表決システムにより採決いたします。

本修正案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について電子表決システムにより採決いたします。

原案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

（井元伸明議員入場）

#### △ 議案第52号～議案第54号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第33、議案第52号、令和6年度指宿市水道事業会計予算について、から、日程第35、議案第54号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ付託されました、議案第52号から議案第54号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月28日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第52号について。令和6年度の漏水調査の計画を教えてくださいとの質疑に対し、令和6年度は、開聞地域を重点に漏水調査を行う予定にしているとの答弁でした。

今後の布設替え工事の計画をお聞きしたいとの質疑に対し、布設替え工事については、経営戦略等のビジョンで計画しているので、それに基づいて行う予定であるとの答弁でした。

意見として、新設、布設替え工事は、車の往来などを考慮して歩道の中で工事をしてほしいというのがありました。

次に、議案第53号について。マンホールの蓋の老朽化による再構築工事の際に、御当地マンホールのデザインやキャラクターの数を増やす計画はないのかとの質疑に対し、当事業は国庫補助事業でやっているの、グレードアップする形のデザインマンホールの採用は計画していないとの答弁でした。

全体で約3,700か所あるマンホールの蓋を、年次的に100か所以上調査して市民の安全に配慮していると理解していいかとの質疑に対し、ストックマネジメント計画は、5か年計画で進めているが、緊急的に危険がある箇所は、早期に対応しているとの答弁でした。

意見として、マンホールの蓋については、市民も日常的に活用しているので、安全点検は十分にやっていただきたいというのがありました。

次に、議案第54号について。泉源や配管の詰まりはないのかとの質疑に対し、令和5年度には、摺ヶ浜の本管清掃を行った。今後も計画的に本管の清掃は行っていくとの答弁でした。

温泉供給事業の中で、専門的な職員は配置されているのかとの質問に対し、水道課の中に工務係として、水道事業会計、公共下水道事業会計、温泉供給事業会計という三つの現場を担当する技師者を7名配置しており、その中で担当を決めて業務を行っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号から議案第54号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告とおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第54号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第48号～議案第50号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第36、議案第48号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第38、議案第50号、令和6年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第48号から議案第50号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月29日及び3月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、議案第48号については、反対討論として、国保税の引上げを内容とする議案第23号が前提となった議案であり、被保険者にとって重い負担となることは避けるべきという趣旨から反対であるというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号については、反対討論として、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、受けられる医療を制限している。また、保険料は年金から天引きし、2年ごとに引上げ、保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなどというような制度は、一刻も早く廃止し、老人保健制度に戻すべきであるという立場から反対であるというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号については、反対討論として、議案第25号が前提となった議案であり、同様の理由で反対であるというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第48号について。国保税が来年度も上がり、被保険者にとってはなかなか払いづらい額になってきていると思うが、納税相談など何件ぐらいあるかとの質疑に対し、令和4年度は、市外の方も含めた納税義務者数約4万1千人のうち708人から相談を受けているとの答弁でした。

出産育児一時金の事業費が2,100万円となっているが、何名を予定をしているのか。また、令和5年度の実績としてはどれくらいかとの質疑に対し、令和6年度の予算2,100万円は、1人50万円として42名を計上している。実績としては、令和6年の1月時点で17名の方が出産をされて、870万8,954円を支出している。令和4年度は、36件で1,470万5,176円を支出しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第49号及び議案第50号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○16番議員（前之園正和）** 3議案ともに反対をいたします。

まず、議案第48号についてですが、先ほど討論を行いました議案第23号、国保税率の引上げを内容とするものです。これが前提となった予算編成ですので、同様の趣旨にて、被保険者の暮らしを守る立場から、本議案に反対をいたします。

第49号、後期高齢者特別会計であります。この制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、一人ひとりから保険料を取り立て、受けられる医療を制限し、差別する診療報酬で、保険料は年金から天引きし、2年ごとに引上げられております。保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなど、制度の廃止を求める声も大変大きいものがあります。本制度に反対をし、廃止を求める立場から、本議案に反対をいたします。

第50号、介護保険特別会計ですが、先に討論を行いました議案第25号が前提となった予算ですので、本議案にも反対をいたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第48号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和6年度指宿市介護保険特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第51号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第39、議案第51号、令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ付託されました、議案第51号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、営業収入2億円に対し、利益180万円という利益率について、どのような見解を持っているかとの質疑に対し、料金改定をして、事業収入等は増額になっているが、人件費、原材料費の価格高騰もあり、積立金は180万円の予算ですが、経費削減に努めてまいりたいとの答弁でした。

次に、今年度、売上を伸ばして、積立金を増やす考えがあるのかとの質疑に対し、唐船峡の場合は、利用者が増えないと事業収入も上がっていかないので、利用者を増やす努力をし、収入を増加させたいとの答弁でした。

次に、駐車場のトイレ改修工事とありますので、どのような内容かとの質疑に対し、今年度は男子トイレの小便器のセンサーが反応せずに、水が流れない状況ですので、便器を取り替えるとの答弁でした。

次に、駐車場のトイレは行くたびに汚い。トイレ清掃の担当を決めるということは考えられないかとの質疑に対し、以前はトイレ清掃専用の職員を雇用していたが、退職したので、後任を探しているが、なかなか見つからないとの答弁でした。

次に、唐船峡そうめん流し整備等基金が1億円あるので、人をもてなすということで、取崩してトイレを整備するという考えはないのかとの質疑に対し、トイレもありますし、先ほ

ど言いましたエレベーター棟など設備整備等もございますので、全体的な方向で検討していきたいとの答弁でした。

次に、エレベーターは耐震化の問題で、予算的には全然上がっていないが、エレベーターは安全に使えているのかとの質疑に対し、油圧式のエレベーターで乗ったときに少し下がるという状況が出るが、毎月業者による点検を行っており安全ですとの答弁でした。

意見として、おもてなしの原点はトイレであると考え。トイレの管理、改修も含めて十分再考していただきたいというものがありました。

意見として、トイレと唐船峡そうめん流しの上の第2駐車場を整備して、おもてなしをしっかりしていただきたいと思っておりますというのがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（西森三義）** 次は、日程第40、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第1号及び陳情第2号の2件は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（松下知恵）** 総務水道委員会へ付託されました、陳情第1号及び陳情第2号について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月28日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、まず、陳情第1号について、原子力規制委員会においても20年延長を許可しており、施設の経年劣化を考慮し

でも安全に運転を続けられると判断されていることから不採択とすべきであるという意見と、今後の経済活動や電気料金の問題などを考えたときに、現時点では原発に頼らざるを得ないと考えることから不採択とすべきであるという意見と、これまで40年間運転してきている中で、老朽化、劣化は進んでいる。国が安全だからと言っても、絶対にありえないということではない。市民の声として採択すべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で、不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第2号について、何らかのアンケート調査や聞き取り調査を行い実態がどうなっているのかを明確にするのは必要なことだと思うことから採択とすべきであるという意見と、政党に所属する党員や議員が自治体の幹部職員や一般職員に政党機関紙の購読を働き掛け、配達・集金する活動は、憲法で保障された政治活動であることから不採択とすべきであるという意見と、指宿市役所内でも勧誘行為があるのか実態調査をするべきと考えることから採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立多数で、採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 陳情1号については、採択すべき立場から、陳情2号については、不採択の立場から討論いたします。

陳情第1号、川内原発20年延長に関する陳情書について、委員会審査では不採択でありませんが、採択すべき立場から討論いたします。

川内原発1号機は本年7月、2号機は来年11月、運転開始から40年を迎えます。九州電力は、この老朽原発を更に20年延長し、使い続けるための申請を行い、昨年規制委員会はこれを認可し、鹿児島県知事はそれを了承しました。委員会審査では、陳情者が傍聴に来ているのに、参考人として聞き取りをせず、規制委員会が認めているから、また、川内原発を見学したら頑丈だから大丈夫、聞く必要はないと審査が行われました。結果はどうであれ、陳情者がその場にいるわけだから、陳情者の願いを聴く必要があるのではないのでしょうか。元旦に発生した能登半島地震を受け、川内原発の基準地震度は687ガルを超える震度6弱以上の地震が起きないという完全な保証がない限り、川内原発の20年延長に反対するという決議をあげてを求め、併せて、鹿児島県、薩摩川内市、九州電力、原子力規制委員会へ20年延長

に関する各種決定の白紙撤回を求めることを要請するものであります。能登半島地震は、マグニチュード7.6、震度7、活断層がおよそ150km以上にわたって連動したとされています。能登半島には北陸電力志賀原発がありますが、北陸電力はそのような活断層の存在は把握してなく、原発の耐震設計も反映されていませんでした。震度5を観測した滋賀原発では、2系統の外部電力を喪失するなど、重大な事故となりましたが、幸いにも同原発は運転停止中であり、大事には至りませんでした。地震によって道路が寸断され、孤立集落がいくつも発生した状況を見ると、川内原発の避難計画は机上の空論だと言えることも明らかになりました。さらに、使用済み核燃料の行き場のないことも明らかになっています。東日本大震災から13年になるのに、原発の重大事故の深刻な被害は今も続いています。終息の見通しも立たず、今の約3万人が避難を余儀なくされています。北海道の泊原発の近くに住んでいる中学生が、ある講演会で訴えている一部を紹介します。私は24時間被曝している。電子力発電所の周辺のイギリスのセラフィールドで白血病の子供が生まれる確率が高いというのを、本で読んで知っている。私も女の子です。年頃になったら結婚もするでしょう。私、子供を産んでも大丈夫ですかと、泣きながら300人の大人たちに聞いているのです。でも、誰も答えてあげられなかったそうです。原子力発電所で重大事故が起こると、人類の技術では抑えることができません。自然の驚異の前に人は無力です。能登半島地震は、地震大国日本に安全な原発など一つもないことが明らかになりました。老朽原発をこれ以上使い続けていいのか。市民の安心安全な暮らしと環境を守る立場から、市民の負託を受けた市議会として、もう一度立ち止まり、検討し、私たちの未来に責任を持つ決断を示すことが求められています。

以上の理由により、本陳情は採択し、川内原発の基準地震動を超える地震が起きないという安全な保障がない限り、川内原発の20年運転延長に反対する決議を上げることが求められ、討論いたします。

陳情第2号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情を、不採択の立場から討論いたします。

職員に対するアンケート調査を行っている自治体があることや、陳情項目で職員の実態調査を求めていることは、憲法で保障された個人の思想、信条の自由、内心の自由を侵害するもの、その権利を侵すもので、断じて許すことはできません。また、庁舎内において職員に対する政党機関紙の勧誘行為が一切ないと断言できない状況であるならばと述べ、庁舎内での政党機関紙の勧誘・配達・集金を問題視しているが、どの政党の機関紙であろうが、政党機関紙を広範な国民に勧めることは、憲法が保障する正当な政治活動である。政党に所属する議員や党員、自治体の幹部職員や一般職員に政党機関紙の購読を働き掛け、配達・集金する活動は憲法で保障された政治活動であり、購読する職員にとっては個人の思想、信条の自由、内心の自由の問題である。これに制限を設けることは許されない。自治体職員が様々な政党がどのような考えや政策などを持っているかを把握するために、政党機関紙を購読する

ことは何ら批判されることではない。過去に川崎市において、市長が職員の政党機関紙の購読アンケート調査を実施したことがあり、市職員6名が憲法違反の思想調査だと、横浜地裁川崎支部に起こした裁判の判決が、市職員が任意に政党機関紙を購読して、各種の情報を入手し、それを職種に生かすことは最大限に尊重されるべきであって、いかなるものであっても、それを制約することは許されないことは当然と述べています。今回の陳情提出の根拠とされている霧島市議会、12月議会で採択された陳情は、その審査が行われた霧島市議会総務環境常任委員会の場で、陳情者とともに陳情の説明を行った人は、今、文部科学省から解散命令請求が行われている旧統一教会が組織したNGO団体宇宙平和連合が取り組んだピースロード2022イン鹿児島事務局長を務めております。職員に対するアンケート調査は、本人の自由な意思に基づいて購読したり、断ったりしているものであり、調査をすることは憲法で保障する思想、信条の自由、内心の自由を侵害するものであり、いかなる理由をつけても許されないものであります。

以上の理由で不採択にすべきです。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

**○16番議員（前之園正和）** 吉村議員のほうから2議案について討論がありましたが、私も同じ立場であります。陳情第2号については、私のほうからも不採択にすべきという立場から、改めて反対の討論を行います。

今述べられたことと重なる部分がありますが、職員への実態調査は、憲法で保障された個人の思想、信条の自由、内心の自由を侵害するもので、断じて許されません。どの政党であれ、どの政党の機関紙であれ、広範な国民に勧めることは、憲法が保障した正当な政治活動です。購読する職員にとっては、個人の思想、信条の自由、内心の自由の問題です。これに制限を設ける、あるいは調査をするということは許されません。規制するのではなく、単なる調査だからと、問題ないのではないかという論がありますが、この種の調査をすること自体が憲法に触れるわけです。ごくごく分かりやすく言えば、思想調査をすることは憲法違反だと、誰も認められるでしょう。調査だからいいとは言わないんです。そういう性質のものだということです。そして更に1点付け加えるならば、統一教会との関係も、今出されましたが、本陳情が出される背景についてです。指宿市議会に提出された陳情第2号と同じ内容の陳情は、県内各自治体において出されております。どこの自治体も市外からの陳情は委員会審査でなく、資料配布にとどまっていることから、どこの自治体でも市内居住者を立てて陳情を出し直しているようです。陳情内容が自治体名を除いて全く同じであるということからしても、組織的にやられていることは明らかです。それでは、どこが組織的にやっているのか。それは旧統一教会です。吉村議員からもありましたが、霧島市議会総務環境常任委員会で陳情者とともに陳情説明を行った人物は、文科省から解散命令請求をされている旧統

一教会が組織したNGO団体天富平和連合が正しいようです，が取り組んだピースロード2022イン鹿児島事務局長だった人物です。ピースロード2022イン鹿児島ですが，一度は鹿児島県から後援を受けていましたが，問題ありとして後援を取り消された経緯があります。各自治体において，それぞれの市内居住者で陳情が出し直されていますが，旧統一教会との関係が明らかになっているところも多数あるようです。本陳情の採択は，思想信条の自由や内心の自由を犯す憲法に違反する行為を求める民主主義の破壊となるばかりか，旧統一教会を後押しし，憲法違反を求めることにつながります。

議員諸氏の賢明な判断を呼び掛けて，不採択とすべきという立場から反対の討論といたします。

**○議長（西森三義）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，採決いたします。

まず，陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は，不採択であります。

よって，この採決は電子表決システムにより行います。

本件は，採択することに賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

**○議長（西森三義）** 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成少数であります。

よって，陳情第1号は，不採択と決定いたしました。

次に，陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は，採択であります。

委員長報告に御異議がありますので，電子表決システムにより採決いたします。

本件は，委員長報告に賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

**○議長（西森三義）** 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、陳情第2号は、採択と決定いたしました。

#### △ 議案第57号～議案第59号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第41、議案第57号、副市長の選任について、から、日程第43、議案第59号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、人事に関する案件2件、条例に関する案件1件の計3件であります。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第57号、副市長の選任について、であります。

本案は、副市長であります有留茂人氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに黒永英樹氏を副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

同氏の住所、生年月日については、お示しのとおりであります。同氏は、千葉大学文学部を平成8年3月に卒業、同年4月に鹿児島県職員として採用され、土木部河川課、鹿児島大学大学院派遣、企画部交通政策課、総務部人事課、農政部農政課、大島支庁総務企画部総務企画課、人事委員会事務局職員課、総務部市町村課、健康福祉部介護福祉課、くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課、商工労働水産部雇用労政課、くらし保健福祉部保健医療福祉課に勤務され、その間、市町村課地方創生支援担当主幹、人事委員会事務局職員課長補佐、商工労働水産部雇用労政課長補佐を歴任し、現在も、くらし保健福祉部保健医療福祉課長補佐として御活躍されております。これまでの各部局での豊富な行政経験と幅広い人脈、その優れた見識や指導力を持つことから、本市副市長として適任者であると思っておりますので、何とぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

次は、提出議案の2ページを御覧ください。

議案第58号、教育長の任命について、であります。

本案は、教育長であります吉元鈴代氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに田之上典昭氏を教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

同氏の住所、生年月日については、お示しのとおりであります。なお、同氏は、指宿高等学校、鹿児島大学を卒業後、長年、教員として活躍され学校教育においては、高等学校の教頭や校長を歴任されるとともに、教育行政においては、県教育庁保健体育課学校体育安全係長、県総合体育センター所長などを務められ、また、一方で、県高等学校体育連盟理事長を歴任され、教職員退職後は、社会福祉法人の障害者複合施設長として知見を広げられるなど、経験も豊富であることから、本市教育長として適任者であると思っております。何とぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

次は、提出議案の3ページを御覧ください。

議案第59号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、財政健全化推進の一環として、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額しようとするものであります。

改正の内容など、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

議案第59号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、財政健全化推進の一環として、特別職の給料月額を減額するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

4ページを御覧ください。

改正の主な内容は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間について、市長の給料月額の15%を、副市長及び教育長の給料月額の7%を減額しようとするものであります。

なお、施行日は、令和6年4月1日としているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時23分
再開	午後	3時34分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△ 議案第57号及び議案第58号（質疑、委員会付託省略、表決）**

**○議長（西森三義）** これより、質疑に入ります。

まず、議案第57号及び議案第58号の2議案に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第57号及び議案第58号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号及び議案第58号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第57号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第58号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第59号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

○議長(西森三義) 次に、議案第59号に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

前原五男議員。

**○4番議員（前原五男）** 市長が15%、教育長は7%、何か減額する理由があるんですか。私はこういうものについてはですね、何か悪いことがあって減額するというのはだいたい聞くことはありますけど、ただ、押し量るところによれば、財政状態があるからということなのかどうか。それからもう一つは…。

（発言する者あり）

**○4番議員（前原五男）** ちょっと聞いてってくださいね。そして、教育長と、教育長は迎える側です。その教育長に話をして、7%減額というのを決められたのか、その辺を…。

（発言する者あり）

**○4番議員（前原五男）** そういうことでですね、意見もあるんでしょうというふうに皆さんは取られるんでしょうけれども…。

**○議長（西森三義）** 前原議員、それは討論になっていない。質疑のときにそれは言うべきであって、討論になっていないので、取り消していただきたい。

**○4番議員（前原五男）** したがって、このことについて、市長はどのように捉えているのか、市長とちょっと討論してみたいと思います。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時41分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前原五男議員から、発言の取消しの申出がありますので、前原五男議員。

**○4番議員（前原五男）** 先ほど発言しました内容については、同僚議員の皆さんから、それは質疑であって討論でないということなので、取下げをいたします。

**○議長（西森三義）** ただいま、前原五男議員から取消しの申出がありましたので、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、前原五男議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第60号上程(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

○議長(西森三義) 次は、日程第44、議案第60号、指宿市議会委員会条例の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 閉会中の継続調査について

○議長(西森三義) 次は、日程第45、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

総務水道委員長、文教厚生委員長及び産業建設委員長から、所管事務調査を行うため、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○議長(西森三義) 次は、日程第46、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報

告いたします。

令和6年3月21日付けで鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から、同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたので、お知らせいたします。

投票総数373票、投票のうち有効投票371票、無効投票2票。

有効投票のうち、松元正明議員147票、迫杉雄議員137票、柴立豊子議員87票。

以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、先に配布のとおりでありますので、御了承願います。

### △ 議長挨拶

**○議長（西森三義）** 令和6年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月21日の開会以来、本日までの34日間にわたり、令和6年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に御審議いただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、執行部当局におかれましても、円滑な審議に御協力いただきましたことに対し、感謝申し上げます。

さて、元日に発生しました令和6年能登半島地震につきまして、犠牲になられた多くの方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、関係者の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。地震発生から80日以上経過しても、いまだにライフラインの寸断や避難所生活が続いており、復興への道のりは厳しい状況となっているようです。近年、災害が激甚化、頻発化しているように感じており、本市においても、様々なケースを想定した災害に備える必要があると考えております。また、長きにわたって続いたコロナ禍による影響を払しょくするために、更には、物価高騰や各業界における人手不足といった課題に対応するために、どのような施策を展開するのか、今、正に私たちの力は試されているときであると、強く認識しております。このような世の中の流れに柔軟に対応するため、執行部におかれましては、効果的かつ実効性、即効性ある予算執行に全力で取り組んでいただくよう要請いたします。市議会といたしましても、市民の負託に応えられるよう、更なる議会の活性化を図り、執行部とともに市政発展に向けてたゆまない努力を続けていく所存であります。

結びに、本年3月末をもって退職されます副市長、教育長を含めた職員の皆様方には、長い間住民福祉や産業振興に御尽力を賜り、改めてその御苦勞と御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿の発展のために生かしてくださるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

この際、市長から発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。

### △ 市長挨拶

○市長（打越明司） 令和6年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりまして、議長から発言のお許しをいただきましたので、一言、御挨拶を申し上げます。

去る2月21日に開会されました令和6年第1回指宿市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提出いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会におかれまして、それぞれ慎重なる御審議を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。また、審議の過程で賜りました皆様の御意見、御助言等につきましては真摯に受け止め、今後の市政運営において十分に配慮をしまいたいと考えております。

さて、いよいよ令和6年度が始まります。本市における喫緊の課題は、人材の確保であります。令和6年度は、本市の将来を支えていってくれる人材を見つける、育てる、支援する1年として、次の世代につながる活動を充実していく1年にしなければならないと、強く感じているところであります。

議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方のより一層の御支援と御指導をお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝と御多幸を御祈念申し上げます。令和6年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりましての御挨拶をさせていただきます。

ありがとうございました。

### △ 閉議及び閉会

○議長（西森三義） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和6年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲